

令和5年度法務省委託事業
釈放時アンケートの見直しに係る調査研究

報告書

令和6年3月22日
東京大学先端科学技術研究センター当事者研究分野

目次

第1章 調査の背景と目的

1 背景	7
1.1 名古屋刑務所不適正処遇事案と第三者委員会提言	7
1.2 釈放時アンケートとその問題点	7
2 目的	8

第2章 先行研究をふまえた釈放時アンケートの検討

1 問題と目的	10
2 先行研究に基づく新釈放時アンケートの検討	10
2.1 新釈放時アンケート提案への流れ	10
2.2 Step1: 先行研究のレビュー	11
2.3 Step2: 先行研究と現釈放時アンケートとの比較	11
2.4 Step3: (a) 施設運営の評価に活用可能な受刑者の声を捉える質問項目 および(b) 再犯防 止に関連する質問項目の選定	15
2.4.1 既存の質問の修正と関連する項目の提案	15
2.4.2 小括	22
2.4.3 新設が提案される質問	24
2.4.4 小括	26
2.5 Step3: その他の項目	26
2.6 受刑者(高齢者や障害者)の特性を踏まえた設問への対応	28
3 まとめと提言	30

第3章 元受刑者と支援者へのインタビュー調査をふまえた釈放時アンケートの検討

1. 研究目的	32
2. 研究対象	32
2.1 適格基準と除外基準	32
2.2 募集方法	32
3. 研究方法	33
3.1 インフォームド・コンセント	33
3.2 インタビューとデータ取得の手続き	33
3.3 データの分析方法	33
4. 分析結果	34
4.1 インタビュー協力者とデータセット	34
4.2 当事者インタビューの分析結果	35
テーマ1 当事者から見たアンケートの実施状況	39
テーマ2 刑務所内での生活(参考資料6)	39
テーマ3 困ったこと驚いたこと	39

テーマ 4 刑務所で学んだこと	44
テーマ 5 釈放後の困難と欲しかったサポート	45
テーマ 6 当事者にとっての「良い刑務所」と「悪い刑務所」	46
4.3 支援者インタビューの分析結果	48
テーマ 1 社会復帰の観点から考える刑務所の姿	56
テーマ 2 釈放時における当事者の困りごと	58
テーマ 3 特に手厚い支援が必要なケース(参考資料6参照)	60
テーマ 4 エンゲージメント(参考資料6参照)	60
テーマ 5 支援者から見た再犯の理由	60
テーマ 6 刑務所／刑務官に改善してほしいこと(参考資料6)	62
テーマ 7 釈放時アンケートの改善提案	62
5. まとめと提言	67

第4章 EBPM の観点から見た釈放時アンケートの設計と活用

1 望ましいアンケートの条件と釈放時アンケートの改善提案	70
1.1 問いや仮説を明確にして測るべきものを特定する	71
1.2 適切な評定方法	72
1.3 適切な質問文	73
1.4 アンケートをアップデートする必要性	76
2 アンケートの実施における倫理的・実践的事項	76
2.1 アンケートの実施方法に関する留意点	76
2.2 研究の共同創造とコミュニケーション	79
2.3 エビデンスとの付き合い方	80
3 釈放時アンケートの分析と利用の方法	81
コラム: 因果と予測の区別	82
3.1 EBPM における仮説と理論の重要性	84
3.2 仮説生成における共同創造	84
3.3 違う国や文化で確立された理論や仮説が日本でもあてはまるかを検証する	85
3.4 刑事施設の評価	85
3.4.1 重回帰分析	85
3.4.2 構造方程式モデリング(上記コラムも参照)	85
3.4.3 刑務官の変数と受刑者の変数の相関分析	86
3.4.4 マルチレベル解析	86
3.4.5 前後比較デザイン	86
3.4.6 参加者間デザイン	87
3.5 社会復帰の予測	87
3.5.1 釈放時アンケート以外の測定内容の検討	87
3.5.2 追跡調査の検討	88
3.5.3 生存分析・ロジスティック回帰分析	88
3.5.4 機械学習	88
3.5.5 潜在成長モデル	89
4 まとめ	89

第5章 まとめと提案

1 まとめ	93
2 提案 1: アンケート実施マニュアル	96
3 提案 2: 意識調査アンケートの修正案	98
3.1 見え消し版	98
3.2 溶け込み版	133
謝辞	165
文献	165
参考資料1 レビューしたアンケート	174
参考資料2 利用者満足評価に係るアンケートの主要カテゴリー	176
参考資料3 現釈放時アンケート修正質問項目と先行研究のアンケート項目との対応	178
参考資料4 受刑経験のある当事者へのインタビューガイド	183
参考資料5 支援者・支援団体へのインタビューガイド	184
参考資料6 第3章本文の掲載できなかったインタビュー調査の分析結果	185
参考資料7 釈放時アンケートのデザイン案(パート1のみ)	221

第1章

調査の背景と目的

1 背景

1.1 名古屋刑務所不適正処遇事案と第三者委員会提言

2022年12月9日、2021年11月から2022年8月にかけて名古屋刑務所の合計22名の刑務官が、3名の受刑者に対して、暴行や不適正な処遇を継続的に行ってきたことが明らかになり、法務大臣は「名古屋刑務所職員による暴行・不適正処遇事案に係る第三者委員会」を設置し、2023年6月21日に提言書を取りまとめて公表した。

この提言では、原因・背景事情として、「1. 人権意識の希薄さ及び規律秩序を過度に重視する組織風土」「2. 風通しの悪い職場環境」「3. 受刑者の特性の未把握」「4. 若手刑務官1人で、多数の処遇上の配慮を要する受刑者を担当する勤務体制」「5. 監督職員が不適正処遇を早期に発見する仕組みの不備」「6. 不適正処遇を受けた受刑者を救済する仕組みの機能不全」の6点を挙げるとともに、すべての矯正施設職員を対象としたアンケート調査と、映像記録検証全国調査に基づき、これらが名古屋刑務所だけではなく、全国の刑事施設に共通する問題であると指摘している。

また、再発防止策として、「1. チーム処遇の確立・施設の専門化と小規模化を通じた処遇体制充実」「2. 複数職員配置・ウェアラブルカメラ活用・多面観察を通じたサポート・マネジメント体制充実」「3. 管区の関与による刑事施設視察委員会制度の運用改善」「4. 利便性向上と職員の理解啓発を介した不服申し立て制度の運用改善」「5. 心理的安全性向上・武道関係者の優遇撤廃・受刑者への適切な呼称・職員識別票や動的保安の導入などを通じた組織風土の変革」「6. 専門職確保・採用直後の集合研修・施設収容経験者との対話研修・異動や配置転換の推進などを通じた人材の確保と育成」「7. ペーパーワークの削減を通じた業務の効率化と合理化」の7つの提言を行っている。

1.2 釈放時アンケートとその問題点

本調査研究が対象とする「釈放時アンケート」とは、行刑改革会議の提言を受け、行刑行政の透明化、処遇環境の充実化等を推進するための一方策として、平成17年4月から、出所受刑者を対象として実施している質問紙である。「正直に回答をしても不利益を被らない」という安心感を回答者に与えるための配慮として、釈放時のタイミングで実施することに加えて、質問紙の冒頭に以下のようなインストラクションを記載している。

「この調査は、みなさんから、刑務所での生活について意見や感想をうかがい、今後の施設運営の参考とするために行うものです。この調査票の内容は、目的以外に使われることはありませんので、ありのままを答えてください。」

上記のインストラクションに続き、回答者の性別と年代を尋ねたあとに、刑事施設やそこでの活動を構成要素に分け、「1. 矯正処遇の目標達成状況」「2. 被害者への謝罪や被害弁償」「3. 職員の言動(公平さ、親切さ、相談しやすさなど)」「4. 他の受刑者の言動」「5. 食事」「6. 刑務作業」「7. 職業

訓練」「8. 出所後の就労希望」「9. 就労支援」「10. 教育(改善指導等)や図書」「11. 医療」「12. 制限区分」「13. 優遇区分」「14. 施設の規則」「15. 懲罰」「16. 不服申し立て」「17. 受刑生活の長所と短所」「18. 出所後の不安」「19. 出所後に向けた刑務所への要望」という 19 項目のそれぞれを尋ねている。

しかし、現行の質問紙は、就労支援など近年充実が図られている再犯防止に関連する項目や、組織風土を含めた総合的な施設運営を評価するための項目が十分に設定されていない。また、形式においても、内容においても、実施方法においても、近年増加傾向にある高齢受刑者や障害のある受刑者の特性を踏まえた設問となっていない。

令和 3 年 3 月の政策評価審議会提言において、政策評価に「ユーザー視点」「柔軟性と機動性」「エビデンス」の観点を導入すべきとされ、続く行政改革推進会議ワーキンググループ提言でも、行政の「無謬性神話」からの脱却による機動性の確保などが指向されている現状にあって、不適切処遇の報告を安全に行える心理的安全性の高い枠組みのもと、ユーザーである被収容者の声を含む、たしかなエビデンスに基づきながら組織の状態を捉え、機動性をもって対応していくことが求められている。しかし、現行の釈放時アンケートでは、矯正行政の取組の評価を行う上で必要な情報を取得することが難しい現状にある。

2 目的

このような背景をふまえて、本調査研究では、現行の釈放時アンケートとの継続性を一定程度確保しつつも、「名古屋刑務所職員による暴行・不適正処遇事案に係る第三者委員会」による提言を踏まえて、釈放時アンケートの改善提案を行うことを目的としている。その際に、受刑者の声を施設運営状況の評価に活用することや、保護局が実施する釈放後の社会内処遇の状況に係る調査と連携させた評価を行うことが可能な設計になるように、見直しを行う。

本調査研究で具体的に実施するのは、以下の5項目である。

ア 文献調査(本報告書第 2 章)

国際的な文脈のなかで現行の釈放時アンケートをとらえるとともに、刑事施設と同様、ユーザーの声を施設運営に反映する取り組みを重ねてきた教育・医療・福祉関連の施設の知見の蓄積を参考にするため、受刑者の再犯に関する国内外の文献調査や、教育・医療・福祉施設等の管理運営に関するアンケート調査事例の文献調査を行う。

イ インタビュー調査(本報告書第 3 章)

ユーザーである受刑経験のある当事者、そして、刑務所出所者の支援に取り組む関係団体等の支援者の声を、釈放時アンケートの設計に反映するために、当事者および支援者へのインタビュー調査を行う。

ウ 統計学的検討(本報告書第 4 章)

エビデンスに基づく政策形成(EBPM)に活用しやすい質問紙の設計には、高度な統計学的知識が必要であるため、専門家の監修のもと、質問紙の設計の改善案を検討するとともに、釈放時アンケートを活用した分析手法を提案する。

エ 検討会の設置・運営

ユーザーとしての経験を持ち、その経験を活かした研究を行っている者、我が国の行刑改革の実情をよく知る者、刑務所出所者の社会復帰支援の実情をよく知る者、医療・福祉分野での施設評価や脱施設・地域移行の実践をよく知る者からなる、表 1.1 の検討会を設置し、本調査研究のレビューを受ける。

オ 釈放時アンケートの改善提案(本報告書第 5 章)

ア～エをふまえて、釈放時アンケートの改善提案を行う。

表 1.1 検討会メンバー

大橋 哲(公益財団法人矯正協会理事長、元矯正局長)
田島 光浩(社会福祉法人 南高愛隣会 理事長)
堀田 聡子(慶応義塾大学健康マネジメント研究科教授)
唯 なおみ(東京大学先端科学技術研究センターユーザーリサーチャー)

(熊谷 晋一郎)

第2章

先行研究をふまえた釈放時アンケートの検討

1 問題と目的

第1章でも述べた通り、現行の釈放時アンケートには、多様な就労支援のメニューなど近年充実が図られている①再犯防止に関連する項目や②施設運営を評価するための項目について改善の余地がある。また、③高齢者や障害者など、近年増加傾向にある受刑者の特性を踏まえた設問になっていないという課題がある。

これに対し、現行の釈放時アンケートの見直しに係る今般の調査においては、現行の釈放時アンケートとの継続性も一定程度確保しつつ、(1)受刑者の声を施設運営状況の評価に活用することや(2)保護局が実施する社会内処遇の状況に係る調査と連携させた評価を行うことが可能な設計に見直すことが求められる。

以上をまとめると、(a)施設運営の評価に活用可能な受刑者の声を捉え、また(b)再犯防止に関連する項目を、(c)高齢や障害などの背景をもった受刑者が回答しやすい形式へと追加・改編することが望まれる。そのような視座のもと、第2章では、先行研究に基づき現行の釈放時アンケートを土台とし新たな釈放時アンケートの提案を行うことを目的とする。

2 先行研究に基づく新釈放時アンケートの検討

2.1 新釈放時アンケート提案への流れ

新釈放時アンケートの提案までの流れを図2.1に示す。その上で、以下、図2.1の流れに従い詳述していく。

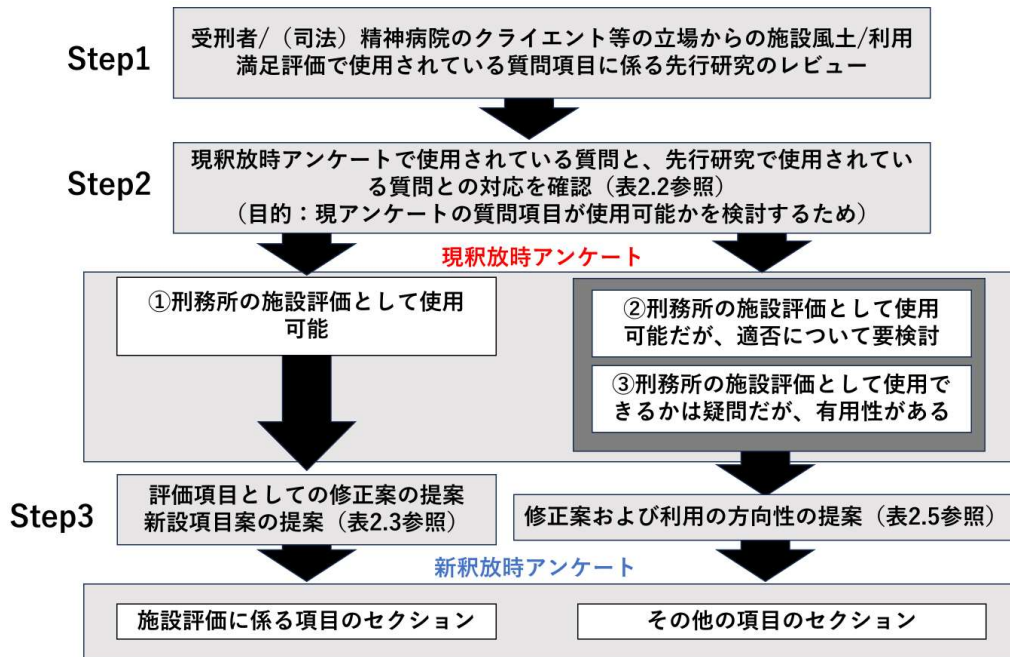


図 2.1 新釈放時アンケート提案までの流れ

2.2 Step1: 先行研究のレビュー

まず、図 2.1 の Step1 に示すように(a)施設運営の評価に活用可能な受刑者の声を捉える質問項目(「施設評価項目」とする)を検討するに際して、受刑者のみならず、(司法)精神病院などのクライアントを含めた施設利用の当事者による施設風土を評価するアンケートに係る先行研究も対象にレビューした。海外では司法精神病院などの施設風土評価で使用されるアンケートが、刑務所風土を評価する際にも用いられており、両者の中には互換性を有するものもある(たとえば、CIES: Correctional Institutions Environment Scale、EssenCES: Essen Climate Evaluation Schema、WAS: Wards Atmosphere Scales など)。このことから、(司法)精神病院などのクライアントを含めた施設利用の当事者による評価に係るアンケートも調査対象とした。とはいえ、なぜ施設評価項目を検討する上で、施設風土評価に係るアンケートをレビューする必要があるのだろうか疑問に思われるかもしれない。

施設風土とは、施設利用の当事者(受刑者/クライアント)が認識する施設に関する社会的、感情的、組織的、ならびに物理的特徴を指す(e.g., Ross et al., 2008)。これまで、矯正施設や精神科病棟には特有の風土があると考えられてきた(Tonkin, 2016)。そして、それらの風土は、当該の施設が利用の当事者(受刑者/クライアント)のリハビリテーションを支援するものであるかを決する上で重要な考慮事項である(e.g., Lutze, 1998; Moos, 1974a)。また、施設がうまく機能するための重要な要素である(Bell et al., 2017; Burek & Liederbach, 2021)。以上を踏まえた上で、施設風土に対する利用当事者の評価は、それらの利用当事者の声を反映したものであり(Stacer, 2022)、施設運営に資するものと言える。このことから、利用当事者による施設風土を評価するアンケートは、現釈放時アンケートを受刑者の声を施設運営状況の評価に活用することが可能な設計へと見直すという今般の調査で求められている点を充足する上で参考になる。

また、クライアントの満足感に対する評価は、医療組織の改善のためにも用いられており(保田, 2019)、施設風土に対する評価同様に受刑者(施設利用者)の声を刑務所の運営に活かすという今回の調査を進める上で参考になる。そこで、(司法)精神病院などのクライアントを含めた施設利用の当事者による満足感に対する評価アンケートに係る先行研究もレビュー対象とした

以上のレビューを行うことにより、施設運営の評価に活用可能な受刑者の声を捉える質問項目としてどのようなものが用いられ得るかを知ることができる(レビューした先行研究のアンケートについては参考資料 1 を参照)。

2.3 Step2: 先行研究と現釈放時アンケートとの比較

続いて、Step1 で収集した先行研究のアンケートにおける個々の質問項目を検討するに先立ち、それらのアンケート調査がおおむねどのような観点から施設風土/満足感に対する評価を行っているかを確認した(たとえば、「安全」という観点からの施設風土評価/「職員のスキル」という観点からの満足感評価など)。先行研究のアンケートではそれぞれ、評価の際の観点の個数が異なる(たとえば、PEI: Prison Environment Inventory は 8 つ、MQPL: Measuring the Quality of Prison Life は 21 個など)。他方で、多かれ少なかれ同様な観点からの評価を行っており(van der Helm et al., 2011)、たとえば、PEI と MQPL にはいずれも「安全(safety)」「支援(support)」が含まれている。このように共通ないし類似する観点を抽出するため、それぞれのアンケートで用いられている観点を整理し分類した。整理し分類した結果について、施設風土の評価に関しては表 2.1 に示す。また、(司法)精神病院などの満足感に対する評価に関しては参考資料 2 に示す。整理・分類の結果、施設環境、安全感、利用者に対する尊重、職員と利用者との関係、利用者の自律性、処遇

結果に対する認知に関連するものなど、施設風土に対する評価と満足感に対する評価で、(完全に対応するわけではないが)類似の観点から利用者目線での評価が行われていることが看取された。このことから、これらのような観点が施設評価項目を作成する上で必要な観点と考えられた。

以上の、双方に見られた観点の重要性を踏まえつつ、釈放時アンケートが受刑者の声を捉え得るものとして期待されることから、以下では先行研究のうち特に矯正施設(刑務所)の風土評価に係るものを中心に検討し、(司法)精神病院などのクライアントを含めた施設利用の当事者による満足感に対する評価を適宜参照することとした。

表 2.1 施設風土に対する評価に係るアンケート調査でみられた主要なカテゴリー

内容	例
1.環境 (environmental condition)	生活環境の質 騒音と混雑
2.刑務所システムの維持 (system maintenance)	スタッフの管理、監督 秩序と組織
3.プライバシー (privacy)	受刑者同士のプライバシーの尊重 孤立、平穏、静寂を好む
4.安全 (safety)	物理的安全性 安全感
5.人間性 (humanity)	敬意/親切 受刑者に対するポジティブ、親切的な態度
6.手続き的公正 (procedural justice)	明確で一貫性のある規則と手続き 処罰が適切で建設的か
7.職員と受刑者の関係 (staff-prisoner relationship)	職員と受刑者の間の信頼、公正、協力的な交流 刑務所の職員に対する否定的な感情と信念
8.受刑者同士の関係 (prisoner-prisoner relationship)	受刑者同士の雰囲気と関係 受刑者の社会的相互作用
9.個人的課題志向 (personal problem orientation)	具体的な問題に対する援助の必要性 受刑者が問題を理解しようとする度合い
10. 支援 (support)	弱者へのケア 受刑者の処遇ニーズを支援する風土
11. 社会復帰 (rehabilitation)	受刑者の社会復帰に備える 更生と社会復帰
12. 自律性 (autonomy)	主体的であると感じることや自己決定 自分の人生に対するコントロール欲求
13. オープンな感情表現 (open expression of feelings)	自分の考えていることを率直に話す 感情を表に出すことの奨励
14. 活動 (activity)	活動のレベルと種類 没頭する機会を最大化する必要性
15. 個人的成長 (personal growth)	学びに対する認識、将来への希望、刑務所経験の意味 成長
16. 外部交流 (outside contact)	家族関係を維持する機会 面会に対する満足度
17. 健康 (health)	食事の質 治療の質
18. well-being	受刑者が経験する苦痛、罰、緊張感 すべてがうまくいかないと感じている

次に、図 2.1 の Step2 に示すように、現釈放時アンケートの項目が施設評価項目として使用可能かを検討するため、上掲の表 2.1 に示されたカテゴリーと現釈放時アンケートで使用されている質問との対応を確認した(表 2.2)。

その結果、現釈放時アンケートの項目の中で、表 2.2 中の太字項目(例;現アンケート No.1「矯正処遇の目標達成」、3「職員関連」など)について、先行研究における受刑者の立場からの刑務所風土評価の観点との対応が見られた(対応が見られたものには○が付されている)。

対応が見られたことから、これらの項目は、施設評価項目として使用可能(図 2.1 における①)と考えられた。他方で、これらの項目のうち、施設評価項目として使用が可能であると考えられるが、釈放時アンケート内で使用するべきか等、さらなる検討を要すると思われるもの(図 2.1 における②)も見られた(表 2 における○*)。残りの項目(表 2.2 中の太字以外の項目)については、先行研究との対応が見られず施設評価項目として使用できるか疑問だが、ニーズの把握等の有用性が認められる項目(図 2.1 における③)に該当すると考えられた。

なお、ここで、引き続き読み進む上で理解の助けとなることが期待される 3 点を挙げる。1 点目は、「施設評価として使用可能」な項目とは、第 4 章で述べられるような統計的分析に用いることが可能な項目であることを念頭に置いている点である。2 点目は、②について、先行研究との対応が見られながらも、施設評価項目として使用可能かを検討する必要がある理由は後程詳しく述べるが、上記①②を分か一つ一つの大きな基準として全受刑者を対象と出来るかを考えている点である。3 点目は、第 2 章では、現釈放時アンケートの質問項目を施設評価として使用することができるか否かという視点と、残すことが有用か否かという視点の 2 つの視点から検討している点である。

表 2.2 先行研究のアンケートと現アンケート項目との対応

質問 No	内容	先行研究との対応	施設風土評価に係るアンケートにおける評価観点
1	矯正処遇の目標達成	○	・個人的成長 (personal growth)
2	被害者等への謝罪や被害弁済に対する認識		
3	職員関連	○	・職員と受刑者の関係 (staff-prisoner relationship) ・人間性 (humanity) ・支援 (support)
3.1	公平な職員の比率に対する認識		
3.2	職員全体に対するニーズ		
3.3	担当職員に対する評価		
4	他の受刑者との関係	○	・受刑者同士の関係 (prisoner-prisoner relationship)
5	食事に対する評価・ニーズ	○	・健康 (health)
6	刑務作業	○*	・社会復帰 (rehabilitation) ・個人的成長 (personal growth)

6.1	作業—良かったこと		
6.2	作業—不満		
6.3	作業時間		
6.4	報奨金へのニーズ		
7	職業訓練		
7.1	職業訓練経験の有無		
7.2	受けた訓練の種類		
7.3	受けた訓練の社会復帰への有用性	○*	・社会復帰(rehabilitation) ・個人的成長(personal growth)
7.4	受けなかった理由		
7.5	受けたいと思う訓練の種類		
8	出所後の就労希望先		
9	役に立った就労支援		
10	各種教育		
10.1	受けた各種教育(改善指導等)の種類		
10.2	役立ったと思う教育の種類		
10.3	図書に対する評価		
11	医療に対する評価	○	・健康(health)
12	制限区分		
12.1	制限区分への関心		
12.2	制限区分変更に伴うメリット		
13	優遇処分		
13.1	優遇区分に対する評価		
13.2	優遇措置のメリット		
14	施設の規則に対する認識	○	・刑務所システムの維持 (system maintenance)
15	懲罰	○*	・手続き的公正

15.1	懲罰の適切性に対する評価	○*	(procedural justice)
15.2	不当と感じる理由		
15.3	懲罰による効果		
16	不服申立て結果に対する満足	○*	・手続き的公正 (procedural justice)
17	受刑生活		
17.1	受刑生活での苦勞		
17.2	受刑生活で良かったこと		
17.3	受刑生活で得られたもの	○	・個人的課題志向 (personal problem orientation) ・個人的成長 (personal growth) ・社会復帰 (rehabilitation)
18	出所後の生活に対して不安なこと		
19	出所後の生活のために刑務所に望むこと		

2.4 Step3: (a)施設運営の評価に活用可能な受刑者の声を捉える質問項目 および(b)再犯防止に関連する質問項目の選定

上述の Step2 の結果に基づき、以下ではまず、現釈放時アンケートの項目を施設評価項目として使用する際の修正案を提示する。この際、関連して追加が提案される質問項目を併せて提示する。また、検討が要されること等を【補足】として記す。その上で、現釈放時アンケートに新たに導入が提案される観点(「安全感」「自律性/主体性」「刑務所での活動」「外部交通」)に基づく項目を提示する。以上の内容を表 2.3 に示す。

修正提案および関連する追加項目の提案は、先行研究における刑務所風土評価に係るアンケートで使用されている具体的な項目を参照し行った(修正項目と先行研究で使用されている項目との対応は参考資料 3 を参照)。また、受刑者へのインタビューなど受刑者の声を取り上げている先行研究等を参考にした。現釈放時アンケートに新たに導入が提案される観点については、導入の根拠を含め後述する。

なお、今般の釈放時アンケートの見直しにおいて、「現行の釈放時アンケートとの継続性も一定程度確保」することが求められることから、現項目を最大限活かせるように留意した。ただし、形式面では、多選択で問われていた項目を 1 つの質問項目として独立させ、リッカート法(「まったくそう思わない」(1)―「とてもそう思う」(5)など)で尋ねる方式へと大きく変更することが提案される。

2.4.1 既存の質問の修正と関連する項目の提案

【職員に対して】

表 2.3 施設運営の評価に活用可能な受刑者の声を捉える質問項目（施設評価項目）

職員に対して	
現アンケート項目 No	修正後の質問
3-(1), (2)②, (3)ウ	公平な対応をしてくれた
3-(3)ア	親切に接してくれた
3-(3)エ	信頼できた
3-(3)キク	尊重してくれた/敬意をもって接してくれた/ひとりの価値ある人間として扱ってくれた
3-(2)①	期待してくれた
3-(2)③④, 3-(3)イ	必要なときに相談にのってくれた
3-(2)⑤	よく声をかけてくれた/励ましの声をかけてくれた
3-(2)⑥	気持ちをわかってくれた/理解と関心を示してくれた
追加提案	必要なときに助けてくれた
追加提案	きちんと向き合ってくれた/誠実な対応をしてくれた
【補足】	
・3-(2)⑦「放っておいてほしい」は残すべきか。 ⇒他の項目でカバーできているようにも思われる。残す場合、「一定の距離感を保ってくれた」(毛利, 2018)は参考になる。他方で、「距離感」を文字通り物理的な距離感と捉えられる可能性があることから表現を工夫する必要があるかもしれない。 ・「考え方」「勤務姿勢」を項目として残すべきか。	

まず、職員に対する項目について述べる。現釈放時アンケートと先行研究のアンケートで「公平(fair)」「親切(kind)」「信頼(trust)」など共通のキーワードが使用されていたものについては、そのワードをそのまま使用した。たとえば、現釈放時アンケートにおける職員の「公平さ」に対する評価（質問 No.3-(1)、(3)ウ）およびニーズ（質問 No.3-(2)②）について、先行研究のアンケートで使用されている「全体的に、私はこの刑務所の職員から公平に扱われている(MQPL)」「このユニットのスタッフは、私に公平に接してくれる(PCQ: Prison Climate Questionnaire)」などを参照し「公平な対応をしてくれた」とした。

職員の「態度」「言葉使い」（質問 No.3-(3)・キ、ク）については、まとめて「尊重してくれた/敬意をもって接してくれた/ひとりの価値ある人間として扱ってくれた」を提案した。今般の釈放時アンケートの見直しが名古屋刑務所の不適正処遇事案を受けたものであり、当該事案の発生理由として「人権意識の希薄さ」が指摘されていることから、「尊重」は導入すべき視点であると言える。また、毛利

(2018)による受刑者へのインタビューから、受刑者は刑務官に対して「尊重される、人間扱いされた上での厳しさがあること」を求めていることが示されている。さらに、先行研究のアンケートでも「この刑務所では、職員から敬意を持って扱われていると感じる(MQPL)」他「尊重/敬意(respect)」が多用されている。これらのことから、抽象度の高い「態度」「言葉使い」を上述のように「尊重」等を用いた具体的な項目にすることが提案される。

職員へのニーズ「受刑者を信じてほしい」(質問 No.3-(2)-①)は「期待してくれた」への代替を提案した。清水・関山(2016)では、刑務官の期待が受刑者の社会的自尊感情の向上に寄与することが示されている。また、Maruna et al. (2009)によると、期待されることは犯罪者の更生にとって、自己変容の点から重要である。今般のアンケートの見直しにおいて「再犯防止に関連する項目」が期待されていることからすれば、「期待してもらえた」に代替することは検討する価値があるだろう。なおこの際、単に「期待してくれた」では抽象度が高いため、変化への期待など、具体的に「何」に対する期待かを加えることも併せて検討されることが望まれる。

同じく職員のニーズ「身の上相談に乗って欲しい」「話を聞いてほしい」(質問 No3-(2)-③④)および職員に対する評価「相談しやすさ」(質問 No3-(3)-イ)は、まとめて「必要なときに相談にのってくれた」とした。これは、先行研究のアンケートで使用されている項目で「私が何かを伝えたいとき、スタッフは話を聞いてくれる(Group Climate Inventory; Turhan et al., 2023)」などとの類似性が高いと思われたことによる。

「声を掛けてほしい」(質問 No.3-(2)-⑤)は「よく声をかけてくれた/励ましの声をかけてくれた」とした。清水・関山(2016)では、刑務官がより頻繁に声掛けを行うことが受刑者の社会的自尊感情の向上に寄与することが示されている。また、毛利(2018)によると、受刑者は「前向きな気持ちになれる声かけをしてくれること」を刑務官に期待している。これらのことから、声掛けの頻度ないし声掛けの具体的内容を追加することが提案される。「自分をわかってほしい」(質問 No.3-(2)-⑥)は、「気持ちを分かってくれた/理解と関心を示してくれた」とした。これは「職員は、私に注意を払い、私の気持ちを尊重してくれる(PGCI: Prison Group Climate Instrument)」「この刑務所の職員は、私に関心と理解を示してくれる(MQPL)」を参照した。また、受刑者が刑務官に「見ていてくれて気持ちをわかってくれていると感じること」を期待していること(毛利, 2018)とも整合する。

追加として、「必要なときに助けてくれた」「きちんと向き合ってくれた/誠実な対応をしてくれた」の2項目を提案した。これは、「自分に向き合ってくれている」ことが刑務官に対して期待されていること(毛利, 2018)を踏まえた上で、先行研究のアンケートで使用されている項目(例:「この刑務所の職員は正直で誠実であることが多い(MQPL)」)を参照し追加した。また、この追加を行うことにより、現釈放時アンケートにおける職員の「態度」に関する評価の具体的な一側面が評価され得るものと考えられる。

以上に示した職員に対する修正および追加の質問項目について、「職員全体」と「担当職員」毎に評価を求めるか、担当職員を含めた職員全体の評価を求めるかは重要な検討事項である。日常的に親しく収容者と接している第一線の保安職員が処遇の中心を担う「担当制」は日本における独自の行刑の運営方法(日本型行刑)であり、そのような担当制において、担当職員と受刑者の間には情緒面を含め、特別な関係が構築されることが指摘されている(本庄, 2009)。このような背景に鑑みると、たとえば「信頼できた」という質問をされた際に、担当職員に対してと、職員全体で受刑者が抱く信頼の度合いが異なる可能性がある。そうであれば、「職員全体」と「担当職員」毎に尋ねることが有用かもしれない。

【他の受刑者に対して】

表 2.3

他の受刑者に対して	
現アンケート項目 No	修正後の質問
4-①	親切にしてくれた
4-②	よく相談にのってくれた
4-③	乱暴な者がいて困った
4-④	命令する者がいて困った
4-⑤	自分勝手な者がいて困った
4-⑦	かかわり合いにならようにした
追加提案	うまくかかわることができた/仲良くすることができた
追加提案	仲間はずれにされた
【補足】	
・⑥「相談できる相手がいなかった」は削除 ⇒「はい/いいえ」あるいは5件法などで回答を求めることで、「相談できる相手がいなかった」は項目から削除可能（「よく相談にのってくれた」と回答することは相談相手がいたことを意味するため）。	

続いて、他の受刑者に対する項目について述べる。第4章で提案されるように、選択肢として使用されていた項目毎に評価を求めるべきという点以外は、おおむねそのまま使用することが可能と思われる。選択肢の中には先行研究のアンケートで使用されている項目との対応が難しい、「自分勝手な人がいて困った」（質問 No.4-⑤）等が含まれるものの、他の受刑者との関係で良かった面と悪かった面を問うている点では共通している。また、「自分勝手な人がいて困った」は現釈放時アンケートの開始以来一貫して「親切にしてくれた」に次いで多いことから、わが国の刑務所内での受刑者同士の関係の特徴を捉えていると考えられる。したがって、当該の項目もそのまま使用することが適当であると言える。

追加項目としては「うまくかかわることができた/仲良くすることができた」を提案した。この項目は、他の受刑者との関わりをどのように捉えていたかを総合的に評価するものである。先行研究のアンケート項目（例：「私はこの刑務所の他の囚人たちとうまくやっている（MQPL; Weinrath & Ricciardelli, 2023）」）で見られるこのような視点での評価を導入することも検討が望まれよう。また、「受刑者たちは非友好的だ（PEI）」「いじめは刑務所生活の一部であり、止めることはできない（PES）」といった項目を参照し、他の受刑者からのいじめに関わる項目を追加することも一案であろう。

【食事/医療について】

表 2.3

食事について	
現アンケート項目 No	修正後の質問
5-(1)	食事の量に満足した
5-(2)	食事の質に満足した
5-(4)	献立の種類に満足した
追加提案	健康に気を付けた献立だったことに満足した
追加提案	温かいはずの料理が十分に温かく提供されたことに満足した
医療について	
現アンケート項目 No	修正後の質問
11-②	希望する早さで診察を受けれた
11-③	医師から十分に説明してもらえた
11-④	希望どおりの治療をしてもらえた
11-⑤	希望どおりの薬を出してもらえた
追加提案	医療を受けたいと言いだしにくかった
追加提案	多少調子が悪くても我慢するしかないと思った
【補足】	
・5-(3)「主食とおかずのバランス」、(5)「パン食の回数」、(6)「夕食の時間帯」は 必要か。 ・11-①「希望どおりの医療(診察)が受けられた」は他項目でカバーできていないか。 ・「食事」と「医療」はいずれも well-being に関連する可能性がある。 ⇒得られた結果の利用方法を要検討。	

食事と医療に関しても、選択肢として使用されていた現項目毎に評価を求める以外はおおむねそのまま使用することが可能と思われる。検討すべきこととしては【補足】を参照されたい。特に、これらの質問項目を釈放時アンケートで問うことで得られた結果をどのように今後の施設運用に活かすか、ならびに保護局が実施する社会内処遇の状況に係る調査と連携させた評価に用いるかの具体的なビジョンという点から項目の精査等することが望まれる。

なお、食事・医療ともに受刑者の心身の健康にかかわるものであり、健康は受刑中の生活のみならず社会復帰の成功に必要である(中谷他, 2021)。また、再犯防止と関連する(Wallance & Wang, 2020)ことも示されている。したがって、重要な質問項目と言える。このことから、上記【補足】にくわ

え、たとえば食事に関して、さらに質問項目を充実させ、「健康に気を付けた/配慮された献立だったことに満足した」といった健康に関するもの、あるいは「温かいはずの料理が十分に温かく提供されていた」(Yilmaz et al., 2021)といった項目を追加することも考えられ得る。また、医療については、「被収容者が収容中に受ける診療の性質は、社会一般において提供される診療と異なるものではないというべきである」(最高裁第三小法廷令和3年6月15日 LEX/DB 25571573)とされつつも、実現の厳しさが指摘されている(久留宮他, 2019)。このような厳しさは医官不足など刑務所の医療体制に起因するだけでなく、治療を受けることに対する刑務官の圧力があることが報告されている(菊田, 2017)。以上から、現状提供されている刑務所の医療に対して、受刑者がどのように捉えているか、主観的満足度のみならず、治療への主観的なアクセスのしやすさ等を把握することは意義があるものと考えられる。

さらに、提供される食事および医療は刑務所により異なる(赤池, 2022; 菊田, 2017)。そして、たとえば医療について、刑事施設における業務の委託の在り方に関する研究会により美弥社会復帰促進センターでは他施設に比べて医療満足度の高さが示されている(詳細は法務省ウェブサイト https://www.moj.go.jp/kyousei1/kyousei_itaku_index.html を参照)。このようなことから、食事および医療に対する受刑者の主観的評価を施設間で比較することに利用可能と考えられる。上述のように、食事に関する項目を充実させる方向へと修正する必要があるか等は、このような利用法を含め、得られた結果をどのように利用していくかに照らして判断されるべきであろう。

なお、健康に関連する項目として、「運動」に関わるものを追加することも一案かもしれない。運動にはうつ病や不安の低減効果がある(Battaglia et al., 2015)。また、刑務所内での運動の取組みにより、高齢になり身体的な能力や認知面の衰えによって、就労などの社会的活動に参加できなくなり、生活が困窮したり、社会的に孤立したりすることをきっかけに、社会的な不適応状態に陥って犯罪に走る現象の予防が期待されている(室井, 2017)。先行研究のアンケートでは運動に対する満足度を問う項目もある(例:「私は運動に満足している」(PCQ))。このことから、「運動」について問うことも検討してもよいかもしれない。

【施設の規則について】

表 2.3

施設の規則について	
現アンケート項目 No	修正後の質問
14「施設の規則」	厳しい
【補足】	
・そもそも規則がわかっていたかを問う項目を入れることも検討する余地がある(例:「受刑者たちは決まりを知っている/決まりを破るとどうなるか知っている(PEI)」)。 ・規則に対する尊重の度合い、なぜ規則が重要か、納得のいかない規則があったかなど、規則に対する考えを多方向から問うことも一案と思われる。	

刑務所風土は秩序と規律に対する尊重の度合いにも反映されている (Day et al., 2011)。このことから、規則に対する尊重の度合いを含めてもよいかもしれない。また、加藤・大野 (2023) によると、刑務所では職員からの注意を無批判に受け入れて規則に従うのが望ましいと考えている受刑者がおり、主体性のはく奪に適応せざる得ない状況がある。主体性のはく奪により、物事を自分で決められなくなる弊害 (神垣, 2023) やさまざまな社会的スキルの欠如が生じる弊害 (新海, 2012) も指摘されている。規則に対する考えが、主体性、ひいては社会復帰後の生活にも影響する可能性を考えれば、規則に対して様々な角度からの質問を設定することは検討の価値があるように思われる。

「職員が規則を適用する際、受刑者は公平に扱われる (MPQL; Weinrath & Ricciardelli, 2023)」といったように、規則が適用される際の公平性について問うことも有用かもしれない。

【受刑生活で得られたもの】

表 2.3

受刑生活で得られたもの	
現アンケート項目 No	修正後の質問
1-(1)	自分に定められた目標を達成することができた
17-(3)②	自分の問題を見つめなおせた
17-(3)④	二度と犯罪をしない決意ができた
17-(3)⑤	出所後の生活に役立つ忍耐力が身に付いた
17-(3)⑥	二度と犯罪をしない方法 (生活の仕方、出所後の相談等) がわかった
17-(3)⑦	家族や支えてくれる人のありがたさがわかった
17-(3)⑧	家族との関係が改善した
17-(3)⑨	健全な社会生活に役立つ人との付き合い方を学んだ
17-(3)⑩⑫	出所後の生活に役立つ習慣を身に付けることができた
17-(3)⑬	健康になった
17-(3)⑭	不適切な交友関係をあらためる決意ができた
17-(3)⑮	出所後の人生に希望が持てた
追加提案	出所後の生活設計ができた
【補足】	
・17-(3)①「罪を償えた」、③「被害に対する謝罪、被害弁済等の気持ちが生まれた」は 残すべきか。 ⇒ 先行研究のアンケートでは類似のものが見られない。 ⇒ ただし、再犯予測の観点からは入れることを検討してもよいと思われる。	

・17-(3)⑩「出所後に役立つ免許や資格、職業技能などを身に付けることができた」
⇒職業訓練を受けていない受刑者がいることから、含めるかについて要検討。

矯正処遇の目標達成に係る質問(質問 No.1)に関して、「自分に定められた目標を『達成することができた』』とすることにより、受刑生活で得られたものに含め得ると考えられた。また、現釈放時アンケートの受刑生活で得られたものに関する各項目(質問 No. 17①－⑮)と先行研究のアンケートで使用されている項目との間に一定程度対応が見られるため、これらの項目については多少文言を変え、項目を整理することで引き続き使用可能と思われる。文言の修正の際には、「忍耐力が付いた」を「出所後の生活に役立つ忍耐力が身に付いた」、「働く習慣/読書や勉強の習慣ができた」を「出所後の生活に役立つ習慣を身に付けることができた」、「人との付き合い方を学んだ」を「健全な社会生活に役立つ人との付き合い方を学んだ」といったように、受刑生活で得たものが、再犯防止/社会復帰に資するものであることを明記することが提案される。

矯正施設における処遇が、受刑者の改善・更生および社会復帰の促進を図るために行われていることからすれば、再犯防止に資する処遇結果を得られたと受刑者自身が捉えているかを把握することは重要だろう。また、受刑者の主観的評価と社会復帰後の実態とのギャップを検討する上でも有用かもしれない。たとえば、法務省が 2019 年に行った協力雇用主に対するアンケート調査(001290742.pdf(moj.go.jp))によると、雇用した者の就労上の問題として無断欠勤や遅刻、同僚との人間関係が挙げられている。かりに、受刑者自身が受刑生活で社会復帰後に有用な習慣を身に付けられたと感じていたとしたら、このような調査結果とのギャップがあることになるだろう。そうであれば、現釈放時アンケートを保護局が実施する社会内処遇の状況に係る調査と連携させた評価を行うことを可能な設計に見直すという目的にも適う修正と言えよう。

くわえて、「この施設では、社会復帰のための準備が十分にできた/職員は釈放後の計画を立てるよう促してくれる(PCQ)」を参照し、「出所後の生活設計ができた」を追加提案した。

「暴力団を離脱する決意ができた」(質問 No.17-(3)⑭)については、「不適切な交友関係をあらためる決意ができた」とした。釈放時アンケートが開始された平成 17 年における暴力団関係者の入所受刑者数は 4612 人であった(平成 18 年版犯罪白書を参照)が、翌平成 18 年以降その数は減少傾向にあり、令和 4 年における暴力団関係者の入所受刑者数は 604 人となっている(令和 5 年版犯罪白書参照)。このような背景に鑑みると、「暴力団」を含めたより広範な「不適切な交友関係」へと修正することが提案される。

2.4.2 小括

ここまで、「職員に対して」「他の受刑者に対して」「食事/医療について」「施設の規則について」「受刑生活で得られたもの」について、現釈放時アンケートで使用されている質問を(a)施設運営の評価に活用可能な受刑者の声を捉える質問項目(施設評価項目)として使用するための修正案等を提示した。これらの質問は、以下の表 2.4 に示す通り、再犯防止をはじめとする重要な変数との関連が予測される(たとえば、職員との関係は、再犯防止や処遇の結果との関連が予測されるなど)。したがって、得られた評価結果をたとえば再犯防止あるいは受刑者の well-being という点からの施設運営評価に活用可能なことが示唆される。この点において、修正提案された項目は、今回の見直しで求められている(b)再犯防止に関連する項目の要件を充足していると言えよう。

表 2.4 質問項目と関連が予測される変数

質問項目		関連が予測される 変数の例	先行研究例
既存の 項目	職員との関係	再犯防止 処遇目標や結果 動機付け 生活の質	Auty & Liebling (2020) Bullock & Bunche (2020) Blagden et al. (2017) Day et al. (2012) Mizel & Abrams (2019) Mededović et al. (2023) Blagden et al. (2017)
	受刑者同士の関係	再犯防止 処遇効果	van Ginneken & Palmer (2022) Listwan et al. (2013) Woessner & Schwedler (2014)
	食事	受刑者の well- being	Bosma et al. (2020)
	医療	受刑者の well- being	Aday & Farney (2014)
	規則	出所後の反社会的 行動, 刑務所適応	Schubert et al. (2012)
	受刑生活で得られたもの	社会復帰の成功/再 犯防止 セルフスティグマ/エ ンパワーメント	Davis et al. (2012) 新海 (2012) 山岡 (2023) Evans et al. (2018)
新設 項目	安全感	再犯防止 処遇や他の向社会的 行動への参加 生きがい意識	Listwan et al. (2013) Windzio (2006) Blagden & Perrin (2016) Perrin & Blagden (2014) 中谷他 (2021)
	自律性/主体性	再犯防止 主観的な受刑生活 の質 訓練の効果に対する 評価	van Ginneken & Palmen (2022) de Vos & Gilbert (2017) 熊谷他 (2019)
	刑務所での活動	再犯防止 生活の満足感 生活の質	van Ginneken & Palmer (2022) Ali et al. (2016) Mededović et al. (2023)
	外部交通	社会復帰の成功, 再犯防止 受刑者の well-	Meyers et al. (2017) de Claire & Dixon (2015)

		being	
--	--	-------	--

2.4.3 新設が提案される質問

続いて、現釈放時アンケートに新設が提案される質問項目として「安全感」「自律性/主体性」「刑務所での活動」および「外部交通」が挙げられる。これらの項目はいずれも、上掲の表 2.4 に示す通り、現釈放時アンケートの課題とされている再犯防止に関連が予測される項目であることから、新設が提案される。

新設項目の提案	
安全感	安全に生活できた
自律性/主体性	自分で考えて行動することができた
	自発的に行動することができた
	自分のことは自分で決めることができた
刑務所での活動	自分の必要なことに合った活動をすることができた
	自分の得意なことに合った活動をすることができた
	夢中になれる活動があった
	意味のある活動をすることができた
外部交通	家族や支援者とのやり取りを維持できるようにしてくれた
	家族や支援者と有意義な交流ができるようにしてくれた
	家族や支援者と十分な面会ができるようにしてくれた

また、「安全感」は、対人処遇の基本的な側面の 1 つである (Ilijić et al., 2020)。しかし、名古屋刑務所の不適正処遇事案が発生している時点で、受刑者は必ずしも安全であるとは言えないだろう。このことからすれば、「安全感」は入れて然るべき項目である。さらに検討すべきは、どのように「安全感」を問うかである。たとえば「リラックスして自分らしくいられる」(MQPL)や「安全でないと感じる」(PCQ)など、「安全感」の問い方も多岐に亘る。また、職員との関係における安全感と他の受刑者との関係における安全感の双方を問うかについても検討が要される。この点、先行研究のアンケートの中には安全に係る項目に、受刑者と職員との関係の両方を含むものもある(たとえば、PCQ では、「受刑仲間のことを恐れている (I am afraid of some fellow prisoners)」 「職員のことを恐れ

ている(I am afraid of some staff members in this unit)」がともに安全に係る項目として尋ねられている)。さらに、心理的な安全と物理的な安全の両方を問うことも重要であろう。

自律性/主体性については、再犯防止だけでなく、訓練の効果に対する評価とも関連することが示されている。熊谷他(2019)によると、自律的に SST(社会生活技能訓練)に参加することで、当該の活動が社会復帰に役立つと考えることができるようになるとのことである。これまで矯正施設における受刑者の自律性/主体性のはく奪が問題視されてきた(神垣, 2023; 加藤・大野, 2023)が、「拘禁刑」の施行に伴い受刑者の自律性が促進され、社会復帰に役立つスキルが身に付けられることが期待されている(浜井, 2022)。そのような中であって、受刑者自身による自律性/主体性の評価は、今後新たに考案される職業訓練や処遇プログラムの効果を検証する上でも活用可能性が示唆される。以上より、自律性/主体性に係る質問の新設が提案される。

刑務所での活動は多岐にわたる。後述するように(2-5. Step3:その他の項目)、刑務作業、職業訓練、各種教育それぞれについて一律に評価を問うことも一案ではある(たとえば、各活動についての満足度や有益と感じた度合いを尋ねるなど)。他方、全受刑者が同じ活動に従事しているわけではないことから、たとえば、暴力団離脱指導を受けたことがない受刑者が指導の評価を求められると困惑するだろう。したがって、各種作業については現釈放時アンケート同様に受けたことがある人を対象とした質問形式が適当であろう。これに対して、受刑者全員に、主観的に有意義な(何等かの)活動ができていたと思うかを問う「刑務所の活動」の質問の新設が提案される。これは、表 2.4 に示すように、主観的に有意義な活動ができていたと思うことが生活の質や満足感、ひいては再犯防止に資することによる。

外部交通については、2006 年に施行された刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律において、その拡大・積極化が、社会復帰を促進するために要請されている。つまり、受刑者の社会復帰に向けて家族の絆・社会的つながりを維持するために、外部交通の機会が十分に提供される必要がある(葛野, 2007)。熊谷他(2019)によると、家族関係を修復し良好な関係を維持することを重視する受刑者も多い。また、現釈放時アンケートにおいては、「受刑生活でよかったこと」の中の「面会・手紙・差し入れ」が相対的に高い割合を示しており、このことから、受刑者にとって外部交通が重要であることがうかがえる。さらに、表 2.4 に示すように先行研究において、外部との交流が社会復帰の成功、再犯防止に関連することが示されている。以上から、外部交通を質問に含めることには意義があると言える。

質問に含める際には、外部交通の機会が十分に提供されていたかに対する受刑者の主観的評価を問うことが提案される。外部交通は、刑事施設の規律及び秩序の維持その他管理運営上必要な制限をすることができることから、かりに受刑者がそのような制限を不服に感じている場合、主観的には十分な外部交通ができたと感じていない場合もあり得よう。この場合、刑務所の運営に対する批判的な評価につながるかもしれない。そうであれば、得られた評価を今後の施設運営に活かすことが可能であろう。

なお、男子累犯受刑者は家族との関係が希薄な者が多いとされており(熊谷, 2019)、女性についても、犯罪を繰り返し、受刑することにより家族とも絶縁し孤独であり、刑事施設が居場所となっている人もいる(神藤他, 2018)。また、高齢受刑者における引受人がいないことによる社会的な孤立(小山田, 2020)も指摘されている。そもそも外部交通を望めない受刑者がいることに鑑みると、問い方には十分な配慮が必要であることは念頭に置いておかねばならない。

2.4.4 小括

ここまで、現釈放時アンケートの項目のうち(a)施設運営の評価に活用可能な受刑者の声を捉える質問項目(施設評価項目)として使用可能なもの(「職員に対して」「他の受刑者に対して」「食事/医療について」「施設の規則について」「受刑生活で得られたもの」)について、引き続き使用する際の修正案等を提示した。続いて、現釈放時アンケートに新たに導入が提案される観点(「安全感」「自律性/主体性」「刑務所での活動」「外部交通」)に基づく項目を提示した。

2.5 Step3:その他の項目

以下では、現釈放時アンケートのその他の項目、つまり上述で言及のなかった項目について、利用の方向性等についてコメントを付したものを表 2.5 に示す。

表 2.5 施設運営の評価に活用可能な受刑者の声を捉える質問項目で使用した以外の項目

質問 No.2 被害者への謝罪や被害弁済に対する認識
● 「保護局が実施する釈放後の社会内処遇の状況に係る調査と連携させた評価を行う」との観点から重要な項目である。 ➤ 更生保護における被害者に関連する指導の参考資料、また、施設内における「被害者の視点を取り入れた教育」を行う上での参考になると思われる。 ➤ 実態把握として使用する場合は現状のままでよいと思われる。他方で、被害者の視点を取り入れた教育の指導が再犯防止のための重要施策であることから、被害者等の謝罪や被害弁済に対する認識は再犯予測との関連で統計的な使用が可能であるかもしれない。この点を視野に入れ、質問および回答形式を検討することが提案される。
質問 No.6 刑務作業(良かったこと・不満足・時間・報奨金)
● 先行研究のアンケートでは刑務作業を評価する項目は見られないが、9割程度の受刑者が作業に従事している(法務省矯正局, 2023)ことおよび1日の多くの時間を作業に費やしていることからすれば、刑務作業に対する評価は重要だろう。このような重要性を踏まえた上で、日中の活動に対する評価については先行研究のアンケートに含まれていることから、(a)施設運営の評価に活用可能な受刑者の声を捉える質問として使用可能かもしれない。 ➤ 使用する際には、現アンケート項目(6(1)①-⑨, (2)②-⑥)について質問項目の選定と回答形式の検討が必要である(使用が適当な項目を検討の上、その項目について個別評価を求めることが提案される)。 ➤ 拘禁刑の施行により作業規定が変わることとの兼ね合いも考慮する必要があるだろう。 ● 作業報奨金については、受刑者の①勤労意欲を高める、②釈放後の当座の生活費に充てる資金の確保という目的がある。また、受刑者が刑事施設内における自己の日常生活に用いる物品の購入に充てることが経済生活の訓練として有意義であることや、自己の作業によって得た報奨金を親族の生計の援助、被害者に対する損害賠償等に充てることが改善更生・社会復帰の促進に資するという観点から望ましいとされている(太田, 2023)。以上に鑑みると、報奨金制度が上記のような目的を果たし、望ましく機能しているかを把握することが重要であると考えられる。 ➤ 報奨金により勤労意欲が高まったか、報奨金の使い方等を問うことも検討することが提案される。

➤ 報奨金の低さはかねてより指摘されており、アンケート結果も「単価を上げてほしい」の回答が高くなるのは必然のように思われる。たとえば、報奨金を上げるべき、あるいは賃金制導入を検討すべき根拠として活用が期待されているのだろうか。当該質問により得られた結果をどのように施設運営に活かすかが問われる。
質問 No.7 職業訓練、No.10 各種教育
● 先行研究のアンケート調査には、職業訓練など具体的な訓練についての評価項目がある (During the daily program, I learn useful skills. The activities in the daily program help me to develop myself. I am satisfied with the educational courses: PCQ)。 ➤ 職業訓練・各種教育ごとに評価を求めてもよいかもしれない。 ➤ すでに法務省(2023)によりなされているような職業訓練の効果検証などと併用できるかも検討が要される。 ➤ ただし、各種作業やプログラムの評価を釈放時アンケートとして再構成するかは検討が必要である。 ➤ 質問数が増える可能性があり、回答者の負担を考えると、入所期間中に実施することも一案と思われる。 ➤ 受刑者の再犯率を下げることの検証には、受講者及び指導者に対するアンケートと、刑務所内での成績評価の推移分析などを併用した検証の構築(富山, 2008)も推奨されている。
質問 No.10.3 図書に対する評価
● たとえば、桑山(2011)は、受刑者には一般社会に生活する人とは異なる読書ニーズがあるとし、受刑者の「読む権利」の平等な保障の点から、刑務所図書の拡充の必要性を述べている。この点、ニーズの把握として重要と言える。ただし、釈放時アンケートで問うべきことかは検討してもよいかもしれない。
質問 No.12 制限区分、No.13 優遇措置
● 制限区分の緩和および優遇措置はいずれも「改善更生に向けた意欲を高める」目的で行われているものである。このことからすれば、制限区分や優遇措置に対する評価・関心が改善更生に影響するか統計的分析が可能な質問形式を検討することが提案される。 ● 優遇区分同様に制限区分についても自身の区分に納得していたかを問うてもよいかもしれない。 ➤ 改善更生と社会復帰後の社会適応能力に対する職員の評価への納得感という変数として分析に利用可能かもしれない。
質問 No.15 懲罰に対する評価
15-(1)⇒懲罰を受けるのは当然だと感じた 15-(2)①⇒反則行為の調査は適切におこなわれた 15-(2)②⇒懲罰の認定は適切におこなわれた 15-(2)③⇒懲罰期間の長さは適切だった 15-(2)④⇒懲罰内容は適切だった 15-(3)⇒懲罰は生活を見直すきっかけとなった ● 先行研究のアンケート調査の項目(例: The rules and regulations are made clear to me; Control and restraint procedures are used fairly in this prison: MQPL)と一定の対応が見られるため、現アンケート調査項目を上述のように個々に評価を求める形式に修正の上、(a)施設運営の評価に活用可能な受刑者の声を捉える質問として用いることは可能である。

➤ ただし、これまで行われてきた釈放時アンケートの結果によると、懲罰を受けたことのある受刑者はおおむね 4 割から多くて 5 割強であるようだ。これは、裏返せば残りの受刑者は懲罰を受けたことがないことになる。(a)に該当する質問はおおむね全受刑者が該当する方が望ましいと考えられるため、(a)として用いるかは検討を要する。 ● 反則行為処理が一貫して平等に行われていたかについても問うてもよいかもしれない。 ➤ 一貫性のなさは受刑者にとってストレスとなる(加藤・大野, 2023)。これは刑務所適応や職員との関係と関連する可能性がある。
質問 No.16 不服申立て結果に対する満足
● 不満・苦情に対する対応が先行研究のアンケート調査でも見られる。 ⇒I am satisfied with the way my complaint was handled; The complaints committee took my complaint seriously; The handling of my complaint was fast enough: PCQ ➤ このことからすれば、(a)施設運営の評価に活用可能な受刑者の声を捉える項目の方に含めることも可能であろう。ただし、不服申立が多く受刑者に利用されているわけではなさそうなことを考えると、(a)として再編する必要性は高くないかもしれない。
質問 No.19 出所後の生活のために刑務所に望むこと
● すでに実施されていること(就労支援や職業訓練など)については、ニーズの充足が図られたかを把握する質問として用いてもよいかもしれない。 ➤ 受刑者のニーズの充足は施設運営評価の要素であると考えられることから、それぞれの項目についてどの程度ニーズが充たされたかを問うことも一案と思われる。 ➤ 優先度の高いニーズの把握という点からは、現状でもよいと思われるが、たとえばニーズが充足されていると思われる程度やどのニーズの充足が図られることが、改善更生に有効かを検討する上では、項目ごとの充足度を問うなど検討してもよいかもしれない。 ● 釈放者の場合、すでに出所が決まっているので、今更刑務所に期待することを表明しても仕方がないと考える者がいるので、現在受刑者に対して回答を求めるよりも、刑務所へのニーズで「特になし」が多くなると考えられる(新海, 2012)。この点を考慮すると「特になし」が選択肢として必要かも検討が望まれる。

2.6 受刑者(高齢者や障害者)の特性を踏まえた設問への対応

先行研究に基づき知的障害を有する人に対するアンケート調査作成の際の留意点をまとめたものを以下、表 2.6 に示す。

表 2.6 知的障害を有する受刑者へのアンケート作成の際の留意点

対象	留意すること
言語的内容	・現在形を使う ・短縮形は使わない ・受動態よりも能動態を使う ・質問はすべて一人称で書かれるようにする ・複雑な言葉を単純化する ・否定的な言い回しの質問や、回答者に直接比較を求めるような質問は削除する ・可能な限り、抽象的な概念をより具体的な概念に置き換える

	・比喩は使わない ・修飾語や複数の節を含む質問は使用しない ・一般的な質問を、特定の状況や時点に関連する質問に置き換える ・回答者が他者の意見についてコメントすることを求める質問を削除する
注意と記憶	・質問内容をシンプルにする ・アンケートを短くする ・設問の長さを短くする ・回答者に、質問に関連する時間枠を知らせ、アンカーとなる出来事を特定する
回答の偏りと回答形式	・4段階や5段階のリッカート尺度ではなく、3段階のリッカート尺度を使用する ・リッカート尺度を使用する場合は、実施前のスクリーニングを含める ・リッカート尺度と強制選択尺度の両方を使用する場合は、回答の選択肢を絵で示す ・強制選択式の尺度を使用する場合は、「わからない」という回答を選択肢に含める
運営	・質問にはスクリプトを使用し、代替のスクリプトフレーズを含める ・アンケートのレイアウト、使用するフォントの種類とサイズを考慮する

Bell et al. (2017) および Kooijmans et al. (2022) より作成。

現釈放時アンケートは、高齢者や障害者など、近年増加傾向にある受刑者の特性を踏まえた設問になっていないという課題がある。この点は、先行研究のアンケートについても例外ではなく、知的障害を有する施設利用の当事者(受刑者や司法精神病院のクライアント)に適するアンケートの必要性が指摘されている(e.g., Bell et al., 2017)。そのような課題への対応の参考として表 2.6 を参照されたい。なお、以下では表 2.6 の補足をする。

まず、回答形式について、Kooijmans et al. (2022) によると、「はい/いいえ」の質問をした後に、より詳細な質問をすることが可能である。「はい」と答えた場合に、「時々/いつも」などへの回答を求めることが可能)。また、自由回答は言語能力が高くない場合には避けた方がよいとされる。

続いて、フォントサイズについて Rose et al (2012)によると、失語症/学習障害/複雑なコミュニケーションニーズを有する人の場合、14 サイズ以上が適する(16 や 20、24 も適する)。また、UD(ユニバーサルデザイン)フォントを用いて年齢による可読性の検討を行なった楊他(2019)では、高齢者の場合、文字の濃さが可読性に影響することが報告されている。

さらに、口頭で質問をする場合の留意点について3点補足する。1点目は、複数回答の選択肢を口頭で伝える場合、回答者が覚えていられない可能性を認識しておく必要がある(Kabzems, 1985)。2点目は、回答の匿名性が担保されないことの弊害として、社会的に望ましい回答をするなど本音での回答を得られない可能性がある(Finlay & Lyons, 2001)。3点目は、質問を口頭で伝えることにより、実施職員が項目についてさらに説明をすることになり、その結果、職員の解釈が質問に入り込むことが懸念される(Chester et al., 2015)。

以上の留意点を踏まえて、提案した新釈放時アンケートの項目案をさらに検討することが望まれる。

なお、アンケートを実施する前には必要に応じて、認知的・言語的能力の点で、回答が難しいと考えられる回答者に対するプレテストを行うことも提案される。また、内容が理解しやすくなるよう、必要に応じて図や絵を用いるなどし、アンケート内容を可視化する事も有用であろう(資料 7 を参照)。

3 まとめと提言

第2章では(a)施設運営の評価に活用可能な受刑者の声を捉え、また(b)再犯防止に関連する項目を、(c)高齢や障害などの背景をもった受刑者が回答しやすい形式へと追加・改編することを目指し、先行研究に基づき現釈放時アンケートを土台とした新たな釈放時アンケートの提案を行うことを目的とした。

そして、現釈放時アンケートで使用されている項目のうち、先行研究に照らして上述(a)また(b)項目として使用可能なものについて、個々に評価を求める等の修正提案をした。その上で、現釈放時アンケートには含まれていないが、新設が提案される項目を提示した。続いて、現釈放時アンケートの残りの項目について利用可能性等に言及した。

そして最後に、受刑者(高齢者や障害者)の特性を踏まえた設問を作成する上で参考となる留意点を提示した。

以上、第2章のまとめとして、新釈放時アンケートでは、施設評価項目について尋ねるセクションと、それ以外の項目を尋ねるセクションに分けた2部構成が提案される。このまとめを踏まえた上で、次の2点が提言される。

(1) 刑務所風土を測定する日本の法務省版尺度を作成すること。

第2章でレビューした先行研究のアンケートはいずれも、施設利用の当事者の声を正確に捉えるべく、アンケートの信頼性と妥当性の検証が積み重ねられてきたものである。これに対して、第2章で修正提案をした項目は、先行研究のアンケートの質問項目との対応が見られるものの、現状では、先行研究のアンケートの質問項目の寄せ集めの域を出ない。今後は、受刑者の声を正確に捉えることが可能なアンケートとして信頼性と妥当性の検証が行われる必要がある。つまり、日本の法務省版刑務所風土尺度を作成することが望まれる。

(2) 「釈放時アンケート」の活用方法を明確にしたうえで質問項目を精査すること。

現アンケートの中には、釈放時に尋ねることの必然性ないし有用性に疑問がある項目、また、得られた回答の利用意図が不明確に思われる質問が散見された。現釈放時アンケートの見直しに際して、質問項目数が回答者に与える負荷を考慮し、「釈放時」だからこそ問うことに意義がある項目を優先して残すべきである。そこで、優先基準となるのが、「何のために」釈放時アンケートを活用したいかである。たとえば、再犯予測のために活用する場合は、そのための項目を優先すべきであるし、今後の刑務所運営に役立てるとして、どのように役立てるかまで明確にする必要がある。たとえば、特にニーズが高いことがらが分かったとして、そのニーズの実現可能性が低い場合、得られた結果を有効に活用していくのは難しい。実際に実現可能性が高いニーズを把握できるようにするなども考慮すべき視点であろう。

最後に、第2章の随所で提示された受刑者の声は、続く第3章のインタビューの中でより現実的なものとして立ち現れるであろう。本章は先行研究をレビューしたものであり、海外の文献に多くを負っているが、先行研究で得られた知見が、多くの受刑者たちによってもたらされたものであることが実感される。また、現釈放時アンケートの質問項目を施設評価が可能な項目として分類・修正することにより、具体的にどのように活用し得るかが第4章でイメージできるようになると考えられる。先行研究のアンケートが、受刑者の声を捉えることができるよう永い時間をかけて検証されてきたように、釈放時アンケートが受刑者の声を捉えていくことが期待される。

(湯山 祥)

第 3 章

元受刑者と支援者へのインタビュー調査をふまえた釈放時アンケートの検討

1. 研究目的

出所受刑者を対象として平成 17 年 4 月から実施している「受刑者に対する釈放時アンケート」は、行刑改革会議の提言を受け、行刑行政の透明化、処遇環境の充実化等を推進することを目的としている。しかし、同アンケートの設問やその実施方法に関しては、就労支援など近年充実が図られている再犯防止に関連する項目や施設運営を評価するための項目が設定されていないほか、高齢者や障害者など近年増加傾向にある受刑者の特性を踏まえた設問となっていないため、矯正行政の取組の評価を行う上で必要な情報を取得することが難しい現状にある。

本研究では、現行の釈放時アンケートとの継続性も一定程度確保しつつ、「名古屋刑務所職員による暴行・不適正処遇事案に係る第三者委員会」による提言を踏まえ、保護局が実施する釈放後の社会内処遇の状況に係る調査と連携させた評価を行うことが可能な設計に見直すべく、元受刑者や、釈放後の社会復帰を支援する人々の声を施設運営状況の評価に活用するために、彼らに刑事施設の運営上の課題や社会復帰に資する施設の在り方等についてのインタビュー調査を行い、釈放時アンケートの改善案を提案することを目的としている。

2. 研究対象

2.1 適格基準と除外基準

【適格基準】

- ・20 歳以上で受刑経験のある方

または

元受刑者の釈放後の社会復帰を支援する機関（更生保護施設、地域生活定着支援センター、自助グループ、医療機関等）での 3 年以上の実務経験を有する方

- ・インタビュー研究協力に同意した方

【除外基準】

- ・研究説明での様子から医師である研究責任者がインタビューにより病状悪化する可能性があるともとめた方
- ・事前調査や研究説明での様子から、インタビューという方法での調査実施が困難と判断された方

上記の適格基準をすべて満たし、除外基準をすべて満たさない方を対象とする。

2.2 募集方法

東京大学先端科学技術研究センター当事者研究分野のネットワークを通じ、機縁法・雪だるま法によって、インタビュー参加者を募集する。

3.研究方法

3.1 インフォームド・コンセント

元受刑者および支援者(更生保護施設、地域生活定着支援センター、自助グループ、医療機関等に勤務する者)のうち、第2節の適格基準を満たし、除外基準を満たさない方を対象に、インターネットまたはZoomを用いたやり取りなど、個別の事情に配慮した適切な方法で、本研究内容の説明を行い、同意する場合には同意書にサイン、または、ウェブシステムを用いた「同意する」ボタンへのチェックを行った。

3.2 インタビューとデータ取得の手続き

インタビュー協力者を対象に約1~2時間にわたるインタビュー調査をおこなった。具体的には、受刑経験のある方に対しては、「刑務所での経験」「釈放時の困りごとやニーズ」「釈放後の経験」「釈放時アンケートに盛り込んでほしい質問項目」など(参考資料4参照)、支援者に対しては「支援活動の内容」「トランジション」「釈放時の困り事やニーズ、支援」「刑務所に望むこと」「釈放時アンケートに盛り込んでほしい質問項目」など(参考資料5参照)を質問した。インタビューはビデオ会議システムを用いたオンラインで実施したが、対象者の希望にあわせて対面でのインタビューも行った。インタビューの音声をICレコーダーとビデオ会議システムの記録機能で録音して保存し、文字起こしを行った。

3.3 データの分析方法

Braun and Clarke(2019)の再帰的テーマティック分析(reflexive thematic analysis)の手法に従い、帰納的アプローチを用いて、受刑経験のある方のデータセットと、支援者のデータセットのそれぞれを分析した。

各データセット内のパターン化された意味を特定するにあたり、分析における認識論的立場は、批判的实在論(critical realist)を採用した。すなわち、「われわれはみな主観的な経験の領域を持っており、われわれの経験の外側に客観的な現実の領域が存在し、因果関係のメカニズムが両領域の間や現実の領域の内部に横たわっている」という立場に立った(Fletcher, 2017)。

分析は、当事者研究(綾屋・唯)、社会福祉(唯・上岡・古藤・伊豆丸)、心理学(山岡、湯山)、法律(海渡)、医学(熊谷)の訓練を受けた専門家の広範な連携によって行った。山本と熊谷が分析を主導し、トランスクリプトを詳細に読み直し、綿密に話し合いながら、トランスクリプトにコードを適用していった。その後、山本と熊谷は定期的に潜在的なテーマについて話し合い、コードをテーマとサブテーマに分類した。さらに、山本はテーママップを作成し、熊谷、唯、綾屋、上岡、古藤、伊豆丸、山岡、湯山、海渡と共有した。チームは何度も連絡を取り合ってテーマとサブテーマを検討し、データの意味的特徴に焦点を当て、矛盾を解決し、最終的な記述を決定した。このように、分析は反復的かつ再帰的に行った(Braun & Clarke, 2019)。

なお、本インタビュー調査を行うにあたり、東京大学倫理審査専門委員会による承認を得た(審査番号: 23-445)。

4.分析結果

4.1 インタビュー協力者とデータセット

表 3.1 は、インタビュー協力者のプロフィールと、インタビュー実施日時、実施方法(オンラインまたは対面)、インタビュー時間をまとめたものである。

表 3.1 インタビュー協力者のプロフィールとインタビュー実施条件

ID	属性	所属	インタビュー実施・実施方法・インタビュー時間
S-1	専門官	厚生労働省(元地域生活定着センター)	2023 年 12 月 27 日・オンライン・97 分
S-2	医師	民間精神病院	2023 年 12 月 28 日・オンライン・91 分
S-3	医師	民間精神病院	2023 年 12 月 28 日・オンライン・91 分
S-4	職員	更生保護施設	2024 年 1 月 10 日・対面・86 分
S-5	職員	自立準備ホーム	2024 年 1 月 16 日・オンライン・115 分
S-6 T-4	当事者スタッフ・当事者	民間の依存症回復支援機関	2024 年 1 月 16 日・オンライン・115 分
S-7	当事者スタッフ	民間の依存症回復支援機関	2024 年 1 月 16 日・オンライン・115 分
S-8	職員	地域生活定着支援センター	2024 年 1 月 24 日・オンライン・110 分
S-9	職員	地域生活定着支援センター	2024 年 1 月 24 日・オンライン・110 分
T-1	当事者	民間の依存症回復支援機関	2024 年 1 月 18 日・対面・86 分
T-2	当事者	民間の依存症回復支援機関	2024 年 1 月 18 日・対面・86 分
T-3	当事者	なし	2024 年 2 月 6 日・オンライン・81 分

分析の対象となるデータセットセットは、下記のデータセット T とデータセット S の 2 つとなる。

【データセット T】

元受刑者のインタビュー合計 167 分の動画をもとにした 52081 文字のトランスクリプト(支援者でもあり当事者でもある S・6・T-4 の記録はデータセット S に含む)。インタビューイーごとにトランスクリプトを分け、それぞれについて意味のまとまりで切片化し、各切片に T-1(1)、T-1(2)、などの ID に通し番号を付記した記号をつけた。

【データセット S】

支援者のインタビュー合計 413 分の動画をもとにした 134696 文字のトランスクリプト。インタビューイーごとにトランスクリプトを分け、それぞれについて意味のまとまりで切片化し、各切片に S-1(1)、S-1(2)、などの ID に通し番号を付記した記号をつけた。

4.2 当事者インタビューの分析結果

データセット T をテーマ分析した結果、「当事者から見たアンケートの実施状況」「刑務所内での生活」「困ったこと驚いたこと」「刑務所で学んだこと」「釈放後の困難と欲しかったサポート」「当事者にとっての『良い刑務所』と『悪い刑務所』」という 6 つのテーマが抽出され、それぞれのテーマに対して表 3.2 のようなサブテーマが見いだされた。以下、各テーマごとに語られた内容の分析結果を説明する。抜粋した切片の末尾には対応する記号を付した。また本稿では、紙幅の都合上、釈放時アンケートの修正案に反映した「当事者から見たアンケートの実施状況」「困ったこと驚いたこと」「刑務所で学んだこと」「釈放後の困難と欲しかったサポート」「当事者にとっての『良い刑務所』と『悪い刑務所』」を中心に掲載し、「刑務所内での生活」については「参考資料6」にて紹介する。

表 3.2 当事者インタビューから抽出されたテーマおよびサブテーマ

テーマ	サブテーマ	代表的な抜粋
1 当事者から見たアンケートの実施状況	1.1 実施環境	「何て書いた？」とかって聞いて、「こう書いたよ」って。「じゃあそうしとこう」みたいななんか。あんまり自分のアンケートになってないみたいな感じ
	1.2 説明がない	そんな説明もされへんかったしな。何に使われるとか。はい、これとりあえずやってねみたいな感じ
	1.3 受刑者は真剣に取り組んでいる	こんなん誰が真剣にやるねんと思ってたのにみんな真剣にやってて
2 刑務所内での生活	2.1 一日の長さ	どっちかっていったら作業のほう時間がたつの早いんで、休日と作業だったら時間たつのが早い作業のほうの方が気が紛れてよかったです
	2.2 重要な娯楽としてのテレビ	雑居にいれば毎日テレビは見れます

	2.3 社会の情報の取り入れ方	外の情報はニュースだったりテレビの、ちょっと見れるニュース。新聞は自分は、みんな読んでたから遠慮してニュース(中略)あとはほかの舎房のうわさとか、そういう感じでしたね
	2.4 癒しやモチベーションとしてのお菓子	今月も懲罰行かんように頑張ろうと思って、月末やったから、いつもお菓子が。そのお菓子まで何とかこらえるみたいな
3 困ったこと驚いたこと	3.1 施設の寒さ	めっちゃ寒い。もう、しもやけ初めてできた、人生で。めっちゃ寒い。手足にしもやけできて、めっちゃ痛くて
	3.2 医療アクセスの悪さ	自分がおったところには肛門科の先生。その先生しか来ないんですよ。体が具合悪いか言っても、その先生しか来ないから
	3.3 規律	2年は手挙げなきゃ本当何もわかんなかったし、とりあえずまず最初何からすればいいんだろうってことで
	3.4 受刑者同士の人間関係	僕みたいな身体障害者で身元引受人が誰もいない人間は、結局檻の中でも、「おまえ、出ても行くとこなかろうが」とか、「帰るとこなかろうが」って
	3.5 持ち物	
	3.5.1 衛生用品	ナプキンのやり場にすごい困って、容量検査ヤバイよなってなって、とりあえず全部穴開けて、ナプキンに。空気を抜いてめっちゃ詰めて。あれはすごい困ったなって
	3.5.2 差し入れがない場合	シャンプーだったらこの、これぐらい(手のひらサイズ)の1本で3カ月もたせろとか。髪が長いのには苦痛だ、苦痛
	3.6 お風呂	かけ湯は一人7杯まで。結局その7杯のうちに全部体を洗って、頭も洗って、顔も洗って、7杯までって決まってるんですよ
	3.7 食事	おなかもいつも満腹にならない、中途半端な空腹感を抱えて甘いものも食べられない

	3.8 トイレ	うんこ座りできる人は、その上に立って和式でできるんですけど、自分らはできないから、そのまま便器にお尻つけて座ってするしかなかった
	3.9 教育関係	薬物のお勉強を教えてくれる先生みたいなのが、もうちょっと当事者やったりしたらよかったのかなって思ったり。メッセージをもうちょっと聞きたかったなと思う。私は、その中におった頃に当事者からメッセージ聞かなくてなかったから
	3.10 刑務作業の報奨金が安い	そのときに檻の中でもらえるお金っていうのは本当に少ないんですよ。だけん、出て行くところがない人間は、また檻の中に戻るしかないっていうふうになるんですよ
	3.11 職員との関係	そういう刑務官もいるわけですよ。もう暇つぶしか何か知らないですよ。そいけん、それで、それに対して絶対もう何も、すいません、すいませんって言っとかなければ、向こうの機嫌が悪くなるわけです
4 刑務所で学んだこと	4.1 刑務作業で身に着けた自信	拘置所で雑役やらせてもらって、すっごい厳しくて何度やめたいと思ったことかですけど、(中略)終わった頃にはやれてよかったなって、刑務作業がきっかけですけど。普通の仕事にも興味が出てくるようになりました
	4.2 我慢に慣れていく	普通の生活には遠かった。刑務所の中で我慢して、今やってることが慣れていくので、2年近くいれば、後半の頃は我慢してやってることが当たり前だって思うんで
	4.3 刑務所内でのつながりに頼る	だんだん窃盗の話とか詐欺の話とか、最初はこの人ひどい人だなと思ってるんだけど、だんだんそんな軽いもんなのかなというふうに、思っていくんですよ、1年2年たつうちにね
5 釈放後の困難と欲しかったサポート	5.1 衣服	服のサイズも変わってるし。サイズも全然違うくて。ガリガリで入ってくるから服入らへんとかある

	5.2 移住地や受け入れ先との距離	一番初めに自分が捕まったのは X 県なんです。で、X 刑務所について、X のどこかもわかんないんですよ、行ったこともないから。(中略)そこからバス乗ったらいいよって言われたけど、自分、バス乗ったら乗りきらんとです、足が悪いから、バスにですね。だからもうタクシーで駅まで行って
	5.3 面会の情報	受刑者側からすれば、もう来てもらうのを待ってる。来てくれるっていう返事があれば、すごく嬉しいですね。だけん、誰か来てくれるっていう希望があるんですよ
	5.4 行く場所がない	役所に行っても相手にされないんですよ。結局、身元引受人がいないと住所も何もないし、帰るところもないわけです
	5.5 刑務所文化との差	そこにいて常に命令されてて、よくわかんないですよ。用便願いますって言って、「よし」って言われておしっこするなんてね。それをずっと慣れてると、「よし」って言われないと動きにくくなるんですよ。人に「よし」って言ってもらわないと、「よし」って言われないと、どうしてかわかんないとかね
6 当事者にとっての「良い刑務所」と「悪い刑務所」	6.1 寒さ	寒くて、もう凍え死ぬぐらい寒かったです、生涯で
	6.2 食事	外のパン屋さんのパンが食べれるって聞いて。でも R(刑務所)に行った人、人によるけど 10 年前に行った人に聞いたらもうそんなんなかったって言うし、最近行った人はあったって言って。「娑婆パン」が食べれるとかって。「娑婆パン食べたい」みたいになって、みんな
	6.3 支援者との出会い	あとの刑務所は大体一緒やったですもん、環境的には。でも最終的に Y 刑務所で(福祉の)支援者さんと連絡取れて、それから道がスタートになったから

テーマ1 当事者から見たアンケートの実施状況

テーマ1では現状の釈放時アンケートに回答した経験があるという T-1 と T-2 の二人の経験から、釈放時アンケートが実際にどのような状況で実施されていたのかについて扱う。ここでは、「実施環境」「説明がない」「受刑者は真剣に取り組んでいる」という3つのサブテーマが抽出された。

サブテーマ 1.1 実施環境

T-2 はアンケートを配られた状況について、釈放前寮で2週間かけて書いたと話した。

私は X 寮っていうちっちゃい寮があつて。そう。それで、そこに入って2週間。で、1週間ずつ部屋がずれていくみたいな感じで、その1週間前に入ってきた人が出ていって、次その部屋に入ってみたいな、部屋が二つあつて。ちっちゃい机みたいな。一人ずつ机があつて、そこに座って座布団とかの上に乗って書くみたいな感じで[T-2(2)]。

T-2 によると、アンケートは寮で同室の人と相談しながら書いたと話す。

「何て書いた？」と聞いて、「こう書いたよ」って。「じゃあそうしよう」みたいななんか。あんまり自分のアンケートになってないみたいな感じもあったかも[T-2(4)]。

サブテーマ 1.2 説明がない

T-2 はアンケートについて、特に説明を受けなかったと話し、T-1 も同意[T-1(5)]した。

そんな説明もされへんかったしな。何に使われるとか。はい、これとりあえずやってねみたいな感じ[T-2(6)]。

サブテーマ 1.3 受刑者は真剣に取り組んでいる

T-1 は当事者は「結構真剣」にアンケートに取り組んでいると話した[T-1(2)]。

T-2 も「こんな誰が真剣にやるねんと思ってたのにみんな真剣にやってて、やらなあかんねやと思って」と周囲が真剣に取り組んでいたと語った[T-2(4)]。

また T-1 はアンケートに答えている最中の気持ちとして「これを書いたら出れるみたいな、そんな感じかな。最後だし」と答えた[T-1(3)]。

テーマ2 刑務所内での生活(参考資料6)

テーマ3 困ったこと驚いたこと

テーマ3では刑務所生活での困ったことや驚いたことについて扱う。「施設の寒さ」「医療アクセスの悪さ」「規律」「受刑者同士の人間関係」「持ち物」「お風呂」「食事」「トイレ」「教育関係」「刑務作業の報奨金が安い」「職員との関係」の11のサブテーマが抽出された。

サブテーマ 3.1 施設の寒さ

刑務所に複数回入所した経験のある T-1 は、どの刑務所も「寒かった」と話した。

Q 刑務所は、冬は暖房ついてたけど、でも寒かった。そんなめっちゃあったかいではなくて、一番寒さで言ったら X 刑務所がすごく寒かった[T-1(55)]。
独居は部屋でもフリース着て、手紙書くときも手袋して。手袋して書かなきゃ手が凍ってかじかんで[T-1(56)]。

T-2 も刑務所の厳しい寒さについて言及した[T-2(89)]。

めっちゃ寒い。もう、しもやけ初めてできた、人生で。めっちゃ寒い。手足にしもやけできて、めっちゃ痛くて[T-2(89)]。

T-3 も刑務所に入って驚いたことの筆頭に寒さを挙げた。

自然のまんまの温度ですね。もう寒いときには寒い、暑いときには暑い、冷暖房が一切ないんですよ。寒ければ、服を貸してくれって言えば作業着は貸してくれるけど、結局もう本当に全然あったかくない作業着を何枚も重ね着みたいな感じ[T-3(1)]。

T-3 には身体障害があり、寒さからくる体の痛みを訴えたが、「全然来ないんですよ。薬も何も」とも話した[T-3(2)]。

また T-3 は梅雨時期の体調不良にも悩まされたという。

で、梅雨時期は湿度が高いから、もう外にいるのと一緒にだから、むーっと梅雨の嫌な気分になるとですよ。で、自分は交通事故のあれ(後遺症)で片頭痛持ってるから、梅雨の時期は頭痛がすごくて、一日中、毎日毎日が痛くて[T-5(58)]。

刑務所内の寒さについてはテーマ 6.1 でも触れる。

サブテーマ 3.2 医療アクセスの悪さ

T-2 は自分がどのような薬を飲んでたのか、説明をきちんと受けていなかったという。

拘置所の薬を持っていこうと思ったけど、あなたが飲んでた薬はここでは飲めないからって言われて。だから、勝手に変わってた、薬[T-2(31)]。

刑務所内での薬については今でも「何を飲んでたかもわからんまま」と話す[T-2(32)]。

(医療者同士で薬の情報は)引き継がれてると思うけど、でもそれがどういうかたちで引き継がれてるのかとかがわからなくて[T-2(33)]。

こっちに何の説明もないから。いつの間にか薬変わったんやなみたいな感じで[T-2(34)]。

T-2 は刑務所内で出された処方薬が身体に合わず、ある時は日常生活に支障が出るほど眠気を感じながら生活をしていた[T-2(20)]。何度か精神科の診察で相談をしたものの、「話を聞いてくれない」と語った。

話を聞いてくれないっていうのは大前提にあるけど、「薬がちょっと強くて」とか「すぐ寝ちゃっ

て」って言って、「いいじゃないですか」みたいなとか。逆に「薬が弱くて」、「最近悩み事とかあって眠れなくて」とか言うと、「刑務所なんで悩みなんてありますよね」みたいな感じ[T-2(24)]。

T-2は医師に相談しても「刑務所なんで」で「全部片づけられちゃう」ため、「誰に相談したらいいんやろ」という気持ちを抱えていたという[T-2(27)]。医師の診断を受けるためには、自ら願箋を出し、「結構たって呼ばれる」[T-2(29)]と言うほど、手間と時間がかかるが、医師に「会っても何も解決しない」と感じたのだと話した[T-2(35)]。

T-1は同房の受刑者から薦められ、内容がわからない薬を飲んでいたと話す。

身体がだるいなと思っても、でも薬いいかって気持ちになっても、同房の子に体だるいこと相談して作業に影響が出るってこと相談して、この薬飲めばちょっと楽って[T-1(22)]。

入手のために医務に願箋を出し、「頭痛があります」などの理由をつけ薬をもらったという[T-1(20)]。今思うと「何の薬」なのかわからないと話した[T-1(18)]。

なぜ医務や刑務官に相談しなかったのかと質問すると、

医務に行くまでもないかなって思っちゃう。でも、その同房の子に相談して教えてくれたら、せっかく教えてくれたんだから行かなきゃなって気持ちもあったし[T-1(24)]。

と話した。また T-1 は、「歯が痛いときは結構耐えてた。歯が本当」[T-1(59)]とも話し、T-2も「願箋出しても(歯医者)はなかなかかけえへん。」[T-2(96)]と歯科治療の難しさを語った。

T-3は専門医がいなかったと話した。

自分がおったところには肛門科の先生。その先生しか来ないんですよ。体が具合悪いとか言っても、その先生しか来ないから[T-3(4)]。

また T-3も同様に医師に診療してもらうのが難しいと話した。

おなかの調子が悪いって言っても、それは気にせんっていいよとか(刑務官が)言って。結局、檻の中で出される料理自体がほとんど揚げ物なんです。だから油で揚げとって完全殺菌しとけん大丈夫よって。それは、おなか、寝るときに腹出して寝とっちゃないと？とかいう感じで、薬はまず出ないですね[T-3(8)]。

サブテーマ 3.3 規律(参考資料6)

サブテーマ 3.4 受刑者同士の人間関係(参考資料6)

サブテーマ 3.5 持ち物

持ち物について、「衛生用品」と「差し入れがない場合」の2項目に分けて扱う。

3.5.1 衛生用品

T-2 は刑務所に入って一番最初に困ったこととして、ちり紙を挙げた。

トイレとかあんま鼻かんだりとかのそういうの全部ちり紙なんですけど、そのちり紙が 25 枚とか決まってて[T-2(7)]。

今日の分を折って 1 日ずつ使うっていう感じで、最後のほうどうしても絶対に足りなくなっちゃうんですよ。それが困ったことかな[T-2(8)]。

T-2 は生理などがあると、「どうしても足りんくて」と言い、ちり紙の追加をお願いしたが、「足らすように使ってよ、お金なんです」と厳しく言われたと話した[T-2(9)]。そのため T-2 はちり紙を自費で購入しようとするが、そうすると「容量検査」にひっかかるのだと話した[T-2(12)]。

また T-2 は面会でナプキンの差し入れをもらったが、その月から生理が止まったのだという。

ナプキンのやり場にすごい困って、容量検査ヤバイよなってなって、とりあえず全部穴開けて、ナプキンに。空気を抜いてめっちゃ詰めて。あれはすごい困ったなって[T-2(43)]。

3.5.2 差し入れがない場合

T-3 は刑務所での下着事情についてこのように話した。

結局お金がないと、下着とかも誰がはいたかわからんようなもんを洗って、来たぶんを番号書いて、それをはいてるんですよ、自分の番号が何番ってあるから。古着を番号書いて何番って書いて、それがぼろぼろになったら、また古いものを。だけん、お金持ってる人は自分のトランクスとか買えるわけですよ、パンツを。でも、お金のない人は、それを回し回しで。T-3 (16)

T-1 は官物について「シャンプーは結構ぎしぎしってなる」[T-1(50)]。と話した。

シャンプーだったらこの、これぐらい(手のひらサイズ)の 1 本で 3 カ月もたせろとか。髪が長いのにには苦痛だ、苦痛。で、X 刑務所(の時は)はお母さんが差し入れてくれた、これじゃギシギシになるしどうしても足りないから(中略)これ(官物)で 3 カ月はないだろうとは思いましたけど。やっぱ外とは異世界のとこだなって[T-1(52)]。

T-1 は母親が亡くなり、差し入れをしてくれる人がいなくなり[T-1(49)]、自費で「ナプキンとシャンプーぐらいは買っていた」と話した[T-1(51)]。

T-2 は自身は母から差し入れをもらっていたと話すが、ちり紙を紙ナプキン代わりにしたり、シャンプーを他の人からもらったり[T-2(78)]と、差し入れてもらえない受刑者は、困っていると感じていた。

差し入れてもらえない人って明らかにわかるから、荷物がすごい少なかったりとか、いつもそのちり紙をナプキンにしたりとかいろいろやってて、そのちり紙をナプキンにするのもばれたらめっちゃ怒られるんやけど、でも頑張って何かやってるのとか[T-2(77)]。

また官物のシャンプーについても、「それじゃ絶対に無理やろみたいな感じの薄さと量」と言い、「もうちょっとあれは、シャンプーどうにかならぬのかなと思ったりはした」と話した[T-2(79)]。

サブテーマ 3.6 お風呂

T-3 は困ったこととして入浴の厳しさを挙げた。

お風呂は、たらいの、おっきいプールみたいな風呂があるんですよ。それが 1 番風呂から 8 番風呂ぐらいまであるんですよ。だから 8 番風呂の場合、湯がもう汚いんですよ。だから、で、かけ湯は一人 7 杯まで。結局その 7 杯のうちに全部体を洗って、頭も洗って、顔も洗って、7 杯までって決まってるんですよ。で、警備隊がもう何人も周りに立ってるんですよ。それは 7 杯を超えたらすぐ、おまえ、今 8 杯目やのっていつて連れていかれるんです。結局その辺の警備も苦しいんですよ、厳しくて。(中略) 結局入ってもう 2、3 分で服脱いで、入って風呂をあれして、上がって体をふいて、全部服を着て 15 分[T-3(48)]。

T-3 は身体に障害があったため、他の受刑者に比べると時間の余裕は少しあったと話す。

でも体が動かない。脱ぐのに時間もかかるわけですよ。自分の場合は装具もはめてるから、装具を取ったり靴を脱いで、それで時間がかかるから[T-3(49)]。

しかし「7 杯は 7 杯」[T-3(50)]と言う。そして夏場のシャワーは「かけ放題」であるが、真水で冷たいと話した[T-3(51)]。

サブテーマ 3.7 食事

食事について T-3 は、少し足りなさを感じていたと話す。

量がもっと、まあ食べたかったですね[T-3(46)]。

T-4 も同様に「おなかもいつも満腹にならない、中途半端な空腹感を抱えて甘いものも食べられない」[T-4(29)]と語った。

食事の内容については、T-3 は「やっぱ白ご飯が食べたい。麦めしですもん、毎回。で、ちょっと色ばんだ(黄ばんだ)めし」[T-3(46)]と話した。T-4 は「みんな、パン食べたいですからね。パンとシチューとか、パンとカレーとか」[T-4(66)]と言う。また T-2 も「パンすごい楽しみ」[T-2(93)]と話した。

サブテーマ 3.8 トイレ(参考資料6)

サブテーマ 3.9 教育関係(参考資料6)

サブテーマ 3.10 刑務作業の報奨金が安い(参考資料6)

サブテーマ 3.11 職員との関係

職員との関係について、T-3 は不公平感を持っていたことを話した。

人によっては、あの子には優しい、あいつには厳しいっていう職員はいましたね、人によって態度が違う職員が。人間同士だから、やっぱ気が合う合わないがあるんでしょうね、職員も。だけん、好きな受刑者にはあんまり文句言わないんですよ。嫌いな受刑者は常に目つけてて、何かあったことですぐ突いて、懲罰送るみたいな感じ[T-3(33)]。

また休みの日に、壁に寄りかかってぼんやりしていたら、刑務官にその態度を咎められ「因縁をふっかけ」られたと T-3 は話した。「日曜日やけん、関係なからうもん」と思っても、T-3 は「取り調べ房に連れていかれる」ため、「一切、反抗ができない」状態だったと話した。

そういう刑務官もいるわけですよ。もう暇つぶしか何か知らないですよ。そいけん、それで、それに対して絶対もう何も、すいません、すいませんって言うとかないければ、向こうの機嫌が悪くなるわけです。だけん、そういう現状が今もあるかどうかはわかんないけど、自分がいたときは、そういう現状だったですね[T-3(96)]。

こうした理不尽さに対して、異議申し立てはできなかったという。刑務所自体の構造が、「職員が注意しているのはわかるけど」「誰が言ったかわかんない」非対称性があり、「結局知らぬ存ぜぬ」になってしまう[T-3(97)]と語った。

T-3 は刑務官の命令口調にも触れ、そうした口調であると、出所後のことについて相談をしたり聞いたりすることができない[T-3(92)]と話した。命令口調を辞めると、「もう素直に聞くようになるし、自分の将来、ちょっと一歩目指してみようって、その将来に道を作ろうって思う」[T-3(93)]と、将来に対して希望を持てるのではないかと語った。

テーマ 4 刑務所で学んだこと

テーマ 4 では「刑務所で学んだこと」について、「刑務作業で身に着けた自信」「我慢に慣れていく」「刑務所内でのつながりに頼る」の3つのサブテーマが抽出された。それぞれについて説明する。

サブテーマ 4.1 刑務作業で身に着けた自信(参考資料6)

サブテーマ 4.2 我慢に慣れていく(参考資料6)

サブテーマ 4.3 刑務所内でのつながりに頼る

T-4 は刑務所は犯罪傾向について、刑務所に「入れば入るほどが深まっていく気がする」と話した。薬物使用で刑務所に入った際、当初は窃盗や詐欺について拒否感があったが、過ごしていく中でだんだんと「そんな軽いもんなのか」と思うようになったと話す。

強姦で入ってくる人、傷害や殺人や、そういうので入ってきてる人たちと一緒に扱われていて、だんだん窃盗の話とか詐欺の話とか、最初はこの人ひどい人だなと思ってるんだけど、だんだんそんな軽いもんなのかなというふうに、思っていくんですよ、1年2年たつうちにね。いやいや、おかしいぞと思えばいいけど、だんだんそれでやっちゃうおうかなってなる人も、いっぱいいると思うんですよ[T-4(32)]。

そして犯罪傾向が高まると「そこでのつながりは深くなっていく」と話す[T-4(33)]。

刑務所から出たあと、なかなか履歴書だってどう書いたらいいかわかんないし、刑務所収監中に履歴書はこう書きなさいなんて教えてくれるわけでもないから、その間をどう埋めていかっていくのもなかなか難しいことだったりするし、そういうんで、ついつい刑務所内でうちに来いよって、働けよって言うてる人のところとか、ここここ行ったらいいよって人のところに頼

っちゃったりするけど、そうすると、結局その世界の中から抜けきらないし[T-4(34)]。

このような状態について、T-4は当事者にとって「安心と安全は別」であり、「安全じゃないけれど安心」な状態であると分析し、「みんなにしたら犯罪集団のところにいたほうが。そういうのが形成されている場所が刑務所だから」と話した[T-4(35)]。

実際 T-3 も、刑務所から出た後に行き場がなく、刑務所内で出会った受刑者の紹介によって、反社会的組織に身を置いた経験があると話した[T-3(63)]。

テーマ 5 釈放後の困難と欲しかったサポート

釈放後の困難と欲しかったサポートについて、「衣服」「居住地や受け入れ先との距離」「面会の情報」「行く先がない」「刑務所文化との差」の 5 つのサブテーマが抽出された。それぞれについて説明を行う。

サブテーマ 5.1 衣服(参考資料6)

サブテーマ 5.2 居住地や受け入れ先との距離

入所する刑務所は、必ずしも当事者の居住地と近いとは限らない。T-3 は土地勘のない刑務所に入所したため、苦労した経験を語った。

一番初めに自分が捕まったのは X 県なんですよ。で、X 刑務所にいって、X のどこかもわからないんですよ、行ったこともないから(中略)そこからバス乗ったらいいよって言われたけど、自分、バス乗ったら乗りきらんとです、足が悪いから、バスにです。だからもうタクシーで駅まで行って、駅から地元まで帰ってきたんですけど、その辺の檻の中から出た時点でもう他人だから、(刑務所の)職員さんは、はい、さいならって、もう二度と来ないでねって。それ以外は一切教えてくれないし[T-3(60)]。

また T-2 も、釈放時に飛行機に乗り受け入れ先に向かった経験を話し、受け入れ先と「もうちょっと距離が近ければうれしかったなと思う」と語った[T-2(83)]。

サブテーマ 5.3 面会の情報

T-2 は釈放前に支援者との面会の情報について知りたかったと話した。

面会とかもできるって聞いたの最後のほうやったから、めっちゃ。面会をしたいって手紙のやり取りでなくて、できるかどうかを聞きますねみたいな感じやって、それに結構時間がかかったちゃって、で、できるらしいですみたいになって、(中略)Zoom みたいな繋いで面会ができて、そういうのとかもうちょっと早く知りたかったなって思ってた。そういうのがもっと充実してればよかったなと思う[T-2(84)]。

また T-3 は、受刑者にとって面会は、社会復帰の「希望」なのだと話した。

受刑者側からすれば、もう来てもらうのを待ってる。来てくれるっていう返事があれば、すごく嬉しいですね。だけん、誰か来てくれるっていう希望があるんですよ。で、話したいっていう。もしそれが社会に戻っての復活できるっていう、帰るところがあるっていう希望ができるんですよ。それが面会が一切なかったら、出てからどこ行こうって、もう希望も何もないとですよ[T-3(21)]。

サブテーマ 5.4 行く場所がない

T-3は複数回の受刑を経験している。身元引受人もいなかったT-3は刑務所から出たときに「行くところ」が無かったのだと話し、支援を頼ろうとしたが上手くいかなかったという。

だから出た時、行くところがなくて、結局、役所の福祉課に行って、今、檻を出てきたんですけど。今後、生活する場所がないから力をお貸しくださいって言っても、一切相手にされなかったんですよ[T-3(19)]。

誰も受け入れてもらえないから、役所行って自分で仕事探せって言われて、探してもない。お金もなくなって、もう無銭飲食するしかないって。で、また捕まるやないですか。なら、同じ刑務所にはいかないから違う刑務所にいって、その繰り返しになってしまうんですよ[T-3(43)]。

役所に行っても相手にされないんですよ。結局、身元引受人がいないと住所も何もないし、帰るところもないわけです[T-3(66)]。

支援を望んだが断られ、仕事を探したが見つけることができなかったT-3は、刑務作業で出たお金もなくなり[T-3(67)]、無銭飲食をして捕まることを繰り返していたと話した。

また自身と同じ境遇の高齢者や障害者についても「結局出ても行くところないから」と語り、「受け入れてくれるところがないから、また無銭飲食とかを繰り返して別の刑務所に入って」いるのだと指摘した[T-3(44)]。

T-3は定着支援センターの支援者との出会いによって、社会復帰を果たしたという。

檻の中でこれから頑張ろうっていう受刑者がたくさんいると思うんですよ。その人たちの道を作ってあげたらいいんじゃないかなって。自分の場合、道が全然見つからない中で、支援者さんと出会えて、やっと道が見えたんですよ。だから、そういう道を檻の中で作っていけるようにしてもらえれば、受刑者も罪を犯さなくて社会復帰ができると思うんですけどね[T-3(45)]。

T-3は初回から支援者との出会いがあれば、再犯はなかったと語った[T-3(65)]。

サブテーマ 5.5 刑務所文化との差(参考資料6)

テーマ 6 当事者にとっての「良い刑務所」と「悪い刑務所」

当事者にとっての「良い刑務所」と「悪い刑務所」とは何かについて「寒さ」「食事」「支援者との出会い」の3つのサブテーマが抽出された。

サブテーマ 6.1 寒さ

サブテーマ 3.1「施設の寒さ」でも触れたように、刑務所での生活での困難について、寒さを挙げる当事者がほとんどだった。

複数回の受刑経験がある T-3 は、一番悪かった刑務所を問われた際、P 刑務所を挙げた。その理由として「雪がすごくて」[T-3(78)]と話した。

寒くて、もう凍え死ぬぐらい寒かったです、生涯で[T-3(80)]。

また複数回の受刑経験のある T-1 も自身の入所した Q 刑務所と X 刑務所について、「Q は、冬は暖房ついてたけど、でも寒かった。そんなめっちゃあったかいいはなく、一番寒さで言ったら X がすごく寒かった」[T-1(55)]「すごくナンバーワンです、寒さ。」[T-1(57)]と語り、T-1 の中で刑務所の寒さが鮮烈な記憶として残っているという。

サブテーマ 6.2 食事

サブテーマ 6.1 で触れたように、T-3 は一番悪かった刑務所を問われた際、P 刑務所を挙げた。その理由の 2 つ目として、「食に関しても、P はあんまりいいイメージがなかったですね」[T-3(80)]と話した。その理由について「多分材料が違うと思う」と話し、調理法についてはどの刑務所も「もう揚げ物がほとんどですよ、刑務所。肉も魚も、カリッカリになるまで揚げます」[T-8(82)]と語った。

サブテーマ 3.7「食事」でも挙げたように、食事について重視していた当事者は多かった。T-2 は他の受刑者と話をした際に、良い刑務所として、みんな Q か R を挙げると言い、R が人気の理由として、外部のパン屋さんである「娑婆パン」が食べられるからだと話した。

外のパン屋さんのパンが食べれるって聞いて。でも R(刑務所)に行った人、人によるけど 10 年前に行った人に聞いたらもうそんななかったって言うし、最近行った人はあったって言って。「娑婆パン」が食べれるとかって。「娑婆パン食べたい」みたいになって、みんな [T-2(92)]。

サブテーマ 6.3 支援者との出会い

T-3 は一番良かった刑務所として Y 刑務所を挙げた。その理由として支援者との出会いを挙げた。

あとの刑務所は大体一緒やったですもん、環境的には。でも最終的に Y 刑務所で(福祉の)支援者さんと連絡取れて、それから道がスタートになったから[T-3(84)]。

そして支援者とつながるなど、相談できることが「一番大事」なのだと話した[T-3(85)]。「それだけです、一番うれしかったのは。それで、そっから今があるんですよ。それがなかったら、自分は今こういう生活ができてないから」[T-3(17)]。

また薬物使用で入所していた T-2 はもともと「全然やめる気がなかった」と話した。

次は(血管の)この辺からいこうみたいなことをずっと考えてて、全然やめる気なくて。処方薬やったらうまく扱えるかなとか思ってた。で、次捕まらない方法とか、次こそうまくやれるとかそういうことばかり考えてたから[T-2(70)]。

T-2は留置所にいた時から、ダルクの職員との手紙のやり取りをしており「その手紙がくるたびに現実に戻される」と経験を語った。

でも(薬物を使いたい)そういう気持ちと、やめて生きていけるかもっていう気持ちがちょっと揺れ動いている感じやって、いつも。私、留置所にいたときからここ(ダルク)の人と手紙のやり取りを始めて、だからその手紙がくるたびに現実に戻されるっていうか、月に1回くらい手紙送ってくれてたから、私も月に1回絶対に送ってて、2カ月に1回になるときもあったけど、その手紙がくると封筒でまずわかる、黄色い大きい封筒で、図が絶対このダルクからきてるやつってわかる封筒がくると、あ、やめないとって思う[T-2(71)]。

で、またその1カ月の間に、手紙がこない間に処方薬やったらいけるかなとか思って、手紙きたらまた、手紙きた、やめないととか思って。私は入寮して心をきれいにとか思って、心も体もきれいになるとか思って、で、また忘れるっていうものの繰り返しで、それがずっと揺れ動いてて。(中略)その手紙がすごい効果的やったというか[T-2(73)]。

ダルクの職員やその手紙に対して、「すごい感謝しています、今も。恩人やと思って」と話し、支援者との出会いについて肯定的に語った[T-2(74)]。

4.3 支援者インタビューの分析結果

データセットSをテーマ分析した結果、「社会復帰の観点から考える刑務所の姿」「釈放時における当事者の困りごと」「特に手厚い支援が必要なケース」「エンゲージメント」「支援者から見た再犯の理由」「刑務所／刑務官に改善してほしいこと」「釈放時アンケートの改善提案」という7つのテーマが抽出され、それぞれのテーマに対して表3.3のようなサブテーマが見いだされた。以下、各テーマごとに語られた内容の分析結果を説明する。抜粋した切片の末尾には対応する記号を付した。また紙幅の関係上、本稿では釈放時アンケートの修正案に反映した「社会復帰の観点から考える刑務所の姿」「釈放時における当事者の困りごと」「支援者から見た再犯の理由」「刑務所／刑務官に改善してほしいこと」「釈放時アンケートの改善提案」を中心に掲載し、「特に手厚い支援が必要なケース」「エンゲージメント」については参考資料6として収録している。

表 3.3 支援者インタビューから抽出されたテーマおよびサブテーマ

テーマ	サブテーマ	代表的な抜粋
1 社会復帰の観点から考える刑務所の姿	1.1 健康になる	三食ご飯があって、カロリー計算されている
	1.2 支援や福祉につながるきっかけ	その人は、ちゃんと出たあとの、知的障害だったので方向づけられてて、それはその方の今後の人生にとっては、すごいいいことされたなと思うんですけど
	1.3 主体性や自発性を奪う	刑務所の中でも、自分がどうしたいとか考えないほうが楽だったり、(中略)刑務官が

		言うようにしとくしかないし、周りともうまくやらなきゃいけないしってところで二重三重に取りつくろって多分過ごしてるから
	1.4 相談ができない	刑務所とかの中で提供されているものが、もう決まりきった作業内容で、で、番号で呼ばれて、それやってるかを刑務官の人が見てみたい状況だと思いますけど、地域で実際に生活していく中では、決まりきった作業以外のことも出てきますし、そこで周りの人と協力しながらとかっていう作業ももちろん出てきます
	1.5 自己肯定感の低下	ずっと命令口調で言われて、多分、自信も自己肯定感も、そもそも生きづらさを抱えた人であればあるほど、より削られちゃうんですね
	1.6 「悪いこと」を共有する文化	コミュニティがもうちゃんとあるから、そこで生きていこうってそらなるし、そこに犯罪だったり薬だったりがあることが自然というかになっちゃうのかなとも
	1.7 パワーゲーム	おまえより俺と、けんかになったらどっちが強いみたいな世界で生きてきた人たち
2 釈放時における当事者の困りごと	2.1 出所の場所や時期	(九州の)P 県で事件起こした方が P 県の刑務所に入れば、P 県で仮に支えようとする応援団も、あるいは身寄りも知人も会いに行きやすいんですけど(中略)P 県の出身者が北海道の刑務所だったんですよ。そうすると絶対会いにいけないじゃないですか。会に行けないし、帰ってくるのも本人も大変だし
	2.2 衣服	20 キロやせたっていう方もいらっしゃいますね。服とかも、差し入れしてくれる人がいると持ったりするんですけど。差し入れする人もなくて、着の身着のままの人とかだと、服、季節が変わってて、夏服しかないとか、その用意を代理で買ってきてやらなきゃいけないとか、そういうこともありました

	2.3 当座のお金	初期費用ある人はいいいけど、買い物とかそれも。服買うお金も、例えば収納ケース買うとか、引越と同じなので、出所日って。なので収納ケース買ったり、服買ったり、いろんなもの、日用品買ったりするのに、報奨金だけでは足りない場面が多いんですよ。
	2.4 福祉の支援を受けられる前提条件がない	身分証からないとか、通帳からないとか、連絡先からないとか。緊急連絡先になってくれる人もいないとか。これって例えば福祉の支援を受けようとしたときに、そういうのがあるっていう前提なんですよ。
	2.5 携帯電話が作れない	うちだと、みんな困るのは携帯
	2.6 医療	薬がなくなって困って、よくわからない。中身がわからないみたいなふうな困り事もある
	2.7 家族との関係	大体家族が引受人になってるけれども、入所前に仲よかったんですかって聞くと、あんまりよくないみたいだから。でも、もう家族と言うしかない仕組みになってるんで、家族がやりますよね。
	2.8 身元引受人、緊急連絡先	だけど家借りときの保証人のことだったり、病院で入院しなきゃとか何かのときに、連絡先をどうするみたいなときに、やっぱ同舟を頼らないといけないとか
	2.9 住まい	アパート契約するのに必要なものがないないづくしでできないよねっていうことにもなったりするので
	2.10 就労	もう働かなきゃ食えないという状況で出しちゃうわけですから、それは治療より働くのを優先するってことになりがちだろうと思うので
3 特に手厚い支援が必要なケース	3.1 支援を拒否するケース	そもそも福祉のサービスを受けたことがないとか、そもそも人に頼ったことがないとか、というような経験、生きづらさを折り重ねた人が刑務所に至っている

	3.2 重大事犯のケース	犯罪の内容によっては、地域に戻れない
	3.3 医療が必要なケース	医療につながるときは、そもそも病院どこかっていうこともありますけども、その人の住民票がなかったらどうするかとか、あと、身寄りがいなければ誰が身元引受人になるのかとか
	3.4 福祉の支援を受けられる前提がないケース	住民票もないとかからスタートするから、じゃあ生活保護どこかとかっていうこともあるし、基本的に、これは受刑者の問題っていうよりも身寄りの問題で、身元保証人とかがいなくて、緊急連絡先がいなくて
	3.5 障害のあるケース	例えば、ダルクが身元引受人になって取ったんだけど、やっぱりこの人合わないみたいな人、実はあんまりちゃんと表現されてないけど、後遺症がずっとあって幻覚があるとか、軽度の知的があるとかが、発達が実は重くて、発達の特徴があったとか
	3.6 支援の枠に当てはまらないケース	高齢者でもない、障害者の方でもない、そういう困窮されてる方が刑務所から出てこられるっていうときに、刑事司法側もつなぎ先がなかなかないってことで、雑多なかたちで相談が入るということを聞いたりする
4 エンゲージメント	4.1 形式上の工夫	二人一人組の理由は、一人だけだと、言った言わないの問題になるときもありますし、あとは調整が非常に難航する事案が多いので、一人だけで抱え込んでしまうと、職員としては負担感が非常に強い
	4.2 安心感を与える	あいつ何か心地よかったなと。また次、会ってもいいかなとか、あの人だったら、本当に困ってるようなことつぶやいてもいいかなとかですね

	4.3 なめる／なめられない	自分が今思ってる、相手になめられてるかもしれないっていう恐怖なのかなみたいな思いつて、そこは実はご本人と共有できるというか。だから大事な手がかりのような気がしますね、なめられる思いみたいなのは
	4.4 当事者の問題点を聞く	被害者的な部分に関しては十分寄り添えるので(中略)支援ができるっていうか
	4.5 正直な気持ちを話してもらえない	早く出たいっていうのがあるから、やっぱり何とか出て受けてもらおうって気持ちは強いから、本人の気持ちよりも、何でもできます、できますっていうのが、中身考えられず、受け入れてほしいっていうのがなっちゃう人も多いので、
	4.6 女性の二重の困難	大変な中を生きてきて、人を頼らざるを得なかったり、男の人を頼らないと、もう暮らせない 10 代の、高校出て飛び出しちゃってとかいう中で、人に頼るとか、人に決めてもらうとか、自分軸の人生がないのが当たり前というかでやってきて
5 支援者から見た再犯の理由	5.1 福祉から漏れる	生活の中に、犯罪とか刑務所とかっていうのが半ば組み込まれちゃってるような状況があったりするんで、そこのライフコースを

		変更していくみたいなのが大事
	5.2 治療への無理解	依存症なら依存症としての、依存症者としての、いわば構えみたいなものを持っていたでいて治療すればいいし、治療が必要だし。ちゃんと受け皿や仲間がいるんだみたいなことをわかってもらうことで、社会復帰に対する希望を持ってもらう
	5.3 就労を急ぐことの弊害	目に見えた成果っていうのが出ないことに、多分支援する人が不安になっちゃうから、就労率がいくらですって言ってやってるふうにしたいんだろうなと思うんですよね
	5.4 趣味や余暇、居場所づくりの重要性	アパートとかに本人が希望する生活を全部セットとしたとしても、趣味、生きがいがないから、また再犯するっていう人も結構いたんですよね、楽しみがないっていうか
6 刑務所／刑務官に改善してほしいこと	6.1 情報共有	刑務所は再犯をさせまいと思ってやって、今度、社会側ではそれをさせまいとして、社会もしてる。で、中でやった、そういうさせないためのエキスがあるとすれば、引き継いだほうがより効果があると思うんですけど
	6.2 外部との接触を増やす	実際に働く現場を見に行ってみるとか、今度、住まう施設を見に行くとかいうのができにくいから、そういうのがあると、ミスマッチ

		がもっと減ってくるだろうなと思いますね。 塀の外と中をもう少しつなぐようなお試し期間というか、体験トライアルというか
	6.3 福祉的視点	罪状とか管理しやすさみたいな面だけではなくって、福祉の面から、この人は、じゃあ地域に近いところの刑務所に入ってもらって、地域の事業所さんが連携できるような刑務所と、そこの刑務所に入っただけるといいなとか、そういう視点
	6.4 保護上移送の充実	あんまり出身地と遠くに離すっていうのは、それで多分会えなくなる、社会とのつながりが途絶えちゃうから、社会とのつながりが途絶えて、今度、われわれが出てくるときの応援団がいたとしても、応援団も会いに行けなかったりするんで
	6.5 医療アクセス	手帳とか介護保険の申請とか、受刑中に行うときに、お医者さんに診断書をお願いするんですけど、医師が常駐していないということかもあって、すごい期間が結構遅くなったり、ぎりぎりになったり、書けなかったりみたいな。で、結局、福祉サービス調整ができないまま出てくるみたいなことがあったので
	6.6 刑務官に改善してほしいこと	
	6.6.1 高圧的な対応	もちろん罪の償いもしないといけない、それも背負って生きていかないとはいけないけども、かといって余計な自尊感情とか、それが傷になるようなことまでする必要がないと思う。
	6.6.2 障害や依存症についての知識	発達障害と薬物依存との関係だったり、それぞれの人の、本来はこうするのが治療的と現状ではされてるがっていうようなことを、知識を得るということではできるといいなと思います
7 釈放時アンケートの	7.1 アンケートを行う環境	

改善提案	7.1.1 刑務官の目を気にする	こういう意見を言うと、自分の仮釈放に響くんじゃないかとか、それはずっとそういう(刑務官と受刑者という)関係性で来てるから
	7.1.2 アンケートの説明	アンケートをやるっていても、これ、ちゃんと読める人、理解してやらせてるのかなとか、「書いとけ」っていう取り扱いを現場がしたら、刑務所ってそういう文化なんですよ ね。
	7.1.3 アンケート時に必要な配慮	ハンディキャップがある人には、そういう項目を説明しながらチェックするとか、せっかく作るんだったら、そういうちゃんと反映できるような項目と環境っていうところも
	7.1.4 アンケートの長さ	長い。文字が多すぎる
	7.2 盛り込んでほしい質問項目	
	7.2.1 何を失ったか	社会復帰を、本当にトリートメントを考えていくとしたときには、何を失って(社会に)戻ってくるかとかいうことを視覚化してあげないと、さあ、全部失ったけど、あと頑張れっていても、そこで苦しむ人たちは多いように思いますよね
	7.2.2 被害者	被害者は誰なのかっていうのを、やっぱり出るにあたって、もう一度、考えてもらいたいな
	7.2.3 刑務所内での職員の評価	人のためになったことが刑務官に伝わればいいな
	7.2.4 出所後に頼れそうな人間関係	相談できる友達だとかがいますかとか、そういうつながりを持ってるかどうかという、確認する
	7.2.5 直前の気持ち	不安はあるけど、それをちゃんと語れてる。ちゃんと言葉、まあ言語じゃなくても、何かに気持ちを表現できてるっていうのは、すごい大切。その情報は欲しいですよ ね
	7.2.6 支援への理解度	例えば退院したあとに、ほとんど費用がかからずに受診できるとか、あとは、障害によ

		っては年金が受給できるとか、そのあたりの知識を聞くと、質問に答えながら、あ、そんなのあるんだという教育にならんかなと
	7.2.7 出所後の生活イメージ	こういう課題にぶつかるだろうけれども、あなたはそのときどうしようと思ってますかみたいなものがあるといいのかなって思うんですよね
	7.2.8 体の不調・医療について	専門的なお医者さんに、もうちょっとかかわりたかったみたいなニーズがあるかも
	7.2.9 面接や体験について	職場体験してみたかったみたいな、話聞いただけじゃなくて、実際に体験してみたかったな。で、面接に、しに来るだけじゃなくて、実際にその事業所見学してみたかったみたいな、そういう思いをくみ取れるような設問もあるといいかもしれないな
	7.2.10 自由記述欄	刑務所での生活はあなたの人生にとってマイナスでしたか、プラスでしたかっていうふうな。それで、文章でそういう思いをわーっと書かれる人が中にいるでしょうから、そういうのも一個じゃないかなという気はしますけどね、自由記述欄作ってね

テーマ 1 社会復帰の観点から考える刑務所の姿

テーマ 1 の「社会復帰の観点から見えてくる刑務所の姿」では、受刑者にとって刑務所のどのような面が、社会復帰の助けに、あるいは妨げになっているのかについて述べる。助けになっている面として、「健康になる」「支援や福祉につながるきっかけ」、妨げになる面として「主体性や自発性を奪う」「相談ができない」「自己肯定感の低下」「悪いこと」を共有する文化」「パワーゲーム」の6つのサブテーマが抽出された。それぞれについて説明を行う。

サブテーマ 1.1 健康になる

まず「健康」になるというものである。地域生活定着支援センター（以下、センター）の職員によると、肥満が解消するなど「健康になる人が多い」[S-1(50)]、「三食ご飯があって、カロリー計算されている」[S-1(52)]などと、刑務所の食事によって健康状態が改善する受刑者が多いと指摘する。一方で、刑務所内の健康面については医療アクセスの課題もある。こちらはサブテーマ 2.6「医療」、サブテーマ 6.5「医療アクセス」に後述する。

サブテーマ 1.2 支援や福祉につながるきっかけ

次は刑務所が支援や福祉につながるきっかけになるというものである。出所者の診療を長年行ってきた医師 S-2 によると、今まで福祉や支援から漏れて来てしまった人たちが、受刑を契機にして、自身の障害や病気などに気づくことがあるという。

法務省で必ず知的の検査されると思うんですけど、そこで低くて、とにかく出たらすぐ愛の手帳、療育手帳っていうかを取りなっていうふうに言われたって言って 50 歳の男性の人がみえたんですけど。その人は、ちゃんと出たあとの、知的障害だったので方向づけられてて、それはその方の今後の人生にとっては、すごい良いことされたなと思うんですけど[S-2 (50)]。

医師 S-2 は出所後の当事者に対して、「シャバに出てきて自由になったね、だから頑張って」[S-2 (37)]と薬物依存症の治療に前向きになれるような声掛けをしたり、「(障害)手帳を取ったりだとかなんかできること、もしあればやるよ」[S-2 (37)]と積極的に福祉につなげていく姿勢を示すと話した。

更生保護施設での薬物依存症の診察を担当しているという医師 S-3 によれば、覚醒剤使用者の中には ADHD を併存しており、「自己治療として」覚醒剤を使う人もいる[S-3 (34)]。それを鑑みると、医療につながる意義は大きい。

またセンター職員によると、ダルクによる薬物依存者支援や、映画『プリズンサークル』で紹介されたような回復プログラム(TC:Therapeutic Community)など、刑務所内でのさまざまな取り組みに受刑者は参加することができる。加えてセンター職員によると、刑務所内で「人情味のある刑務官に支えられた」人もいると話す[S-1 (54)]。

サブテーマ 1.3 主体性や自発性を奪う(参考資料6)

サブテーマ 1.4 相談ができない(参考資料6)

サブテーマ 1.5 自己肯定感の低下

刑務所での生活は、受刑者の「自己肯定感の低下」を引き起こすと、複数の支援者が指摘する。センター職員 S-1 は、「自信とか自己肯定感とかがすごく低くなって戻ってくる」[S-1 (47)]と話した。

(刑務官から)ずっと命令口調で言われて、多分、自信も自己肯定感も、そもそも生きづらさを抱えた人であればあるほど、より削られちゃうんですよね[S-1 (49)]。

さらに、受刑者は「負い目」[S-1 (45)]も感じるようになるのだと S-1 は話す。

また医師 S-2 はこうした自己肯定感や、自尊感情の低下は、出所後の保護観察期間にも続くと指摘する[S-2 (36)]。

保護観察で無理やり来られてて座らされてて、働いてるのわざわざ休んで月 1 回こうやって来させられてて、そいで説教みたいな受けて。やっぱり説教モードが、俺はまたこんなこと言われてるになっちゃうから[S-2 (34)]。

サブテーマ 1.6「悪いこと」を共有する文化

受刑者同士の人間関係について、S-4は「悪いことを共有する」文化であると指摘する[S-4(72)]。

違反的なことを共有して、それを一人でやらない。同じ船にませちゃうっていう文化があって、それで、みんなで黙ってましょと。(中略)絶対人のことは言わないっていう[S-4(72)]。

S-4は「それがすごく仲がいいと誤解」することがあり、出所後にも受刑者どうしでつながりを持っていると話す[S-4(77)]。

S-5は、受刑者にとって、刑務所の中で知り合った人たちは「唯一頼りになる」ような「めんどくさいんだけど、すごく感覚がわかる」「仲間」であるのだと話す。出所後に受刑者同士のネットワークを頼りに、携帯電話の手続きなどの生活に必要な情報を集める当事者もあり、それ自体は否定できないものだと話した[S-5(29)]。しかしその弊害として、犯罪や薬物が身近になってしまうことを指摘する。

コミュニティがもうちゃんとあるから、そこで生きていこうってそらなるし、そこに犯罪だったり薬だったりがあることが自然というか(中略)弊害っちゃ弊害ですけど、彼女たちの生きていくすべとしては、何か醸造されてできあがっているものがあるんだなっていうのは聞いてて思いますね。だから、離れる方が寂しいんじゃないかなと思います[S-5(33)]。

サブテーマ 1.7 パワーゲーム(参考資料6)

テーマ 2 釈放時における当事者の困りごと

テーマ 2の「釈放時における当事者の困りごと」では、「出所の場所や時期」「衣服」「当座のお金」「福祉の支援をうけられる前提条件(身寄り、住民票など)がない」「携帯電話が作れない」「医療」「家族との関係」「身元引受人、緊急連絡先」「住まい」「就労」の10のサブテーマが抽出された。S-4が「刑務所から出るとマイナススタート」[S-4(41)]、S-1が「すべてないない尽くしでスタート」[S-1(13)]と言うように、出所後の当事者には様々な困難が発生する。またそもそも受刑前から地域生活が立ち行かない当事者も多いことも支援者から指摘されている[S-8(53)]。

以下ではサブテーマのそれぞれに対して説明を行う。サブテーマとして分けているが、相互に関連しあって、困りごとを複雑化させている。

サブテーマ 2.1 出所の場所や時期

センター職員 S-1は、釈放時の困りごととして、出所の場所や時期を挙げた。受刑者の住民票や生活実態などとは無関係の刑務所に収容されることがあり、出所日は当事者が選べるわけではないと話す。

(九州の)P県で事件起こした方がP県の刑務所に入れば、P県で仮に支えようとする応援団も、あるいは身寄りも知人も会いに行きやすいんですけど(中略)P県の出身者が北海道の刑務所だったんですよ。そうすると絶対会いにいけないじゃないですか。会いに行けないし、帰ってくるのも本人も大変だし[S-1(37)]。

さらに年末年始や金融機関や行政機関が閉まっている土日、祝日、年末年始などに出所日が重なるとさらに困難が増す[S-1(38)]。S-1は「まったく土地勘がない刑務所に送られ、元旦に満期出

所し、出身地に戻れずその刑務所の近くですぐに再犯」したケースについても語った。

サブテーマ 2.2 衣服(参考資料6)

サブテーマ 2.3 当座のお金(参考資料6)

サブテーマ 2.4 福祉の支援を受けられる前提条件がない

センター職員の S-8 は出所後に福祉の支援を受ける必要があっても、身分証、通帳、連絡先、緊急連絡先などの、福祉の支援を受ける「前提」すらない人がいるのだと話す。

身分証からないとか、通帳からないとか、連絡先からないとか。緊急連絡先になってくれる人もいないとか。これって例えば福祉の支援を受けようとしたときに、そういうのがあるっていう前提なんですよ、結構、福祉の支援って[S-8(55)]。

サブテーマ 2.5 携帯電話が作れない(参考資料6)

サブテーマ 2.6 医療

また S-3 は、出所後、刑務所内での医療情報の引継ぎが上手くいかず、当事者が診断書を持っていないケースもあると話す。

(薬が)白い丸いのって。飲んでたけれど名前は知らないとか、そんな感じですね。だから言えば(診断書を)くれるかもしれないけど、受刑者が外に出るときに、精神科に受診しようなんて、まずあまり思っていないので、もらってくるっていう感覚はあんまりないんじゃないかなと思いますね。頼めばくれるかもしれんし、問い合わせれば教えてくれるかもしれないんですが[S-3(23)]。

医師 S-2 も同様に、刑務所内で飲んでいた薬の中身を当事者が把握していないケースがあると話す。

薬がなくなって困って、よくわからない。中身がわからないみたいなふうな困り事もある(S-2(52))

またセンター職員 S-1 は刑務所で十分な医療が受けられなかった結果、「歯がぼろぼろになり、出所後、生活保護(医療扶助)で長期間歯科受診する人が圧倒的に多かった」と自身の経験を語り、税金を投入して服役させ、出所後に税金で長期間治療をするのは非効率ではないかと指摘した[S-1(82)]。

サブテーマ 2.7 家族との関係(参考資料6)

サブテーマ 2.8 身元引受人、緊急連絡先(参考資料6)

サブテーマ 2.9 住まい(参考資料6)

サブテーマ 2.10 就労(参考資料6)

テーマ 3 特に手厚い支援が必要なケース(参考資料6参照)

テーマ 4 エンゲージメント(参考資料6参照)

テーマ 5 支援者から見た再犯の理由

テーマ 5「支援者から見た再犯の理由」では、「福祉から漏れる」「治療への無理解」「就労を急ぐことの弊害」「趣味や余暇、居場所づくりの重要性」の5つのサブテーマが抽出された。それぞれについて説明を行う。

5.1 福祉から漏れる

センター職員の S-8 は、受刑者には「逆境体験」(小児期逆境体験(ACE))があるという法務省の調査(「令和5年版犯罪白書」)に触れ、「現場経験とも合致する」[S-8(80)]と話し、受刑者は「福祉の中で手が届かなかった人」「地域の支え合いで手が届かなかった人」だと指摘している[S-8(57)]。

生活の中に、犯罪とか刑務所とかってというのが半ば組み込まれちゃってるような状況があったりするんで、そこのライフコースを変更していくみたいなことが大事[S-8(31)]。

センター職員の S-1 は、そもそも地域定着支援センター自体が、「罪を償って社会に戻ったとしても帰先がなく、身寄りもないし、さらに障害などのハンディキャップがあって、ご自身だけでは生活を立てなおせないし、障害者手帳をもっていないから福祉のサービスにもつながらない」人が再犯に至っていることに対して、「刑務所受刑中から福祉的な支援を行う」機関として立ち上がったと話す[S-1(1)]。

更生保護施設職員の S-4 も、女性の当事者の中には、暴力や性的な被害の経験があるといい、当事者に対して早期の介入が必要なのではないかと語った[S-4(67)]。

また、サブテーマ 1.2 でも分析したように、「刑務所が支援や福祉につながるきっかけ」になることは、刑務所の良い点として支援者から評価されている。

5.2 治療への無理解

ギャンブル依存症者を支援する S-7 は、窃盗や空き巣の再犯をした当事者の中には、ギャンブル依存を抱えているケースもあると話した。

窃盗とか空き巣とか、そういう罪名で裁判が行われてるんですけど、その背景にギャンブルの資金が欲しくてっていうふうなことで(中略)刑務所に入って、出てきて仕事をして、もう絶

対ギャンブルやらないって決めて出てきたけど、何カ月かしたうちにまた同じことをして[S-7(4)]。

S-7は当事者に面会で接触し、「ギャンブル依存症っていう問題を抱えているかもしれない」と依存症治療の施設につなぐことがあると話した。

医師の S-2 は「根本的な意味での再発予防」を薬物依存症の当事者に対して考える際、「プログラムにいかにかコミットできる生活を提示できるか」が重要だと語った[S-2(61)]。

ご本人の依存症なら依存症としての、依存症者としての、いわば構えみたいなものを持っていただいて治療すればいいし、治療が必要だし。ちゃんと受け皿や仲間がいるんだみたいなことをわかってもらうことで、社会復帰に対する希望を持ってもらう[S-2(10)]。

医師 S-3 も、生活の中で自助グループに通えるように、NA の全国マップを一緒に見るなどの働きかけをすると話す[S-3(9)]。

一方で医師 S-2 はこうした「薬物依存疾患モデル」が、現場で対象者に関わっている支援者の間では理解されているが、広く支援の場では「いろんな意味で理解されていない部分がある」と話す[S-2(10)]。医師 S-2 は「正業に就いてうんぬんみたいなことが前提になるから、まず生活保護の取り方みたいな話とか、そういう福祉的なものをどう使うかみたいなことに、ややなりづらいと」[S-2(49)]。指摘する。

こうした就労を急ぐことの弊害はサブテーマ 5.3 でも扱う。

5.3 就労を急ぐことの弊害

ダルク職員の S-7 は就労を急ぐことの弊害について、「そうは言っても、あなたは、もう少し働くまでにちゃんと考えてほかのこと、もうちょっと落ち着いてからやりましょうねっていうのが本当の就労支援なんじゃないかなって思います」と語った[S-7(30)]。

医師 S-3 も専門家から見ると、サポートが必要だが、フルタイムの仕事を始めるケースがあると話し、当事者の意見は尊重しながらも、「サポートは受け取ってほしい」と話すという[S-3(8)]。

更生保護施設職員の S-4 は就労には再犯率が下がる効果を認め、刑務所ではなく社会の中で働くことで、当事者にとって「自己効力感」が上がると話した。その効果は、「フルタイムじゃない 1 時間 2 時間でも」と言い[S-4(119)]、多くの利用者は、フルタイムで働いていないが[S-4(133)]。しかし「累犯で暇な時間が絶対嫌だ」という当事者がフルタイムで働くことがあり、その場合は「長続きしない」[S-4(134)]とフルタイム就労の難しさも語った。

また自立準備ホーム職員の S-5 も、当事者が慌てて「ハードなフルタイムの仕事」を見つけることへの懸念を話す。S-5 によると、そのような当事者は「しばらくすると再犯したことを聞く」ことが起こりがちで、自身の生き方を変えたり、振り返るような「ゆっくりした時間」を持たせられないところに難しさを感じていると話した[S-5(4)]。

なぜ就労を急いでしまうのか。その背景には、支援者の「不安」があるのではないかと S-5 は指摘する。

目に見えた成果っていうのが出ないことに、多分支援する人が不安になっちゃうから、就労率がいくらですって言ってやってるふうにしたいんだろうなと思うんですよね[S-5(40)]

5.4 趣味や余暇、居場所づくりの重要性

センター職員 S-1 は、「生きがいなかった人」の支援が難しいと語り、再犯と「生きがい」の関連性について述べた。

アパートとかに本人が希望する生活を全部セットとしたとしても、趣味、生きがいがないから、また再犯するっていう人も結構いたんですよね、楽しみがないっていうか。(中略) 社会の中で本当に再犯させないとか、もっと言うと、生きやすくしていくためには、そういう趣味とか生きがいとかを作っていくってことは大事だと思いますね[S-1(61)]。

医師 S-3 も、自身の行った調査によって、趣味や余暇の重要性を感じ、刑務所の中で趣味を見つけれないかと提案する。

メディアに接するとか、音楽を聞くとか、映画を見んのかっていった、ずっと死ぬまでできるような文化的な接触をできるといいなとか思います[S-3(38)]。

またダルクスタッフの S-6 も、受刑者が成育歴の中で困難を感じながらも、周囲の大人たちが手を差し伸べなかったのだと話し[S-6(50)]「そうした人たちが社会の中で、小さい幸せを幸せって感じられるようになるまで見届けるかっていう、そういうロジックをどっかで作って、身近に周知していくってことが必要な気がしますけどね。そうじゃないと何も変わらないと思いますね」[S-6(52)]と語った。

S-6 はダルクでの支援について、継続できない当事者もいると言い、「仲間との親しみみたいな、それだけでも作ればいいかな」と考えていると話した。入寮施設を出た後も「ダルク出てアパート暮らしながら、NA(Narcotics Anonymous、薬物依存症者の自助グループ)にちょこちょこ仲間と都合よく遊んだり」してもらいたいと居場所づくりの重要性を語った[S-6(T-4)(14)]。

高齢の当事者について、センター職員の S-8 は、「出てきたあと何もやることがない」課題に直面するのだと話す。特に「元気な高齢者」は、身体が元気なため福祉につながれず、「地域の中では役割が見つからず」「孤立してしまう」という。

ただ孤立していて寂しいとか、仕事がなくって、収入がなくって、たばこなかなか買えないとかっていう方が、人生、半ばあきらめたりとか、あるいはたばこが欲しい、酒が欲しいとかいうことで犯罪繰り返されるっていうことが多いので[S-8(39)]。

S-8 は「元気な高齢者」の居場所づくりは、元受刑者への支援に限らない地域の課題であると捉えている[S-8(83)]。そして「元気な高齢者」の居場所づくりに特効薬はないとしながらも、「すでに地域の中にある課題の中に、受刑している高齢者も一緒なんですよみたいな意識、位置づけ」をしているのではないかと話した[S-8(84)]。

テーマ 6 刑務所／刑務官に改善してほしいこと(参考資料6)

テーマ 7 釈放時アンケートの改善提案

釈放時アンケートの改善提案として、アンケートを行う環境とフォーマット、盛り込んでほしい質問項目の2つに分類し、それぞれについてサブテーマを抽出した。

サブテーマ 7.1 アンケートを行う環境

サブテーマ 7.1「アンケートを行う環境」では、「刑務官の目を気にする」「アンケートの説明」「アンケート時に必要な配慮」「アンケートの長さ」の4つの項目が抽出された。

7.1.1 刑務官の目を気にする

アンケートを行う環境について、センター職員の S-1 は当事者が刑務官の目を気にするのではないかと話す。

こういう意見を言うと、自分の仮釈放に響くんじゃないとか、それはずっとそういう(刑務官と受刑者という)関係性で来てるから[S-1(79)]。

S-6 も「釈放されたいから、不利になりそうなことは絶対書かない」[S-6(64)]と推測し、「特に仮釈放もらえるってなってくると是が非でも、一秒だって早く出たい」[S-6(65)]と話した。

7.1.2 アンケートの説明

S-1 はアンケートが現場の運用では、「書いておけ」と説明されずに命令される形で渡されている可能性について触れ、「どのようなアンケートなのか」当事者に理解してもらうようにするため、付帯事項をつけることを提案した。

アンケートをやるっていつでも、これ、ちゃんと読める人、理解してやらせてるのかなとか、(仮に)「書いとけ」っていう取り扱いを現場がしたら、刑務所ってそういう文化なんですよ。だから、そういうことがないように、ちょっと付帯事項をつけるとかいうところとかもあったほうがいいのかもしれないなと思いましたね。いくらどんなにいい項目を入れたとしても、そういう人に配慮しないとか、そういう取り扱いだと全く意味がないし、むしろ、今日言ったように、そこが刑務所の課題だと思うんで[S-1(81)]。

7.1.3 アンケート時に必要な配慮

S-1 は「刑務所内にはハンディキャップを抱えた方が結構な割合でいる」ため、アンケートの担当者が「項目を説明しながらチェックする」ような、様々な立場の当事者の声を反映できる環境が理想であると話した。

ハンディキャップを抱えた方が結構な割合でいるから、ちゃんとした反映できるような環境と
いうか、(中略)一番理想はマンツーマンかもしれないけど、何かハンディキャップがある人には、
そういう項目を説明しながらチェックするとか、せっかく作るんだったら、そういうちゃんと反映
できるような項目と環境っていうところも[S-1(80)]。

また S-1 は「LGBTQ や外国人受刑者の観点・配慮した項目」の検討も必要だと語った[S-1(82)]。

7.1.4 アンケートの長さ

更生保護施設職員の S-4 はアンケートのフォーマットについて、「知的 IQ が低い人は、多分これ苦痛だと思う」と話す[S-4(163)]。その理由として「長い。文字が多すぎる」[S-4(157)]、「漢字が多

い」[S-4(161)]、「依存症指導」など本人はどれを受けたのか言葉として知らない設問がある[S-4(162)]。などの問題点を挙げた。

サブテーマ 7.2 盛り込んでほしい質問項目

盛り込んでほしい質問項目として、「何を失ったか」「被害者」「刑務所内での職員の評価」「出所後の人間関係」「直前の気持ち」「支援への理解度」「出所後の生活イメージ」「体の不調・医療について」「面接や体験について」の9点が挙げた。それぞれについて説明する。

7.2.1 何を失ったか

センター職員の S-1 は「刑務所に入ることでどんなものを失ったか」を聞くことを提案した。

社会復帰を、本当にトリートメントを考えていくとしたときには、何を失って(社会に)戻ってくるのかとかいうことを視覚化してあげないと、さあ、全部失ったけど、あと頑張れっていっても、そこで苦しむ人たちは多いように思いますよね[S-1(41)]。

7.2.2 被害者

更生施設の職員 S-4 は被害者についての項目は重要だと述べた。

被害者は誰なのかっていうのを、やっぱり出るにあたって、もう一度、考えてもらいたいな[S-4(156)]。

7.2.3 刑務所内での職員の評価

センター職員 S-8 は、「刑務官の人も、もっと踏み込んだ本人とのコミュニケーション」を取りたいのではないかと推察した上で、「刑務官との人間的なコミュニケーション」にかかわるような設問を提案した[S-8(103)]。

医師 S-3 は「担当した職員についてどう感じたか」をもっと掘り下げて聞き[S-3(41)]、担当者にフィードバックすることで「人のためになったことが刑務官に伝わればいいな」と話した[S-3(43)]。

7.2.4 出所後に頼れそうな人間関係

複数の支援者が、出所後の人間関係について盛り込むことを提案した。

自立準備ホーム職員 S-5 は、利害じゃない部分で親身に話ができる」相談先を質問項目に入れることを提案した[S-5(45)]。またダルクスタッフ S-7 も「相談できる人」を挙げた。

相談できる友達だとかがいますかとか、そういうつながりを持ってるかどうかという、確認するアンケートみたい。で、その人はどんな人ですかとか。ちゃんと親とかも(含めて)[S-7(34)]。

医師 S-3 は自身の経験から、「(薬物の)クリーンが1年以上続いている人」は周囲に「親切な人がいた」場合が多いと話す。「この人の言うことを信じてみようとか、こういうのを勉強したらどうだと言ってくれた人がいるとかですね」[S-3(39)]。

センター職員 S-9 も「出た後に頼る人がいるか」を挙げ「人とのつながりがどのくらい釈放時にあるのか」知りたいと語った[S-9(5)]。

7.2.5 直前の気持ち

センター職員 S-1 は出所時直前の当事者の気持ちについて尋ねることを提案した。S-1 は当初は、「出所日が近づいてくれば嬉しいものだと思っていた」が、当事者が「社会に戻るときが一番みんな不安」「出所日が近づくにつれて怖い」と感じていることに驚いたという[S-1(43)]。

また更生保護施設職員 S-4 も、出所時の気持ちを聞くことを提案し、「気持ちを表現できてるっていうのが大切」と語った。

不安はあるけど、それをちゃんと語れてる。ちゃんと言葉、まあ言語じゃなくても、何かに気持ちを表現できてるっていうのは、すごい大切。その情報は欲しいですね[S-4(140)]。

7.2.6 支援への理解度

医師の S-2 は釈放時アンケートに、困難に直面した際にどのような支援先を頼れるのか、その知識を聞く項目を入れることを提案した。

例えば薬物についてこういう相談先、こういう治療グループ、自助グループがあつてとか何とかがあって、それについてちゃんと覚えてますか、みたいな。いざとなったら使えるんだよみたいなことを、この段階で確認できるような、もうちょっと踏み込んでいただくものがあると、われわれとしたらありがたいっていう感じですね[S-2(68)]。

自立準備ホーム職員 S-5 も受けられる福祉サービスについて「こういう手続きしたいとか、そういういろんな福祉サービスを知ってるのか」と訪ねるような設問を提案した[S-5(44)]。

医師の S-3 は刑務所施設内の医療だけではなく、社会の中でどのように医療にアクセスできるのかについて、アンケートに答えながら教育になる仕組みはどうかと述べた。

例えば退院したあとに、ほとんど費用がかからずに受診できるとか、あとは、障害によっては年金が受給できるとか、そのあたりの知識を聞くと、質問に答えながら、あ、そんなのあるんだという教育にならんかなと[S-3(44)]。

S-3 は当事者にとっての医療の障壁は「お金がかかること」とであると認識しており、保険証を手に入れ国民保険の申請をする、生活の困窮を相談する、自立支援医療制度を利用する、無料での診察ができる医療機関があることなど、当事者の負担が少なく医療サービスを利用できる方法について、アンケートを通じて認知できる可能性について述べた[S-3(44)]。

7.2.7 出所後の生活イメージ

ダルク職員 S-7 は、アンケートに盛り込んでほしい項目として「行き先」を挙げた。

結局出たあとにどう、この人はどこに行くんだろうっていうのが、アンケートの中でわかるっていいかなって思います。[S-7(35)]。

自立準備ホーム職員 S-5 は、出所後の生活イメージが湧くような設問を提案した。S-5 は出所後の生活イメージについて「なにかありますか?」と聞くと「ないです」と当事者は答えることが多いと話し、住居や暮らし方、働き方について、具体的に点検できるような形の設問で、「ここ全然予定ない」

などと本人が気づき、支援者との面談でも生かせるのではないかと話した。

また S-5 は当事者にとって、刑務所の中は比較的「安全」で「余裕」がある場所であり、当事者が自身の生活を考える場になりうるという。

もう(刑務所から)出ちゃうと、今日どうする？みたいになるので、そのときに感じてた不安よりも今泊めてくれる人とか、今日お金貸してくれる人にバーって行っちゃうんで、せめて何か少し中にいるときに相談するチャンスがあるんだったら、そういうときにアンケートを介してできたら、少しいいのかもなとは思いますがね[S-5(43)]。

更生保護施設職員の S-4 は、釈放前アンケートには、「自分が本来やること」「やりたいこと」を聞いてほしいと言い[S-5(139)]、現状のアンケートに出所後の項目が少ないことを指摘した[S-5(167)]。現状のアンケートの「18. 出所後の生活について」「19. 刑務所でしてほしいことについて」についての設問を「もっと細かく広げて」聞いた方がいいのではないかと述べた[S-4(171)]。

センター職員 S-5 は出所後の地域の生活について、もっと「リアルに提示」した「手触り感のある質問」が欲しいと話した。

こういう課題にぶつかるだろうけれども、あなたはそのときどうしようと思ってますかみたいなものがあるといいのかなって思うんですよね。(中略)身分証のことどうするんだとか、通帳はどうやって作るんだとか、お金が報償金だけの場合に、じゃあ服はどうするんだとかっていう課題がこうやって出てきますよねと。そのときに、あなたはこういうふうに対処しようと思ってますかとかっていうものがないと[S-8(93)]。

地域の中で立ち現れてくる課題みたいなのを、あなたはそういったものが出てきたときに、じゃあ地域で本当に相談できますかみたいな設問とか[S-8(105)]。

7.2.8 体の不調・医療について

更生保護施設職員 S-4 は「体の不調」「眠れない」などの健康状態について聞く設問を提案し、仮にそうした情報を支援者に共有してもらえるのなら、支援が円滑に進むと話した[S-4(141)(142)]。

S-8 は専門的な医療のニーズがあると予想しており、そうしたニーズを掘り起こすために、「専門的なお医者さん」への診療が必要かどうかについての設問を提案した。

専門的なお医者さんに、もうちょっとかわりたかったみたいなニーズがあるかもしれないです[S-8(101)]。

7.2.9 面接や体験について

サブテーマ 6.2 で扱ったようにセンター職員 S-8 は、刑務所が外泊や見学などを導入し、地域生活との接点を持つことを提案していた。釈放時アンケートにおいても、「職場体験や事業所見学をしてみたかったか」といった設問を入れ、潜在的な当事者のニーズをくみ取る可能性を語った。

職場体験してみたかったみたいな、話聞くだけじゃなくて、実際に体験してみたかったな。で、面接に、しに来るだけじゃなくて、実際にその事業所見学してみたかったみたいな、そういう思いをくみ取れるような設問もあるといいかもしれないなと思いますね[S-8(102)]。

7.2.10 自由記述欄

医師 S-2 は自由記述欄をつくることを提案した。

刑務所での生活はあなたの人生にとってマイナスでしたか、プラスでしたかっていうふうな。それで、文章でそういう思いをわーっと書かれる人が中にいるでしょうから、そういうのも一個じゃないかなという気はしますけどね、自由記述欄作ってね[S-2(71)]。

更生保護施設職員の S-4 も自由記述欄があったほうがいいと話した。その理由として、「どんな字を書くのかわかる」[S-4(165)]「漢字のレベルがわかったり」[S-4(166)]と手書きの記述から読み取れる情報があることを話した。

センター職員 S-1 は現状のアンケートの「3. 職員の公平さ」「5. 食事関係」「11. 医療環境」「18. 出所後の生活の不安」について自由記述式を提案した。

「3. 職員の公平さ」については、「なぜ不公平に感じたのか」が大切であるため。「5. 食事関係」については受刑者にとって食事は大きな楽しみのひとつであるため。「18. 出所後の生活の不安」については、不安な要素・事項だけではなく、「出所に際して、今の気持ち」を自由記述で求める項目も検討して良いのではないかという。S-1 が当事者に出所時の気持ちを訪ねたところ、「ああ、次はこの刑務所に入るんだろう」と思いながら刑務所の門を出ていた、という話を聞いたという。地涌記述欄には、出所時の当事者の気持ちを視覚化する意義があると話した[S-1(82)]。

5. まとめと提言

本章では、受刑経験のある当事者と、元受刑者の釈放後の社会復帰を支援する支援者、計 12 名にインタビュー調査を行った。

当事者のインタビューをテーマ分析した結果、「当事者から見たアンケートの実施状況」「刑務所内での生活」「困ったこと驚いたこと」「刑務所で学んだこと」「釈放後の困難と欲しかったサポート」「当事者にとっての『良い刑務所』と『悪い刑務所』」という 6 つのテーマが抽出され、それぞれのテーマに対して表 3.2 のようなサブテーマが見いだされた。

また支援者のインタビューをテーマ分析した結果、「社会復帰の観点から考える刑務所の姿」「釈放時における当事者の困りごと」「特に手厚い支援が必要なケース」「エンゲージメント」「支援者から見た再犯の理由」「刑務所／刑務官に改善してほしいこと」「釈放時アンケートの改善提案」という 7 つのテーマが抽出され、それぞれのテーマに対して表 3.3 のようなサブテーマが見いだされた。

以下では、それらの結果を踏まえ、釈放時アンケートの改善提案を行う。それぞれの提案を表 3.4 にまとめた。

表 3.4 釈放時アンケートの改善提案

No	提案タイトル	改善対象 項目パート	改善内容
----	--------	---------------	------

1	アンケートの実施環境について	実施マニュアル	・周りの回答者と相談しない ・アンケートの記入時は、職員の目の届かないレイアウトに配慮する ・回答は匿名で保存される ・アンケート内容についてわからないことや確認事項があれば調査実施者が答える
2	アンケートの利用目的についての説明	実施マニュアル	・釈放時アンケートの目的を説明する
3	性別の選択について	選択肢	・性別欄に男、女のみでなく「その他」を追加(LGBTQへの配慮修正)
4	職員について	アンケート項目	・自由記述欄「職員に対して、良かったこと、嫌だったこと、印象に残っていることがあれば教えてください」を設置 ・例として「優しく相談に乗ってもらった、ひどいことを言われた」などを挙げる
5	食事に関して	アンケート項目	・自由記述欄「食事に関して感じていたことを自由に書いてください。」を設置 ・例として「もっとパンが食べたかった。甘いものが食べたい。美味しかったメニューなど」を挙げる
6	医療について	アンケート項目	・自由記述欄「その他、医療で困ったことがあれば教えてください」を設置 ・例として「医師に話を聞いてもらえなかった、専門医に相談したかったなど」を挙げる
7	外部交通	アンケート項目	・「外部交通」にて、支援者とのやりとり、交流、面会について聞く
8	職場体験や見学	選択肢	・「『受きたい職業訓練がなかった』と答えた人に、聞きます。どのような訓練があれば、受けたいと思いましたか。一つ選んでください。」の選択肢に「職場体験や見学」を追加
9	室温について	アンケート項目	・夏季と冬季それぞれについて、施設の室温についての設問を追加
10	衛生について	アンケート項目	・自由記述欄「その他、困ったことを詳しく教えてください」設置 ・「官物のシャンプーが少なかった、チリ紙が少なかった、お風呂のかけ湯が少なかったなど」の例を挙げる

11	受刑により失ったもの	アンケート項目	・「今回の受刑生活で失ったものはなんですか」の設問を設置
12	出所後の生活の不安	アンケート項目	・出所後の不安に関し「帰住先」、「お金」、「仕事に関すること」、「家族との関係に関すること」、「医療や健康にかんすること」、「頼れる相手がいないこと」、「入所前の人間関係に関すること」、「被害者に対する謝罪」「二度と犯罪をしない方法に関すること」のそれぞれについて、不安の度合の質問を設置 ・出所後の不安の自由記述欄を追加する

提案4、5、6、10、13では、自由記述欄の設置を提案した。自由記述欄によって、限られた対象者の声しか反映できないインタビュー調査の限界を補うことができる。一方で、その分析に要する時間や労力が増加し、報告のタイミングが遅れることが考えられる。そのため、自由回答欄を別紙として集計したり、タブレットでの入力にするなどの工夫も検討すると良い。また、回答者へのインストラクションとして、自由記述欄に「特になければ、回答しなくてもかまいません」と記入するなど、任意の質問項目であることを明示することが望ましい。

提案12では出所後の不安についての設問を提案した。アンケートに回答することで、出所後の具体的な生活イメージの形成を促すことを目的としている。そのことにより、アンケートへの回答が、回答者に直接的な利益をもたらさない単なるデータの収集ではなく、回答者にとっても気づきを得る機会になる可能性がある。

(山本 菜々子)

第4章

EBPM の観点から見た釈放時アンケートの設計と活用

第2章では、(司法)精神病院の患者による病院評価や、受刑者による刑務所風土/利用満足度を評価するアンケートに係る先行研究をレビューした。また、第3章では元受刑者や釈放後の社会復帰を支援する人たちにインタビューを行い、当事者や支援者の視座に基づき現行の釈放時アンケートの不足点をあぶり出すとともに、追加項目を提案した。

それ続く本章では、質問紙としての釈放時アンケートがエビデンスに基づく政策形成に活用できるものになるためのポイントについて解説し、その観点から修正点を提言する。また、アンケートを実際の政策形成に活用する方法を提案する。

1 望ましいアンケートの条件と釈放時アンケートの改善提案

我々は日々、他者の行動や自分自身の考えについて理解しようと試みている。例えば、「このような背景をもつ人は再犯する可能性が高い」などである。しかし、この時点では、本当にその人が再犯するのかわかりかたではない。あくまでも主観的判断に基づいた単なる推測に過ぎず、限られた範囲の観察により生じたものである。このような主観的推測(直観)を、マクロな政策決定において採用するのは非常に危険である。ゆえに Evidence-Based Policy Making(科学的根拠に基づく政策決定;以下、EBPM)という考え方が提案されてきた。

EBPM において、エビデンスとは「科学的根拠」を意味する。この科学的根拠において最も重視される条件の1つが、科学的方法により収集されたデータとその分析結果である。科学的方法によって得られたデータの分析結果および論理的考察を「エビデンス」として採用することで、直観を超えた一定の知識体系を構築することができるのである。

では、科学的方法とは何か。それは、先行研究(既存の研究)あるいは客観的な観察に基づいて、検証可能な仮説を立て、適切な研究計画によりデータを収集することによって、得られた知見を拡張させたり別の人が検証し直したりできるように結果が報告されるプロセスのことである。言い換えると科学的方法とは、

- (1)問いを立てる
- (2)仮説を立てる
- (3)研究計画を考える(構成概念とそれを測る変数を明確化する)
- (4)データや資料を収集する
- (5)結果を分析する

という手順のことである。

例えば、「プログラムAは、再犯率 y を減少させる効果があるのか」という問いを考えてみよう。仮説は複数考えられるが、その1つとして「再犯防止プログラムAは、プログラムAを実施しない場合と比べて再犯率 y を低下させる」というものが考えられる。この仮説を検証するため、受刑者を2つのグループに分け、3か月にわたって、片方のグループには再犯防止プログラムAを実施し、もう片方のグループにはプログラムAを実施せず、再犯率を比較するといった実験計画を立てる。これが科

学的方法である。

科学的方法を通じて収集されるデータには様々な種類があるが、本章では特に数量的なデータについて論じる。数量化(数え方)にも様々な方法があり、例えば、「5年以内の再犯率」のような数量化はわかりやすく、%という単位で答えることができる。対して、担当刑務官への信頼の度合いについて尋ねると、「あなたが最も信頼している人への信頼度を 100%としたときに、担当の刑務官への信頼度は何%ですか」と訊くこともできるし、「担当の刑務官への信頼度についてもっとも当てはまるものを、次の 1-5 から 1 つ選んでください。1.まったく信頼していない、2.どちらかと言えば信頼していない、3.どちらともいえない、4.どちらかと言えば信頼している、5.とても信頼している」と訊くこともできる。どのような数量化が好ましいかは、調査における(1)問いや(2)仮説にもよるので、唯一の正しい測定法や項目作成法の方法が存在するわけではない。重要なのは、できるだけ問いや仮説を明確にして、それに合った数量化を行い、その数量化の手続きや基準を開示することである。

以下では、まず上記のような内容を研究法として説明する。そして、科学的方法に基づいたアンケート用紙作成の手順を、順を追って説明し、現行の釈放時アンケートで修正すべき箇所を指摘する。

1.1 問いや仮説を明確にして測るべきものを特定する

数量的なデータを扱う調査においては、まずは問いを立てることが重要である。やみくもに思いつたまま質問をしても、問いがなければ回答(データ)を活用するのは難しい。

例えば、「同じプログラムを受講しているのに、どうして入所者によって再犯したりしなかったりするのだろう」といった問いである。そのような問いと、調査から得たデータを結びつけるには、調査項目で「何を測るのか」を明確にする必要がある。

調査には仮説検証型と仮説生成型があり、調査の目的によって使い分ける。仮説検証型は、仮説(「問い」を検証可能な形にした主張)を立ててそれをデータを用いて実証する(観察または実験により論理的に導く)方法である。例えば、「出所後に利用できる社会資源の少なさが再犯に影響する」などが仮説にあたる。

対して問題発見型は、ターゲットとなる現象(再犯など)に関して、その原因が不明瞭であるため、インタビューやフィールドワーク、探索的な定量的分析などにより現象の本質を解明する方法である。本報告書においては第 3 章のインタビュー調査が問題発見型調査の例である。

例えば、第 2 章によると、刑事施設のアセスメントには個人的課題志向や健康状態(変数)が重要だと、多くの研究が示している。この知見にもとづいて、仮説を生成することが可能である。例えば、以下のようなものである。

表 4.1 第 2 章から導かれる仮説の例

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1. 個人的成長が入所者の施設での満足度に影響する2. 他の受刑者とのネガティブな関係は再収監の可能性を高める3. 収監中に公正な扱いを受けたと感じる受刑者は再収監の可能性が低い |
|---|

また、第 3 章のインタビューにより、釈放時の元受刑者がもつ困り事や、社会復帰を考える上でのキーワードが明らかになった。そこから、アンケートによって測定すべきもの(構成概念)について、以下のような候補を導くことができる。

第 3 章から導かれる構成概念(測定すべきもの)の例

ここでいう構成概念とは何だろうか。例えば知能検査は、人の知能を測定しようと設計されている。しかし、「知能」というものは目に見えず、触れることもできないもので、実体として在るのかわからないのかも定かではない。けれども、それが存在すると仮定すると、いろいろな出来事をうまく説明できるようになる。ゆえに多くの人々が、知能を「あること」にしているのである。

このように、現象の理解のために私達が作り上げた抽象的な概念のことを、「構成概念」と呼ぶ。

それに対して、アンケート調査や特殊な機器などで測定される数値を変数と呼ぶ。そして、実際に測定されたデータのことを観測変数と呼ぶ。また、直接は観察されないが、観測変数から推定される変数を潜在変数と呼ぶ。

例えば「刑事施設に対する満足度」は構成概念や潜在変数と理解できるが、それを測るための変数(しばしば質問項目として測定される)にはたくさんの候補が考えられる(例えば、「刑事施設にどのくらい満足していますか」と直接尋ねたり、不服申立ての回数を変数と考えることもできる)。そして、不服申し立ての回数が 3 回だった場合、その 3 というデータが観測変数である(構成概念・潜在変数と観測変数を対比して考えると理解しやすいだろう)。

大切なのは、まず問いや仮説を立て、その問いや仮説に合った構成概念を明確化し、その構成概念を適切に測れる変数を設定することが大切である。近年では、量的データ(数値など)だけでなく質的データ(インタビューから得られた言語情報など)を活用する研究方法も盛んに議論され実施されている(例えば、量的データと質的データの両方を収集・分析し、結果を統合することで解釈や推論を導き出すアプローチと定義されている混合研究法など)。種類の異なるデータを組み合わせることで、それらのデータ自体、ひいては最初に設定した問いへのより深みのある理解が可能となる。したがって、本報告書で実施したように、先行研究のレビューに加えて、実際の当事者や支援者へのインタビューを行うことで、対象を絞った問いを立て、データを効果的に収集・活用できるようになる。

1.2 適切な評定方法

測るべき構成概念と変数が決まったら、次はこれらの変数や概念を質問紙(一般的には「アンケート」という言い方をされることが多い)により数量化することになる。この際に最もよく用いられる方法が評定尺度法である。

評定尺度法は、あらかじめ準備された質問項目に対してどの程度自分に当てはまるかを段階評価させることにより、参加者の回答を得るという方法である。現行の釈放時アンケートでは「職員に望むことはどれですか。二つまで選んでください。」のように、回答数を限定して選択させる方法や、順位づけをする方法が用いられているが、このような評定方法だと、個々の選択肢への評定情報が分からなくなってしまい、EBPM に活用しにくいデータになることが予想される(後述)。また、「2 つまで答えてください」などの制限も根拠に乏しい(どうして 2 つなのか)。したがって、特に重要度の高い質問項目については、個々の選択肢ごとに評定尺度法を用いて段階評定させる方が望ましい。

現行の選択肢:職員に望むことはどれですか。二つまで選んでください。

選択肢の提案:個別に尋ねる

以下の各文章について、それぞれどの程度職員に望みますか。

- (1) 話を聞いてほしい(1.全く望んでいない～7.非常に望んでいる)
(2) 放っておいてほしい(1.全く望んでいない～7.非常に望んでいる)
.....など

社会調査において用いられる評定尺度法は、「どちらともいえない」が含まれる5または7件法か、またはそれを含まず必ず賛否どちらかの方向に回答させる4または6件法の項目形式であることが多い。例えば、現行の釈放時アンケートで「あなたを一番長く担当した職員についてどのように感じましたか。それぞれ一つずつ選んでください。」の設問内に「親切さ:親切、不親切、どちらでもない」という項目があるが、これは「1.全然親切ではなかった～7.非常に親切だった」のように段階評価を求める方が、諸々の分析を行う際の精度が高くなる。現行の釈放時アンケートでは「不満、適当、満足」のような選択肢が散見されるので、中点を「0.適当」とし、その両端に「-3.不満」「3.満足」のような段階評価にするのも一案であろう。ただし、中点を設けることは測定法自体の本質的な改善ではなく、回答者の直感的なわかりやすさを意識する「見せ方、提示方法」の問題である。

また、いい加減な回答を抑制し回答者にしっかり質問項目を読んでもらうため、否定的に答えると当該項目に当てはまるような尋ね方である逆転(反転)項目もいくつか入れるのも一般的である。例えば、現行の釈放時アンケートで「作業報奨金についてどう思いますか。一つ選んでください。」という設問があるが、これらの項目をそれぞれ段階評価で回答させるとして、「単価を上げて欲しい」のような肯定的な項目だけでなく、「報奨金は安い方がいい」などの逆転項目をあえて入れることで、回答者に質問項目に注意を払うよう促すことができる。

項目数との関連で言えば、交絡変数の収集と予測精度の向上いずれの観点からも、(現実的に無理のない範囲で)項目を増やすことは重要になるかもしれない。しかし項目数が多いと惰性になってしまったり取り組むモチベーションが下がる可能性があるので、質問紙の長さには注意が必要である。

1.3 適切な質問文

質問文作成に関しては、以下について心がけると回答者にとってわかりやすくなるだろう。

【曖昧でない簡潔な表現】

まずは、あいまいな表現は避け、短く簡潔な表現にすることである。例えば、現行の釈放時アンケートの「あなたの受刑態度によって指定されていた優遇区分(第〇種)について、どのように感じましたか。」というのは曖昧な尋ね方であろう。また、回答者が質問項目の内容に関する知識を有するという前提での質問や二重否定文、誘導質問は避けるべきである。

現行の選択肢:あなたの受刑態度によって指定されていた優遇区分(第〇種)について、どのように感じましたか。

選択肢の提案:「どのように感じましたか」のような曖昧な尋ね方ではなく具体的に

- あなたの受刑態度によって指定されていた優遇区分(第〇種)について、自分の区分にどのくらい満足していますか。(1.非常に不満足～7.非常に満足)
 - あなたの受刑態度によって指定されていた優遇区分(第〇種)について、どのくらい区分の分け方が公平だと感じましたか。(1.非常に不公平～7.非常に公平)
-など

【ダブルバーレル質問の回避】

さらに重要な点として、ダブルバーレル (double-barreled) 質問には注意が必要である。これは、複数の問いを含んでいるにもかかわらずひとつだけに関して回答を求める質問形式である。例えば、「スマートフォンの普及やインターネットへの依存は、交通事故や精神疾患を引き起こす要因となる。この考えにどのくらい賛成するか」といった項目である。

現行の選択肢: 優遇措置として一番良かったと思うものを一つ選んでください

選択肢の提案: 優遇措置を受けたかどうかと(曖昧な表現ではあるが)満足感の(少なくとも)2つの問いを含むので、独立させる(満足感については各項目について尋ねることもできるし、一番満足できたものを問うこともできる。「問い」の立て方次第である)

- 優遇措置を受けましたか(はい・いいえ)
- 優遇措置として一番満足しているものを一つ選んでください
.....など

【何を問いたいのかを整理する】

「問い」という本質的な側面から質問文を検討することも必要である。例えば、現行の釈放時アンケートの「被害者に謝罪や被害弁償等(慰謝料の支払いを含む。)をしていない人に聞きます。謝罪、被害弁償等について、どのように考えていますか。」という設問の項目であるが、「被害者に謝罪をしたい」は自分の将来の行動に関する意図であるが、「謝罪をしても被害者に受け入れられないと思う」は他人の内的状態に関する社会的認知である。また、「謝罪をするつもりはない」は「謝罪したくない」と違うのかという点も考えるべきである。それらを同じ評価軸として尋ねているのは問題と言える。

現行の選択肢: 被害者に謝罪や被害弁償等(慰謝料の支払いを含む。)をしていない人に聞きます。謝罪、被害弁償等について、どのように考えていますか。

選択肢の提案: 「問い」によって独立させた項目にする

被害者に謝罪や被害弁償等(慰謝料の支払いを含む。)をしていない人に聞きます。謝罪、被害弁償等について、どのように考えていますか。以下の各項目について、あなたがどのくらい同意するかお答えください。

- 被害者に謝罪をしたい(1.全く同意しない～7.非常に同意する)(行動意図)
- 謝罪をしても被害者に受け入れられないと思う(1.全く同意しない～7.非常に同意する)(社会的認知)
.....など

【複数回答の可否の見直し】

複数回答可としている設問についても、今一度考え直す必要があるだろう。分析が困難になることはもちろん、実施側が知りたいことを測れているのかが不明瞭である。この設問により、何をしたいのか(例えば回答者のグループ分け)、どのように分析したいのか(例えばチェックの数をデータとして使うのか)を項目作成以前に検討しておくことが不可欠である。

現行の選択肢:受刑生活で苦勞したと思うことはどれですか。三つまで選んでください

選択肢の提案:複数回答は適切か?なぜその個数の設定なのか?選択肢に過不足はないか?
その選択肢を設定した根拠は?どのように分析に用いるのか?などについて考え、上記のような
「問い」の整理や表現法やダブルバーレルについても考慮に入れながら適宜修正する

後述するが、質問紙に既存の心理測定尺度を含めることも視野に入れたい。なぜなら、「自尊感情尺度」や「ソーシャルスキル尺度」などのすでに開発されている心理測定尺度は、信頼性や妥当性が検討されているからである。では、信頼性、妥当性とはなんだろうか。

【アンケートの信頼性】

まず信頼性について説明する。科学的な手法を用いている限り、信頼性がなければならない。これは、ある研究を別の研究者が全く同じ方法で行っても同じ結果を得られなければならないということである。再現できることは、最初の発見を一般化するために必要である。このように、一貫した結果を得られる場合、信頼性(時間的安定性と内的整合性)があると言える。

【アンケートの妥当性】

信頼性と同じく重要なのが、妥当性である。これは、実際に測定したいと思っているものが測定に反映されているかということである。

【既存の尺度を利用するメリット】

既存の心理測定尺度を用いることで、同一の尺度を使用した他の研究との比較が可能であるので、分析によって得られた結果の解釈に利用できる。もちろん、測りたい概念を測るためのツール(この場合は心理測定尺度)が存在しない場合には独自の尺度を開発することが必要となる。しかし、独自に作成した尺度を研究に用いる際には、同一の構成概念や潜在変数を測定している既存の質問項目や尺度なども同時に測定し、相関関係(2変数の関係の強さ)の検討をする必要がある。このような手間ひまがかかる作業を経て、一定の性能保証(信頼性と妥当性の確認)がなされた既存の尺度は使用に値するだろう。現行の釈放時アンケートも、今後こうした手続きを経ることで、性能の評価や向上を行える可能性がじゅうぶんにある。

【既存の尺度を利用する場合の留意点】

しかしながら、既存の心理測定尺度にも問題点はある。例えば、既存の心理測定尺度に用いられている語句が難解であったり、もともと外国語の尺度を日本語に翻訳したものも多いので日本語が不自然であったりする。他にも、その尺度が作られた時代を反映しているために現代人にはわかりにくい表現が使われていたり、文化的な意味で日本での適用が保証されなかったりという問題が考えられる。

さらに、信頼性が不十分或いは妥当性も含めた検証の蓄積性が乏しい場合もありうる。加えて、既存の心理尺度がどんな人を対象として開発されているかということも考慮する必要がある。例えば子ども向けに開発されて、その信頼性と妥当性が確認されていても、その尺度を成人に対して使用可能かというところではなく、新たに信頼性と妥当性の検証が必要になる。同様に、受刑者以外の人を対象に開発された心理尺度を、受刑者にも適用できるかは、丁寧に検証した上で使用することが求

められる。

以上のような統計的な側面はもちろんだが、法的な問題も無視できない。一部の既存の質問紙はその使用が有料であるので、ライセンスに関する手続きが煩雑になることが予想できる。したがって、第2章でも言及されているように、釈放時アンケートのデータの蓄積とともに行う分析結果を活かし、日本独自の文化的背景や入所者の実情を踏まえたオリジナルの尺度を作成することが望まれる。

1.4 アンケートをアップデートする必要性

どの分野のどのような研究についても言えることであるが、完璧な研究法は存在しないので、建設的批判(議論)を踏まえた定期的なアップデートが必要である。

マイノリティに考慮した尋ね方にも敏感にならないといけない。例えば、性別に関する項目には「男性」「女性」だけではなく「その他」や「答えない」なども用意するのが望ましい。

また、平易な言葉づかいを心がけるべきである。ほとんどのアンケートは成人以上の標準的な語彙レベルを想定している。したがって、実施の前には、例えば高齢者や障害者など、想定より広い範囲の参加者でもじゅうぶんに内容を質問者の意図通りに理解できるかどうかを確認すべきである。この確認を怠ると、心理測定尺度の強みが活かせないことになる。それは評定尺度法が、用意された項目への数値による評価の結果しか知り得ないからである。具体的に言えば、心理尺度評定法は回答者の自己評価能力・言語能力に依存しており、質問項目以外の情報や回答者の意味・意図を確認できず意識レベルでしか測定できない。さらに、社会的望ましさ(社会においてある行動や特性がどの程度望ましいと考えられているか)や嘘に影響されて歪められた回答(全体的には、優等生的な回答とも言える)のチェックが難しい。このような、語彙の問題や歪められた可能性のある回答にまつわる問題については第3章を参照されたい。

このような問題点を克服するために、評定尺度法で得られたデータを、別の種類のデータと結びつけることで、より一貫性のあるデータ取得や深みのある解釈につながることもある。例えば、ある入所者の規律違反を行った件数(実際の行動による指標)と、現行の釈放時アンケートの「施設の規則(きまり)についてどう思いましたか」(回答者本人の認知的評価)という項目への評定値が同様の傾向を示すことは想像に難くない(後述の関連も参照)。これら2つの変数が同一のものを測定していると想定するならば、もし同様の傾向を示さないデータを得た場合、精査が必要である。例えば規律違反の件数は多いのにアンケートでは規則について「もっと厳しい方がよい」と答えた場合、非意識的な部分ではもっと厳しい方がいいと思っていることもあるかも知れないし、嘘をついているかも知れないし、そもそも規律の内容を理解していないかも知れない。このように、異なる種類のデータを多角的に考察することで調査実施者の思い込みを強化するのを防止できるとともに、複数の可能性に気づくことができる。

2 アンケートの実施における倫理的・実践的事項

2.1 アンケートの実施方法に関する留意点

社会調査においては、当然であるが回答者に何をしてもいいわけではない。調査者は、生きた人間を扱って研究をしているということを忘れてはならない。アンケートひとつとっても、回答者には貴重な時間をとってもらって、訊かれたくないかもしれない内容について答えてもらうのだから、尊厳を重視し敬意を払い実施するべきである。調査のためだからといって、ぞんざいに扱うことは許されない。

このような議論が本格化したのは 1960 年代である。この時、人間や動物を用いた研究における倫理的問題が活発に議論されるようになり、以来、倫理規定が作成され時代に応じてアップデートされてきた。

特に心理学においては、アメリカ心理学会や、日本の関連学会で倫理規定が明記されている。以下、人間を対象にした調査を実施する際に配慮しなければならない点について列挙する：

- 1) 調査に参加する前に、アンケートを渡す職員（調査実施者）は、当該調査に関して十分な説明をし、回答者の同意を得ることが求められる（インフォームド・コンセント）。未成年を対象とする際は、保護者や教師の同意も必要となる。説明においては、回答内容がどのようなものであれ、回答者の不利益にはならないこと、調査への参加をいつでもいかなる理由でも取りやめることができるし、取りやめたからといっていかなる不利益も回答者が被ることはない、はっきりと述べる。さらに、すべての質問に回答し提出した後でも、データ利用の撤回を申し出ることができることを伝える必要もある。
- 2) 調査目的の説明の際に、回答者を欺くことはあってはならない。釈放時アンケートの目的についても、「刑務所の組織運営に、受刑者の視点を活かすため」と正直に説明する。ただし、実際の調査目的を知ることが、回答者の回答に影響を与え、正確なデータを得られなくなる場合はこの限りではない（欺き）。
- 3) 研究目的の事前説明に欺きが含まれる場合は、調査が終了した時点で、できるだけ速やかに十分な事後説明（ディブリーフィング）を行う必要がある。調査全体の目的、予想される結果、なぜ一時的にでも欺く手続きが必要だったのかを説明し、回答者の質問に答えなければならない。事後説明を受けて回答者がデータ使用の撤回を求めた場合は、回答を破棄する。
- 4) アンケート実施中は、周りの回答者と相談しないようにし、自分自身のことについて正直に答えてもらうことを回答者に確認する。しかし、アンケート内容についてわからないことや確認事項（設問文の語句の意味など）があれば調査実施者は答えなければいけない。情報保障という意味で、調査実施者が「監視」でなく（質問や確認を受け付けるために）待機していることが望ましい（匿名性が保証されるので、時間をかけてもどんな回答をしてもいかなる不利益も生じないことをここでまたしっかりと伝える）アンケートの記入時は、職員の目の届かないレイアウトに配慮することも意識したい。
- 5) 回答者の保護とリスクの最小化は絶対である。身体的・精神的苦痛から回答者を保護することはもちろん、調査中および調査後に回答者が被るかも知れないリスクとストレスを最小にするよう努める必要がある。
- 6) 匿名性を保つ必要がある。一般的には、署名済みの同意書と回答済みのアンケート用紙を紐付けないよう別々に保存する。調査実施者は回答者情報を守秘し、それらが記録された用紙やデータファイルの扱いに気をつける。また、報告書や論文の中で回答者たちの名前を参照できないようにしなければならない。
- 7) 以上のような倫理は、細心の注意を払っていても気づかないことや計画ミスがあり得る。そこ

で、第三者機構である倫理審査委員会 (Institutional Review Board; IRB) にチェックをしてもらうことが必要である。IRB は、調査実施者とは独立し分野を超えた専門家たちや、時には民間人によって構成される。この機構が、研究計画一つ一つについて倫理的な面をチェックし承認するかどうかを議論する。例えば、欺く手続きが本当に必要なのか、この方法しかないのかを確認する。手続きの必要性和代替不可能性を正当化できていない場合は、調査の実施は承認されない。その場合は、調査計画を修正し、再審査してもらう。この手続きを経て承認された調査のみ実施される。多くの場合、IRB は大学であれば学部単位ほどの規模で組織されている。

ともすれば忘れがちであるが、倫理を考える上では、文化的な違いに敏感である必要性がある。というのも、人間を対象とする分野の研究では歴史的に、倫理的な意味でも研究結果の解釈という意味でも、調査実施者たち自身のバイアスが入り込んでいるからである。

例えば、現代においても当てはまるが、慣習的に白人欧米人(さらに男性)についての研究結果を「正常」とみなし、その結果を一般化することを疑わない傾向がある。欧米での研究が盛んである分野は、もちろん欧米研究者が多くなるので、彼ら彼女らが所属する文化や民族集団が他の文化や民族集団よりも優れているという暗黙の仮定があるためである。アジアのような非西洋圏での研究は軽視されがちであるが、様々な文化とそこでの人間の考え方や行動があることを忘れてはならない。

例えば家族に関する質問項目では、「夫・妻とその子ども」という家族構成が暗黙のうちに前提とされることもあるが、受刑者の生い立ちや背景、家族構成は様々であり、同じ質問項目でも、多数派とは異なる解釈になることもあるだろう。時には、質問項目を読むだけで過去の傷ついた記憶が鮮明によみがえることもあるかもしれない。常にアンケートの設計者は、自己の内に潜むバイアスの可能性を考える必要がある。このようなバイアスが、調査の結論を制限したり解釈を歪めたりしてしまうかも知れないと自覚的になることが重要である。

また、収集されるデータの正確性も問題となる。正確性に影響する要因として、まず研究実施に際しての実施形式がある。昨今では質問紙のオンライン実施が普及しているが刑事施設においては紙の配布による実施であるので、記入漏れは大きな懸念点である(オンライン実施においては記入漏れのないよう設定できる)。回答が終わった参加者に今一度、すべての質問に答えたか確認をしてもらうのがいいだろう。

実施形式に関する先行研究(三浦他、2020)においては、質問文を読み上げ受刑者が回答する方法(面談式)と対面せず受刑者自身が質問文を読み回答する方法(自記式)とで同一内容を測定した場合、一部の回答で乖離があったと報告されている。つまり、実施形式などの要因で回答(データ)が変動するということである。

実施形式に関連して、参加者自身の解釈が回答に影響を与えることもある。例えば、上述の社会的望ましさにより回答を歪ませたり、「理想の自分」「あるべき自分」について回答したりするような参加者も存在する。さらに刑事施設の入所者の幅広い特性やバックグラウンドを踏まえると、このような「アンケート」自体に不慣れであり、自分自身の考えや評価をうまく表現できない(そもそも考えたことがない、など)参加者も想定される。したがって、実施の際に時間を取り、質問紙を配布した時点で、このアンケートは自分のことに関して正直に答えてもらうものだと説明するべきである(この点は、上記の心理尺度評定法の問題点とも関連)。実際、上述の先行研究(三浦他、2020)で乖離が見られた項目では、面談式の方が自記式と比べて社会的に非難されないような回答をする傾向が見られた。考えられる要因として著者らは社会的望ましさ、そして日本文化特有の対人関係のパターンなど

を挙げている。

質問紙を実施するにあたって、正直に回答してもらわない限りは正確なデータは望めない。たとえ測定方法(数量化)が妥当だとしても、不正確な(例えば、社会的望ましさが反映された)データならば分析しても有益な考察を導くことはできない。したがって、安全な場で正直に回答してもらえるような環境づくりを目指したい。

他の要因として、実施環境も無視できない。物理的に快適な環境において実施することが望ましい(例えば快適室温であるとか、集団室にて回答する場合はお互いの回答内容が見えないように距離を取るなど)。また、匿名性の確保とデータ管理の点から、回答内容が見えないように封筒に入れるなどして施錠可能な場所で保管することも重要である(これは上記の研究倫理とも関連)。

このように、アンケートに記入する状況、正直に答えられる環境になっているかどうかは重要な点と言えるが、もちろん施設によって実施可能な範囲は限られてくるだろう。現実的には難しくとも、意識しておくことはデータ分析や解釈時に有用である。

2.2 研究の共同創造とコミュニケーション

データをただ取ったというだけでは研究としては不完全であり、活用できなければ意味がない。その意味で、研究結果の公表は重要である。研究者の場合であれば、論文や学会発表などが公表の機会にあたる。

ただし研究者コミュニティのみで結果が共有されたとしても、それは非常に限定的な範囲である。したがって、専門家コミュニティはもちろんだが、一般の人へ研究成果を届けることが望ましい。

このような研究に関するコミュニケーションは、専門家、政府関係者・中央省庁と一般市民の信頼を醸成しうる。例えば、福島第一原発から処理水を海に放出する問題について、専門家と政府のみで安全性に関するエビデンスを共有しても、市民たちは何も知らされていないので不安になるだろう。研究者をはじめ調査実施者が市民に理解できる形で研究成果を報告し、エビデンスを発信し続けることは近年サイエンス・コミュニケーションとして注目されている。

しかし、従来のような「専門家が市民(非専門家)に結果をただ教えるだけ」という一方的なものではなく、サイエンス・コミュニケーションとは専門家と市民の双方向的なコミュニケーションであることを忘れてはならない。現代社会における技術的にも倫理的にも複雑化した問題を考えるには、専門家と非専門家が協力する必要がある。対話を通して、研究の目的、手続きおよび結果を開示することが研究者および調査実施者による科学の透明性への貢献である。市民からはよく見えない研究者コミュニティで行われている研究をつまびらかにし、市民にも研究者および調査実施者をチェックしてもらうつもりで参加するコミュニケーションは、お互いの理解を促進するだろう。

理想的には、市民も関心を持って参加し、問題点の指摘や質問・コメントを行う。その際、研究者および調査実施者は責任を持ってそのような建設的批判に応答しなければならない。そのようなプロセスは、研究者・調査実施者自身にも己の思い込みやバイアス、飛躍した解釈に気付かせることもある。

刑事施設の場合だと、全体的な結果は法務省と共有され市民に公表されるであろうが、各施設へのフィードバックも、専門家(分析者)と刑事施設職員(と、時には入所者も?)の間のサイエンス・コミュニケーションである。同一のアンケートを実施し行動記録などのカテゴリーも統一されているのだから、施設間の比較が可能である。全体の傾向はもちろん比較によって得られた自分が所属する施設の各変数の傾向や関係を知ることは、自身が行う処遇および施設運営の方向性を考えるという意味で、大変意味のあることである。職員は時間と手間をかけて釈放時アンケートを実施してくれるのであるから、アンケートの重要性や分析結果、さらにそのエビデンスがどのように施設の変革に利用さ

れるかを職員に対して説明することは重要であろう。そのような意味でも、フィードバックは欠かせない。このような機会は、職員自身による所属施設の現状理解はもちろんモチベーションの向上につながることも考えられる。さらに、結果や解釈について話すことが職員同士および職員と入所者によるサイエンス・コミュニケーションのリソースとなり、対話の触媒として働くことも考えられる。

手続きやデータの透明性、ひいては異なる分析・解釈の促進という意味では、データの公開も視野に入りたい。釈放時アンケートを利用して貴重なデータを収集したあとに、簡単な分析のみを行って速報的な報告書を作成するだけでは、EBPM に活かせる十分な分析を行ったとは言えず、閉鎖的コミュニティでのデータ利用にとどまってしまうからである。社会調査や統計学等の専門家や関連する学協会がデータを二次利用可能にすることで、釈放時アンケートのデータを他の行刑関連データとともに分析し、EBPM に活用できるようになる。

例えば好事例として、社会調査の分野では、東京大学社会科学研究所附属社会調査・データアーカイブ研究センターでは、様々な調査機関が収集した個票データの寄託を募集している (<https://csrda.iss.u-tokyo.ac.jp/infrastructure/depo/>)。

また医療分野におけるデータアーカイブの構築および EBPM への活用例としては、国立がん研究センター、国立循環器病研究センター、国立精神・神経研究センター、国立成育医療研究センター、国立長寿医療研究センター、国立国際医療研究センターという6つのナショナル・センターが収集したデータを1箇所のサーバで管理し、共通的な解析については中央で行い、EBPM に活用するという、「レセプト情報・特定健診等情報データベース (NDB)」 (https://www.japanhealth.jp/project/research/2019/3_iso.html) という取り組みがある。

釈放時アンケートをはじめとした行刑関連データのアーカイブ化を行う上では、個票データの寄託先として、東京大学社会科学研究所附属社会調査・データアーカイブ研究センターなどの関連する大学内研究機関、あるいは公益財団法人矯正協会のなかにある矯正研究室 (<https://www.kyousei-k.gr.jp/research.html>) などの関連する民間の研究組織が候補として考えられる。

2.3 エビデンスとの付き合い方

研究成果を伝えることと関連して、エビデンスとしての研究結果を盲目的に過信するのは問題である。現時点で得られている研究結果は限定的であり将来否定される可能性もあるということを忘れてはならない。より洗練された研究デザインの考案や計測法の発展などで、現時点での結果が否定され将来的に新たな発見がなされることは健全な科学の営みである。

研究は、いかなる時点でも最善を目指し行われるものであり、研究結果を歪めることは問題である。研究においては、収集したデータを分析したところ仮説と異なる結果が出ることもある。そのような仮説を支持しない結果は、直感に反することもあるだろう。しかし、仮説を支持することが優れた研究でもなければ、仮説の支持が目的でもない。仮説を指示しない結果が得られると、しばしばそれは「失敗」や「無駄」として処理される。その認識により発表の場からは遠ざけられたり、後付けの説明とともにあたかも仮説を支持したかのように仮説生成の論理的説明を改変されたりすることもある(もちろん、そのようなことは絶対にしてはならない)。基本的に仮説というのは研究前に考えられているものであり、データ取得後に得られた結果から関係性をやみくもに作ってみるものではない。仮説生成には根拠があるので、はじめてから興味のある変数や解釈可能な関係性でないと検討しても意味はあまりない。

仮説を支持しなかった研究は異なる意味でのエビデンスとして機能しうる。例えば「変数 A は変数

Bに影響する」という仮説が支持されなかったことは、多くの可能性を示唆する。たとえば、変数 A を重要な要因だと考えていたがそうではないかもしれないこと、では別の変数 C が影響するかも知れないこと、変数 A を正確に測定できていなかったかも知れないこと、変数 B の方が変数 A に影響するかも知れないこと、などである。これだけでも重要なエビデンスであり、後続の研究に貢献するだろう。方法を改善し、今一度同様の仮説を検証することも意義があることである。

もちろん、仮説を支持した場合でも「成功」というわけではない。当該研究をひとつのエビデンスとしつつも、さらにその仮説を確かめるために異なる参加者や別の文化で同様の研究を行ったり(追試)、仮説を拡張させて研究を実施したりなど、さらに発展させることが望ましい。

どのようなエビデンスだとしても、エビデンスはその有無が問題なのではなく、エビデンスの内容を精査し解釈を考え続けることが求められるのである。

3 釈放時アンケートの分析と利用の方法

次に、こうして作成した釈放時アンケートを用いて収集されたデータをどのように分析して、施設評価や社会復帰予測といった EBPM に資する分析を行うことができるかについて提言を行う。本節ではまず、EBPM における仮説の重要性と、仮説を立てる方法およびその留意点について述べ、そのあと、仮説を検証するいくつかの方法について、施設評価、続いて社会復帰予測の文脈に則して紹介する。

コラム:因果と予測の区別

仮説を立て、それを検証するうえで、因果関係と予測の区別は重要である。

例えば「刑務所内の要因を表す変数 X (複数の場合もある) が将来の社会復帰の状態を表す変数 Y (複数の場合もある) に影響する」と仮説を立てた場合、 X と Y の関係を因果関係ととらえるか、それとも X が Y を予測する関係と捉えるのかによって、仮説を検証する方法が変わってくる。

因果関係とは、 X を操作することによって、 Y が変化する関係を意味する。因果関係と混同されることが多いのが、相関関係である。相関関係とは、 X の変化と Y の変化は連動しているけれども、どちらが原因でどちらが結果なのかもわからず、もしかするとまだ気が付いていないだけで別の変数 X' が原因として存在しており、 X' の変化が原因となって X の変化と Y の変化が生じている可能性も否定できないようなものである。この場合、「 X の変化が Y の変化を引き起こした」とは言えない。

厳密な因果関係に関する仮説を検証するには、人為的に X を変化させるような介入が必要だが、それはしばしば困難だったり、不可能だったりする。そんなときに、ある程度の精度で因果関係を推定する方法として、回帰分析、傾向スコア、マッチング(生存時間分析)などがある。以下では、その他の因果推定の方法をいくつか紹介する。

【有向非巡回グラフ等を用いた因果推定】

因果関係の推定(因果推定)を行う際には、いくつかの仮定を置かなければならず、その仮定の置き方にはいくつかの流派がある。例えば、未成年での喫煙と犯罪行為に因果関係があるという仮説を考えてみる。この仮説を検証するためには、ある人が未成年で喫煙した場合と、全く同じ人が未成年で喫煙しなかった場合を比較しなければいけない。しかし、これらを比べるのは不可能であり、各研究参加者において実際に観察されるのはどちらか一方の条件しかないため(Aさんは未成年で喫煙し、Bさんはしなかった、など)、いくつかの仮定を置いて因果関係の推定をするしかないのである。

このような場合の推定方法の一例として、有向非巡回グラフ(directed cyclic graph; DAG)というグラフィカルツールを用いて、因果関係を可視化し、その因果モデルが正しいかを判断する方法がある。DAG はさらに、答えられる問いと答えられない問いを峻別でき、なおかつ「答えられない問い」に答えるためには何の測定が必要かを決定できる。

【交絡変数の統制による因果推定】

因果推定においては、交絡変数(先述の X' のように、それを変化させるような介入は行われていないが、 X や Y に影響を与える変数)の特定が最重要である(DAG にてある程度は把握可能)。しかし、考えうる交絡変数を全て考慮に入れることはできない。さらに、定期的に同じ測定を行う調査から得られたデータ(縦断データ)ではなく、一度きりの調査から得られた結果(横断データ)からは、因果関係を厳密には明らかにすることはできない。ただし、もしも交絡因子の操作と統制が十全にできていれば、また変数間の時間的先行関係について既知であれば、ある程度の因果推定を行うことができる。

【ランダム化比較試験による強い因果推定】

因果推定をより正確に示す実験デザインに、ランダム化比較試験(randomized cotrolled

trial; RCT)というものがある。RCT は、例えば特定のプログラムや薬の効果研究等に用いられる実験デザインである。RCT においては、参加者はプログラムを提供する群と施さない群(あるいは比較すべき別のプログラムを提供する群)にランダムに割り当てられる。厳密なランダム化を採用することで、比較する群間で、X の値以外では違いがないようにするのである。RCT のように厳密かつ客観的に得られた研究結果は、エビデンスとしての確実性が高いものと判断される。また、刑務所の風土や制度といった、個人レベルではなく組織やグループのレベルに位置付けられる変数を考慮にいたした RCT として、クラスター RCT という方法もある。

因果関係に関する仮説が、プログラムなど、特定の介入方法の開発や効果検証に活かすという目的があるのに対し、予測に関する仮説は、組織評価など、実態を把握する目的に活かすものといえる。

例えば上記の「刑務所内の要因を表す変数 X が、将来の社会復帰の状態を表す変数 Y に影響する」という仮説を例に挙げると、X と Y を組み入れたモデルを作り、事前に X を実測しておいて、X の観測変数からモデルによって予測される Y の予測観測変数を計算しておいて、未来のあるタイミングで Y の観測変数を実測し、予測観測変数と実測観測変数を比較することでモデルの正しさを求めることになる。

変数間の因果関係が明確に立証されなくとも、予測ができることはあり、それ自体は有用である。予測を行う際には、機械学習(後述)による方法などが確立されてきているほか、信頼性の推定、因子分析、相関分析、(重)回帰分析、マッチングや傾向スコア調整などに加え、構造方程式モデリング (Structural Equation Modeling; SEM) を使えば複雑なモデル構築も可能である。ただしこれらの方法において、変数間の関係は常に因果関係として解釈されるわけではなく、あくまでも(多くの場合、線形的な)関係として表現されるにすぎない。例えば、社会的地位という構成概念・潜在変数に関連する測定変数の関係性を示した、下記のようなモデルが SEM によって検証できる(図 1)。

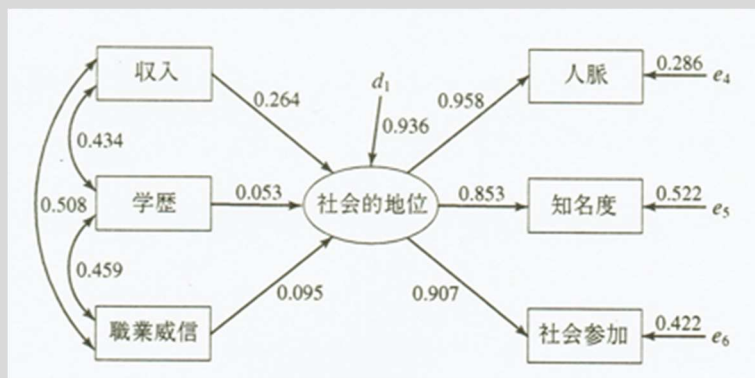


図 1.『統計ライブラリー 共分散構造分析—構造方程式モデリング—』(豊田秀樹著・朝倉書店)より

SEM を用いる際には、複雑なモデルが正確なモデルと言えるわけではないことに注意が必要である。モデルが複雑すぎると解釈も困難になるので、変数の精査やモデル構成の明確な論理的説明を考えることが重要である。また、SEM においては、仮説としているモデルをデータの当て

はまりの良さから評価する。この際、複数のモデルを立て十分に比較することが望ましい。研究全体において重要なのは、研究目的に適した手法を用いることである。高度とみなされる分析手法が優れているわけではない(例えば最先端技術のようにみなされる機械学習は、結果に対するプロセスが不明瞭であるという「ブラックボックス問題」などが議論されている)。

3.1 EBPM における仮説と理論の重要性

EBPM において、望ましい未来を実現するための意思決定にエビデンスを利用するためには、ある時点での状態や行動が、どのような未来の状態や行動をもたらすかについての仮説を立て、それを検証することで理論を確立する必要がある。

理論を作る上では、それを0からボトムアップに作るだけではなく、すでに先人たちが洗練させてきた理論に基づいて仮説を設定し、この仮説を検証するために調査を行うことができる。例えば、多くの場合、先行研究で提唱される仮説は、当該分野において提唱されている理論に基づいて生成されたものである。第2章の先行研究レビューを参考にすると、刑事施設の評価を目的としている項目については、受刑者の安全感、自律性、手続きの公正(自身の扱われ方に関しての理不尽さの主観的な知覚)、施設風土などが構成概念として重視されてきたことが分かるが、これらも、理論に基づいて練り上げられた項目であり、再犯率など、未来の状態や行動を予測できるものとして利用されている。

いっぽう、既存の理論や先行研究に基づいて仮説を立てるのではなく、本章の第1節で詳しく述べたように、第3章のインタビュー調査により現場のスタッフによる経験的な「問い」を立てることからスタートし、調査の目的を明確にし(刑務官のような人材の質の方に関心があるのか、施設の老朽化などの人的でない部分の評価に関心があるのかなど)、ボトムアップに仮説を生成することもできる。

仮説を立てることで、測定する項目の取捨選択を行えるようになる。たとえば、現行の釈放時アンケートでは、職員に対して、食事に関して、規則に関して、刑務作業に関してなどの評価項目が設けられているが、これらの変数が互いにどのように関係しているかを考えるとともに、仮説に関係のない変数は除外し、逆に不足している変数は追加することになる。

3.2 仮説生成における共同創造

仮説生成の際には多角的な視点が必要となる。そのため、現場スタッフの声だけでなく当事者(今回の場合は刑務所経験者)や研究者および調査を実際に実施する職員からの意見も重要である。たとえば、精神障害者(当事者)による精神保健サービス組織の評価を行い、そのような当事者が専門家とともに精神障害関連施設の組織変革について取り組んでいる ImROC というプロジェクト(<https://imroc.org/>)が英国に存在しているが、そこで用いられているアプローチも参考になるだろう。それぞれの立場の人々が、お互いの専門性を尊重し優劣をつけず異なる視座の風景を描き出すことができれば、より立体的な問いが立つことは先行研究からも明らかである。このような営みは共同創造と呼ばれ、日本においても様々な分野で取り入れられ始めている。

共同創造という視点で考えると、例えば、昨今では刑事施設の被収容者にしめる高齢者や障害を持つ者たちの割合が増加しているが、彼らにとっては、ルールの厳しさだけではなく、そもそもルールが理解できるかという項目が必要かもしれない。その結果によっては、政策として情報保障を検討することになるだろう。

3.3 違う国や文化で確立された理論や仮説が日本でもあてはまるかを検証する

トップダウンに仮説を導くときには、先行研究ですでに明らかになっていることを鵜呑みにせず、あらためて検証することも重要である。なぜなら、研究対象者の属性の偏りや、文化の影響などで一般化できない結果が得られているかも知れないからである。別の研究者が先行研究を全く同じように行うことや、同一の仮説を立て異なる研究デザインで研究を実施すること(どちらも追試と呼ばれる)は先行研究の結果をエビデンスとして強いものにするために意義がある。そのためには、まず先行研究で明らかになっている構成概念や変数を整理する。この際、第 2 章のレビューが大いに参考になる。

受刑者目線の先行研究によると、例えば、施設風土が良好であると再犯率は低いという知見が散見される。これを確かめるためには、まず「施設風土の良好性」をどのような変数として測定するかを決める必要がある。この際、もちろん先行研究と同様の項目を使っても問題はない。例えば、先行研究において開発された「施設風土評価尺度」のような尺度である。既存の尺度は導入が容易であり、測定し分析すれば、先行研究で得られた平均値などの数値を参照できるというメリットがある。しかし、自分が取り組む研究の対象にフィットするような測定項目かどうか精査し選定しなければならないことに注意が必要である。

3.4 刑事施設の評価

次に、立てた仮説を検証するプロセスについて、刑事施設の評価に関連付けながら説明をする。

仮説を検証する統計学的方法には複数あるが、その種類は限られている。せっかく仮説を立てても、その仮説に馴染む検証方法が存在しなければ、検証することはできない。そのため、あらかじめ仮説を統計学的に検証する方法のレパートリーを知っておかなければ、検証可能な仮説を立てることができない。

そこで、施設評価に関する仮説を例に、代表的な検証方法を紹介する。

3.4.1 重回帰分析

重回帰分析とは、その増減に関心のある変数(従属変数という)に対して、複数の変数(独立変数)が影響を与えているという仮説を立てたときに、その検証を行う方法である。例えば職員への印象や施設の規則への態度を原因(独立変数)とし、不服申し立て(回数や満足度)を結果(従属変数)として重回帰分析を行うなどである。

3.4.2 構造方程式モデリング(上記コラムも参照)

構造方程式モデリングは、複数の潜在変数(直接測定できない構成概念を表す変数)や観測変数の関連性についての仮説を検証する統計手法である。比較的複雑な仮説も検証できる。例えば、第 2 章でレビューされた Isenhardt and Hostettler (2020) による下の図 2 のような仮説は、他の入所者や職員の特性と安全感や疲労感などが関係しているというものであり、理論的にも妥当であり、日本での追試も検討に値するかもしれない。

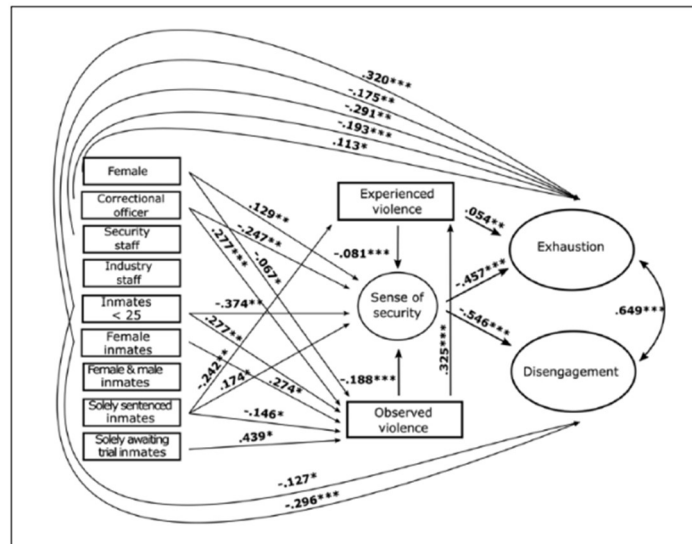


図 2. Isenhardt and Hostettler (2020)によって得られたモデル

3.4.3 刑務官の変数と受刑者の変数の相関分析

釈放時アンケートを、刑務官を対象としたアンケートと組み合わせるのも一案である。先行研究でも、刑務官と受刑者との関係性が、再犯を予測するという報告がある。たとえば、入所者の規律違反を行った件数やそれに対してどういう懲罰を科したかなど、さらに職員の離職率や病休取得の人数などの現在取得されている変数の関係性の把握は示唆に富むだろう。

3.4.4 マルチレベル解析

同一の施設内にいる受刑者や職員は、当たり前ではあるが、互いに影響を与え合っており、施設全体として文化的風土や制度的環境を作り上げている。そうした施設内の人々の相互作用や、施設ごとに固有の風土や環境といった、個人よりも高い施設レベルの階層に位置付けられるグループ変数の影響を考慮に入れて仮説を立て、検証する方法がマルチレベル解析である。この方法により、施設風土が職員や受刑者の状態、そして社会復帰に与える影響を検証することができ、施設間差に関する説明要因（例えば施設の人的・経済的・地理的環境や職員の属性）の探索を行うことができる。

他の種類のデータと結びつけてマルチレベル解析を行うことも可能である。例えば、刑務官に対するアンケートや生体データ（ウェアラブル端末などで測定される生理データなど）やストレスチェック、入所者の心理検査の結果やプログラム受講前後のデータなどの量的データは（もちろん仮説にもよるが）比較的容易に入手し分析できよう。身上調査書やビデオカメラによる画像データのような質的データも分析に活用することができる。複数の種類のデータを施設単位で結びつけ、複合的に分析することで施設ごとの実態も立体的に把握できるだろう。

3.4.5 前後比較デザイン

特定のプログラムや介入の効果に関する仮説を検証する方法もある。例えば、「刑事施設に収容する」という行為を介入とみ立て、その効果を検証するために、刑務所に入った時と釈放時の2時点で同じ変数を測定し、変化を捉えることが可能である。そのような場合は変数の平均値を前後比較することになる。これを前後比較デザインと呼ぶ。

例えば、困ったときに頼ることのできる社会資源をアンケート測定して前後比較し、誤差とは考えがたいほどに大きい平均値の差が確認されれば、収容中にあった何か(例えば社会的隔離や更生プログラムの実施など)により変化がもたらされた可能性があると言えるだろう。第 1 章にあるように、刑法が改正されてまだ日も浅く、改正によってもたらされた効果は未検討である。したがって、刑法改正の効果を検証する意味でも、入所時にもアンケートをとり変革の効果を検証することも重要と言える。

前後比較は、同一人物のデータを対応させて比較する場合が多い。このような、出処の同じデータを用いる研究計画を「参加者内デザイン」という。

3.4.6 参加者間デザイン

プログラムや介入の効果に関する仮説を検証するもうひとつの方法は、出処が同じでないデータを用いる研究計画であり、「参加者間デザイン」と呼ばれる。例えば入所中にプログラム A(従来型のプログラム)と B(新規のプログラム)が用意されているとして(ランダムに片方 1 つを必ず経験するものとする)、それぞれを経験した者ごとの 2 グループのデータの平均値を比較することで、A と B の効果を比較できる。

3.4.7 共分散分析

また、プログラムの効果が参加者の属性によって影響を受けるという仮説を検証したいときには、共分散分析が使えらる可能性がある。例えば、歴史の長いプログラム A が、古い言い回しが含まれているために、若い受刑者が理解できないことで年齢が効果に影響すると仮説を立てた場合、年齢(交絡変数)の影響を除いて差を推定することができる。

3.5 社会復帰の予測

3.5.1 釈放時アンケート以外の測定内容の検討

元受刑者の社会復帰の予測など、将来予測という意味では、メンタルヘルスや不安に関わる心理尺度など、出所後の予測に役立つ可能性のある心理学的・社会的・人口学的変数について積極的に検討することが有用である。例えば、そのような既存の尺度として、抑うつ症状を評価する **Short Mood and Feelings Questionnaire**(7-17 歳対象; 成人用だと **Profile of Mood States** などがある)や、神経症症状の評価のための **General Health Questionnaire** などが考えられる。

また、法務省による受刑者用一般リスクアセスメントツール(G ツール)や保護局による **Case Formulation in Probation/Parole (CFP)** のような再犯リスクを推定するツールがすでに開発されている。そのような他ツールの内容も把握しながら、釈放後アンケートの目的を今一度明確にし、それぞれのツールが最も活用されやすいように項目や構成概念を整理すべきである。

また、他ツールを用いた分析結果も理解しておきたい。他のツールでは何を測ろうとして項目を作成しどのようなタイミングで誰を対象に実施し、どんな分析を行ったのかを知ることで、釈放時アンケート洗練へのヒントが得られると考えられる。科学の透明性や有益な活用という意味でも、他ツールでの分析に従事している職員たちとの密な情報交換と研究結果(ときにはデータ)の共有も重要である。

3.5.2 追跡調査の検討

また、予測を考える上では、追跡調査の実施が望まれる。追跡調査を通じて、アンケート自体を洗練することも可能である。例えば、追跡調査のデータを使った社会復帰予測の分析等を通して、予測に寄与しないとされる質問項目の修正・削除などがあり得る。具体的には、因子分析という分析手法によってアンケートを洗練させ、統計的にあまり意味のない項目を削除することができる。ただ漫然と同一の質問紙を使用し長期間データを収集・分析しているだけでは刑事施設や(元)受刑者を取り巻く現状評価と将来予測は不十分なものとなるだろう。時代の流れや情勢にマッチした調査を計画し、分析結果をコンスタントに振り返り、必要に応じて修正・改善していくという、いわゆるアジャイルな対応が求められる。常にアップデートの可能性があることを前提に、現場での試行錯誤が期待される。

出所後の追跡調査が部分的にでも実施可能であれば、変数の継時的変化を意味する軌跡(trajjectory)の平均像や個人差の推定(およびその説明要因の解明)、軌跡の分類、変数間の縦断的關係、といった点を調べることで、元受刑者への支援や介入のあり方を考える上でも役立つだけでなく、社会復帰の予測力を改善できる可能性が高くなることも期待できる。

以下では、社会復帰の予測に関する仮説を検証する方法についていくつか紹介する。

3.5.3 生存分析・ロジスティック回帰分析

統計的な観点からは、再犯を結果変数としたときの生存分析、またはロジスティック回帰分析(連続変数ではなく特定の時期を基準に再犯があったかどうかを 0、1 の 2 値で扱う)が考えられる。生存分析(生存時間分析、生存時間解析とも)とは、対象となるイベントが起こるかどうか、いつ起こるかに関する分析手法である。生存という語は、「対象イベントが生起していない状態」と定義される。変数の平均値などではなく、起点から一定の期間が経った時点の生存率や、どのくらいの時間でどのくらいの人が生存しているかを計算する。

刑事施設を例にとると、釈放(出所)時を起点として、再犯という対象イベントが生起するまでの時間や確率を推定することである。特に注目する変数があれば、対象を絞って生存率を推定することもあり得る。例えば、反社会的勢力とのつながりがある者だけを対象に推定し、つながりがない者たちの推定をベースラインとして比較して意味のある差が見られれば、そのつながりにフォーカスしたフォローアップなどの提案に結びつくだろう(補足だが、フォローアップのような介入の効果推定にも機械学習は利用可能である)。生存分析の際には、どのような細かさで時間を記録すべきか(年、月など)や打ち切りデータ(追跡期間中に何らかの理由で対象イベントが確認されなかったデータ)の扱いが推定法に影響を与えるので注意する必要がある。

3.5.4 機械学習

将来予測については、近年、機械学習が利用され始めている。機械学習とは、コンピュータにデータの法則や特徴を自動的に導き出させる手法の総称である。そのためには、まずはコンピュータに人間が行った判断の記録(データ)を学習させる必要がある。

例えば、コンピュータに、あるデータを重回帰モデル(変数間の関係を線形で表したもの)で学習させれば、未知のデータ(学習時には見たことのないデータ)に最も適する回帰式(モデル)を推測させることができる。先行研究においては、学生に回答してもらった精神的健康に関する調査が、1年後の実際の精神健康上の問題を予測できるかが検討されている。ただし、学習に使用したデータでは高精度のモデルを算出できても、未知のデータに対しては精度が変化してしまう場合がある。これ

を過学習と呼ぶが、過学習を抑制する方法として **Lasso** 回帰等の正則化法が考えられる。

機械学習の一種として深層学習(またはディープ・ラーニング)があるが、これは、人間が手動で特徴量(法則を学習する際に注目すべき変数)を指定する機械学習に対して、手動での特徴抽出が少なく済むという点で異なっている。例えば、注目すべき変数がはっきりしていれば機械学習を用いて分析し、探索的に関連要因などをあぶり出したい場合は深層学習が適していると言えよう。先行研究では、将来の身体的健康や発達障害、上述のような精神健康上の問題に関する予測を、fMRI などの画像をはじめとする臨床データや自己報告式の質問紙から得られたデータを用いて行う試みなどがある。

3.5.5 潜在成長モデル

縦断データを分析する方法については、潜在成長モデルなどがある。これらは、上述の **SEM** を用いて、時点間での平均値の差や時間的な変化のパターン(変化の軌跡)の形状や個人差を調べる方法である。特に社会予測に関しては、縦断的に測定された各時点の変数を個別に使う場合や、または情報集約的な観点からは軌跡の個人差得点(因子得点)や所属情報(クラス)を使う手続きもあり得る。

例えば、自尊心と社交不安の個人差の軌跡が、再犯という変数にどのように影響を与えるかということや、1 年前のある個人の自尊心が翌年の自尊心にどのように影響するかなどを調べることができる。

しかし、繰り返しになるが、どのような分析法を用いても因果関係を示すには観察研究では限界があるため、各変数が実質的に反映しているものは何か吟味して交絡要因を探索したり別の角度から変数同士の関係性を考えたりすることが重要である。

4 まとめ

上述した現行の釈放時アンケートの改善案を集約すると、以下のようになる。

現行の選択肢:職員に望むことはどれですか。二つまで選んでください。

選択肢の提案:個別に尋ねる

以下の各文章について、それぞれの程度職員に望みますか。

- (3) 話を聞いてほしい(1.全く望んでいない～7.非常に望んでいる)
- (4) 放っておいてほしい(1.全く望んでいない～7.非常に望んでいる)
-など

現行の選択肢:あなたの受刑態度によって指定されていた優遇区分(第○種)について、どのように感じましたか。

選択肢の提案:「どのように感じましたか」のような曖昧な尋ね方ではなく具体的に

- あなたの受刑態度によって指定されていた優遇区分(第○種)について、自分の区分にどのくらい満足していますか。(1.非常に不満足～7.非常に満足)

- あなたの受刑態度によって指定されていた優遇区分(第○種)について、どのくらい区分の分け方が公平だと感じましたか。(1.非常に不公平～7.非常に公平)
.....など

現行の選択肢:優遇措置として一番良かったと思うものを一つ選んでください

選択肢の提案:優遇措置を受けたかどうかと満足感の(少なくとも)2つの問いを含むので、独立させる(満足感については各項目について尋ねることもできるし、一番満足できたものを問うこともできる。「問い」の立て方次第である)

- 優遇措置を受けましたか(はい・いいえ)
- 優遇措置として一番満足しているものを一つ選んでください
.....など

現行の選択肢:被害者に謝罪や被害弁償等(慰謝料の支払いを含む。)をしていない人に聞きます。謝罪、被害弁償等について、どのように考えていますか。

選択肢の提案:「問い」によって独立させた項目にする

被害者に謝罪や被害弁償等(慰謝料の支払いを含む。)をしていない人に聞きます。謝罪、被害弁償等について、どのように考えていますか。以下の各項目について、あなたがどのくらい同意するかお答えください。

- 被害者に謝罪をしたい(1.全く同意しない～7.非常に同意する)(行動意図)
- 謝罪をしても被害者に受け入れられないと思う(1.全く同意しない～7.非常に同意する)(社会的認知)
.....など

現行の選択肢:受刑生活で苦勞したと思うことはどれですか。三つまで選んでください

選択肢の提案:複数回答は適切か?なぜその個数の設定なのか?選択肢に過不足はないか?その選択肢を設定した根拠は?どのように分析に用いるのか?などについて考え、上記のような「問い」の整理や表現法やダブルバーレルについても考慮に入れながら適宜修正する

ここで示した改善案はあくまで一例であるので、調べたいことを明確にした上で適宜追加、修正するのがよいだろう。

アンケート実施の留意点(刑務官によるインストラクションの提案)は、以下の通りである。

【調査に参加する前】

- アンケートを渡す職員は、当該調査に関して十分な説明をし、回答者の同意を得る(インフォームド・コンセント)
- 説明においては、回答内容がどのようなものであれ、回答者の不利益にはならないこと、調査への参加をいつでもいかなる理由でも取りやめることができること、取りやめたからといっ

ていかなる不利益も回答者が被ることはないことを、はっきりと述べる

- さらに、すべての質問に回答し、提出した後でも、データ利用の撤回を申し出ることもできることを伝える
- 釈放時アンケートの目的(どのように活かされるか)についても、「刑務所の組織運営に、受刑者の視点を活かすため」としっかり説明する

【アンケートの配布時】

- このアンケートは自分自身のことに関して正直に答えてもらうものと説明する
- 時間制限はないが、回答は難しく考えず、直感で思った通りに答えてほしいと願う
- このアンケートは完全に匿名で行われ、得られたデータは匿名化された状態で保存されるので、個々人がどのような回答をしたかは、調査実施者(職員)を含みいかなる人によっても知られることはないことも伝える

【アンケートの実施中】

- 周りの回答者と相談しないようにし、自分自身のことについて正直に答えてもらうことを回答者に確認する
- アンケート内容についてわからないことや確認事項(自分が受講したプログラムの内容や、設問文の語句の意味など)があれば調査実施者は答えなければいけない
- 情報保障という意味で、職員が「監視」でなく(質問や確認を受け付けるために)待機していることが望ましい
- 匿名性が保証されるので、時間をかけてもどんな回答をしてもいかなる不利益も生じないことをここでまたしっかりと伝える
- 身体的・精神的苦痛から回答者を保護することはもちろん、調査中および調査後に回答者が被るかも知れないリスクとストレスを最小にするよう努める必要がある

【アンケート回収時およびその後】

- アンケート回答後に出た回答者からの質問にも答えなければならない
- 回答後であっても回答者がデータ使用の撤回を求めた場合は、回答を破棄する
- 回答済みのアンケートの匿名性を保つ必要がある
- 調査実施者は回答者情報を守秘し、それらが記録された用紙やデータファイルの扱いに気をつける
- 報告書や論文の中で回答者たちの名前を参照できないようにしなければならない

刑事施設運営のアセスメントと元受刑者の将来予測は独立に考えるべき問題ではない。なぜなら、刑事施設の運営は、そこに入所していた者たちの長期的な社会復帰に影響する可能性があるからである。したがって、施設評価と将来予測の関連も考慮に入れて問題提起をし、仮説を生成することでより現実的で深みのある予測が得られる。そのためには、関心のある事象に関連があると考えられる概念を絞り、それらを測定するための項目を作成する。そしてデータを収集し、仮説に適した分析を行い、分析結果が何を示しているのか解釈することでエビデンスを構築できる。

しかしポジティブなエビデンスを得るために分析するのは本末転倒であり、どのような結果でもそのエビデンスとしての質を問い続け処遇の参考にする姿勢が重要である。

本章は単なる統計分析のレクチャーではない。読者である刑事施設関係者や国民とのサイエン

ス・コミュニケーションおよび共同創造を願って、当事者や職員、支援者、国民の経験や思いをエビデンスに繋げる手続きを説明するために、問いや仮説の設定、アンケートの作成や実施、エビデンスを導く方法を解説したものである。今後、共同創造型の EBPM を実装する一助になれば幸いである。

(松尾 朗子)

第5章

まとめと提案

最終章では、前半で第1～4章の内容を簡単に要約したうえで、後半で釈放時アンケートの修正案を提示する。後半ではあわせて、釈放時アンケートを行う際の説明や、正直に回答する安全な環境の整備、質問項目の意味が分かるように情報保障をすることなど、実施上の留意点もマニュアルとして提案する。

1 まとめ

第1章では、本調査研究の背景を概説した。その上で、本調査研究の目的が、現行の釈放時アンケートとの継続性を一定程度確保しつつも、「名古屋刑務所職員による暴行・不適正処遇事案に係る第三者委員会」による提言を踏まえて、釈放時アンケートの改善提案を行うことであることを確認した。またその際に、(a)受刑者の声を施設運営状況の評価に活用することや、(b)保護局が実施する出所後の社会内処遇の状況に係る調査と連携させた評価を行うことが可能な設計になるように、見直しを行うことに留意したことを補足した。

第2章では、アンケートを用いた受刑者による刑務所評価や、患者による(司法)精神病院評価に関する先行研究を、現釈放時アンケートで使用されている項目と比較することで、上述(a)また(b)項目として使用可能なものについて修正提案をした。その上で、現釈放時アンケートには含まれていないが、新設が提案される項目を提示するとともに、(a)や(b)には当てはまらない現釈放時アンケートの残りの項目について、その利用可能性等に言及した。さらに、アンケート実施上の留意点に関わる事項として、高齢者や障害者の特性を踏まえた設問を作成する上で参考となるポイントを提示した(参考資料7として、アクセシビリティに配慮した釈放時アンケートのデザインを提案している)。

また第2章では、新釈放時アンケートにおいて、施設評価項目を尋ねるセクションと、それ以外の項目を尋ねるセクションに分けた、2部構成のアンケートにすることを提案した。また、来年度以降の実際の調査結果を通じて、アンケートの性能(信頼性と妥当性)の検証を行い、それを通じて、漸次、「法務省版刑務所風土尺度」を開発するべきだと述べた。さらに、現アンケートの中には、釈放時に尋ねることの必然性ないし有用性に疑問がある項目や、利用意図が不明確に思われる質問が散見されたため、それらは削除、または、異なるタイミングでの実施を提案した。

具体的には、釈放時アンケートに関して以下の4個の改善提案を行った。

改善提案1 現釈放時アンケートにおける「職員に対する項目」「他の受刑者に対する項目」「食事/医療についての項目」「施設の規則についての項目」「受刑生活で得られたものについての項目」を施設評価項目として利用することを提案する(「刑務作業」についても使用可能)。利用の際は、現選択肢について個別の評価を求める形式へと改めることを提案する。

改善提案2 「安全感」「自律性/主体性」「刑務所での活動」「外部交通」に関する項目の新設を提案する。

改善提案3 上記の施設評価項目と、それ以外の項目の2部構成でアンケートを再編することを

提案する。

改善提案4 質問項目の利用目的に照らして、「釈放時アンケート」で問うべき項目かを再検討することを提案する。

第3章では、受刑経験のある当事者や、彼らの社会復帰を支援する専門家へのインタビューを行い、その内容を再帰的テーマティック分析という手法で分析した。これは、インタビューで語られた内容から、複数のインタビューイにおいて反復している抽象的な意味カテゴリー（テーマ）を、可能な限り背反かつ網羅的に、階層性をもたせながら抽出する分析手法である。

分析の結果、当事者の語りからは、「当事者から見たアンケートの実施状況」「刑務所内での生活」「困ったこと驚いたこと」「刑務所で学んだこと」「釈放後の困難と欲しかったサポート」「当事者にとっての『良い刑務所』と『悪い刑務所』」という6つのテーマが抽出され、支援者の語りからは、「社会復帰の観点から考える刑務所の姿」「釈放時における当事者の困りごと」「特に手厚い支援が必要なケース」「エンゲージメント」「支援者から見た再犯の理由」「刑務所／刑務官に改善してほしいこと」「釈放時アンケートの改善提案」という7つのテーマが抽出された。それぞれのテーマには、複数のサブテーマが含まれている（表3.2と表3.3を参照）。

こうして抽出したテーマやサブテーマのうち、(a)や(b)に関連したもので、なおかつ、現釈放時アンケートには十分に反映されていないものを抽出することで、釈放時アンケートに関して以下の12の改善提案を行った。

改善提案1 回答する環境を整備すべくアンケート実施マニュアルを策定する。

改善提案2 回答者に対するアンケートの利用目的についての説明内容を実施マニュアルに記載する。

改善提案3 性別の選択について男女だけではなくその他の欄を追加する。

改善提案4 職員について例示しつつ自由記述欄をもうける。

改善提案5 食事に関して例示しつつ自由記述欄をもうける。

改善提案6 医療について例示しつつ自由記述欄をもうける。

改善提案7 支援者とのやりとり、交流、面会について聞く。

改善提案8 職業訓練の項目に、職場体験や見学の選択肢を追加する。

改善提案9 室温についての項目を追加する

改善提案10 衛生について例示しつつ、自由記述欄をもうける。

改善提案11 今回の受刑生活で失ったものについての設問をもうける。

改善提案12 出所後の生活の不安について、項目ごとのそれぞれの不安の度合について聞くとともに、自由記述欄を追加する。

第4章では、釈放時アンケートの設計やその実施方法が、EBPMに活用される基準を満たすものになるための条件について、統計学や質問紙調査法の観点から吟味し、釈放時アンケートの修正提案をおこなった。

また、受刑者の人権を守る上でも、国民から信頼される調査を実施する上でも、そして正確なデータを取得する上でも重要な、調査にまつわる倫理的事項や、欠如モデルではなく共同創造モデルに基づくサイエンス・コミュニケーションのあり方について概観し、その観点をアンケート実施マニュアルに反映させた。

さらに、新釈放時アンケートを他の様々なデータと組み合わせ、継続的に実施することで、どのようなデータが得られ、それをどのように分析することで、施設運営の評価と社会復帰の予測に関して、お互いに関連付けながらエビデンスを得ることができるのかについて解説をした。

具体的には、釈放時アンケートに関して以下の 5 個の改善提案を行った。

- 改善提案1 複数回答として設定されている設問を、各選択肢ごとに回答してもらう。
- 改善提案2 曖昧な尋ね方ではなく具体的に尋ねる。
- 改善提案3 1 つの項目に(少なくとも)2 つの問いを含むので、独立させる。
- 改善提案4 明らかにしたいことに沿った尋ね方にする。
- 改善提案5 複数回答は適切か？なぜその個数の設定なのか？選択肢に過不足はないか？その選択肢を設定した根拠は？どのように分析に用いるのか？などについて考え、明らかにしたいことの整理や表現法などについても考慮に入れる。

以上の検討を踏まえ、本章では、第2節「アンケート実施マニュアル」と、第3節「意識調査アンケートの修正案」の2つを提案する。

2 提案 1: アンケート実施マニュアル

【調査に参加する前】

- アンケートを実施する前には必要に応じて、認知的・言語的能力の点で、回答が難しいと考えられる回答者に対するプレテストを行う
- アンケートを渡す職員は、当該調査に関して十分な説明をし、回答者の同意を得る（インフォームド・コンセント）
- 説明においては、回答内容がどのようなものであれ、回答者の不利益にはならないこと、調査への参加をいつでもいかなる理由でも取りやめることができること、取りやめたからといっていかなる不利益も回答者が被ることはないことを、はっきりと述べる
- 釈放時アンケートの目的（どのように活かされるか）についても、「刑務所の組織運営に、受刑者の視点を活かすため」としっかり説明する

【アンケートの配布時】

- このアンケートは自分のことに関して正直に答えてもらうものと説明する
- 時間制限はないが、回答は難しく考えず、直感で思った通りに答えてほしいとお願いする
- このアンケートは完全に匿名で行われ、得られたデータは匿名化された状態で保存されるので、個々人がどのような回答をしたかは、調査実施者（職員）を含むいかなる人によっても知られることはないことも伝える

【アンケートの実施中】

- 周りの回答者と相談しないようにし、自分自身のことについて正直に答えてもらうことを回答者に確認する
- アンケート内容についてわからないことや確認事項（自分が受講したプログラムの内容や、設問文の語句の意味など）があれば調査実施者は答えなければいけない
- 内容が理解しやすくなるよう、必要に応じて図や絵を用いるなどし、アンケート内容を可視化する
- 情報保障という意味で、職員が「監視」でなく（質問や確認を受け付けるために）待機していることが望ましい
- 匿名性が保証されるので、時間をかけてもどんな回答をしてもいかなる不利益も生じないことをここでまたしっかりと伝える
- 身体的・精神的苦痛から回答者を保護することはもちろん、調査中および調査後に回答者が被るかも知れないリスクとストレスを最小にするよう努める必要がある
- アンケートの記入時は、職員の目の届かないレイアウトに配慮する

【アンケート回収時およびその後】

- アンケート回答後に出た回答者からの質問にも答えなければならない
- 回答済みのアンケートの匿名性を保つ必要がある
- 調査実施者は回答者情報を守秘し、それらが記録された用紙やデータファイルの扱いに気をつける
- 報告書や論文の中で回答者たちの名前を参照できないようにしなければならない

3 提案 2:意識調査アンケートの修正案

3.1 見え消し版

はじめに

この調査の目的について

1. この調査は、みなさんから、刑務所での生活について意見や感想をうかがい、今後の施設運営をより良くしていくために行うものです。
2. これらの質問は、みなさんの知識をテストするためのものではありません。そのため、ありのままに自分が思ったこと／感じたことを答えてください。
3. この調査の内容を目的以外に使うことはありません。誰が回答したのかわからないようにするため、名前を書かずに提出してください。
4. 答えた内容によって、みなさんが釈放後に不利な扱いを受けることはありません。

~~この調査は、みなさんから、刑務所での生活について意見や感想をうかがい、今後の施設運営の参考とするために行うものです。~~

回答方法

調査を始める前にご確認ください。

- 質問項目をよく読み、あまり難しく考えず、直感で思ったままに回答してください。
- 調査への回答をやめたら、いつでも中止することができます。
- 調査に回答している間は、自分の考えに集中し、他の人とは相談しないでください。
- わからないことや、確認したいことがある時は、職員に質問してください。
- 制限時間はありますが、調査にかかる大体の時間は、約〇分です。
- ご協力お願いいたします。

~~この調査票の内容は、目的以外に使われることはありませんので、ありのままを答えてください。答えた内容によって処遇上の不利益を受けることはありません。~~

~~※以下の質問を読み、当てはまる番号を選んで右側の欄に記入してください。~~

あなたについてお聞きます

あなたについて、当てはまるものを一つ選んでください。

○ 1 あなたの性別

- ①男性
- ②女性
- ③その他

○ 2 あなたの年齢

①20歳未満

②20代

③30代

④40代

⑤50代

⑥60代

⑦70代

⑧80代

⑨90代 以上

パート1:施設での経験について

1 今回の受刑における矯正処遇の目標について聞きます。

(1) 受刑生活を通じて、自分に定められた目標を達成することができましたか。一つ選んでください。

- ①達成することができた。
- ②一部は達成したが不十分だった。
- ③達成することができなかった。
- ④自分ではよくわからない。

(2) (1)で「③達成することができなかった。」と答えた人に聞きます。その理由として考えられるものを一つ選んでください。

- ①達成しようという自分の気持ちや努力が足りなかった。
- ②受刑生活を送る中で、目標のことを忘れることが多かった。
- ③目標をどうやって達成すればよいか分からなかった。
- ④目標が自分に合っていなかった。
- ⑤その他

3 刑務所での生活についてお聞きします。

(1) 受刑生活に対する安全感についてお聞きします。あなたが感じたことについて、もっとも当てはまるものを一つ選んでください。

ア 安心して生活できた。

- ①全く当てはまらない。
- ②あまり当てはまらない。
- ③どちらかという当てはまらない。
- ④どちらともいえない。
- ⑤どちらかという当てはまる。
- ⑥少し当てはまる。
- ⑦非常に当てはまる。

イ 職員に対して、身の危険を感じなかった。

- ①全く当てはまらない。
- ②あまり当てはまらない。
- ③どちらかという当てはまらない。
- ④どちらともいえない。
- ⑤どちらかという当てはまる。
- ⑥少し当てはまる。
- ⑦非常に当てはまる。

ウ 他の受刑者に対して、身の危険を感じなかった。

- ①全く当てはまらない。
- ②あまり当てはまらない。
- ③どちらかという当てはまらない。
- ④どちらともいえない。

- ⑤どちらかというと当てはまる。
- ⑥少し当てはまる。
- ⑦非常に当てはまる。

5(2) 食事関係についてお聞きします。食事に関してあなたが感じたこととして、もっとも当てはまるものを一つ選んでください。

それぞれ一つずつ選んでください。

(1) 食事の量

- ①丁度よい。
- ②多い。
- ③少ない。

(2) 食事の質

- ①良い。
- ②悪い。
- ③特に何も感じない。

(3) 主食(ごはんやパン)とおかずのバランス

- ①丁度よい。
- ②主食を減らしておかずを増やしてほしい。
- ③おかずを減らして主食を増やしてほしい。

(4) 献立の種類

- ①丁度よい。
- ②多い。
- ③少ない。

(5) パン食の回数

- ①丁度よい。
- ②多い。
- ③少ない。

(6) 夕食の時間帯

- ①丁度よい。
- ②遅い。
- ③早い。

ア 食事の量に満足した。

- ①全く当てはまらない。
- ②あまり当てはまらない。
- ③どちらかというと当てはまらない。
- ④どちらともいえない。
- ⑤どちらかというと当てはまる。
- ⑥少し当てはまる。
- ⑦非常に当てはまる。

イ 食事の質に満足した。

- ①全く当てはまらない。
- ②あまり当てはまらない。
- ③どちらかという当てはまらない。
- ④どちらともいえない。
- ⑤どちらかという当てはまる。
- ⑥少し当てはまる。
- ⑦非常に当てはまる。

ウ 献立の種類に満足した。

- ①全く当てはまらない。
- ②あまり当てはまらない。
- ③どちらかという当てはまらない。
- ④どちらともいえない。
- ⑤どちらかという当てはまる。
- ⑥少し当てはまる。
- ⑦非常に当てはまる。

エ 健康に気を付けた献立だったことに満足した。

- ①全く当てはまらない。
- ②あまり当てはまらない。
- ③どちらかという当てはまらない。
- ④どちらともいえない。
- ⑤どちらかという当てはまる。
- ⑥少し当てはまる。
- ⑦非常に当てはまる。

オ 温かいはずの料理が十分に温かく提供されたことに満足した。

- ①全く当てはまらない。
- ②あまり当てはまらない。
- ③どちらかという当てはまらない。
- ④どちらともいえない。
- ⑤どちらかという当てはまる。
- ⑥少し当てはまる。
- ⑦非常に当てはまる。

(3) 食事に関して感じていたことを自由にご記入ください。(特になければ、回答しなくてもかまいません)

(例、もっとパンが食べたかった。甘いものが食べたい。美味しかったメニューなど)

41(4) 医療関係についてお聞きします。医療に関してあなたが感じたこととして、もっとも当てはまるものを一つ選んでください。施設内の医療(診察)について、どのように思いますか。一つ選んでください。

ア ④希望どおりの医療(診察)が受けられた。

- ①全く当てはまらない。
- ②あまり当てはまらない。
- ③どちらかという当てはまらない。
- ④どちらともいえない。
- ⑤どちらかという当てはまる。
- ⑥少し当てはまる。
- ⑦非常に当てはまる。

イ ②希望する早さでく診察を受けれた。ほしい。

- ①全く当てはまらない。
- ②あまり当てはまらない。
- ③どちらかという当てはまらない。
- ④どちらともいえない。
- ⑤どちらかという当てはまる。
- ⑥少し当てはまる。
- ⑦非常に当てはまる。

ウ ③医師から十分に説明してもらえた。ほしい。

- ①全く当てはまらない。
- ②あまり当てはまらない。
- ③どちらかという当てはまらない。
- ④どちらともいえない。
- ⑤どちらかという当てはまる。
- ⑥少し当てはまる。
- ⑦非常に当てはまる。

エ ④希望どおりの治療をしてもらえた。ほしい。

- ①全く当てはまらない。
- ②あまり当てはまらない。
- ③どちらかという当てはまらない。
- ④どちらともいえない。
- ⑤どちらかという当てはまる。
- ⑥少し当てはまる。
- ⑦非常に当てはまる。

オ ⑤希望どおりに薬を出してもらえた。ほしい。

- ①全く当てはまらない。
- ②あまり当てはまらない。
- ③どちらかという当てはまらない。
- ④どちらともいえない。
- ⑤どちらかという当てはまる。
- ⑥少し当てはまる。
- ⑦非常に当てはまる。

カ 医療を受けたいと言いだしにくかった。

- ①全く当てはまらない。
- ②あまり当てはまらない。
- ③どちらかという当てはまらない。
- ④どちらともいえない。
- ⑤どちらかという当てはまる。
- ⑥少し当てはまる。
- ⑦非常に当てはまる。

キ 多少調子が悪くても我慢するしかないと思った。

- ①全く当てはまらない。
- ②あまり当てはまらない。
- ③どちらかという当てはまらない。
- ④どちらともいえない。
- ⑤どちらかという当てはまる。
- ⑥少し当てはまる。
- ⑦非常に当てはまる。

⑥その他

(5) その他、医療で困ったことがあれば教えてください。(特になければ、回答しなくてもかまいません)

例、医師に話を聞いてもらえなかった、専門医に相談したかったなど

(9) 外部交通についてお聞きます。外部交通についてあなたは以下のことにどのくらい当てはまりますか。もっとも当てはまるものを一つ選んでください。

ア この刑務所では、家族や支援者とのやりとりを維持できるようにしてくれた。

- ①全く当てはまらない。
- ②あまり当てはまらない。
- ③どちらかという当てはまらない。
- ④どちらともいえない。
- ⑤どちらかという当てはまる。
- ⑥少し当てはまる。
- ⑦非常に当てはまる。

イ この刑務所では、家族や支援者と有意義な交流ができるようにしてくれた。

- ①全く当てはまらない。
- ②あまり当てはまらない。
- ③どちらかという当てはまらない。
- ④どちらともいえない。
- ⑤どちらかという当てはまる。

- ⑥少し当てはまる。
- ⑦非常に当てはまる。

ウ この刑務所では、家族や支援者と十分な面会が出来るようにしてくれた。

- ①全く当てはまらない。
- ②あまり当てはまらない。
- ③どちらかという当てはまらない。
- ④どちらともいえない。
- ⑤どちらかという当てはまる。
- ⑥少し当てはまる。
- ⑦非常に当てはまる。

14(7) 施設の規則(きまり)についてあなたが感じたことをお聞きします。以下のそれぞれの質問について、もっとも当てはまるものを一つ選んでください。どう思いましたか。一つ選んでください。

ア 施設の規則(きまり)の内容を理解するのが難しかった。

- ①全く当てはまらない。
- ②あまり当てはまらない。
- ③どちらかという当てはまらない。
- ④どちらともいえない。
- ⑤どちらかという当てはまる。
- ⑥少し当てはまる。
- ⑦非常に当てはまる。

イ ④厳しい。

- ①全く当てはまらない。
- ②あまり当てはまらない。
- ③どちらかという当てはまらない。
- ④どちらともいえない。
- ⑤どちらかという当てはまる。
- ⑥少し当てはまる。
- ⑦非常に当てはまる。

ウ 納得のいかない規則があった。

- ①全く当てはまらない。
- ②あまり当てはまらない。
- ③どちらかという当てはまらない。
- ④どちらともいえない。
- ⑤どちらかという当てはまる。
- ⑥少し当てはまる。
- ⑦非常に当てはまる。

エ 職員によって規則に関する対応が違った。

- ①全く当てはまらない。
- ②あまり当てはまらない。
- ③どちらかという当てはまらない。
- ④どちらともいえない。

- ⑤どちらかという当てはまる。
- ⑥少し当てはまる。
- ⑦非常に当てはまる。

オ 受刑している人によって規則の適用が違った。

- ①全く当てはまらない。
- ②あまり当てはまらない。
- ③どちらかという当てはまらない。
- ④どちらともいえない。
- ⑤どちらかという当てはまる。
- ⑥少し当てはまる。
- ⑦非常に当てはまる。

- ②もっと厳しい方がよい。
- ③厳しくない。
- ④特に何も感じない。

6(6) 刑務作業関係についてお聞きします。

(1) 作業をして良かったことは次のうちどれですか。三つまで選んでください。

(6-1) 刑務作業にいきしてお聞きます。刑務作業に関してあなたが感じたこととして、もっとも当てはまるものを一つ選んでください。

ア ④ 勤労(はたらくこと)の習慣・意欲を身につけることができる。

- ①全く当てはまらない。
- ②あまり当てはまらない。
- ③どちらかという当てはまらない。
- ④どちらともいえない。
- ⑤どちらかという当てはまる。
- ⑥少し当てはまる。
- ⑦非常に当てはまる。

イ ② 社会復帰後(出所後)の就職に役立つ。

- ①全く当てはまらない。
- ②あまり当てはまらない。
- ③どちらかという当てはまらない。
- ④どちらともいえない。
- ⑤どちらかという当てはまる。
- ⑥少し当てはまる。
- ⑦非常に当てはまる。

③ 作業報奨金がもらえる。

ウ 社会に貢献できる。

- ①全く当てはまらない。
- ②あまり当てはまらない。
- ③どちらかという当てはまらない。

- ④どちらともいえない。
- ⑤どちらかという当てはまる。
- ⑥少し当てはまる。
- ⑦非常に当てはまる。

エ ④規律規則正しい生活習慣が身につく。

- ①全く当てはまらない。
- ②あまり当てはまらない。
- ③どちらかという当てはまらない。
- ④どちらともいえない。
- ⑤どちらかという当てはまる。
- ⑥少し当てはまる。
- ⑦非常に当てはまる。

オ ⑤忍耐力が身につく。

- ①全く当てはまらない。
- ②あまり当てはまらない。
- ③どちらかという当てはまらない。
- ④どちらともいえない。
- ⑤どちらかという当てはまる。
- ⑥少し当てはまる。
- ⑦非常に当てはまる。

カ ④共同生活により協調性(ほかのひとと協力したりする力)が身につく。

- ①全く当てはまらない。
- ②あまり当てはまらない。
- ③どちらかという当てはまらない。
- ④どちらともいえない。
- ⑤どちらかという当てはまる。
- ⑥少し当てはまる。
- ⑦非常に当てはまる。

キ ⑦気が紛まざれて良い。~~る。~~

- ①全く当てはまらない。
- ②あまり当てはまらない。
- ③どちらかという当てはまらない。
- ④どちらともいえない。
- ⑤どちらかという当てはまる。
- ⑥少し当てはまる。
- ⑦非常に当てはまる。

ク ⑧体を動かさせて良い。~~る。~~

- ①全く当てはまらない。
- ②あまり当てはまらない。
- ③どちらかという当てはまらない。
- ④どちらともいえない。
- ⑤どちらかという当てはまる。
- ⑥少し当てはまる。
- ⑦非常に当てはまる。

ケ⑨健康に良い。

- ①全く当てはまらない。
- ②あまり当てはまらない。
- ③どちらかという当てはまらない。
- ④どちらともいえない。
- ⑤どちらかという当てはまる。
- ⑥少し当てはまる。
- ⑦非常に当てはまる。

コ⑨時間が早く過ぎて良い。る。

- ①全く当てはまらない。
- ②あまり当てはまらない。
- ③どちらかという当てはまらない。
- ④どちらともいえない。
- ⑤どちらかという当てはまる。
- ⑥少し当てはまる。
- ⑦非常に当てはまる。

⑩その他

⑪特になし

(2) 刑務作業に関して不満な点はどれですか。二つまで選んでください。

- ①特になし。
- ②仕事をする事自体が嫌い。
- ③社会復帰に役立たない作業が多い。
- ④社会に貢献できる作業がない。
- ⑤作業の業種の希望を聞いてもらえない。
- ⑥刑務作業以外のことをもつとしたい。
- ⑦その他

(3) (6-2) 作業時間についてお聞きます。作業時間に関してあなたが感じたこととして、もっとも当てはまるものを一つ選んでください。どう思いますか。一つ選んでください。

ア ④丁度よい長さだ。

- ①全く当てはまらない。
- ②あまり当てはまらない。
- ③どちらかという当てはまらない。
- ④どちらともいえない。
- ⑤どちらかという当てはまる。
- ⑥少し当てはまる。
- ⑦非常に当てはまる。

②長い。

③短い。

(4) (6-3) 作業報奨金についてお聞きます。作業報酬金に関してあなたが感じたこととして、もっとも当てはまるものを一つ選んでください。どう思いますか。一つ選んでください。

①今のままでいい。

ア ②単価を上げてほしい。

①全く当てはまらない。

②あまり当てはまらない。

③どちらかという当てはまらない。

④どちらともいえない。

⑤どちらかという当てはまる。

⑥少し当てはまる。

⑦非常に当てはまる。

イ 勤労(はたらくこと)意欲があがった。

①全く当てはまらない。

②あまり当てはまらない。

③どちらかという当てはまらない。

④どちらともいえない。

⑤どちらかという当てはまる。

⑥少し当てはまる。

⑦非常に当てはまる。

ウ 社会復帰後(出所後)の生活に役立つ。

①全く当てはまらない。

②あまり当てはまらない。

③どちらかという当てはまらない。

④どちらともいえない。

⑤どちらかという当てはまる。

⑥少し当てはまる。

⑦非常に当てはまる。

エ お金の使い方を考える訓練になった。

①全く当てはまらない。

②あまり当てはまらない。

③どちらかという当てはまらない。

④どちらともいえない。

⑤どちらかという当てはまる。

⑥少し当てはまる。

⑦非常に当てはまる。

~~③単価を下げてください。~~

~~④報奨金はもらえない。~~

31 職員についてお聞きします。

~~(1)職員全体の公平さについてどのように感じましたか。一つ選んでください。~~

~~①公平な職員が多い。~~

~~②不公平な職員が多い。~~

~~③公平な職員も不公平な職員もいる。~~

(2)職員に望むことはどれですか。二つまで選んでください。

- ①受刑者を信じてほしい。
- ②公平に見てほしい。
- ③身上相談に乗ってほしい。
- ④話を聞いてほしい。
- ⑤声を掛けてほしい。
- ⑥自分を分かってほしい。
- ⑦放っておいてほしい。
- ⑧特になし

(1)職員全体についてお聞きます。以下の項目は、あなたが抱く職員への印象にどれぐらい当てはまりますか(特定の職員ではなく全体的に見て)。もっとも当てはまるものを一つ選んでください。

ア 公平な対応をしてくれた(公平:えこひいきなどをしないで、皆同じように扱うこと)。

- ①全く当てはまらない。
- ②あまり当てはまらない。
- ③どちらかというと当てはまらない。
- ④どちらともいえない。
- ⑤どちらかというと当てはまる。
- ⑥少し当てはまる。
- ⑦非常に当てはまる。

イ 親切に接してくれた。

- ①全く当てはまらない。
- ②あまり当てはまらない。
- ③どちらかというと当てはまらない。
- ④どちらともいえない。
- ⑤どちらかというと当てはまる。
- ⑥少し当てはまる。
- ⑦非常に当てはまる。

ウ 信頼できなかった。

- ①全く当てはまらない。
- ②あまり当てはまらない。
- ③どちらかというと当てはまらない。
- ④どちらともいえない。
- ⑤どちらかというと当てはまる。
- ⑥少し当てはまる。
- ⑦非常に当てはまる。

エ ひとりの価値ある人間として扱ってくれた。

- ①全く当てはまらない。
- ②あまり当てはまらない。
- ③どちらかというと当てはまらない。
- ④どちらともいえない。
- ⑤どちらかというと当てはまる。
- ⑥少し当てはまる。
- ⑦非常に当てはまる。

オ 期待してくれた。

- ①全く当てはまらない。
- ②あまり当てはまらない。
- ③どちらかという当てはまらない。
- ④どちらともいえない。
- ⑤どちらかという当てはまる。
- ⑥少し当てはまる。
- ⑦非常に当てはまる。

カ 必要なときに相談にのってくれた。

- ①全く当てはまらない。
- ②あまり当てはまらない。
- ③どちらかという当てはまらない。
- ④どちらともいえない。
- ⑤どちらかという当てはまる。
- ⑥少し当てはまる。
- ⑦非常に当てはまる。

キ 励ましの声をかけてくれた。

- ①全く当てはまらない。
- ②あまり当てはまらない。
- ③どちらかという当てはまらない。
- ④どちらともいえない。
- ⑤どちらかという当てはまる。
- ⑥少し当てはまる。
- ⑦非常に当てはまる。

ク 理解と関心を示してくれた。

- ①全く当てはまらない。
- ②あまり当てはまらない。
- ③どちらかという当てはまらない。
- ④どちらともいえない。
- ⑤どちらかという当てはまる。
- ⑥少し当てはまる。
- ⑦非常に当てはまる。

ケ 必要な時に助けてくれなかった。

- ①全く当てはまらない。
- ②あまり当てはまらない。
- ③どちらかという当てはまらない。
- ④どちらともいえない。
- ⑤どちらかという当てはまる。
- ⑥少し当てはまる。
- ⑦非常に当てはまる。

コ 誠実な対応をしてくれた。

- ①全く当てはまらない。
- ②あまり当てはまらない。
- ③どちらかという当てはまらない。

- ④どちらともいえない。
- ⑤どちらかという当てはまる。
- ⑥少し当てはまる。
- ⑦非常に当てはまる。

サ 必要なときに必要なだけの対応をしてくれた。

- ①全く当てはまらない。
- ②あまり当てはまらない。
- ③どちらかという当てはまらない。
- ④どちらともいえない。
- ⑤どちらかという当てはまる。
- ⑥少し当てはまる。
- ⑦非常に当てはまる。

(3)あなたを一番長く担当した職員についてどのように感じましたか。それぞれ一つずつ選んでください。

ア 親切さ

- ①親切
- ②不親切
- ③どちらともいえない。

アイ 相談しやすさ

- ①しやすい。
- ②しにくい
- ③どちらともいえない。

イウ 公平さ

- ①公平
- ②不公平
- ③どちらともいえない。

エ 信頼感

- ①ある。
- ②ない。
- ③どちらともいえない。

オ 考え方

- ①柔軟
- ②硬い。
- ③どちらともいえない。

カ 勤務姿勢

- ①良い。
- ②悪い。
- ③どちらともいえない。

キ 態度

- ①良い。

- ②悪い。
- ③どちらともいえない。

ウ 言葉使い

- ①良い。
- ②悪い。
- ③どちらともいえない。

(2)あなたを一番長く担当した職員についてお聞きます。以下の項目は、あなたを一番長く担当した職員に対して抱く印象にどれくらい当てはまりますか。もっとも当てはまるものを一つ選んでください。

ア 公平な対応をしてくれた(公平:えこひいきなどをしないで、皆同じように扱うこと)。

- ①全く当てはまらない。
- ②あまり当てはまらない。
- ③どちらかという当てはまらない。
- ④どちらともいえない。
- ⑤どちらかという当てはまる。
- ⑥少し当てはまる。
- ⑦非常に当てはまる。

イ 親切に接してくれた。

- ①全く当てはまらない。
- ②あまり当てはまらない。
- ③どちらかという当てはまらない。
- ④どちらともいえない。
- ⑤どちらかという当てはまる。
- ⑥少し当てはまる。
- ⑦非常に当てはまる。

ウ 信頼できなかった。

- ①全く当てはまらない。
- ②あまり当てはまらない。
- ③どちらかという当てはまらない。
- ④どちらともいえない。
- ⑤どちらかという当てはまる。
- ⑥少し当てはまる。
- ⑦非常に当てはまる。

エ ひとりの価値ある人間として扱ってくれた。

- ①全く当てはまらない。
- ②あまり当てはまらない。
- ③どちらかという当てはまらない。
- ④どちらともいえない。
- ⑤どちらかという当てはまる。
- ⑥少し当てはまる。
- ⑦非常に当てはまる。

オ 期待してくれた。

- ①全く当てはまらない。
- ②あまり当てはまらない。
- ③どちらかという当てはまらない。
- ④どちらともいえない。
- ⑤どちらかという当てはまる。
- ⑥少し当てはまる。
- ⑦非常に当てはまる。

カ 必要なときに相談にのってくれた。

- ①全く当てはまらない。
- ②あまり当てはまらない。
- ③どちらかという当てはまらない。
- ④どちらともいえない。
- ⑤どちらかという当てはまる。
- ⑥少し当てはまる。
- ⑦非常に当てはまる。

キ 励ましの声をかけてくれた。

- ①全く当てはまらない。
- ②あまり当てはまらない。
- ③どちらかという当てはまらない。
- ④どちらともいえない。
- ⑤どちらかという当てはまる。
- ⑥少し当てはまる。
- ⑦非常に当てはまる。

ク 理解と関心を示してくれた。

- ①全く当てはまらない。
- ②あまり当てはまらない。
- ③どちらかという当てはまらない。
- ④どちらともいえない。
- ⑤どちらかという当てはまる。
- ⑥少し当てはまる。
- ⑦非常に当てはまる。

ケ 必要な時に助けてくれなかった。

- ①全く当てはまらない。
- ②あまり当てはまらない。
- ③どちらかという当てはまらない。
- ④どちらともいえない。
- ⑤どちらかという当てはまる。
- ⑥少し当てはまる。
- ⑦非常に当てはまる。

コ 誠実な対応をしてくれた。

- ①全く当てはまらない。
- ②あまり当てはまらない。
- ③どちらかという当てはまらない。
- ④どちらともいえない。

- ⑤どちらかという当てはまる。
- ⑥少し当てはまる。
- ⑦非常に当てはまる。

サ 必要なときに必要なだけの対応してくれた。

- ①全く当てはまらない。
- ②あまり当てはまらない。
- ③どちらかという当てはまらない。
- ④どちらともいえない。
- ⑤どちらかという当てはまる。
- ⑥少し当てはまる。
- ⑦非常に当てはまる。

(3)職員に対して、良かったこと、嫌だったこと、印象に残っていることがあれば教えてください。(特になければ、回答しなくてもかまいません)

(例、優しく相談に乗ってもらった、ひどいことを言われた、など)

42 他の受刑者についてお聞きします。

他の受刑者に対してどのように感じたかお聞きします。以下の項目は、他の受刑者について抱くあなたの印象にどれくらい当てはまりますか。もっとも当てはまるものを一つ選んでください。ましたか。二つまで選んでください。

ア ①親切にしてくれた。

- ①全く当てはまらない。
- ②あまり当てはまらない。
- ③どちらかという当てはまらない。
- ④どちらともいえない。
- ⑤どちらかという当てはまる。
- ⑥少し当てはまる。
- ⑦非常に当てはまる。

イ ②よく相談に乗ってくれた。

- ①全く当てはまらない。
- ②あまり当てはまらない。
- ③どちらかという当てはまらない。
- ④どちらともいえない。
- ⑤どちらかという当てはまる。
- ⑥少し当てはまる。
- ⑦非常に当てはまる。

ウ ④乱暴な者がいて困った。

- ①全く当てはまらない。
- ②あまり当てはまらない。
- ③どちらかという当てはまらない。
- ④どちらともいえない。
- ⑤どちらかという当てはまる。
- ⑥少し当てはまる。
- ⑦非常に当てはまる。

エ ④命令する者もがいて困った。

- ①全く当てはまらない。
- ②あまり当てはまらない。
- ③どちらかという当てはまらない。
- ④どちらともいえない。
- ⑤どちらかという当てはまる。
- ⑥少し当てはまる。
- ⑦非常に当てはまる。

オ ⑤自分勝手な者がいて困った。

- ①全く当てはまらない。
- ②あまり当てはまらない。
- ③どちらかという当てはまらない。
- ④どちらともいえない。
- ⑤どちらかという当てはまる。
- ⑥少し当てはまる。
- ⑦非常に当てはまる。
- ⑧相談できる相手がいなかった。

カ 仲間はずれにされた。

- ①全く当てはまらない。
- ②あまり当てはまらない。
- ③どちらかという当てはまらない。
- ④どちらともいえない。
- ⑤どちらかという当てはまる。
- ⑥少し当てはまる。
- ⑦非常に当てはまる。

キ かわり合いにならないようにした。

- ①全く当てはまらない。
- ②あまり当てはまらない。
- ③どちらかという当てはまらない。
- ④どちらともいえない。
- ⑤どちらかという当てはまる。
- ⑥少し当てはまる。
- ⑦非常に当てはまる。

ク うまくかわることができた。

- ①全く当てはまらない。

- ②あまり当てはまらない。
- ③どちらかというと当てはまらない。
- ④どちらともいえない。
- ⑤どちらかというと当てはまる。
- ⑥少し当てはまる。
- ⑦非常に当てはまる。

(8)受刑中の活動についてお聞きます。各項目について、もっとも当てはまるものをそれぞれ一つずつ選んでください。

ア 自分で考えて行動することができた。

- ①全く当てはまらない。
- ②あまり当てはまらない。
- ③どちらかというと当てはまらない。
- ④どちらともいえない。
- ⑤どちらかというと当てはまる。
- ⑥少し当てはまる。
- ⑦非常に当てはまる。

イ 自発的に行動することができた。

- ①全く当てはまらない。
- ②あまり当てはまらない。
- ③どちらかというと当てはまらない。
- ④どちらともいえない。
- ⑤どちらかというと当てはまる。
- ⑥少し当てはまる。
- ⑦非常に当てはまる。

ウ 自分のことは自分で決めることができた。

- ①全く当てはまらない。
- ②あまり当てはまらない。
- ③どちらかというと当てはまらない。
- ④どちらともいえない。
- ⑤どちらかというと当てはまる。
- ⑥少し当てはまる。
- ⑦非常に当てはまる。

エ 自分の必要なことに合った活動をすることができた。

- ①全く当てはまらない。
- ②あまり当てはまらない。
- ③どちらかというと当てはまらない。
- ④どちらともいえない。
- ⑤どちらかというと当てはまる。
- ⑥少し当てはまる。
- ⑦非常に当てはまる。

オ 自分の得意なことに合った活動をすることができた。

- ①全く当てはまらない。
- ②あまり当てはまらない。

- ③どちらかという当てはまらない。
- ④どちらともいえない。
- ⑤どちらかという当てはまる。
- ⑥少し当てはまる。
- ⑦非常に当てはまる。

カ 夢中になれる活動があった。

- ①全く当てはまらない。
- ②あまり当てはまらない。
- ③どちらかという当てはまらない。
- ④どちらともいえない。
- ⑤どちらかという当てはまる。
- ⑥少し当てはまる。
- ⑦非常に当てはまる。

キ 意味のある活動をする事ができた。

- ①全く当てはまらない。
- ②あまり当てはまらない。
- ③どちらかという当てはまらない。
- ④どちらともいえない。
- ⑤どちらかという当てはまる。
- ⑥少し当てはまる。
- ⑦非常に当てはまる。

(3)(10) 今回の受刑生活で得られたものについてお聞きます。以下のそれぞれのことがらについて、今回の受刑生活でどの程度達成できたと思いますか。はどれですか。三つまで選んでください。

ア④罪を償えた。

- ①全然そう思わない。
- ②あまりそう思わない。
- ③どちらかというと思わない。
- ④どちらともいえない。
- ⑤どちらかというと思う。
- ⑥ややそう思う。
- ⑦非常にそう思う。

イ②自分の問題を見つめなおせた。

- ①全然そう思わない。
- ②あまりそう思わない。
- ③どちらかというと思わない。
- ④どちらともいえない。
- ⑤どちらかというと思う。
- ⑥ややそう思う。
- ⑦非常にそう思う。

ウ④被害者に対する謝罪、被害弁償等の気持ちが生まれた。

- ①全然そう思わない。

- ②あまりそう思わない。
- ③どちらかというと思わない。
- ④どちらともいえない。
- ⑤どちらかというと思う。
- ⑥ややそう思う。
- ⑦非常にそう思う。

エ④二度と犯罪をしない決意ができた。

- ①全然そう思わない。
- ②あまりそう思わない。
- ③どちらかというと思わない。
- ④どちらともいえない。
- ⑤どちらかというと思う。
- ⑥ややそう思う。
- ⑦非常にそう思う。

オ⑤出所後の生活に役立つ忍耐力が付いた。

- ①全然そう思わない。
- ②あまりそう思わない。
- ③どちらかというと思わない。
- ④どちらともいえない。
- ⑤どちらかというと思う。
- ⑥ややそう思う。
- ⑦非常にそう思う。

カ④二度と犯罪をしない方法(生活のしかた、出所後の相談先等)がわかった。

- ①全然そう思わない。
- ②あまりそう思わない。
- ③どちらかというと思わない。
- ④どちらともいえない。
- ⑤どちらかというと思う。
- ⑥ややそう思う。
- ⑦非常にそう思う。

キ⑦家族や支えてくれる人のありがたさがわかった。

- ①全然そう思わない。
- ②あまりそう思わない。
- ③どちらかというと思わない。
- ④どちらともいえない。
- ⑤どちらかというと思う。
- ⑥ややそう思う。
- ⑦非常にそう思う。
- ⑧家族や支えてくれる人はいない。

ク⑧家族との関係が改善した。

- ①全然そう思わない。

- ②あまりそう思わない。
- ③どちらかというと思わない。
- ④どちらともいえない。
- ⑤どちらかというと思う。
- ⑥ややそう思う。
- ⑦非常にそう思う。
- ⑧家族はいない。

ケ⑨健全な社会生活に役立つ人との付き合い方を学んだ。

- ①全然そう思わない。
- ②あまりそう思わない。
- ③どちらかというと思わない。
- ④どちらともいえない。
- ⑤どちらかというと思う。
- ⑥ややそう思う。
- ⑦非常にそう思う。

コ⑩出所後の生活に役立つ習慣を身に付けることができた。

- ①全然そう思わない。
- ②あまりそう思わない。
- ③どちらかというと思わない。
- ④どちらともいえない。
- ⑤どちらかというと思う。
- ⑥ややそう思う。
- ⑦非常にそう思う。

~~⑩働く習慣ができた。~~

~~⑪免許・資格、その他職業技能が身についた。~~

~~⑫読書や勉強の習慣ができた。~~

サ⑬健康になった。

- ①全然そう思わない。
- ②あまりそう思わない。
- ③どちらかというと思わない。
- ④どちらともいえない。
- ⑤どちらかというと思う。
- ⑥ややそう思う。
- ⑦非常にそう思う。

~~⑭暴力団を離脱する決意ができた。~~

シ⑭不適切な交友関係をあらためる決意ができた。

- ①全然そう思わない。
- ②あまりそう思わない。
- ③どちらかというと思わない。
- ④どちらともいえない。
- ⑤どちらかというと思う。

- ⑥ややそう思う。
- ⑦非常にそう思う。

ス-⑭出所後の人生に希望が持てた。

- ①全然そう思わない。
- ②あまりそう思わない。
- ③どちらかというと思わない。
- ④どちらともいえない。
- ⑤どちらかというと思う。
- ⑥ややそう思う。
- ⑦非常にそう思う。

セ-⑭出所後の生活設計ができた。

- ①全然そう思わない。
- ②あまりそう思わない。
- ③どちらかというと思わない。
- ④どちらともいえない。
- ⑤どちらかというと思う。
- ⑥ややそう思う。
- ⑦非常にそう思う。

ソ 自分に定められた目標を達成することができた。

- ①全然そう思わない。
- ②あまりそう思わない。
- ③どちらかというと思わない。
- ④どちらともいえない。
- ⑤どちらかというと思う。
- ⑥ややそう思う。
- ⑦非常にそう思う。

- ⑩その他
- ⑪特になし

パート2: 施設での処遇と釈放後の暮らしについて

12 今回受刑することになった犯罪に被害者(その家族を含む。)がいる人にお聞きします。

(1) 被害者に謝罪や被害弁償(慰謝料の支払いを含む。)等をした人にお聞きします。被害者はどのように感じていると思いますか。一つ選んでください。

- ①被害者に受け入れられていると思う。
- ②被害者に受け入れられていないと思う。
- ③被害者がどう思っているかわからない。
- ④特に考えていない。
- ⑤その他

(2) 被害者に謝罪や被害弁償等(慰謝料の支払いを含む。)をしていない人にお聞きします。謝罪、被害弁償等について、どのように考えていますか。それぞれ一つ選んでください。

ア 謝罪について

- ①被害者に謝罪をしたい。
- ②謝罪をしても被害者に受け入れられないと思う。
- ③謝罪をするつもりはない。
- ④特に考えていない。

イ 被害弁償等(慰謝料の支払いを含む。)について

- ①被害弁償等をしたい。
- ②被害弁償をしても被害者に受け入れられないと思う。
- ③被害弁償等をするつもりはない。
- ④特に考えていない。

72 職業訓練関係についてお聞きします。

(1) 今回の受刑で職業訓練を受けましたか。一つ選んでください。

- ①受けた。
- ②受けていない。

(2) (1)で職業訓練を「受けた」と答えた人にお聞きします。何の職業訓練を受けましたか。受けた訓練を三つまで選んでください。

- ①金属関係(板金・機械・溶接・数値制御機械等)
- ②コンピュータ関係(情報処理技術・CAD技術等)
- ③建築・土木・測量関係(左官・土木・配管・建築・建設機械・建設解~~く~~体工事・建築塗装等)
- ④介護・福祉関係(ホームヘルパー等)
- ⑤自動車関係(自動車整備等)
- ⑥電気通信関係(電気通信設備等)
- ⑦販売・サービス関係(クリーニング・販売サービス・ビル設備管理等)
- ⑧理容・美容関係
- ⑨農業・園芸関係
- ⑩調理関係
- ⑪その他の訓練

(3) (1)で職業訓練を「受けた。」と答えた人にお聞きします。職業訓練を受けたことが社会復帰に役立つと思いますか。一つ選んでください。

- ①役立つ。
- ②役立たない。
- ③どちらともいえない。

(4) 今回の受刑で職業訓練を受けなかった人にお聞きします。職業訓練を受けなかった理由を一つ選んでください。

- ①応募したが、選ばれなかった。
- ②受けたくなかった。
- ③受けたい職業訓練がなかった。

(5) (4)で「③受けたい職業訓練がなかった。」と答えた人にお聞きします。どのような訓練があれば、受けたいと思いましたか。一つ選んでください。

- ①金属関係(板金・機械・溶接・数値制御機械等)
- ②コンピュータ関係(情報処理技術・CAD技術等)
- ③建築・土木・測量関係(左官・土木・配管・建築・建設機械・建設く体工事・建築塗装等)
- ④介護・福祉関係(ホームヘルパー等)
- ⑤自動車関係(自動車整備等)
- ⑥電気通信関係(電気通信設備等)
- ⑦販売・サービス関係(クリーニング・販売サービス・ビル設備管理等)
- ⑧理容・美容関係
- ⑨農業・園芸関係
- ⑩調理関係
- ⑪職場体験や見学
- ⑫⑭その他の訓練

83 出所後の就労についてお聞きします。出所後に就きたい(就くつもり)の仕事はどれですか。一つ選んでください。

- ①理容・美容関係
- ②金属製造関係
- ③建築・土木関係
- ④電気工事関係
- ⑤農業・園芸関係
- ⑥調理関係
- ⑦コンピュータ関係
- ⑧自動車整備関係
- ⑨自動車運転関係
- ⑩福祉関係
- ⑪販売員(セールスマン、店員)
- ⑫その他の仕事
- ⑬考えていない。
- ⑭働く予定はない。

94 就労支援についてお聞きします。ハローワーク職員や分類の就労支援スタッフによる就労支援を受けた人に聞きます。(※ひとつも受けていない人はこの質問には答えず、次の質問に進んでください)。以下の就労支援について、どれくらい役に立ちましたか。受けた就労支援のうち、あなたが一番役にたったと思ったものはどれですか。一つ選んでください。

ア④ハローワーク職員の講話

①受けていない。

②全然役に立たなかった。

③あまり役に立たなかった。

④どちらかという役に立たなかった。

⑤どちらともいえない。

⑥どちらかという役に立った。

⑦やや役に立った。

⑧非常に役に立った。

イ②ハローワーク職員の職業相談面接

①受けていない。

②全然役に立たなかった。

③あまり役に立たなかった。

④どちらかという役に立たなかった。

⑤どちらともいえない。

⑥どちらかという役に立った。

⑦やや役に立った。

⑧非常に役に立った。

ウ④求人情報の提供

①受けていない。

②全然役に立たなかった。

③あまり役に立たなかった。

④どちらかという役に立たなかった。

⑤どちらともいえない。

⑥どちらかという役に立った。

⑦やや役に立った。

⑧非常に役に立った。

エ④就労支援スタッフによる個別面接

①受けていない。

②全然役に立たなかった。

③あまり役に立たなかった。

④どちらかという役に立たなかった。

⑤どちらともいえない。

⑥どちらかという役に立った。

⑦やや役に立った。

⑧非常に役に立った。

オ⑤職業適性検査

①受けていない。

②全然役に立たなかった。

- ②あまり役に立たなかった。
- ③どちらかというと役に立たなかった。
- ④どちらともいえない。
- ⑤どちらかというと役に立った。
- ⑥やや役に立った。
- ⑦非常に役に立った。

カ④その他(上に書いてあるもの以外の就労支援を受けた場合は、その内容を記入してください。上に書いてあるもの以外の就労支援を受けていない場合は、この質問には答えず次の質問に進んでください)

- ①全然役に立たなかった。
- ②あまり役に立たなかった。
- ③どちらかというと役に立たなかった。
- ④どちらともいえない。
- ⑤どちらかというと役に立った。
- ⑥やや役に立った。
- ⑦非常に役に立った。

105 教育関係についてお聞きします。

(1) 各種の教育(改善指導等)のうち、あなたが受けたものはどれですか。当てはまるものをすべて選んでください。

- ①薬物依存離脱指導
- ②暴力団離脱指導
- ③性犯罪再犯防止指導
- ④被害者の視点を取り入れた教育(グループ指導)
- ⑤交通安全指導
- ⑥就労支援指導
- ⑦一般改善指導(犯罪被害者等による講演)
- ⑧一般改善指導(酒害指導、窃盗防止指導などグループによる指導)
- ⑨教科指導(小学校、中学校又は高校等の教科に準じた内容)
- ⑩高校卒業程度認定試験
- ⑪通信教育
- ⑫篤志面接委員(篤面)の指導(面接、クラブ活動等)
- ⑬宗教教誨
- ⑭その他

(2) (1)で「受けた」と答えた教育(改善指導等)のうち、あなたが役に立ったと思ったものはどれですか。当てはまるものをすべて選んでください。

- ①薬物依存離脱指導
- ②暴力団離脱指導
- ③性犯罪再犯防止指導
- ④被害者の視点を取り入れた教育(グループ指導)
- ⑤交通安全指導

- ⑥就労支援指導
- ⑦一般改善指導(犯罪被害者等による講演)
- ⑧一般改善指導(酒害指導、窃盗防止指導などグループによる指導)
- ⑨教科指導(小学校、中学校又は高校等の教科に準じた内容)
- ⑩高校卒業程度認定試験
- ⑪通信教育
- ⑫篤志面接委員(篤面)の指導(面接、クラブ活動等)
- ⑬宗教教誨
- ⑭その他

~~(3)図書(官本)について、どのように感じましたか。~~

- ~~①十分だった。~~
- ~~②種類が不足していて読みたい本が少なかった。~~
- ~~③古い本が多くて読みたい本が少なかった。~~
- ~~④本を選ぶ機会が少なかった。~~
- ~~⑤本を選ぶ時間が短かった。~~
- ~~⑥本に興味がない。~~

126 制限区分についてお聞きします。

(1)受刑目的を達成する見込みによって指定されていた制限区分(第○種)について、関心を持っていましたか。一つ選んでください。

- ①関心を持っていた。
- ②気にならなかった。

(2)①「関心をもっていた」と答えた人は、なぜ関心があったのか理由を書いてください。

②「気にならなかった」と答えた人は、なぜ気にならなかったのか理由を書いてください。

(3)制限区分があることで、改善更生に向けた意欲が高まったと思いますか。

- ①高まった。
- ②高まらなかった。
- ③よくわからない。

~~(2)~~ (4)あなたの制限区分に応じて変更となった処遇の中で一番良かったと思うものを一つ選んでください。

- ①居室が変更になった。
- ②身体等の検査が緩和された。
- ③中髪を認められた。
- ④刑事施設外処遇が認められた。
- ⑤就寝時間を遅らせるなど生活時間が変更された。
- ⑥面会の立ち合いや場所が変更となるなど、外部交通が緩和された。
- ⑦その他
- ⑧特になし

137 優遇区分についてお聞きします。

(1)あなたの受刑態度によって指定されていた優遇区分(第○種)について、どのように感じましたか。一つ選んでください。

- ①適当であった。
- ②低かった。
- ③高かった。

(2) 優遇区分があることで、改善更生に向けた意欲が高まったと思いますか。

- ①高まった。
- ②高まらなかった。
- ③よくわからない。

(23) 優遇措置として一番良かったと思うものを一つ選んでください。

- ①特別な物品を貸与してもらえた。
- ②自弁で購入できる物品が増えた。
- ③面会回数・時間、信書の発信申請通数が増えた。
- ④自弁でし好品や食料などを購入して食べることができた。
- ⑤テレビを見たり、集会に参加することができた。
- ⑥その他
- ⑦特になし

158 懲罰関係についてお聞きします。懲罰を受けたことがある人にお聞きします。

(1)懲罰についてどう感じましたか。一つ選んでください。

- ①当然であると思った。
- ②不当であると思った。
- ③当然だと感じたことも、不当と感じたこともあった。
- ④特に何も感じなかった。

(2) (1)で「②不当であると思った。」又は「③当然だと感じたことも、不当だと感じたこともあった。」と答えた人にお聞きします。不当だと思っている内容はどれですか。当てはまるものをすべて選んでください。

- ①反則販促行為の調査の方法
- ②懲罰の認定方法・理由
- ③懲罰期間の長さ
- ④懲罰の内容

(3)懲罰を受けて、どのように考えましたか。一つ選んでください。

- ①反省して、自分の生活を見直した。
- ②不満を感じた。
- ③反省して、自分の生活を見直したことも、不満を感じたこともあった。
- ④特に何も考えなかった。

1469 不服申立て関係についてお聞きします。不服申立てをしたことがある人にお聞きします。不服申立ての結果についてどう思っていますか。一つ選んでください。

- ①結果に満足している。
- ②結果が不満である。
- ③処理結果がわからないので不満である。
- ④処理結果がわからないので何とも言えない。
- ⑤特に何も感じない。

14710 受刑生活関係についてお聞きします。

(1) 施設の室温についてどのように感じましたか。夏季(暑い時期)と冬季(寒い時期)に分けてお聞きします。施設についてのあなたの正直な印象を、各項目についてそれぞれ一つずつ選んでください。

ア 夏季(暑い時期)の室温について

- ①とても暑かった。
- ②少し暑かった。
- ③丁度よかった。
- ④少し寒かった。
- ⑤とても寒かった。
- ⑥経験していない。

イ 冬季(寒い時期)の室温について

- ①とても寒かった。
- ②少し寒かった。
- ③丁度よかった。
- ④少し暑かった。
- ⑤暑かった。
- ⑥経験していない。

(2)受刑生活で苦労したことについてお聞きします。(1)

ア 受刑生活で苦労したと思うことはどれですか。三つまで選んでください。

- ①受刑者同士の関係
- ②家族との関係
- ③職員との関係
- ④刑務作業
- ⑤各種の教育
- ⑥医療
- ⑦釈放後の生活設計
- ⑧面会・手紙

- ⑨賠償
- ⑩被害者や被害者家族との関係
- ⑫所内での不服申立て・訴訟
- ⑬規律
- ⑭取調べ・懲罰
- ⑮自由がない・好きなことができないこと
- ⑯特になし

イ その他、困ったことを詳しく教えてください。(特になければ、回答しなくてもかまいません)

例) 官物のシャンプーが少なかった、チリ紙が少なかった、お風呂のかけ湯が少なかったなど

(3) (2)受刑生活でよかったことはどれですか。三つまで選んでください。

- ①刑務作業
- ②職業訓練
- ②各種の教育
- ③講演
- ④面会・手紙・差入れ
- ⑤俳句等の創作活動
- ⑥読書
- ⑦食事
- ⑧運動
- ⑨入浴
- ⑩テレビ・ラジオ視聴
- ⑪映画鑑賞
- ⑫クラブ活動
- ⑬囲碁・将棋等の趣味
- ⑭演芸等の慰問
- ⑮演芸・スポーツ大会
- ⑯その他
- ⑰特になし

(4) 今回の受刑生活で失ったものはなんですか。あてはまるものをすべて選んでください。

- ①住まい
- ②仕事
- ③家族との関係
- ④健康
- ⑤お金
- ⑥携帯電話
- ⑦身分証
- ⑧住民票
- ⑨友人関係
- ⑩自信
- ⑪自分で考える力
- ⑫自分で決める力

- ⑭⑬その他
- ⑭⑭特になし

1811 出所後の生活についてお聞きします。~~おたずねします。不安を感じていることはありませんか。二つまで選んでください。~~

(1) 出所後の生活について、どれくらい不安を感じていますか。それぞれ一つずつ選んでください。

ア 帰住先について

- ①とても不安である。
- ②少し不安である。
- ③どちらとも言えない。
- ④それほど不安ではない。
- ⑤まったく不安ではない。

イ お金(所持金や借金等)について

- ①とても不安である。
- ②少し不安である。
- ③どちらとも言えない。
- ④それほど不安ではない。
- ⑤まったく不安ではない。

ウ 仕事について

- ①とても不安である。
- ②少し不安である。
- ③どちらとも言えない。
- ④それほど不安ではない。
- ⑤まったく不安ではない。
- ⑥仕事をするつもりはない。

エ 家族との関係について

- ①とても不安である。
- ②少し不安である。
- ③どちらとも言えない。
- ④それほど不安ではない。
- ⑤まったく不安ではない。
- ⑥家族はいない。

オ 医療や健康について

- ①とても不安である。
- ②少し不安である。
- ③どちらとも言えない。
- ④それほど不安ではない。
- ⑤まったく不安ではない。

カ 社会復帰を支えてくれる人との関係性について

- ①とても不安である。
- ②少し不安である。

- ③どちらとも言えない。
- ④それほど不安ではない。
- ⑤まったく不安ではない。

キ 共犯者、暴力団等との関係を断つことについて

- ①とても不安である。
- ②少し不安である。
- ③どちらとも言えない。
- ④それほど不安ではない。
- ⑤まったく不安ではない。
- ⑥共犯者はいない・暴力団関係者とのつながりはない。

ク 被害者に対する謝罪、被害弁償等について

- ①とても不安である。
- ②少し不安である。
- ③どちらとも言えない。
- ④それほど不安ではない。
- ⑤まったく不安ではない。
- ⑥被害者はいない。

ケ 二度と犯罪をしない方法(生活のしかた、出所後の相談先等)について

- ①とても不安である。
- ②少し不安である。
- ③どちらとも言えない。
- ④それほど不安ではない。
- ⑤まったく不安ではない。

(2) 出所後に頼ることのできる人はいますか。それぞれ一つずつ選んでください。

ア 家族

- ①頼れる。
- ②ある程度は頼れる。
- ③どちらでもない。
- ④どちらかというと頼れない。
- ⑤まったく頼れない。
- ⑥家族はいない。

イ 友人・知人(犯罪をしていない人)

- ①頼れる。
- ②ある程度は頼れる。
- ③どちらでもない。
- ④どちらかというと頼れない。
- ⑤まったく頼れない。

(3) その他、出所後に不安なことがあれば教えてください。(特になければ、回答しなくてもかまいません)

--

1912 出所後の生活のために刑務所でしてほしいことは何ですか。二つまで選んでください。

- ①就労支援
- ②職業訓練
- ③帰住先(身元引受人)の調整
- ④福祉サービス(生活保護や年金の受給、障害者手帳の取得など)の調整
- ⑤再犯しないための教育
- ⑥その他社会復帰に必要な知識・技術の教育
- ⑦工場や居室の担当職員による面接指導・相談
- ⑧分類や教育の担当職員による面接指導・相談
- ⑨就労や福祉の専門の職員による面接指導・相談
- ⑩篤志面接委員、教誨師など部外者による面接指導・相談
- ⑪自分で勉強できる時間の増加
- ⑫その他
- ⑬特になし

※ アンケートは以上で終わりです。

3.2 溶け込み版

はじめに

この調査の目的について

5. この調査は、みなさんから、刑務所での生活について意見や感想をうかがい、今後の施設運営をより良くしていくために行うものです。
6. これらの質問は、みなさんの知識をテストするためのものではありません。そのため、ありのままに自分が思ったこと／感じたことを答えてください。
7. この調査の内容を目的以外に使うことはありません。誰が回答したのかわからないようにするため、名前を書かずに提出してください。
8. 答えた内容によって、みなさんが釈放後に不利な扱いをうけることはありません。

回答方法

調査を始める前にご確認ください。

- 質問項目をよく読み、あまり難しく考えず、直感で思ったままに回答してください。
- 調査への回答をやめたら、いつでも中止することができます。
- 調査に回答している間は、自分の考えに集中し、他の人とは相談しないでください。
- わからないことや、確認したいことがある時は、職員に質問してください。
- 制限時間はありますが、調査にかかる大体の時間は、約〇分です。
- ご協力お願いいたします。

あなたについてお聞きします

あなたについて、当てはまるものを一つ選んでください。

1 あなたの性別

- ①男性
- ②女性
- ③その他

2 あなたの年齢

- ①20歳未満
- ②20代
- ③30代
- ④40代
- ⑤50代
- ⑥60代
- ⑦70代
- ⑧80代
- ⑨90代 以上

パート1:施設での経験について

1 刑務所での生活についてお聞きします。

(1)受刑生活に対する安全感についてお聞きします。あなたが感じたことについて、もっとも当てはまるものを一つ選んでください。

ア 安心して生活できた。

- ①全く当てはまらない。
- ②あまり当てはまらない。
- ③どちらかという当てはまらない。
- ④どちらともいえない。
- ⑤どちらかという当てはまる。
- ⑥少し当てはまる。
- ⑦非常に当てはまる。

イ 職員に対して、身の危険を感じなかった。

- ①全く当てはまらない。
- ②あまり当てはまらない。
- ③どちらかという当てはまらない。
- ④どちらともいえない。
- ⑤どちらかという当てはまる。
- ⑥少し当てはまる。
- ⑦非常に当てはまる。

ウ 他の受刑者に対して、身の危険を感じなかった。

- ①全く当てはまらない。
- ②あまり当てはまらない。
- ③どちらかという当てはまらない。
- ④どちらともいえない。
- ⑤どちらかという当てはまる。
- ⑥少し当てはまる。
- ⑦非常に当てはまる。

(2)食事関係についてお聞きします。食事に関してあなたが感じたこととして、もっとも当てはまるものを一つ選んでください。

ア 食事の量に満足した。

- ①全く当てはまらない。
- ②あまり当てはまらない。
- ③どちらかという当てはまらない。
- ④どちらともいえない。
- ⑤どちらかという当てはまる。
- ⑥少し当てはまる。
- ⑦非常に当てはまる。

イ 食事の質に満足した。

- ①全く当てはまらない。

- ②あまり当てはまらない。
- ③どちらかというと当てはまらない。
- ④どちらともいえない。
- ⑤どちらかというと当てはまる。
- ⑥少し当てはまる。
- ⑦非常に当てはまる。

ウ 献立の種類に満足した。

- ①全く当てはまらない。
- ②あまり当てはまらない。
- ③どちらかというと当てはまらない。
- ④どちらともいえない。
- ⑤どちらかというと当てはまる。
- ⑥少し当てはまる。
- ⑦非常に当てはまる。

エ 健康に気を付けた献立だったことに満足した。

- ①全く当てはまらない。
- ②あまり当てはまらない。
- ③どちらかというと当てはまらない。
- ④どちらともいえない。
- ⑤どちらかというと当てはまる。
- ⑥少し当てはまる。
- ⑦非常に当てはまる。

オ 温かいはずの料理が十分に温かく提供されたことに満足した。

- ①全く当てはまらない。
- ②あまり当てはまらない。
- ③どちらかというと当てはまらない。
- ④どちらともいえない。
- ⑤どちらかというと当てはまる。
- ⑥少し当てはまる。
- ⑦非常に当てはまる。

(3) 食事に関して感じていたことを自由にご書いてください。(特になければ、回答しなくてもかまいません)

(例、もっとパンが食べたかった。甘いものが食べたい。美味しかったメニューなど)

(4) 医療関係についてお聞きします。医療に関してあなたが感じたこととして、もっとも当てはまるものを一つ選んでください。

ア 希望どおりの医療(診察)が受けられた。

- ①全く当てはまらない。
- ②あまり当てはまらない。
- ③どちらかという当てはまらない。
- ④どちらともいえない。
- ⑤どちらかという当てはまる。
- ⑥少し当てはまる。
- ⑦非常に当てはまる。

イ 希望する早さで診察を受けれた。

- ①全く当てはまらない。
- ②あまり当てはまらない。
- ③どちらかという当てはまらない。
- ④どちらともいえない。
- ⑤どちらかという当てはまる。
- ⑥少し当てはまる。
- ⑦非常に当てはまる。

ウ 医師から十分に説明してもらえた。

- ①全く当てはまらない。
- ②あまり当てはまらない。
- ③どちらかという当てはまらない。
- ④どちらともいえない。
- ⑤どちらかという当てはまる。
- ⑥少し当てはまる。
- ⑦非常に当てはまる。

エ 希望どおりの治療をしてもらえた。

- ①全く当てはまらない。
- ②あまり当てはまらない。
- ③どちらかという当てはまらない。
- ④どちらともいえない。
- ⑤どちらかという当てはまる。
- ⑥少し当てはまる。
- ⑦非常に当てはまる。

オ 希望どおりに薬を出してもらえた。

- ①全く当てはまらない。
- ②あまり当てはまらない。
- ③どちらかという当てはまらない。
- ④どちらともいえない。
- ⑤どちらかという当てはまる。
- ⑥少し当てはまる。
- ⑦非常に当てはまる。

カ 医療を受けたいと言いだしにくかった。

- ①全く当てはまらない。
- ②あまり当てはまらない。
- ③どちらかという当てはまらない。

- ④どちらともいえない。
- ⑤どちらかという当てはまる。
- ⑥少し当てはまる。
- ⑦非常に当てはまる。

キ 多少調子が悪くても我慢するしかないと思った。

- ①全く当てはまらない。
- ②あまり当てはまらない。
- ③どちらかという当てはまらない。
- ④どちらともいえない。
- ⑤どちらかという当てはまる。
- ⑥少し当てはまる。
- ⑦非常に当てはまる。

(5) その他、医療で困ったことがあれば教えてください。(特になければ、回答しなくてもかまいません)

例、医師に話を聞いてもらえなかった、専門医に相談したかったなど

(6) 外部交通についてお聞きます。外部交通についてあなたは以下のことにどのくらい当てはまりますか。もっとも当てはまるものを一つ選んでください。

ア この刑務所では、家族や支援者とのやりとりを維持できるようにしてくれた。

- ①全く当てはまらない。
- ②あまり当てはまらない。
- ③どちらかという当てはまらない。
- ④どちらともいえない。
- ⑤どちらかという当てはまる。
- ⑥少し当てはまる。
- ⑦非常に当てはまる。

イ この刑務所では、家族や支援者と有意義な交流ができるようにしてくれた。

- ①全く当てはまらない。
- ②あまり当てはまらない。
- ③どちらかという当てはまらない。
- ④どちらともいえない。
- ⑤どちらかという当てはまる。
- ⑥少し当てはまる。
- ⑦非常に当てはまる。

ウ この刑務所では、家族や支援者と十分な面会が出来るようにしてくれた。

- ①全く当てはまらない。
- ②あまり当てはまらない。

- ③どちらかという当てはまらない。
- ④どちらともいえない。
- ⑤どちらかという当てはまる。
- ⑥少し当てはまる。
- ⑦非常に当てはまる。

(7)施設の規則(きまり)についてあなたが感じたことをお聞きます。以下のそれぞれの質問について、もっとも当てはまるものを一つ選んでください。

ア 施設の規則(きまり)の内容を理解するのが難しかった。

- ①全く当てはまらない。
- ②あまり当てはまらない。
- ③どちらかという当てはまらない。
- ④どちらともいえない。
- ⑤どちらかという当てはまる。
- ⑥少し当てはまる。
- ⑦非常に当てはまる。

イ 厳しい。

- ①全く当てはまらない。
- ②あまり当てはまらない。
- ③どちらかという当てはまらない。
- ④どちらともいえない。
- ⑤どちらかという当てはまる。
- ⑥少し当てはまる。
- ⑦非常に当てはまる。

ウ 納得のいかない規則があった。

- ①全く当てはまらない。
- ②あまり当てはまらない。
- ③どちらかという当てはまらない。
- ④どちらともいえない。
- ⑤どちらかという当てはまる。
- ⑥少し当てはまる。
- ⑦非常に当てはまる。

エ 職員によって規則に関する対応が違った。

- ①全く当てはまらない。
- ②あまり当てはまらない。
- ③どちらかという当てはまらない。
- ④どちらともいえない。
- ⑤どちらかという当てはまる。
- ⑥少し当てはまる。
- ⑦非常に当てはまる。

オ 受刑している人によって規則の適用が違った。

- ①全く当てはまらない。
- ②あまり当てはまらない。
- ③どちらかという当てはまらない。

- ④どちらともいえない。
- ⑤どちらかという当てはまる。
- ⑥少し当てはまる。
- ⑦非常に当てはまる

(8) 刑務作業関係についてお聞きします。

(8-1) 刑務作業についてお聞きします。刑務作業に関してあなたが感じたこととして、もっとも当てはまるものを一つ選んでください。

ア 勤労(はたらくこと)の習慣・意欲を身につけることができる。

- ①全く当てはまらない。
- ②あまり当てはまらない。
- ③どちらかという当てはまらない。
- ④どちらともいえない。
- ⑤どちらかという当てはまる。
- ⑥少し当てはまる。
- ⑦非常に当てはまる。

イ 社会復帰後(出所後)の就職に役立つ。

- ①全く当てはまらない。
- ②あまり当てはまらない。
- ③どちらかという当てはまらない。
- ④どちらともいえない。
- ⑤どちらかという当てはまる。
- ⑥少し当てはまる。
- ⑦非常に当てはまる。

ウ 社会に貢献できる。

- ①全く当てはまらない。
- ②あまり当てはまらない。
- ③どちらかという当てはまらない。
- ④どちらともいえない。
- ⑤どちらかという当てはまる。
- ⑥少し当てはまる。
- ⑦非常に当てはまる。

エ 規則正しい生活習慣が身につく。

- ①全く当てはまらない。
- ②あまり当てはまらない。
- ③どちらかという当てはまらない。
- ④どちらともいえない。
- ⑤どちらかという当てはまる。
- ⑥少し当てはまる。
- ⑦非常に当てはまる。

オ 忍耐力が身につく。

- ①全く当てはまらない。
- ②あまり当てはまらない。

- ③どちらかというと当てはまらない。
- ④どちらともいえない。
- ⑤どちらかというと当てはまる。
- ⑥少し当てはまる。
- ⑦非常に当てはまる。

カ 共同生活により協調性(ほかのひとと協力したりする力)が身につく。

- ①全く当てはまらない。
- ②あまり当てはまらない。
- ③どちらかというと当てはまらない。
- ④どちらともいえない。
- ⑤どちらかというと当てはまる。
- ⑥少し当てはまる。
- ⑦非常に当てはまる。

キ 気がまぎれて良い。

- ①全く当てはまらない。
- ②あまり当てはまらない。
- ③どちらかというと当てはまらない。
- ④どちらともいえない。
- ⑤どちらかというと当てはまる。
- ⑥少し当てはまる。
- ⑦非常に当てはまる。

ク 体を動かして良い。

- ①全く当てはまらない。
- ②あまり当てはまらない。
- ③どちらかというと当てはまらない。
- ④どちらともいえない。
- ⑤どちらかというと当てはまる。
- ⑥少し当てはまる。
- ⑦非常に当てはまる。

ケ 健康に良い。

- ①全く当てはまらない。
- ②あまり当てはまらない。
- ③どちらかというと当てはまらない。
- ④どちらともいえない。
- ⑤どちらかというと当てはまる。
- ⑥少し当てはまる。
- ⑦非常に当てはまる。

コ 時間が早く過ぎて良い。

- ①全く当てはまらない。
- ②あまり当てはまらない。
- ③どちらかというと当てはまらない。
- ④どちらともいえない。
- ⑤どちらかというと当てはまる。
- ⑥少し当てはまる。

⑦非常に当てはまる。

(8-2) 作業時間についてお聞きします。作業時間に関してあなたが感じたこととして、もっとも当てはまるものを一つ選んでください。

丁度よい長さだ。

- ①全く当てはまらない。
- ②あまり当てはまらない。
- ③どちらかというと当てはまらない。
- ④どちらともいえない。
- ⑤どちらかというと当てはまる。
- ⑥少し当てはまる。
- ⑦非常に当てはまる。

(8-3) 作業報奨金についてお聞きします。作業報酬金に関してあなたが感じたこととして、もっとも当てはまるものを一つ選んでください。

ア 単価を上げてほしい。

- ①全く当てはまらない。
- ②あまり当てはまらない。
- ③どちらかというと当てはまらない。
- ④どちらともいえない。
- ⑤どちらかというと当てはまる。
- ⑥少し当てはまる。
- ⑦非常に当てはまる。

イ 勤労(はたらくこと)意欲があがった。

- ①全く当てはまらない。
- ②あまり当てはまらない。
- ③どちらかというと当てはまらない。
- ④どちらともいえない。
- ⑤どちらかというと当てはまる。
- ⑥少し当てはまる。
- ⑦非常に当てはまる。

ウ 社会復帰後(出所後)の生活に役立つ。

- ①全く当てはまらない。
- ②あまり当てはまらない。
- ③どちらかというと当てはまらない。
- ④どちらともいえない。
- ⑤どちらかというと当てはまる。
- ⑥少し当てはまる。
- ⑦非常に当てはまる。

エ お金の使い方を考える訓練になった。

- ①全く当てはまらない。
- ②あまり当てはまらない。
- ③どちらかというと当てはまらない。
- ④どちらともいえない。

- ⑤どちらかというと当てはまる。
- ⑥少し当てはまる。
- ⑦非常に当てはまる。

1 職員についてお聞きします。

(1)職員全体についてお聞きします。以下の項目は、あなたが抱く職員への印象にどれぐらい当てはまりますか(特定の職員ではなく全体的に見て)。もっとも当てはまるものを一つ選んでください。

ア 公平な対応をしてくれた(公平:えこひいきなどをしないで、皆同じように扱うこと)。

- ①全く当てはまらない。
- ②あまり当てはまらない。
- ③どちらかというと当てはまらない。
- ④どちらともいえない。
- ⑤どちらかというと当てはまる。
- ⑥少し当てはまる。
- ⑦非常に当てはまる。

イ 親切に接してくれた。

- ①全く当てはまらない。
- ②あまり当てはまらない。
- ③どちらかというと当てはまらない。
- ④どちらともいえない。
- ⑤どちらかというと当てはまる。
- ⑥少し当てはまる。
- ⑦非常に当てはまる。

ウ 信頼できなかった。

- ①全く当てはまらない。
- ②あまり当てはまらない。
- ③どちらかというと当てはまらない。
- ④どちらともいえない。
- ⑤どちらかというと当てはまる。
- ⑥少し当てはまる。
- ⑦非常に当てはまる。

エ ひとりの価値ある人間として扱ってくれた。

- ①全く当てはまらない。
- ②あまり当てはまらない。
- ③どちらかというと当てはまらない。
- ④どちらともいえない。
- ⑤どちらかというと当てはまる。
- ⑥少し当てはまる。
- ⑦非常に当てはまる。

オ 期待してくれた。

- ①全く当てはまらない。
- ②あまり当てはまらない。
- ③どちらかというと当てはまらない。

- ④どちらともいえない。
- ⑤どちらかという当てはまる。
- ⑥少し当てはまる。
- ⑦非常に当てはまる。

カ 必要なときに相談にのってくれた。

- ①全く当てはまらない。
- ②あまり当てはまらない。
- ③どちらかという当てはまらない。
- ④どちらともいえない。
- ⑤どちらかという当てはまる。
- ⑥少し当てはまる。
- ⑦非常に当てはまる。

キ 励ましの声をかけてくれた。

- ①全く当てはまらない。
- ②あまり当てはまらない。
- ③どちらかという当てはまらない。
- ④どちらともいえない。
- ⑤どちらかという当てはまる。
- ⑥少し当てはまる。
- ⑦非常に当てはまる。

ク 理解と関心を示してくれた。

- ①全く当てはまらない。
- ②あまり当てはまらない。
- ③どちらかという当てはまらない。
- ④どちらともいえない。
- ⑤どちらかという当てはまる。
- ⑥少し当てはまる。
- ⑦非常に当てはまる。

ケ 必要な時に助けてくれなかった。

- ①全く当てはまらない。
- ②あまり当てはまらない。
- ③どちらかという当てはまらない。
- ④どちらともいえない。
- ⑤どちらかという当てはまる。
- ⑥少し当てはまる。
- ⑦非常に当てはまる。

コ 誠実な対応をしてくれた。

- ①全く当てはまらない。
- ②あまり当てはまらない。
- ③どちらかという当てはまらない。
- ④どちらともいえない。
- ⑤どちらかという当てはまる。
- ⑥少し当てはまる。
- ⑦非常に当てはまる。

サ 必要なときに必要なだけの対応してくれた。

- ①全く当てはまらない。
- ②あまり当てはまらない。
- ③どちらかという当てはまらない。
- ④どちらともいえない。
- ⑤どちらかという当てはまる。
- ⑥少し当てはまる。
- ⑦非常に当てはまる。

(2)あなたを一番長く担当した職員についてお聞きます。以下の項目は、あなたを一番長く担当した職員に対して抱く印象にどれぐらい当てはまりますか。もっとも当てはまるものを一つ選んでください。

ア 公平な対応してくれた(公平:えこひいきなどをしないで、皆同じように扱うこと)。

- ①全く当てはまらない。
- ②あまり当てはまらない。
- ③どちらかという当てはまらない。
- ④どちらともいえない。
- ⑤どちらかという当てはまる。
- ⑥少し当てはまる。
- ⑦非常に当てはまる。

イ 親切に接してくれた。

- ①全く当てはまらない。
- ②あまり当てはまらない。
- ③どちらかという当てはまらない。
- ④どちらともいえない。
- ⑤どちらかという当てはまる。
- ⑥少し当てはまる。
- ⑦非常に当てはまる。

ウ 信頼できなかった。

- ①全く当てはまらない。
- ②あまり当てはまらない。
- ③どちらかという当てはまらない。
- ④どちらともいえない。
- ⑤どちらかという当てはまる。
- ⑥少し当てはまる。
- ⑦非常に当てはまる。

エ ひとりの価値ある人間として扱ってくれた。

- ①全く当てはまらない。
- ②あまり当てはまらない。
- ③どちらかという当てはまらない。
- ④どちらともいえない。
- ⑤どちらかという当てはまる。
- ⑥少し当てはまる。
- ⑦非常に当てはまる。

オ 期待してくれた。

- ①全く当てはまらない。
- ②あまり当てはまらない。
- ③どちらかという当てはまらない。
- ④どちらともいえない。
- ⑤どちらかという当てはまる。
- ⑥少し当てはまる。
- ⑦非常に当てはまる。

カ 必要なときに相談にのってくれた。

- ①全く当てはまらない。
- ②あまり当てはまらない。
- ③どちらかという当てはまらない。
- ④どちらともいえない。
- ⑤どちらかという当てはまる。
- ⑥少し当てはまる。
- ⑦非常に当てはまる。

キ 励ましの声をかけてくれた。

- ①全く当てはまらない。
- ②あまり当てはまらない。
- ③どちらかという当てはまらない。
- ④どちらともいえない。
- ⑤どちらかという当てはまる。
- ⑥少し当てはまる。
- ⑦非常に当てはまる。

ク 理解と関心を示してくれた。

- ①全く当てはまらない。
- ②あまり当てはまらない。
- ③どちらかという当てはまらない。
- ④どちらともいえない。
- ⑤どちらかという当てはまる。
- ⑥少し当てはまる。
- ⑦非常に当てはまる。

ケ 必要な時に助けてくれなかった。

- ①全く当てはまらない。
- ②あまり当てはまらない。
- ③どちらかという当てはまらない。
- ④どちらともいえない。
- ⑤どちらかという当てはまる。
- ⑥少し当てはまる。
- ⑦非常に当てはまる。

コ 誠実な対応をしてくれた。

- ①全く当てはまらない。
- ②あまり当てはまらない。

- ③どちらかという当てはまらない。
- ④どちらともいえない。
- ⑤どちらかという当てはまる。
- ⑥少し当てはまる。
- ⑦非常に当てはまる。

サ 必要なときに必要なだけの対応をしてくれた。

- ①全く当てはまらない。
- ②あまり当てはまらない。
- ③どちらかという当てはまらない。
- ④どちらともいえない。
- ⑤どちらかという当てはまる。
- ⑥少し当てはまる。
- ⑦非常に当てはまる。

(3)職員に対して、良かったこと、嫌だったこと、印象に残っていることがあれば教えてください。(特になければ、回答しなくてもかまいません)

(例、優しく相談に乗ってもらった、ひどいことを言われた、など)

2 他の受刑者についてお聞きします。

他の受刑者に対してどのように感じたかお聞きします。以下の項目は、他の受刑者について抱くあなたの印象にどれくらい当てはまりますか。もっとも当てはまるものを一つ選んでください。

ア 親切にしてくれた。

- ①全く当てはまらない。
- ②あまり当てはまらない。
- ③どちらかという当てはまらない。
- ④どちらともいえない。
- ⑤どちらかという当てはまる。
- ⑥少し当てはまる。
- ⑦非常に当てはまる。

イ よく相談に乗ってくれた。

- ①全く当てはまらない。
- ②あまり当てはまらない。
- ③どちらかという当てはまらない。
- ④どちらともいえない。
- ⑤どちらかという当てはまる。

- ⑥少し当てはまる。
- ⑦非常に当てはまる。

ウ 乱暴な者がいて困った。

- ①全く当てはまらない。
- ②あまり当てはまらない。
- ③どちらかという当てはまらない。
- ④どちらともいえない。
- ⑤どちらかという当てはまる。
- ⑥少し当てはまる。
- ⑦非常に当てはまる。

エ 命令する者がいて困った。

- ①全く当てはまらない。
- ②あまり当てはまらない。
- ③どちらかという当てはまらない。
- ④どちらともいえない。
- ⑤どちらかという当てはまる。
- ⑥少し当てはまる。
- ⑦非常に当てはまる。

オ 自分勝手な者がいて困った。

- ①全く当てはまらない。
- ②あまり当てはまらない。
- ③どちらかという当てはまらない。
- ④どちらともいえない。
- ⑤どちらかという当てはまる。
- ⑥少し当てはまる。
- ⑦非常に当てはまる。

カ 仲間はずれにされた。

- ①全く当てはまらない。
- ②あまり当てはまらない。
- ③どちらかという当てはまらない。
- ④どちらともいえない。
- ⑤どちらかという当てはまる。
- ⑥少し当てはまる。
- ⑦非常に当てはまる。

キ かかわり合いにならないようにした。

- ①全く当てはまらない。
- ②あまり当てはまらない。
- ③どちらかという当てはまらない。
- ④どちらともいえない。
- ⑤どちらかという当てはまる。
- ⑥少し当てはまる。
- ⑦非常に当てはまる。

ク うまくかかわることができた。

- ①全く当てはまらない。
- ②あまり当てはまらない。
- ③どちらかというと当てはまらない。
- ④どちらともいえない。
- ⑤どちらかというと当てはまる。
- ⑥少し当てはまる。
- ⑦非常に当てはまる。

(8)受刑中の活動についてお聞きます。各項目について、もっとも当てはまるものをそれぞれ一つずつ選んでください。

ア 自分で考えて行動することができた。

- ①全く当てはまらない。
- ②あまり当てはまらない。
- ③どちらかというと当てはまらない。
- ④どちらともいえない。
- ⑤どちらかというと当てはまる。
- ⑥少し当てはまる。
- ⑦非常に当てはまる。

イ 自発的に行動することができた。

- ①全く当てはまらない。
- ②あまり当てはまらない。
- ③どちらかというと当てはまらない。
- ④どちらともいえない。
- ⑤どちらかというと当てはまる。
- ⑥少し当てはまる。
- ⑦非常に当てはまる。

ウ 自分のことは自分で決めることができた。

- ①全く当てはまらない。
- ②あまり当てはまらない。
- ③どちらかというと当てはまらない。
- ④どちらともいえない。
- ⑤どちらかというと当てはまる。
- ⑥少し当てはまる。
- ⑦非常に当てはまる。

エ 自分の必要なことに合った活動を行うことができた。

- ①全く当てはまらない。
- ②あまり当てはまらない。
- ③どちらかというと当てはまらない。
- ④どちらともいえない。
- ⑤どちらかというと当てはまる。
- ⑥少し当てはまる。
- ⑦非常に当てはまる。

オ 自分の得意なことに合った活動を行うことができた。

- ①全く当てはまらない。

- ②あまり当てはまらない。
- ③どちらかという当てはまらない。
- ④どちらともいえない。
- ⑤どちらかという当てはまる。
- ⑥少し当てはまる。
- ⑦非常に当てはまる。

カ 夢中になれる活動があった。

- ①全く当てはまらない。
- ②あまり当てはまらない。
- ③どちらかという当てはまらない。
- ④どちらともいえない。
- ⑤どちらかという当てはまる。
- ⑥少し当てはまる。
- ⑦非常に当てはまる。

キ 意味のある活動をすることができた。

- ①全く当てはまらない。
- ②あまり当てはまらない。
- ③どちらかという当てはまらない。
- ④どちらともいえない。
- ⑤どちらかという当てはまる。
- ⑥少し当てはまる。
- ⑦非常に当てはまる。

(10) 今回の受刑生活で得られたものについてお聞きます。以下のそれぞれのことがらについて、今回の受刑生活でどの程度達成できたと思いますか。

ア 罪を償えた。

- ①全然そう思わない。
- ②あまりそう思わない。
- ③どちらかというそう思わない。
- ④どちらともいえない。
- ⑤どちらかというそう思う。
- ⑥ややそう思う。
- ⑦非常にそう思う。

イ 自分の問題を見つめなおせた。

- ①全然そう思わない。
- ②あまりそう思わない。
- ③どちらかというそう思わない。
- ④どちらともいえない。
- ⑤どちらかというそう思う。
- ⑥ややそう思う。
- ⑦非常にそう思う。

ウ 被害者に対する謝罪、被害弁償等の気持ちが生まれた。

- ①全然そう思わない。

- ②あまりそう思わない。
- ③どちらかというと思わない。
- ④どちらともいえない。
- ⑤どちらかというと思う。
- ⑥ややそう思う。
- ⑦非常にそう思う。

エ 二度と犯罪をしない決意ができた。

- ①全然そう思わない。
- ②あまりそう思わない。
- ③どちらかというと思わない。
- ④どちらともいえない。
- ⑤どちらかというと思う。
- ⑥ややそう思う。
- ⑦非常にそう思う。

オ 出所後の生活に役立つ忍耐力が付いた。

- ①全然そう思わない。
- ②あまりそう思わない。
- ③どちらかというと思わない。
- ④どちらともいえない。
- ⑤どちらかというと思う。
- ⑥ややそう思う。
- ⑦非常にそう思う。

カ 二度と犯罪をしない方法(生活のしかた、出所後の相談先等)がわかった。

- ①全然そう思わない。
- ②あまりそう思わない。
- ③どちらかというと思わない。
- ④どちらともいえない。
- ⑤どちらかというと思う。
- ⑥ややそう思う。
- ⑦非常にそう思う。

キ 家族や支えてくれる人のありがたさがわかった。

- ①全然そう思わない。
- ②あまりそう思わない。
- ③どちらかというと思わない。
- ④どちらともいえない。
- ⑤どちらかというと思う。
- ⑥ややそう思う。
- ⑦非常にそう思う。
- ⑧家族や支えてくれる人はいない。

ク 家族との関係が改善した。

- ①全然そう思わない。
- ②あまりそう思わない。
- ③どちらかというと思わない。
- ④どちらともいえない。

- ⑤どちらかというと思う。
- ⑥ややそう思う。
- ⑦非常にそう思う。
- ⑧家族はいない。

ケ 健全な社会生活に役立つ人との付き合い方を学んだ。

- ①全然そう思わない。
- ②あまりそう思わない。
- ③どちらかというと思わない。
- ④どちらともいえない。
- ⑤どちらかというと思う。
- ⑥ややそう思う。
- ⑦非常にそう思う。

コ 出所後の生活に役立つ習慣を身に付けることができた。

- ①全然そう思わない。
- ②あまりそう思わない。
- ③どちらかというと思わない。
- ④どちらともいえない。
- ⑤どちらかというと思う。
- ⑥ややそう思う。
- ⑦非常にそう思う。

サ 健康になった。

- ①全然そう思わない。
- ②あまりそう思わない。
- ③どちらかというと思わない。
- ④どちらともいえない。
- ⑤どちらかというと思う。
- ⑥ややそう思う。
- ⑦非常にそう思う。

シ 不適切な交友関係をあらためる決意ができた。

- ①全然そう思わない。
- ②あまりそう思わない。
- ③どちらかというと思わない。
- ④どちらともいえない。
- ⑤どちらかというと思う。
- ⑥ややそう思う。
- ⑦非常にそう思う。

ス 出所後の人生に希望が持てた。

- ①全然そう思わない。
- ②あまりそう思わない。
- ③どちらかというと思わない。
- ④どちらともいえない。
- ⑤どちらかというと思う。
- ⑥ややそう思う。
- ⑦非常にそう思う。

セ 出所後の生活設計ができた。

- ①全然そう思わない。
- ②あまりそう思わない。
- ③どちらかというと思わない。
- ④どちらともいえない。
- ⑤どちらかというと思う。
- ⑥ややそう思う。
- ⑦非常にそう思う。

ソ 自分に定められた目標を達成することができた。

- ①全然そう思わない。
- ②あまりそう思わない。
- ③どちらかというと思わない。
- ④どちらともいえない。
- ⑤どちらかというと思う。
- ⑥ややそう思う。
- ⑦非常にそう思う。

パート2:施設での処遇と釈放後の暮らしについて

1 今回受刑することになった犯罪に被害者(その家族を含む。)がいる人にお聞きします。

(1) 被害者に謝罪や被害弁償(慰謝料の支払いを含む。)等をした人にお聞きします。被害者はどのように感じていると思いますか。一つ選んでください。

- ①被害者に受け入れられていると思う。
- ②被害者に受け入れられていないと思う。
- ③被害者がどう思っているかわからない。
- ④特に考えていない。
- ⑤その他

(2) 被害者に謝罪や被害弁償等(慰謝料の支払いを含む。)をしていない人にお聞きします。謝罪、被害弁償等について、どのように考えていますか。それぞれ一つ選んでください。

ア 謝罪について

- ①被害者に謝罪をしたい。
- ②謝罪をしても被害者に受け入れられないと思う。
- ③謝罪をするつもりはない。
- ④特に考えていない。

イ 被害弁償等(慰謝料の支払いを含む。)について

- ①被害弁償等をしたい。
- ②被害弁償をしても被害者に受け入れられないと思う。
- ③被害弁償等をするつもりはない。
- ④特に考えていない。

2 職業訓練関係についてお聞きします。

(1) 今回の受刑で職業訓練を受けましたか。一つ選んでください。

- ①受けた。
- ②受けていない。

(2) (1)で職業訓練を「受けた」と答えた人にお聞きします。何の職業訓練を受けましたか。受けた訓練を三つまで選んでください。

- ①金属関係(板金・機械・溶接・数値制御機械等)
- ②コンピュータ関係(情報処理技術・CAD技術等)
- ③建築・土木・測量関係(左官・土木・配管・建築・建設機械・建設解体工事・建築塗装等)
- ④介護・福祉関係(ホームヘルパー等)
- ⑤自動車関係(自動車整備等)
- ⑥電気通信関係(電気通信設備等)
- ⑦販売・サービス関係(クリーニング・販売サービス・ビル設備管理等)
- ⑧理容・美容関係
- ⑨農業・園芸関係
- ⑩調理関係
- ⑪その他の訓練

(3) (1)で職業訓練を「受けた。」と答えた人にお聞きます。職業訓練を受けたことが社会復帰に役立つと思いますか。一つ選んでください。

- ①役立つ。
- ②役立たない。
- ③どちらともいえない。

(4) 今回の受刑で職業訓練を受けなかった人にお聞きます。職業訓練を受けなかった理由を一つ選んでください。

- ①応募したが、選ばれなかった。
- ②受けたくなかった。
- ③受けたい職業訓練がなかった。

(5) (4)で「③受けたい職業訓練がなかった。」と答えた人にお聞きます。どのような訓練があれば、受けたいと思いましたか。一つ選んでください。

- ①金属関係(板金・機械・溶接・数値制御機械等)
- ②コンピュータ関係(情報処理技術・CAD技術等)
- ③建築・土木・測量関係(左官・土木・配管・建築・建設機械・建設く体工事・建築塗装等)
- ④介護・福祉関係(ホームヘルパー等)
- ⑤自動車関係(自動車整備等)
- ⑥電気通信関係(電気通信設備等)
- ⑦販売・サービス関係(クリーニング・販売サービス・ビル設備管理等)
- ⑧理容・美容関係
- ⑨農業・園芸関係
- ⑩調理関係
- ⑪職場体験や見学
- ⑫その他の訓練

3 出所後の就労についてお聞きます。出所後に就きたい(就くつもり)の仕事はどれですか。一つ選んでください。

- ①理容・美容関係
- ②金属製造関係
- ③建築・土木関係
- ④電気工事関係
- ⑤農業・園芸関係
- ⑥調理関係
- ⑦コンピュータ関係
- ⑧自動車整備関係
- ⑨自動車運転関係
- ⑩福祉関係
- ⑪販売員(セールスマン、店員)
- ⑫その他の仕事
- ⑬考えていない。
- ⑭働く予定はない。

4 就労支援についてお聞きます。ハローワーク職員や分類の就労支援スタッフによる就労支援を受けた人に聞きます。(※ひとつも受けていない人はこの質問には答えず、次の質問に進んでください)。以下の就労支援について、どれくらい役に立ちましたか。

ア ハローワーク職員の講話

- ①受けていない。
- ①全然役に立たなかった。
- ②あまり役に立たなかった。
- ③どちらかというと役に立たなかった。
- ④どちらともいえない。
- ⑤どちらかというと役に立った。
- ⑥やや役に立った。
- ⑦非常に役に立った。

イ ハローワーク職員の職業相談面接

- ①受けていない。
- ①全然役に立たなかった。
- ②あまり役に立たなかった。
- ③どちらかというと役に立たなかった。
- ④どちらともいえない。
- ⑤どちらかというと役に立った。
- ⑥やや役に立った。
- ⑦非常に役に立った。

ウ 求人情報の提供

- ①受けていない。
- ①全然役に立たなかった。
- ②あまり役に立たなかった。
- ③どちらかというと役に立たなかった。
- ④どちらともいえない。
- ⑤どちらかというと役に立った。
- ⑥やや役に立った。
- ⑦非常に役に立った。

エ 就労支援スタッフによる個別面接

- ①受けていない。
- ①全然役に立たなかった。
- ②あまり役に立たなかった。
- ③どちらかというと役に立たなかった。
- ④どちらともいえない。
- ⑤どちらかというと役に立った。
- ⑥やや役に立った。
- ⑦非常に役に立った。

オ 職業適性検査

- ①受けていない。
- ①全然役に立たなかった。
- ②あまり役に立たなかった。
- ③どちらかというと役に立たなかった。

- ④どちらともいえない。
- ⑤どちらかという役に立った。
- ⑥やや役に立った。
- ⑦非常に役に立った。

カ その他(上に書いてあるもの以外の就労支援を受けた場合は、その内容を記入してください。上に書いてあるもの以外の就労支援を受けていない場合は、この質問には答えず次の質問に進んでください)

- ①全然役に立たなかった。
- ②あまり役に立たなかった。
- ③どちらかという役に立たなかった。
- ④どちらともいえない。
- ⑤どちらかという役に立った。
- ⑥やや役に立った。
- ⑦非常に役に立った。

5 教育関係についてお聞きします。

(1) 各種の教育(改善指導等)のうち、あなたが受けたものはどれですか。当てはまるものをすべて選んでください。

- ①薬物依存離脱指導
- ②暴力団離脱指導
- ③性犯罪再犯防止指導
- ④被害者の視点を取り入れた教育(グループ指導)
- ⑤交通安全指導
- ⑥就労支援指導
- ⑦一般改善指導(犯罪被害者等による講演)
- ⑧一般改善指導(酒害指導、窃盗防止指導などグループによる指導)
- ⑨教科指導(小学校、中学校又は高校等の教科に準じた内容)
- ⑩高校卒業程度認定試験
- ⑪通信教育
- ⑫篤志面接委員(篤面)の指導(面接、クラブ活動等)
- ⑬宗教教誨
- ⑭その他

(2) (1)で「受けた」と答えた教育(改善指導等)のうち、あなたが役に立ったと思ったものはどれですか。当てはまるものをすべて選んでください。

- ①薬物依存離脱指導
- ②暴力団離脱指導
- ③性犯罪再犯防止指導
- ④被害者の視点を取り入れた教育(グループ指導)
- ⑤交通安全指導
- ⑥就労支援指導
- ⑦一般改善指導(犯罪被害者等による講演)
- ⑧一般改善指導(酒害指導、窃盗防止指導などグループによる指導)
- ⑨教科指導(小学校、中学校又は高校等の教科に準じた内容)
- ⑩高校卒業程度認定試験

- ⑪通信教育
- ⑫篤志面接委員(篤面)の指導(面接、クラブ活動等)
- ⑬宗教教誨
- ⑭その他

6 制限区分についてお聞きします。

(1)受刑目的を達成する見込みによって指定されていた制限区分(第○種)について、関心を持っていましたか。一つ選んでください。

- ①関心を持っていた。
- ②気にならなかった。

(2)①「関心をもっていた」と答えた人は、なぜ関心があったのか理由を書いてください。(特になければ、回答しなくてもかまいません)

②「気にならなかった」と答えた人は、なぜ気にならなかったのか理由を書いてください。(特になければ、回答しなくてもかまいません)

(3)制限区分があることで、改善更生に向けた意欲が高まったと思いますか。

- ①高まった。
- ②高まらなかった。
- ③よくわからない。

(4)あなたの制限区分に応じて変更となった処遇の中で一番良かったと思うものを一つ選んでください。

- ①居室が変更になった。
- ②身体等の検査が緩和された。
- ③中髪を認められた。
- ④刑事施設外処遇が認められた。
- ⑤就寝時間を遅らせるなど生活時間が変更された。
- ⑥面会の立ち合いや場所が変更となるなど、外部交通が緩和された。
- ⑦その他
- ⑧特になし

7 優遇区分についてお聞きします。

(1)あなたの受刑態度によって指定されていた優遇区分(第○種)について、どのように感じましたか。一つ選んでください。

- ①適当であった。
- ②低かった。
- ③高かった。

(2)優遇区分があることで、改善更生に向けた意欲が高まったと思いますか。

- ①高まった。
- ②高まらなかった。
- ③よくわからない。

(3)優遇措置として一番良かったと思うものを一つ選んでください。

- ①特別な物品を貸与してもらえた。
- ②自弁で購入できる物品が増えた。
- ③面会回数・時間、信書の発信申請通数が増えた。
- ④自弁でし好品や食料などを購入して食べることができた。
- ⑤テレビを見たり、集会に参加することができた。
- ⑥その他
- ⑦特になし

8 懲罰関係についてお聞きします。懲罰を受けたことがある人にお聞きします。

(1)懲罰についてどう感じましたか。一つ選んでください。

- ①当然であると思った。
- ②不当であると思った。
- ③当然だと感じたことも、不当と感じたこともあった。
- ④特に何も感じなかった。

(2) (1)で「②不当であると思った。」又は「③当然だと感じたことも、不当だと感じたこともあった。」と答えた人にお聞きします。不当だと思っている内容はどれですか。当てはまるものをすべて選んでください。

- ①反則行為の調査の方法
- ②懲罰の認定方法・理由
- ③懲罰期間の長さ
- ④懲罰の内容

(3)懲罰を受けて、どのように考えましたか。一つ選んでください。

- ①反省して、自分の生活を見直した。
- ②不満を感じた。
- ③反省して、自分の生活を見直したことも、不満を感じたこともあった。
- ④特に何も考えなかった。

9 不服申立て関係についてお聞きします。不服申立てをしたことがある人にお聞きします。不服申立ての結果についてどう思っていますか。一つ選んでください。

- ①結果に満足している。
- ②結果が不満である。
- ③処理結果がわからないので不満である。

- ④処理結果がわからないので何とも言えない。
- ⑤特に何も感じない。

10 受刑生活関係についてお聞きます。

(1) 施設の室温についてどのように感じましたか。夏季(暑い時期)と冬季(寒い時期)に分けてお聞きます。施設についてのあなたの正直な印象を、各項目についてそれぞれ一つずつ選んでください。

ア 夏季(暑い時期)の室温について

- ①とても暑かった。
- ②少し暑かった。
- ③丁度よかった。
- ④少し寒かった。
- ⑤とても寒かった。
- ⑥経験していない。

イ 冬季(寒い時期)の室温について

- ①とても寒かった。
- ②少し寒かった。
- ③丁度よかった。
- ④少し暑かった。
- ⑤暑かった。
- ⑥経験していない。

(2)受刑生活で苦労したことについてお聞きます。

ア 受刑生活で苦労したと思うことはどれですか。三つまで選んでください。

- ①受刑者同士の関係
- ②家族との関係
- ③職員との関係
- ④刑務作業
- ⑤各種の教育
- ⑥医療
- ⑦釈放後の生活設計
- ⑧面会・手紙
- ⑨賠償
- ⑩被害者や被害者家族との関係
- ⑫所内での不服申立て・訴訟
- ⑬規律
- ⑭取調べ・懲罰
- ⑮自由がない・好きなことができないこと
- ⑯特になし

イ その他、困ったことを詳しく教えてください。(特になければ、回答しなくてもかまいません)

例) 官物のシャンプーが少なかった、チリ紙が少なかった、お風呂のかけ湯が少なかったなど

(3) 受刑生活でよかったことはどれですか。三つまで選んでください。

- ① 刑務作業
- ② 職業訓練
- ② 各種の教育
- ③ 講演
- ④ 面会・手紙・差入れ
- ⑤ 俳句等の創作活動
- ⑥ 読書
- ⑦ 食事
- ⑧ 運動
- ⑨ 入浴
- ⑩ テレビ・ラジオ視聴
- ⑪ 映画鑑賞
- ⑫ クラブ活動
- ⑬ 囲碁・将棋等の趣味
- ⑭ 演芸等の慰問
- ⑮ 演芸・スポーツ大会
- ⑯ その他
- ⑰ 特になし

(4) 今回の受刑生活で失ったものはなんですか。あてはまるものをすべて選んでください。

- ① 住まい
- ② 仕事
- ③ 家族との関係
- ④ 健康
- ⑤ お金
- ⑥ 携帯電話
- ⑦ 身分証
- ⑧ 住民票
- ⑨ 友人関係
- ⑩ 自信
- ⑪ 自分で考える力
- ⑫ 自分で決める力
- ⑬ その他
- ⑭ 特になし

11 出所後の生活についてお聞きます。

(1) 出所後の生活について、どれくらい不安を感じていますか。それぞれ一つずつ選んでください。

ア 帰住先について

- ① とても不安である。
- ② 少し不安である。

- ③どちらとも言えない。
- ④それほど不安ではない。
- ⑤まったく不安ではない。

イ お金(所持金や借金等)について

- ①とても不安である。
- ②少し不安である。
- ③どちらとも言えない。
- ④それほど不安ではない。
- ⑤まったく不安ではない。

ウ 仕事について

- ①とても不安である。
- ②少し不安である。
- ③どちらとも言えない。
- ④それほど不安ではない。
- ⑤まったく不安ではない。
- ⑥仕事をするつもりはない。

エ 家族との関係について

- ①とても不安である。
- ②少し不安である。
- ③どちらとも言えない。
- ④それほど不安ではない。
- ⑤まったく不安ではない。
- ⑥家族はいない。

オ 医療や健康について

- ①とても不安である。
- ②少し不安である。
- ③どちらとも言えない。
- ④それほど不安ではない。
- ⑤まったく不安ではない。

カ 社会復帰を支えてくれる人との関係性について

- ①とても不安である。
- ②少し不安である。
- ③どちらとも言えない。
- ④それほど不安ではない。
- ⑤まったく不安ではない。

キ 共犯者、暴力団等との関係を断つことについて

- ①とても不安である。
- ②少し不安である。
- ③どちらとも言えない。
- ④それほど不安ではない。
- ⑤まったく不安ではない。
- ⑥共犯者はいない・暴力団関係者とのつながりはない

ク 被害者に対する謝罪、被害弁償等について

- ①とても不安である。
- ②少し不安である。
- ③どちらとも言えない。
- ④それほど不安ではない。
- ⑤まったく不安ではない。
- ⑥被害者はいない。

ケ 二度と犯罪をしない方法(生活のしかた、出所後の相談先等)について

- ①とても不安である。
- ②少し不安である。
- ③どちらとも言えない。
- ④それほど不安ではない。
- ⑤まったく不安ではない。

(2) 出所後に頼ることのできる人はいますか。それぞれ一つずつ選んでください。

ア 家族

- ①頼れる
- ②ある程度は頼れる。
- ③どちらでもない。
- ④どちらかというと頼れない。
- ⑤まったく頼れない。
- ⑥家族はいない。

イ 友人・知人(犯罪をしていない人)

- ①頼れる。
- ②ある程度は頼れる。
- ③どちらでもない。
- ④どちらかというと頼れない。
- ⑤まったく頼れない。

(3) その他、出所後に不安なことがあれば教えてください。(特になければ、回答しなくてもかまいません)

--

12 出所後の生活のために刑務所でしてほしいことは何ですか。二つまで選んでください。

- ①就労支援
- ②職業訓練
- ③帰住先(身元引受人)の調整
- ④福祉サービス(生活保護や年金の受給、障害者手帳の取得など)の調整
- ⑤再犯しないための教育
- ⑥その他社会復帰に必要な知識・技術の教育

- ⑦工場や居室の担当職員による面接指導・相談
- ⑧分類や教育の担当職員による面接指導・相談
- ⑨就労や福祉の専門の職員による面接指導・相談
- ⑩篤志面接委員、教誨師など部外者による面接指導・相談
- ⑪自分で勉強できる時間の増加
- ⑫その他
- ⑬特になし

※ アンケートは以上で終わりです。

(湯山 祥・山本 菜々子・松尾 朗子・熊谷 晋一郎)

謝辞

本報告書を作成するにあたり、以下にお名前を記載させていただいた諸氏から、専門的見地からの有益な助言と、とても細やかな研究遂行上の支援をしていただいた。

唯 なおみ 氏(東京大学先端科学技術研究センターユーザーリサーチャー)
綾屋 紗月 氏(東京大学先端科学技術研究センター特任准教授)
上岡 陽江 氏(ダルク女性ハウス／東京大学先端科学技術研究センター協力研究員)
古藤 吾郎 氏(日本薬物政策アドボカシーネットワーク／東京大学先端科学技術研究センター協力研究員)
伊豆丸 剛史 氏(長崎県地域生活定着支援センター／厚生労働省)
海渡 雄一 氏(監獄人権センター代表／日弁連刑事拘禁制度改革実現本部副本部長)
宇佐美 慧 氏(東京大学大学院教育学研究科)
山岡 あゆち 氏(東京大学教養学部附属教養教育高度化機構社会連携部門特任講師)

唯氏、綾屋氏、上岡氏からは、当事者研究の視点から、受刑者、支援者、障害者の視点で重要なポイントについて、多くのアドバイスをいただいた。それらは、インタビューガイドの作成や、インタビュー実施上の留意点、釈放時アンケートの言葉遣いやデザインなどに反映された。

また、第1章、第2章を執筆する際に参照すべき文献については山岡氏、海渡氏から、第4章を執筆する際に参照すべき文献については宇佐美氏から、とても有益な助言をいただくことができた。これらの文献を紹介いただいたお陰で、各章の内容を充実させることができた。

さらに、第3章のインタビュー調査に関しては、上岡氏、伊豆丸氏からインタビューガイドの作成、インタビューの紹介と、インタビュー時のファシリテーション、分析結果の確認に至るまで、多大な貢献をしていただいた。それにより、当事者の意味世界をより正確に反映した分析を実現することができた。

原稿は湯山、山本、松尾、熊谷が中心となって作成したが、上記の方々に精読いただき、修正点などの提案をしていただくことができた。特に山岡氏には、原稿のディテールにいたるまで、専門的見地からのコメントをいただいた。また、アクセシビリティを考慮に入れた釈放時アンケートのデザイン(参考資料7)に関しては、株式会社 GK デザイングループの加藤完治氏、小林つぶら氏、武村里佳氏に多大なお力添えをいただいた。

皆さまのお力添えのお掛けで、限られた時間のなかで、充実した報告書を完成させることができた。あらためて感謝を申し上げる。

文献

第1章

朝日新聞社会部(1992)『代用監獄』朝日新聞社。

海渡雄一(1995)『監獄と人権—制度化された隔離と暴力 その改革をめざして』明石書店。

刑事立法研究会(1996)『入門・監獄改革』日本評論社。

行刑改革会議(2003)『行刑改革会議提言～国民に理解され、支えられる刑務所へ～』

刑事立法研究会(2005)『代用監獄・拘置所改革のゆくえ—監獄法改正をめぐって』現代人文社。

重松一義(2005)『日本獄制史の研究』吉川弘文館。

鴨下守孝(2009)『新行刑法要論 全訂2版』東京法令出版。

法務省矯正研修所(2009)『成人矯正法』矯正協会。

政策評価審議会(2021)『政策評価審議会提言』

行政改革推進会議アジャイル型政策形成・評価の在り方に関するワーキンググループ(2022)『アジャイル型政策形成・評価の在り方に関するワーキンググループ提言～行政の「無謬性神話」からの脱却に向けて～』

名古屋刑務所職員による暴行・不適正処遇事案に係る第三者委員会(2023)『提言書～拘禁刑時代における新たな処遇の実現に向けて～』

第2章

- Aday, R. H., & Farney, F. (2014). Malign Neglect: Assessing Older Women's Health Care Experiences in Prison. *Bioethical Inquiry*, 11, 359.
- 赤池一将 (2022). 刑事施設において求められる医療水準 刑事弁護, 109, 123-130.
- Ali, N. A. M., Mohamad, M., Muhammad, N., Yusoff, H. M., & Omar, N. (2016). The impact of social climate on life satisfaction of drug-abuse inmates in Malaysia prison. *International Journal of Applied Business and Economic Research*, 14 (13), 9453–9464.
- Allison, M. D., & J. L. Ireland. (2010). Staff and Prisoner Perceptions of Physical and Social Environmental Factors Thought to Be Supportive of Bullying: The Role of Bullying and Fear of Bullying. *International Journal of Law and Psychiatry*, 33, 43–51.
- Auty, K. M., & Liebling, A. (2020). Exploring the relationship between prison social climate and reoffending. *Justice Quarterly*, 37(2), 358–381.
- Ayton, A.K., Mooney, M.P., Silifant, K., Powls, J., & Rasool, H. (2007). The development of the child and adolescent versions of the Verona Service Satisfaction Scale (CAMHSSS). *Social Psychiatry and Psychiatric Epidemiology*, 42, 892–901.
- Barker, D.A., Shergill, S.S., Higginson, I., & Orrell, M.W. (1996). Patients' views towards care received from psychiatrists. *The British Journal of Psychiatry*, 168 (MAY), 641–646.
- Battaglia, C., di Cagno, A., Fiorilli, G., Giombini, A., Borriore, P., Baralla, F. et al. (2015) Participation in a 9-month selected physical exercise programme enhances psychological well-being in a prison population. *Criminal Behaviour and Mental Health*, 25, 343–354.
- Bell, N., Tonkin, M., Chester, V., & Craig, L. (2017). Adapting measures of social climate for use with individuals with intellectual developmental disability in forensic settings. *Psychology Crime and Law*, 24(4), 362–378.
- Blagden, N., & Perrin, C. (2016). 'Relax lads, you're in safe hands here': Experiences of a sexual offender treatment prison. In N. Blagden, B. Winder, K. Hocken, R. Lievesley, P. Banyard, P., & H. Elliott (Eds.), *Sexual crime and the experience of imprisonment* (pp. 27–45). Routledge.
- Blagden, N., Perrin, C., Smith, S., Gleeson, F., & Gillies, L. (2017). "A different world" exploring and understanding the climate of a recently re-rolled sexual offender prison *Journal of Sexual Aggression*, 23(2), 151–166.
- Bosma, A. Q., van Ginneken, E., Palmen, H., Pasma, A. J., Beijersbergen, K. A., & Nieuwbeerta, P. (2020). A new instrument to measure prison climate: The psychometric quality of the Prison Climate Questionnaire. *The Prison Journal*, 100(3), 355–380.

- Bullock, K., & Bunche, A. (2020). 'The prison don't talk to you about getting out of prison': On why prisons in England and Wales fail to rehabilitate prisoners. *Criminology & Criminal Justice*, 20(1), 111–127.
- Burek, M. W., & Liederbach, J. C. (2021). Tell us how you really feel: Validating an inmate social climate survey. *American Journal of Criminal Justice*, 46(2), 209–231.
- Chester, V., McCathie, J., Quinn, M., Ryan, L., Popple, J., Loveridge, C., & Spall, J. (2015). Clinician experiences of administering the Essen Climate Evaluation Scheme (EssenCES) in a forensic intellectual disability service. *Advances in Mental Health and Intellectual Disabilities*, 9, 70–78.
- Crewe, B., Liebling, A., & Hulley, S. (2011). Staff culture, use of authority and prisoner quality of life in public and private sector prisons. *Australian & New Zealand Journal of Criminology*, 44(1), 94–115.
- Davis, C., Bahr, S., Ward, C. (2012). The process of offender reintegration: perceptions of what helps prisoners reenter society. *Criminology & Criminal Justice*, 13(4), 446–469.
- Day, A., Casey, S., Vess, J., & Huisy, G. (2011). Assessing the social climate of prisons. https://dro.deakin.edu.au/articles/book/Assessing_the_social_climate_of_prisons/21006046/1/files/37306825.pdf
- Day, A., Casey, S., Vess, J., & Huisy, G. (2012). Assessing the therapeutic climate of prisons. *Criminal Justice and Behavior*, 39(2), 156–168.
- de Claire, K., & Dixon, L. (2015). The effects of prison visits from family members on prisoners' well-being, prison rule breaking, and recidivism: A review of research since 1991. *Trauma, Violence, & Abuse*, 18(2), 185–199.
- de Vos, H., & Gilbert, E. (2017). Freedom, so close but yet so far: The impact of the ongoing confrontation with freedom on the perceived severity of punishment. *European Journal of Probation*, 9(2), 132–148.
- Evans, D. N., Pelletier, E., & Szkola, J. (2018). Education in prison and the self-stigma: Empowerment continuum. *Crime & Delinquency*, 64(2), 255–280.
- Evans, J., Rose, D., Flach, C., Csipke, E., Glossop, H., McCrone, P., Craig, T., & Wykes, T. (2012). VOICE: developing a new measure of service users' perceptions of inpatient care, using a participatory methodology. *Journal of Mental Health*, 21(1), 57–71.
- Finlay, W.M.L., & Lyons, E. (2001). Methodological challenges in interviewing and using self-report questionnaires with people with mental retardation. *Psychological Assessment*, 13, 319–335.
- Garratt, A., Bjorngaard, J.H., Dahle, K.A., Bjertnaes, O.A., Saunes, I.S., & Ruud, T. (2006). The Psychiatric Out-Patient Experiences Questionnaire (POPEQ): data quality, reliability and validity in patients attending 90 Norwegian clinics. *Nordic Journal of Psychiatry*, 60(2), 89–96.
- Gibbs, J. J. (1991). Environmental congruence and symptoms of psychopathology: A further exploration of the effects of exposure to the jail environment. *Criminal Justice and Behavior*, 18, 351–374.
- Gigantesco, A., Morosini, R., & Bazzoni, A. (2003). Quality of psychiatric care: validation of an instrument for measuring inpatient opinion. *International Journal for Quality in Health Care*, 15(1), 73–78.
- Greenfield, T.K., & Attkisson, C.C. (1989). Progress toward a multifactorial Service Satisfaction Scale for evaluating primary care and mental health services. *Evaluation and Program Planning*, 12, 271–278.
- 浜井浩一 (2022). 法律家のための犯罪学入門(第 50 回)新たに創設された「拘禁刑」と刑務所の課題 刑事弁護, 112, 146–152.

- Holcomb, W.R., Adams, N.A., Ponder, H.M., & Reitz, R. (1989). The development and construct validation of a consumer satisfaction questionnaire for psychiatric inpatients. *Evaluation and Program Planning*, 12 (2), 189–194.
- 法務総合研究所 (2006)『平成 18 年版犯罪白書』
- 法務総合研究所 (2024)『令和 5 年版犯罪白書』
- 法務省 (2023). 刑事施設における職業訓練の効果検証結果について 001391826.pdf (moj.go.jp)
- 法務省保護局 (2019). 協力雇用主に対するアンケート調査 001290742.pdf (moj.go.jp)
- 法務省矯正局 (2023). 矯正の現状 法曹時報, 75 (11), 2279–2373.
- 本庄武 (2009). 日本における受刑者処遇理念の変遷と今後の展望 龍谷大学矯正・保護研究センター研究年報, 6, 31–46.
- Howard, P.B., Clark, J.J., Rayens, M.K., Hines-Martin, V., Weaver, P., & Littrell, R. (2001). Consumer satisfaction with services in a regional psychiatric hospital: a collaborative research project in Kentucky. *Archives of Psychiatric Nursing*, 15 (1), 10–23.
- Ilijić, L., Milićević, M., & Pavićević, O. (2020). Approaches and methods in the quality of prison life assessingmeasuring social and moral climate in prisons. In G. Nedovic, & F. Eminovic (Eds.), *Approaches and models in special education and rehabilitation-thematic collection of international importance* (pp. 85–96). University of Belgrade - Faculty of Special Education and Rehabilitation, Publishing Centre of the Faculty.
- Kabzems, V. (1985). The use of self-report measures with mentally retarded individuals. *Mental Retardation and Learning Disability Bulletin*, 13, 106–114.
- 神垣一規 (2023). 受刑者の自己決定と援助要請に関する一考察 研究紀要, (24), 221–230.
- 加藤倫子・大野光子 (2023). 受刑者は「支援的な処遇」をどう受け止めているのか——X 刑務所における女子依存症回復支援センターを事例とて—— 応用社会学研究, 65, 63–80.
- 菊田幸一 (2017). 国際的視野からみた日本の刑務所——韓国、オーストラリアおよびアメリカの実際から—— 法律論叢, 90 (2-3), 189–249.
- Kooijmans, R., Mercera, G., Langdon, P. E., & Moonen, X. (2022). The adaptation of self-report measures to the needs of people with intellectual disabilities: a systematic review. *Clinical Psychology: Science and Practice*, 29 (3), 250–271.
- 熊谷芳子・石田賢哉・沖律郎・船橋忠勝・花田隆浩・廣川俊互・船木昭夫 (2019). 青森刑務所での釈放前指導において実施される SST の評価と課題——テキストマイニングによる SST 参加者の感想内容の分析—— 日本ヒューマンケア科学会誌, 12 (2), 20–26.
- 久留宮康浩・水野敬輔・世古口英・菅原元・河合清貴・桐山宗泰 (2019). 刑務所受刑者における外科治療 日本臨床外科学会雑誌, 80 (4), 658–662.
- 桑山亜也 (2011). 矯正施設における読書支援拡充と環境整備に向けて 情報の科学と技術, 61 (6), 228–232.
- 葛野尋之 (2007). 受刑者の法的地位とその権利保障 刑法雑誌, 46 (3), 408–420.
- Larsen, D.L., Attkisson, C.C., Hargreaves, W.A., & Nguyen, T.D. (1979). Assessment of client/ patient satisfaction: development of a general scale. *Evaluation and Program Planning*, 2 (3), 197–207.
- Lelliott, P., Beevor, A., Hogman, G., Hyslop, J., Lathlean, J., & Ward, M. (2001). Carers' and Users' Expectations of Services—User version (CUES-U): a new instrument to measure the experience of users of mental health services. *The British Journal of Psychiatry*, 179, 67–72.
- Listwan, S. J., Sullivan, C. J., Agnew, R., Cullen, F. T., & Colvin, M. (2013). The pains of imprisonment revisited: The impact of strain on inmate recidivism. *Justice Quarterly*, 30 (1), 144–168.
- Lutze, F. (1998). Are shock incarceration programs more rehabilitative than traditional

- prisons? A survey of inmates. *Justice Quarterly*, 15, 547–566.
- MacKenzie, D. L., Wilson, D. B., Styve, G., & Gover, A. R. (2001). The impact of boot camps and traditional institutions on juvenile residents: Perceptions, adjustment, and change. *Journal of Research in Crime & Delinquency*, 38, 279–313.
- MacInnes, D., Beer, D., Keeble, P., Rees, D., & Reid, L. (2010). The development of a tool to measure service user satisfaction with in-patient forensic services: the Forensic Satisfaction Scale. *Journal of Mental Health*, 19(3), 272–281.
- Maruna, S., LeBel, T., Naples, M., & Mitchell, N. (2009). Looking-glass identity transformation: Pygmalion and Golem in the rehabilitation process. In B. Veysey, J. Christian, & D. J. Martinez (Eds.), *How offenders transform their lives* (pp. 30–55). Willan.
- Marsden, J., Stewart, D., Gossop, M., Rolfe, A., Bacchus, L., Griffiths, P., Clarke, K., & Strang, J. (2000). Assessing client satisfaction with treatment for substance use problems and the development of the treatment perceptions questionnaire (TPQ). *Addiction Research & Theory*, 8(5), 455–470.
- Marshall, G.N., & Hays, R.D. (1994). *The Patient Satisfaction Questionnaire Short Form (PSQ-18)*. RAND Corporation.
- Mededović, J., Drndarević, N., & Milićević, M. (2023). Integrating standard and network psychometrics to assess the quality of prison life in Serbia. *Journal of Criminology* DOI:10.1177/26338076231208769
- Meyers, T. J., Wright, K. A., Young, J. T. N., & Tasca, M. (2017). Social support from outside the walls: Examining the role of relationship dynamics among inmates and visitors. *Journal of Criminal Justice*, 52, 57–67.
- Miglietta, E., Belessiotis-Richards, C., Ruggeri, M., & Priebe, S. (2018). Scales for assessing patient satisfaction with mental health care: A systematic review. *Journal of Psychiatric Research*, 100, 33–46.
- Mizel, M. L., & Abrams, L. S. (2019). Practically emotional: Young men's perspectives on what works in reentry programs. *Journal of Social Service Research*, 46(5), 658–670.
- Moos, R. H. (1968). The assessment of the social climates of correctional institutions. *Journal of Research in Crime & Delinquency*, 5, 174–188.
- Moos, R. H. (1974a). *Evaluating treatment environments: A social ecological approach*. Wiley.
- Moos, R. H. (1974b). *Correctional Institutions Environment Scale Manual*. Consulting Psychologist Press.
- Moos, R. H. (1989). *Ward Atmosphere Scale manual (2nd ed.)*. Consulting Psychologists Press.
- 毛利真弓 (2018). 司法における「治療的な」関係とは —— 臨床心理の視点から見た治療的司法 —— 法と心理, 18, 29–33.
- 室井宏育 (2017). 刑務所内での運動教室の実際 理学療法学 Supplement 2016 (0), 1533.
- Nabati, L., Shea, N., McBride, L., Gavin, C., & Bauer, M.S. (1998). Adaptation of a simple patient satisfaction instrument to mental health: *psychometric properties*. *Psychiatry Research*, 77(1), 51–56.
- 中谷こずえ・五十嵐弘志・石塚伸一 (2021). 社会復帰を目指す成人男性受刑者の健康実態と健康意識—健康問題からケアニーズ抽出を目指して 健康福祉学会誌, 20(1), 67–74.
- Ortiz, G., & Schacht, L. (2012). Psychometric evaluation of an inpatient consumer survey measuring satisfaction with psychiatric care. *Patient*, 5(3), 163–173.
- 太田達也 (2023). 受刑者の作業報奨金に対する強制執行の可否と控除制度の可能性 法學研究: 法律・政治・社会, 96(7), 68 (39)–106 (1).
- 小山田静枝 (2020). 教育講演 刑務所における高齢者と認知症の増加の問題について——高齢受刑者の現状と課題—— 日本社会精神医学会, 29(1), 60–66.

- Pellegrin, K.L., Stuart, G.W., Maree, B., Frueh, B.C., & Ballenger, J.C. (2001). A brief scale for assessing patients' satisfaction with care in outpatient psychiatric services. *Psychiatric Services*, 52(6), 816–819.
- Perrin, C. & Blagden, N. (2014). Accumulating meaning, purpose and opportunities to change 'drip by drip': the impact of being a listener in prison. *Psychology, Crime & Law*, 20(9), 902–920.
- Priebe, S., McCabe, R., Bullenkamp, J., Hansson, L., Lauber, C., Martinez-Leal, R., Rossler, W., Salize, H., Svensson, B., Torres-Gonzales, F., van den Brink, R., Wiersma, D., & Wright, D.J. (2007). Structured patient-clinician communication and 1-year outcome in community mental healthcare: cluster randomised controlled trial. *The British Journal of Psychiatry*, 191, 420–426.
- Priebe, S., & Gruyters, T. (1995). Patients' assessment of treatment predicting outcome. *Schizophrenia Bulletin*, 21(1), 87–94.
- Rose TA, Worrall LE, Hickson LM, et al. (2012). Guiding principles for printed education materials: design preferences of people with aphasia. *International Journal of Speech-Language Pathology*, 4(1), 11–23.
- Ross, M. W., Diamond, P. M., Liebling, A., & Saylor, W. G. (2008). Measurement of prison social climate: A comparison of an inmate measure in England and the USA. *Punishment & Society*, 10(4), 447–474.
- Rössberg, J. I., & Friis, S. (2003). A suggested revision of the Ward Atmosphere Scale. *Acta Psychiatrica Scandinavica*, 108, 374–380.
- Ruggeri, M., Dall'Agnola, R., Bisoffi, G., & Greenfield, T. (1996). Factor analysis of the verona service satisfaction scale-82 and development of reduced versions. *International Journal of Methods in Psychiatric Research*, 6(1), 23–38.
- Ruggeri, M., & Greenfield, T.K. (1995). The Italian version of the Service Satisfaction Scale (SSS-30) adapted for community-based psychiatric patients: development, factor analysis and application. *Evaluation and Program Planning*, 18(2), 191–202.
- Ruggeri, M., Lasalvia, A., Dall'Agnola, R., Van Wijngaarden, B., Knudsen, H. C., Leese, M., Tansella, M. (2000). Development, internal consistency and reliability of the Verona Service Satisfaction Scale –European Version: EPSILON Study 7. *British Journal of Psychiatry*, 177(S39), s41–s48. doi:10.1192/bjp.177.39.s41
- Schalast, N., Redies, M., Collins, M., Stacey, J., & Howells, K. (2008). EssenCES, a short questionnaire for assessing the social climate of forensic psychiatric wards. *Criminal Behaviour and Mental Health*, 18, 49–58.
- Schroder, A., Larsson, B.W., & Ahlstrom, G. (2007). Quality in psychiatric care: an instrument evaluating patients' expectations and experiences. *International Journal of Health Care Quality Assurance*, 20(2–3), 141–160.
- Schubert, C. A., Mulvey, E. P., Loughran, T. A., & Loyosa, S. H. (2012). Perceptions of institutional experience and community outcomes for serious adolescent offenders. *Criminal Justice and Behaviour*, 39, 71–93.
- 清水昌典・関山徹 (2016). 受刑者の改善更生に関する心理学的分析——改善更生プログラムの効果と刑務官の教育的期待感—— 鹿児島大学教育学部教育実践研究紀要, 特別号 6, 245–254.
- 新海浩之 (2012). 刑務所収容の心象 (課題研究 刑罰としての拘禁の意味を問い返す) ——長期刑務所の例から—— 犯罪社会学研究 37, 40–58.
- 神藤彩子・門本泉・渡邊則子・田畑賢太 (2018). 再犯リスク要因に基づいた女子受刑者の類型化の試み 犯罪心理学研究, 56(1), 13–28.
- Stacer, M. J. (2022). Incarcerated men's perceptions of the prison environment: An exploratory study. *Midwest Social Sciences Journal*, 25(1), 102–129.
- Styve, G., & MacKenzie, D. L. (2003). Private versus public juvenile correctional facilities: Do differences in environmental quality exist? *Crime & Delinquency*, 49, 542–563.

- Tonkin, M. (2016). A review of questionnaire measures for assessing the social climate in prisons and forensic psychiatric hospitals. *International Journal of Offender Therapy and Comparative Criminology*, 60, 1376–1405.
- 富山聡 (2008). 改善指導の現状と課題. 法律時報, 80 (9), 8–21.
- Turhan, A., Roest, J. J., Delforterie, M. J., Van der Helm, G. H. P., Neimeijer, E. G., & Didden, R. (2023). Measurement invariance of the group climate inventory across adults with and without mild intellectual disability in secure residential facilities. *Journal of Applied Research in Intellectual Disabilities*. Advance online publication. <https://doi.org/10.1111/jar.13166>
- van der Helm, P., Stams, G. J., & Van der Laan, P. (2011). Measuring group climate in prison. *The Prison Journal*, 91, 158–176.
- van Ginneken, E. F. J. C., & Palmer, H. (2022). Is there a relationship between prison conditions and recidivism? *Justice Quarterly*, 40(1), 106–128.
- Vartiainen, H., & Hakola, P. (1994). The effects of TV monitoring on ward atmosphere in a security hospital. *International Journal of Law and Psychiatry*, 17, 443–449.
- Wallace, D., & Wang, X. (2020). Does in-prison physical and mental health impact recidivism?. *SSM - population health*, 11, 100569.
- Webb, Y., Clifford, P., Fowler, V., Morgan, C., & Hanson, M. (2000). Comparing patients' experience of mental health services in England: a five-Trust survey. *International Journal of Health Care Quality Assurance*, 13 (6), 273–281.
- Weinrath, M., & Ricciardelli, R. (2023). Canadian prison environments: A mixed methods analysis. *The prison Journal*, 103 (2), 215–238.
- Wenk, E. A., & Moos, R. H. (1972). Social climates in prison: An attempt to conceptualize and measure environmental factors in total institutions. *Journal of Research in Crime and Delinquency*, 9, 134–148.
- Windzio, M. (2006). Is There a Deterrent Effect of Pains of Imprisonment?: The Impact of 'Social Costs' of First Incarceration on the Hazard Rate of Recidivism. *Punishment and Society*, 8, 341–364.
- Woessner, G., & Schwedler, A. (2014). Correctional treatment of sexual and violent offenders: Therapeutic change, prison climate, and recidivism. *Criminal Justice and Behavior*, 41(7), 862–879.
- Wright, K. N. (1985). Developing the prison environment inventory. *Journal of Research in Crime and Delinquency*, 22 (3), 257–277.
- 山岡あゆち (2023). 受刑者の就労に対する考え方や意欲と男女差——官民協働刑務所受刑者を対象とした探索的調査—— 特殊教育学研究, Advance published by J-STAGE on Nov.23,2023. <https://doi.org/10.6033/tokkyou.22A038>
- 保田宗良 (2019). 医療・介護サービスにおける患者、利用者満足に関する論点整理 人文社会科学論叢, 7, 113–121.
- Yılmaz, F. K., ÖZTÜRK, M., & Kevenk, A. U. (2021). Inpatient satisfaction questionnaire: scale development and reliability-validity study. *Kocaeli Üniversitesi Sağlık Bilimleri Dergisi*, 7(3), 206–215.
- 楊寧・須長正治・藤紀里子・伊原久裕 (2019). ユニバーサルデザインフォントの可読性——ユニバーサルデザインフォントの評価に関する研究-2—— デザイン学研究, 66 (2), 2_19-2_28.
- Zendjidjian, X.Y., Auquier, P., Lançon, C., Loundou, A., Parola, N., Faugère, & M., Boyer, L. (2015). The SATISPSY-22: development and validation of a French hospitalized patients' satisfaction questionnaire in psychiatry. *European Psychiatry*, 30 (1), 172–178.

第3章

Braun, V., & Clarke, V. (2019). Reflecting on Reflexive Thematic Analysis. *Qualitative Research in Sport, Exercise and Health*, 11, 589-597.

第4章

アン・サール(著)宮本聡介・渡邊真由美(訳)(2005)『心理学研究法入門』新曜社.

Baba, A. & Bunji, K. (2023). Prediction of Mental Health Problem Using Annual Student Health Survey: Machine Learning Approach. *JMIR Mental Health*, 10, e42420.

南風原朝和(2002)『心理統計学の基礎 統合的理解のために』有斐閣アルマ.

南風原朝和(2011)『臨床心理学をまなぶ 7 量的研究法』東京大学出版会.

法務省矯正研修所(編)(2013)『研修教材 矯正心理学』矯正協会.

古谷嘉一郎・村山綾(編)(2022)『やってみよう! 実証研究入門 心理・行動データの収集・分析・レポート作成を楽しもう』ナカニシヤ出版.

マイク・フェターズ・抱井尚子(編)(2021)『混合研究法の手引き トレジャーハントで学ぶ研究デザインから論文の書き方まで』遠見書房.

三浦公士・田畑賢太・門本泉・渡邊則子・神藤彩子・齋田頌子・宮崎悠華(2020). 自記式質問紙に対する受刑者の回答特徴の検討 犯罪心理学研究, 58, 1-18.

宮本聡介・宇井美代子(編)(2014)『質問紙調査と心理測定尺度』サイエンス社.

中屋敷均(2019)『科学と非科学 その正体を探る』講談社現代新書.

西内啓(2013)『統計学が最強の学問である』ダイヤモンド社.

大久保将貴(2023). 統計的因果推論入門: 関連が因果となる条件 理論と方法, 38, 169-180.

尾崎幸謙・鈴木貴士(2019). 機械学習による不適切回答者の予測 行動計量学, 46, 39-52.

佐倉統(2020)『科学とはなにか』講談社.

Su, C., Xu, Z., Pathak, J., & Wang, F. (2020). Deep learning in mental health outcome research: a scoping review. *Translational Psychiatry*, 10, 116-141.

須藤秋良(2020)『スッキリわかる Python による機械学習入門』インプレスブックス.

菅原ますみ(監訳)(2014)『縦断データの分析 II イベント生起のモデリング』朝倉書店.

高橋将宜(2022)『統計的因果推論の理論と実装 潜在的結果変数と欠測データ』共立出版.

竹田茂生・藤木清(2013)『知的な論文・レポートのためのリサーチ入門』くろしお出版.

谷岡一郎(2007)『データはウソをつく 科学的な社会調査の方法』ちくまプリマー新書.

豊田秀樹(1998)『共分散構造分析[入門編] 構造方程式モデリング』朝倉書店.

豊田秀樹(2014)『共分散構造分析[R編] 構造方程式モデリング』東京図書.

豊田秀樹(2020)『瀕死の統計学を救え! 有意性検定から「仮説が正しい確率」へ』朝倉書店.

筒井淳也(2023)『数字のセンスを磨く データの読み方・活かし方』光文社新書.

Urban, C. J. & Gates, K. M. (2021). Deep learning: A primer for psychologists. *Psychological Methods*, 26, 743-773.

宇佐美慧・荘島宏二郎(2015)『発達心理学のための統計学[心理学のための統計学 7]』誠信書房.

宇佐美慧(未公開資料)『構造方程式モデリングの基礎』『DAGの基礎』など

山田剛史・村井潤一郎(2004)『やわらかアカデミズム・<わかる>シリーズ よくわかる心理統計』ミネルヴァ書房.

吉田寿夫・村井潤一郎 (2021). 心理学的研究における重回帰分析の適用に関わる諸問題 心理学研究, 92, 178-187.

参考資料1 レビューしたアンケート

施設風土に係るアンケート	
Correctional Institutions Environment Scale (CIES)	Wenk& Moos (1972)
Ward Atmosphere Scale (WAS)	Moos (1968, 1974b, 1989)
Ward Atmosphere Scale Revision (WAS-R)	Rössberg & Friis (2003)
Essen Climate Evaluation Schema (EssenCES)	Day et al. (2011) Schalast et al. (2008)
Prison Group Climate Instrument (PGCI)	van der Helm et al. (2011)
Prison Environment Inventory (PEI)	Wright (1985)
Measuring the Quality of Prison Life (MQPL)	Crewe et al. (2011) Weinrath & Ricciardelli (2023)
the Styve/MacKenzie questionnaire (Styve/MacKenzie)	MacKenzie et al. (2001) Styve & MacKenzie (2003)
Environmental Quality Scale (EQS)	Gibbs (1991)
Unnamed (Vartiainen & Hakola, 1994)	Vartiainen & Hakola (1994)
Unnamed (Woessner & Schwelder, 2014)	Woessner & Schwelder (2014)
Prison Environment Scale (PES)	Allison & Ireland (2010) Stacer (2022)
Prison Climate Questionnaire (PCQ)	Bosma et al.(2020)
Prison Social Climate survey (PSC)	Ross et al. (2008)
Group Climate Inventory (GCI)	Turhan et al. (2023)
利用者満足感に係るアンケート	
Client satisfaction questionnaire (CSQ)	Larsen et al.(1979)
Inpatient Consumer satisfaction scale- (ICSS)	Holcomb et al. (1989)
Patient satisfaction questionnaire (PSQ)	Marshall & Hays (1994)
Client Assessment of treatment (CAT)	Priebe & Gruyters (1995)
Psychiatric care satisfaction questionnaire (PCSQ)	Barker et al. (1996)
Satisfaction index - Mental Health (SI-MH)	Nabati et al. (1998)

Your treatment and care questionnaire (YTC-Q)	Webb et al. (2000)
Treatment perception questionnaire (TPQ)	Marsden et al. (2000)
Carers' and Users' Expectations of Services—User version (CUES-U)	Lelliott et al. (2001)
Charleston psychiatric outpatient satisfaction scale (CPOSS)	Pellegrin et al. (2001)
Kentucky Consumer Satisfaction Instrument (KY-CSI)	Howard et al. (2001)
Rome opinion questionnaire	Gigantesco et al. (2003)
Psychiatric Patient Experiences Questionnaire (PPEQ)	Garratt et al. (2006)
Quality in Psychiatric Care (QPC)	Schroder et al. (2007)
DIALOG + satisfaction scale (DSS)	Priebe et al. (2007)
Forensic Satisfaction Scale (FSS)	MacInnes et al. (2010)
Inpatient consumer survey (ICS)	Ortiz & Schacht. (2012)
View on Inpatient Care (VOICE)	Evans et al. (2012)
Satisfaction with Psychiatry Care Questionnaire-22 (SATISPSY-22)	Zendjidjian et al. (2015)
Service satisfaction scale (SSS)	Greenfield & Attkisson (1989) Ruggeri & Greenfield (1995)
Verona Service Satisfaction Scale (VSSS)	Ruggeri et al. (1996) Ruggeri et al. (2000)
the child and adolescent versions of the Verona Service Satisfaction Scale (CAMHSSS)	Ayton et al. (2007)

参考資料2 利用者満足評価に係るアンケートの主要カテゴリー

内容	例
1. 環境 (environment)	物理的空間の見た目と心地よさ メンタルヘルスサービスの場所
2. セキュリティー (security)	安心感 安全な環境
3. 権利と尊厳 (rights and dignity)	守秘義務の尊重 尊重されていると感じる
4. 規則と手続き (rules and procedures)	規則や手続きに関するスタッフからの情報 治療規則に関する満足度
5. メンタルヘルススタッフとの関係 (relation with mental health staff)	スタッフに話を聞いてもらえたと感じる スタッフと話しやすい
6. 実際に役立つサポート (practical support)	サービスから受けた実質的な支援への満足度 特典付きサポート
7. 患者の治療参加と自己決定 (patients involvement in care and decision making)	患者の視点への配慮 患者による治療法の選択
8. 余暇の機会 (recreational opportunities)	他の患者と交流する機会 サービスが提供する余暇活動についての見解
9. 認知された治療結果 (perceived care outcomes)	社会的状況の改善 メンタルヘルス状態の改善
10. 親族の参加 (relatives involvement)	家族の治療参加 メンタルヘルス問題に対する家族の理解向上
11. 身体的健康 (physical health)	メンタルヘルス・スタッフによる身体的健康問題への注意 身体的健康管理へのアクセス
12. オーダーメイドケアに対する認識 (perception of tailored care)	適切なケア時間の認識 適切な治療に対する認識
13. 受けたサービスや治療に関する見解 (views on services and treatment received)	個人セッションに対する見解 集団心理療法に対する考え方
14. サービスの利用しやすさ (accessibility of services)	予約の取りやすさ 営業時間
15. 治療の継続性 (continuity of care)	退院後の相談先に関する知識 同じ精神保健スタッフによるケアの継続性

16. 受け取った情報 (Information received)	治療に関する情報 病気に関する情報
17. 投薬 (medication)	薬の有用性の認識 副作用への対処で受けた支援
18. スタッフのスキル (staff skills)	スタッフの知識 スタッフの信頼性
19. 総合的な満足度 (overall satisfaction)	誰かにサービスを推薦する サービスに対する総合的な満足度

Miglietta et al.(2018)から作成。

参考資料3 現釈放時アンケート修正質問項目と先行研究のアンケート項目との対応

修正質問項目	先行研究の項目との対応例
職員に対して	
公平な対応をしてくれた	Overall, I am treated fairly by staff in this prison (MQPL) / Staff members in this unit treat me fairly (PCQ)
親切に接してくれた	Staff here treat me with kindness (MQPL) The staff members in this unit are kind to me (PCQ)
信頼できた	I trust the officers in this prison (MQPL) I trust the group workers (PGCI)
尊重してくれた/敬意をもって接してくれた/ひとりの価値ある人間として扱ってくれた	I feel I am treated with respect by staff in this prison (MQPL) Staff members in this unit treat me with respect (PCQ)
期待してくれた	Staff take a personal interest in the progress of inmates (EssenCES)
必要なときに相談にのってくれた	The staff members listen to me when I want to tell something (GCI; Turhan et al., 2023) In this unit, inmates can openly talk to staff about all their problems (EssenCES)
よく声をかけてくれた/励ましの声をかけてくれた	
気持ちをわかってくれた/理解と関心を示してくれた	Group workers pay attention to me and respect my feelings (PGCI) Staff in this prison show concern and understanding toward me (MQPL)
必要なときに助けてくれた	I receive support from staff in this prison when I need it (MQPL) If I have problems, the staff members in this unit help me (PCQ)
きちんと向き合ってくれた/誠実な対応をしてくれた	Staff in this prison often display honesty and integrity (MQPL)
他の受刑者に対して	
親切にしてくれた	There is good peer support among inmates (EssenCES)

よく相談にのってくれた	Inmates care about their fellow inmates' problems (EssenCES)
乱暴な者がいて困った	There are some really aggressive inmates in this unit (EssenCES)
命令する者がいて困った	Prisoners at the top of the “pecking order” have the most power and dominance (PES)
自分勝手な者がいて困った	
かかわり合いにならないようにした	
うまくかかわることができた/仲良くすることができた	I get on well with the other prisoners in this prison (MQPL; Weinrath & Ricciardelli, 2023)
仲間はずれにされた	Inmates are unfriendly (PEI) Bullying is just part of prison life; nothing can be done to stop it (PES)
食事について	
食事の量に満足した	Amount of food for main courses (PSC)
食事の質に満足した	Quality of food in this prison (PSC)
献立の種類に満足した	Variety of food at this prison (PSC)
健康に気を付けた献立だったことに満足した	
温かいはずの料理が十分に温かく提供されたことに満足した	The dishes that should be hot were served hot enough (ISQ; Yilmaz et al., 2021)
医療について	
希望する早さで診察を受けれた	The length of time before the first appointment? (CAMHSSS)
医師から十分に説明してもらえた	The explanation of what was going to happen in your treatment and why? (CAMHSSS)
希望どおりの治療をしてもらえた	Health problems are being taken care of adequately here (PCQ)
希望とおりに薬を出してもらえた	I can get medical care here if I want to (PCQ)
医療を受けたいと言い出しにくかった	

多少調子が悪くても我慢するしかないと思った	
施設の規則について	
厳しい	⇔The staff very rarely punish patients by restricting them (WAS-Revision) There is an emphasis on prison rules and regulations here (PES)
受刑生活で得られたもの	
自分に定められた目標を達成することができた	I am working towards my goals here (GCI;Turhan et al., 2023)
自分の問題を見つめなおせた	Being here helps me understand myself (Styve/MacKenzie)
二度と犯罪をしない決意ができた	effectiveness of the services in helping patient improve knowledge and understanding of his/her problems (VSSS-EU)
出所後の生活に役立つ忍耐力が身に付いた	I feel I have been encouraged to address my offending behaviour in this prison (MQPL)
二度と犯罪をしない方法(生活の仕方、出所後の相談等)がわかった	What I learn here will help me when I'm outside (PGCI)
家族や支えてくれる人のありがたさがわかった	In this institution, I learn things that help me to stay away from crime after release (PCQ)
家族との関係が改善した	effectiveness of the services in helping patient establish good relationships outside family environment (VSSS-EU)
健全な社会生活に役立つ人との付き合い方を学んだ	I learn the right things here (PGCI)
出所後の生活に役立つ習慣を身に付けることができた	I can get extra support here to prepare for my return into society (PCQ)
健康になった	I am being helped to lead a law-abiding life on release in the community (MQPL)
不適切な交友関係をあらためる決意ができた	I am learning how to behave outside the facility here (GCI; Turhan et al., 2023)
出所後の人生に希望が持てた	Every effort is made by this prison to stop offenders committing offences on release from custody (MQPL)
出所後の生活設計ができた	In this institution, I can prepare well for my return into society (PCQ) Patients are encouraged to plan for the future (WAS-Revision)
安全感	
安全に生活できた	I always feel safe at the group (PGCI) I am afraid of some fellow prisoners/ I am

	afraid of some staff members in this unit (PCQ) I feel safe from being injured, bullied, or threatened by staff in this prison (MPQL)
自律性/主体性	
自分で考えて行動することができた	The regime in this prison allows opportunities for me to think for myself (MQPL) There is much I can decide for myself here (PCQ) Patients here are encouraged to be independent (WAS-Revision) I can decide for myself on matters that are important to me here (PCQ)
自発的に行動することができた	
自分のことは自分で決めることができた	
刑務所での活動	
自分の必要なことに合った活動をすることができた	If an inmate wants a job in this facility, there is one for him (PEI) An inmate obtains training if he wants (PEI)
自分の得意なことに合った行動をすることができた	
夢中になれる活動があった	⇔There are no activities to keep prisoners occupied (PES) I have enough to do in this institution (PCQ)
意味のある活動をすることができた	There are many meaningful activities to do (PES)
外部交通	
家族や支援者とのやり取りを維持できるようにしてくれた	Staff help prisoners to maintain contact with their families (MQPL) Difficulty of frequency of visits because of prison rules (PSC)
家族や支援者と有意義な交流ができるようにしてくれた	I am able to maintain meaningful contact with my family whilst I am in this prison (MQPL)
家族あ支援者と十分な面会ができるようにしてくれた	I am able to receive enough visits (MQPL; Weinrath & Ricciardelli, 2023)

MOPL: Measuring the Quality of Prison Life

PCQ: Prison Climate Questionnaire
PGCI: Prison Group Climate Instrument
PCQ: Prison Climate Questionnaire
GCI: Group Climate Inventory
EssenCES: Essen Climate Evaluation Schema
PES: Prison Environment Scale
PSC: Prison Social Climate survey
ISQ: Inpatient Satisfaction Questionnaire
CAMHSSS: the child and adolescent versions of the Verona Service Satisfaction Scale
Styve/MacKenzie: the Styve/MacKenzie questionnaire
VSSS-EU: Verona Service Satisfaction Scale-EU
WAS-Revision: Ward Atmosphere Scale Revision
PEI: Prison Environment Inventory

参考資料4 受刑経験のある当事者へのインタビューガイド

- ・このインタビューは「釈放時アンケートの見直しに係る調査研究計画書」のためのものです。
- ・出所受刑者を対象として実施している「受刑者に対する釈放時アンケート」をより良いものにするために、受刑経験のある方々や、釈放後の社会復帰を支援する専門家の方々の経験やニーズ、お考えを理解するために行われます。
- ・研究の成果は、氏名など個人が特定できないようにした上で、報告書等で公表します。
- ・インタビューの際は、録音及びメモを取らせていただきます。
- ・答えたくない質問は答えなくて大丈夫です。(パスと言ってください)
- ・今いる時点から、過去を思い出してお話をしてください。

1. 刑務所での経験

- 1.1. 刑務所に入って一番最初に困ったこと、驚いたことはなんですか？(見た目、臭い、音の大きさ、温度など)
- 1.2. 平日(刑務作業)と休日の過ごし方を教えてください。
- 1.3. 過ごして行く中で、困ったこと。助かったこと。
- 1.4. 過ごして行く中で、辛かったこと、心癒されたこと。
- 1.5. こういう職員はありがたかった、嫌だった。
- 1.6. 受刑者どうしの関係でしんどかったこと、助かったこと。
- 1.7. 心身の調子はどうだったか。悪かった時の医療状況は？
- 1.8. 社会の状況はどうやって知りましたか？ 刑務所にいたときに知りたかった情報はありましたか。
- 1.9. 刑務所にもっとこうなっていたほしいと思ったことはありますか？
- 1.10. 面会・手紙・差し入れはどうなっている。もし困ったことがあれば？
- 1.11. 刑務所に入って良かったことはありますか？
- 1.12. そのほか印象的だったこと。

2. 釈放時の困りごとやニーズ

- 2.1. 釈放時に困ったこと、助かったことはありますか？(生活実態とは違う刑務所に送られる等)
- 2.2. あったら良かったなと思うサポートはありますか？
- 2.3. こういうタイプの受刑者はあぶないと思うのは？

3. 釈放後の経験

- 3.1. 困ったこと、助かったこと
- 3.2. 平均的な1日・1週間の過ごし方
- 3.3. 刑務所で身に着けた役立ったこと、逆に障害になったこと(自信がなくなる、監視されている感覚)
- 3.4. そのほかの印象的な出来事
- 3.5. 支援者や団体にもっとこうなっていたほしいと思ったこと
- 3.6. 再犯防止のために、あつたらいいなと思うサポート

4. 釈放時アンケートに盛り込んでほしい質問項目

5. 当事者スタッフの方に聞いた方がいいこと

参考資料5 支援者・支援団体へのインタビューガイド

このインタビューは釈放時アンケートの見直しに係る調査研究計画書のためのものです。

現在出所受刑者を対象として実施している「受刑者に対する釈放時アンケート」(2005年～)をより良いものにするために、受刑経験のある方々や、釈放後の社会復帰を支援する専門家の方々の経験やニーズ、お考えを理解するために行われます。

研究の成果は、氏名など個人が特定できないようにした上で、報告書等で公表します。

インタビューの際は、録音及びメモを取らせていただきます。

1.活動について

- 1.1 出所者への支援活動の内容
- 1.2 対応できるケース
- 1.3 対応に苦慮するケース(対応から漏れるケース)
- 1.4 他団体との連携方針(連携の内容と、どのような方針でされているか)

2.トランジション

- 2.1 出所者へのファーストコンタクトで留意するポイント
- 2.2 ファーストコンタクトで「こういうケースは手厚く支援する必要があるな」と感じる出所者の傾向(疾病・身より・障害・社会的にアレルギー反応がある犯罪の種類・もともとの生活基盤がない)
- 2.3 刑務所文化が受刑者の社会復帰の妨げになる部分と助けになる部分
- 2.4 刑務所との現状の連携(塀の内と外の情報共有などについて良い点と改善すべき点)
- 2.5 刑務所にもっとこうなしてほしいと思ったこと(刑務所内部の情報共有など)
- 2.6 刑務所特有の風土や、組織の特徴はありますか？(キーワード:属人的、福祉に対する態度、自己完結しがち)

3.釈放時の困り事やニーズ、支援

- 3.1 受刑者が釈放時にかかえる困り事
- 3.2 釈放前後にあるとよいなと思うサポート

4.刑務所に望むこと

- 4.1 支援者として、服役期間中に、刑務所・刑務官にどんなことをしてもらいたい。あるいはやめてほしいことは何か。
- 4.2 再犯防止の観点から、刑務所でも様々な取り組みがされているが、より充実するためには、どうしたらいいか。抜けている観点はありますか。(見学や体験など)

5.釈放時アンケートに盛り込んでほしい質問項目

参考資料6 第3章本文の掲載できなかったインタビュー調査の分析結果

テーマ2 刑務所内での生活

テーマ2の「刑務所内の生活」では、当事者が語る刑務所内の生活について「一日の長さ」「重要な娯楽としてのテレビ」「社会の情報の取り入れ方」「癒しやモチベーションとしてのお菓子」のサブテーマが抽出された。それぞれについて説明を行う。

サブテーマ 2.1 一日の長さ

複数回の受刑経験のある T-3 は、刑務所内では休日と平日どちらが好きだったか？ という質問に対して、「おりたくないですよ、ああいうところは。どっちも一日が長かったです」[T-3(14)]と語った。

また T-1 も同様の質問に

どっちかっていったら作業のほうが時間たつの早いんで、休日と作業だったら時間たつのが早い作業のほうが気が紛れてよかったです[T-1(27)]。

と話し、一日の長さを語った。

T-2 も「平日の方が好き」と語り、「作業ある方が私は好き」[T-2(40)]「今日も疲れたって、頑張ったみたいな感じ」[T-2(42)]があると話した。そして平日の一日は作業後に運動の時間があつたと話し、ここでも「テレビまでの時間を何とかつぶす」と、時間の長さを感じていたことを推察できる発言を行った。

サブテーマ 2.2 重要な娯楽としてのテレビ

T-2 は官本の利用について、「図書の日」に4冊借りられ、そのうち2冊は漫画を借りられるので、人気少年漫画『ONE PEACE』を借りて読んでいたと話した[T-2(19)]。

一方 T-3 は「目が悪い」ことを理由に官本を読まなかったと話した。

いや、自分ちょっと目が悪いから、左目がちょっと悪いけん、焦点が合わないから見れなかったんですけど、そういうのとかは回ってきてましたね、この中から好きなの選んでっていつて。でも、それは全部職員が確認して、見ても大丈夫っていうような本しか回ってこないから、雑誌とか、そんなんは一切ないです[T-3(26)]。

T-3 は雑居房と独居房との違いについて、「雑居にいれば毎日テレビは見れます」[T-3(99)]「独居は2日に1回テレビが見れる」[T-3(100)]と、テレビやラジオが視聴できるかどうかの関係で語った。

「目が悪い」T-3 にとって、刑務所内の娯楽はテレビやラジオであり、特にテレビを好んでいたことが推察される。

T-2 は休日の過ごし方について「休日って、テレビ見ていい時間短くて、こんないいところで消さなあかんみたいなときに、むりくり(無理やり)消して」[T-2(41)]と語っている。

またテーマ 2.1 で T-2 が「テレビまでの時間を何とかつぶす」と一日の過ごし方の中で語っており[T-2(18)]、また T-1 も平日休日も「テレビ見たり」して過ごしていると語っている。このことから、当事者にとってテレビが重要な娯楽であることが推察できる。

サブテーマ 2.3 社会の情報の取り入れ方

T-2 は社会の情報の取り入れ方として、新聞を挙げた。「新聞で流行っている本とか見て、その本とかをメモして自分で購入したりして、それが結構楽しかった。今日どんな本出てるとか何とか」[T-2 (13)]と語る。

新聞については、下記のように話した。

みんな見てた。新聞、テレビ欄だけ教えてっていう人もいたりとか、新しい本が出るなんを教
えてっていう人やったりとか、バラバラやったけど。割とみんな、見たら、目通して、バラバラ
[T-2(76)]。

T-1 は主にテレビのニュース、舎房のうわさで「外の情報」を取り入れてたと話す。

外の情報はニュースだったりテレビの、ちょっと見れるニュース。新聞は自分は、みんな読ん
でたから遠慮してニュース、どっちかという読みたくなかったほうだと思うんで。テレビ欄は
見てましたけど、ニュースはテレビのニュース。でも、昔は今よりもニュースに関心なかったん
で。あとはほかの舎房のうわさとか、そういう感じでしたね[T-1(48)]。

T-3 は外の情報について、新聞やテレビのニュース、ラジオに触れたことを話した[T-3(23)]。ただ
地元のニュースについては読めなかったと話す。

誰が消したんか知らないけど、そういうところはもちろん消してあって、マジックで黒く塗って。
そいけん、あんまり話題にならないようなニュースしか残ってない。スポーツとかは見れるけ
ど、政治のあれとかで変なあれとかは、もう全部こうやって消してあったね[T-3(25)]。

サブテーマ 2.4 癒しやモチベーションとしてのお菓子

T-1、T-2 ともに、刑務所の癒しについて「お菓子」と答えた。

お菓子です[T-1(38)]。

お菓子は本当に癒しやった[T-2(64)]。

T-2 によると、制限区分によって食べられるお菓子が変わり、懲罰になると類が落ちてお菓子が食
べられなくなる。お菓子のために「めっちゃ気に食わんこととかあっても我慢しよう」と考えていたとい
う[T-2(62)]。

1 類、2 類、3 類、4 類、5 類ってあって、その 1 類から 3 類まではお菓子食べれて、4 類と
5 類になると食べれなくて、その懲罰とか行くと 4 類とかになっちゃうから[T-2(60)]。

だから今月も懲罰行かんように頑張ろうと思って、月末やったから、いつもお菓子が。そのお
菓子まで何とかこらえるみたいな。もうちょっとお菓子まで、もうちょっとやから我慢しようって
(笑)[T-2(61)]。

T-1 も「お菓子のために頑張る」のだと話した。

ポテトチップスとか、普通の。100 円ぐらいのお菓子、本当お菓子のために頑張る、明日お菓子だから頑張ろうみたいな(笑)[T-1(40)]。

また T-2 は自身は 1 類ではなかったが、1 類になると「マクドナルドが食べられる」ことを話し[T-2(66)～(68)]、T-1 は「マックいいね。食べたかった。中(刑務所)でのマックはすごい」[T-1(43)]と応じた。

このことから、お菓子やファーストフードが、当事者の癒しやモチベーションになっていることがわかる。

一方、累進処遇制度実施時期に刑務所に入所していた T-3 は、歌手がやってくる慰問について「お菓子とかドリンクも配られて、それを聞きながら飲んだりする」「2 カ月に 1 回ぐらいの、そういう行事に出れるから」級が上がることは嬉しい[T-3(28)]と話す。慰問自体は、「楽しみでもないですね。行かんよりはいいかなみたいな。もう暇だけん。」[T-3(29)]と語った。刑務所内では心癒されることはなく、「出る日にちを聞いた(時)ぐらい」と述べた[T-3(27)]。

テーマ3 困ったこと驚いたこと

サブテーマ 3.3 規律

T-1 は刑務所に入ってはじめて驚いたこととして、「先生の掛け声でみんなで整列」するような「独特な雰囲気」に慣れなくて困ったと話した[T-1(6)]。入ってから 2 年は「何もわからなかった」と話す。

2 年は手挙げなきゃ本当何もわかんなかったし、とりあえずまず最初何からすればいいんだろうってことで、官物も何？って思ったし、どういふのがあるんだろうって思ったし[T-1(9)]。

さらに、私語の注意にも困惑したと話す。

驚いたことは、やっぱ作業中に隣の人とちょっと会話しただけで、担当台から先生が見てるんで、でっかい声で注意してくる。それが怖かったですね[T-1(9)]。

T-2 も刑務所内の号令と連帯責任に驚いたと話した。

運動場に運動しに行ってるときとかで、工場が全員並んで数を言うときとか、絶対誰も間違えんといてねみたい。すごいそういうプレッシャーみたいなんがあったかなって。たまに忘れる人とかいて番号、ぼーっとしてて。あんたやでみたい。しーんみたいになって、番号もとい番号ってまた言われて、また 1 から[T-2(17)]。

サブテーマ 3.4 受刑者同士の人間関係

T-1 は困ったことに人間関係を挙げ、戸惑いながら、緊張しながら過ごしていたと話す。

やっぱ一番は人間関係に、どう接したらいいか困りましたね[T-1(8)]。

同じ受刑者同士の会話にも初犯の頃は驚いたし、とりあえず合わせてやんなきゃって感じで、常に神経を張っていたと思います[T-1(10)]。

T-2も「私も人間関係は結構困った」と話した[T-2(14)]。受刑者どうしのトラブルに巻き込まれてしまい、「板挟み」にあったエピソードを語った[T-2(44)]。

また T-1 は雑居内での「暇つぶし」の経験を述べた。同房の年上の受刑者が処方された「強い薬」を口の中に隠し、「次の朝、昼近くまでよれよれになる薬で面白いから飲んでみて」と口の中から出した薬を薦めることがあったという[T-1(28)]。

この「暇つぶし」は当初、「私じゃなくて他の人」に飲ませていたというが、T-1 にも順番が回ってきた。実際に T-1 も「飲むはめ」になる[T-1(29)]。「だるすぎて」「腰がぬける」ような体験をしてイヤだったと T-1 は話す[T-1(33)]。

それ見てみんなおかしくて笑って、それが暇つぶしだったっていうことが私にとっては困ったことですね[T-1(30)]。

またこのような「暇つぶし」は、もし刑務官に知れると「全員が懲罰になる」ため言わないのだと話した[T-1(31)]。

また T-2 も、刑務所内ではないものの、拘置所でそうした「薬のやりとり」を見たという[T-2(53)]。「みんなその薬が欲しくて。よれよれになれるから」[T-2(54)]と話した。

一方、T-3 は受刑者同士の関係性について、現実社会と同じような状況にあると語る。

僕みたいな身体障害者で身元引受人が誰もいない人間は、結局檻の中でも、「おまえ、出て行くとこなかろうが」とか、「帰るとこなかろうが」って(言われる)[T-3(42)]。

T-3 はこうした暴言を受けたり、目にしたことがあるが、刑務官は「多分見て見ぬふりだと思いますよ。わかっているはずでもん。自分たちがわかっているんだから、刑務官もわかっているはずでもん」[T-3(41)]と話した。

また受刑者同士の関係性について T-3 は「悪くなかった」と話し、関係性を維持していた理由として、ケンカをしたら工場に行けず、一日が長くなるからだと話した。

結局ケンカしたら目つけられて、おんなじ工場におれなくなるし、等級が下がったら一日が長いわけですよ。できるんなら作業場に行ったほうが、工場に行って作業したほうがいいから[T-3(38)]。

サブテーマ 3.8 トイレ

男性である T-3 はトイレについて、「丸見え」であり、身体的な障害からしゃがむことができず、和式トイレのように使用されている便器に座らないといけなかったと話した。

トイレは丸見えで、きちんとした便器じゃないんですよ。和式のトイレをちょっと高くして、その周りをセメントで固めて、そこに段差をつけて、ちゃんとかうやうんこ座りできる人は、その上に立って和式でできるんですけど、自分らはできないから、そのまま便器にお尻つけて座ってするしかなかった。洋式がなかったからですね。どこの刑務所もそれやったです[T-3(59)]。

サブテーマ 3.9 教育関係

T-2 は改善指導と薬物依存離脱指導を受けたときのことについて、当事者の話を聞きたかったと

話した。

薬物のお勉強を教えてくれる先生みたいなのが、もうちょっと当事者やったりしたらよかったのかなって思ったり。メッセージをもうちょっと聞きたかったと思う。私は、その中におった頃に当事者からメッセージ聞くってなかったから[T-2(85)]。

だって刑務所にも居場所がないし、どこにも居場所がないから。(もしダルクにおいでと)言ってくれたらすごい居場所を感じるかもしれない[T-2(88)]。

身体障害を持つ T-3 は、刑務所内で簿記やパソコンの入力練習などの教育プログラムがあったことは認識していたが、「自分が参加できるような項目は一切なかった」と話した。

刑務所の中には、そういう勉強会をできるところもあるんです。あるけど、自分らみたいに障害持ってたら、それに参加できないんですよ。(中略)自分ら全然わかんないから、それに応募する、応募っていうか、参加することもできなかったから。(中略)週に1回するとか、2週間に1回するとか、そういう授業があつてるところもありましたね。ただ、自分は参加できるような項目は一切なかったですね[T-3(72)]。

また T-3 は「自分みたいに障害者持ってる人間は、刑務所の中で身につくことがないわけですよ。結局、勉強にはならないし、何のために刑務所にいたかっていうのもわかんない」[T-3(71)]と話した。

T-3 は「自分ができそうなものがあれば参加したかった」[T-3(73)]と話すが、一方で「何で檻の中に入ってまで勉強しなきゃいけないの?」と思っていたとも言ふ[T-3(74)]。

今、自由がないのに、何で勉強までさせられるんだ。自由を完全に奪われてて、何で勉強までしなきゃいけないのかっていうほうが勝ってしまうんですよ[T-3(75)]。

サブテーマ 3.10 刑務作業の報奨金が安い

T-3 は作業報奨金の安さについて言及し、「早く時間よたってくれ」と思っており、報奨金が少ないため「出ていくところがない人間はまた檻の中に戻るしかない」と話した。

結局もらう工賃っていうのは、どんだけ頑張っても1年間1万円いかないぐらいですもんね。だけん、何のためにあんなこき使われる。こき使われるっていうか、やかましく職員に言われて作業して、よそ見もできんで、それは仕方ないけどですね、自分が犯した罪を償うために頑張ってるから。でも、早く時間よたってくれと思ひよったですね[T-3(32)]。

でも、そのときに檻の中でもらえるお金っていうのは本当に少ないんですよ。だけん、出て行くところがない人間は、また檻の中に戻るしかないっていうふうになるんですよ[T-3(70)]。

テーマ4 刑務所で学んだこと

テーマ4では「刑務所で学んだこと」について、「刑務作業で身に着けた自信」「我慢に慣れていく」「刑務所内でのつながりに頼る」の3つのテーマが抽出された。それぞれについて説明する。

サブテーマ 4.1 刑務作業で身に着けた自信

T-1は刑務作業が「やりがい」になっており、刑務作業をきっかけに「普通の仕事にも興味が出てくるようになりました」と話す。

拘置所で雑役やらせてもらって、すごい厳しくて何度やめたいと思ったことかですけど、(中略)終わった頃にはやれてよかったなって、刑務作業がきっかけですけど。普通の仕事にも興味が出てくるようになりました[T-1(37)]。

また T-2 も刑務作業を通じて「自信」につながったと話した。

私も仕事はしたことあったけど。(中略)出稼ぎ行って終わりって、しばらく働きませんか。その日暮らしみたいな感じやったんですけど、でも刑務所で作業を2年ぐらいやったから、あたしって続けれるんやと思って、それがすごい自信につながったっていうか。だってこんな作業できるんやから外でもできるかもって思って[T-2(55)]。

そして刑務作業を通じた継続の経験が、出所後の薬物依存症回復プログラムへの参加にも「役に立っている」と感じているという。

毎日行くミーティングがすごい嫌な時期があって、ミーティングに本当に行きたくないって言って、でも作業続けれたんやから続けれるはずと思って、本当に鬱っぽくなって行けなかった時期はあったんですけど、それ以外はミーティングに行けてるし、今はミーティングがすごい好きになったから、乗り越えられるんやこうやって一個一個って思えるようになったことがすごい役に立ってるし[T-2(56)]。

また T-2 は、刑務所経験を通じて、「早起き」の習慣を身に着けたことを肯定的にとらえていた[T-2(57)]。

サブテーマ 4.2 我慢に慣れていく

複数回の入所経験のある T-1 は刑務所の暮らしの中で「我慢」に慣れていき、「我慢してやることが当たり前」だったと話した。

普通の生活には遠かった。刑務所の中で我慢して、今やることが慣れていくので、2年近くいれば、後半の頃は我慢してやることが当たり前だって思うんで[T-1(45)]。

その結果、出所後に薬物を「我慢すれば辞め続けられるだろう」と「勘違い」していたと話す。

外に出てからも我慢さえすればやめ続けられるだろうとは思ってたんで。当初はダルクに来なくても、我慢し続ければできるだろうっていう勘違いはしてましたね。でも我慢は続かないので[T-1(46)]。

ダルク職員であり受刑経験もある T-4 も、自身の経験や、支援する当事者について「僕もそうだったけど、働けばどうにかなると思っていたり、薬さえ止まれば働けると思っていたり」すると話した[T-4(9)]。

T-4 は、刑務所の面会で当事者と話すときに、「本音で話すなんて多分したことない」と思いながら

面会をしていると話した。

刑務所の中もそうだし、それから今までの生き方の中で、本音で話すなんて多分したことないでしょうから、大丈夫ですよって言っても、そんなこと信じられるわけないだろうから、こう言ったらどう思われるかなって必ず思いながら話されてると思う[T-4(7)]。

刑務所内では「できないことをできないと言いづらい」場所であり、本来「知らないことは知らないって言ってもいい」はずだが、そうはできないのだと語った[T-4(27)]。

そして刑務所内について「正直さは必要ない」のだと話した。

だから、正直さなんて必要なかったりもするだろうし、それは受刑者同士でも、本当のこと言いたしてたらけんかが絶えないでしょうから、あんなストレスのかかる場所でね[T-4(28)]。

テーマ5 釈放後の困難と欲しかったサポート

サブテーマ 5.1 衣服

刑務所では、出所時に入所時の衣服を返還する。T-2 は、刑務所で過ごす中で体型に変化があったため、出所の際に困ったと話した。

服のサイズも変わってるし。サイズも全然違うくて。ガリガリで入ってくるから服入らへんとかある[T-2(81)]。

そして下着を着用せずに、受け入れ先の施設に行くために飛行機に乗ることになったと話した[T-2(82)]。

また T-1 も釈放時に「UNIQLO まで行かせて服を買わせてほしかった」とファストファッションの店に行きたかったことを挙げた[T-1(53)]。

サブテーマ 5.5 刑務所文化との差

現在ダルクのスタッフとして支援活動をしている T-4 は、出所後に刑務所と社会との文化の差によって、困難を抱えることが多いと考えている。

T-4 はまず「拘禁病みたいになるので、出てきてからも人とかかわるのが難しい」[T-4(25)]と話した。また刑務官は「命令口調」であり、「そこに僕らも慣れないとやってけないわけで、それが 1 カ月 2 カ月じゃないんですからね。年単位でそこに慣れていくわけだから、すべてが足を引っ張るんですよ」[T-4(26)]と言う。

刑務所内の命令され続ける生活によって「できないことをできないって言いにくい」状態になると話し[T-4(27)]、命令されないと動けなくなると語った。

そこにいて常に命令されてて、よくわかんないですよ。用便願いますって言って、「よし」って言われておしっこするなんてね。それをずっと慣れてると、「よし」って言われないと動きにくくなるんですよ。人に「よし」って言ってもらわないと、「よし」って言われないと、どうしていかわかんないとかね[T-4(30)]。

加えて出所後には、刑務所にいたことを周囲に知られたくないと感じ、「秘密を抱えて知られたくな

い」気持ちになり、「こそこそした気分」で過ごすのだと話した。

で、やっぱりばれたくないじゃないですか、刑務所にいたってことも。知ってる人はいいいけれど、知らない人にばれたくないから、こそこそした気分っていうか、秘密を抱えて知られたくないっていう、そういうのを抱える、スティグマっていうんですかね。そういうのを抱えることにもなるしね[T-4(31)]。

4.3 支援者インタビューの分析結果

テーマ1 社会復帰の観点から考える刑務所の姿

サブテーマ 1.3 主体性や自発性を奪う

医師の S-2 は刑務所が「自発性みたいなのを奪っちゃう」[S-2(28)]と話す。医師の S-3 も同様に受刑経験者が「自分で判断しない」と言い、刑務所から直接入院してきた人が「トイレ行ってもいいですか」と許可を取ったエピソードを挙げる[S-3(11)]。

女性向けの自立準備ホーム職員の S-5 は、そもそも女性たちが成育歴の中で、主体性を奪ってこられたことに言及しつつ(サブテーマ 4.6「女性の二重の困難」にて扱う)このように話した。

刑務所の中でも、自分がどうしたいとか考えないほうが楽だったり、(中略)刑務官が言うようにしとくしかないし、周りともうまくやらなきゃいけないしっていうところで二重三重に取りつくらって多分過ごしてるから[S-5(27)]。

更生保護施設職員の S-4 も、刑務所は「自分で考えることができなくなる」と話し、その理由として「号令一下で、こうしなさい、ああしなさいと言ってくれる」と刑務所の規律と管理の体制について指摘する。結果、社会復帰の際に「自分で急に考えろと言われると、どうしていいのか」とギャップを感じる受刑者が多いと話す[S-4(93)]。

同様の指摘は、センタースタッフの S-8 も述べている。

ご本人さん、番号とかでしか呼ばれないので、自分っていうものを、自分のこれからの生活みたいなものじゃなくて管理されるっていう意識があられたりするので、地域の中に出てこられたときに、その辺の意識のミスマッチみたいなところも、いい面、悪い面として出てくるんですけど[S-8(34)]。

サブテーマ 1.4 相談ができない

ダルクでギャンブル依存症支援に携わるスタッフ S-7 は、元受刑者に対して「相談が苦手」であると感じており、他人の許可を求めるのではなく、相談をできるようになれば、支援が進むと話している[S-7(25)(26)]。

センタースタッフの S-8 は、自発性が奪われ「管理される」意識でいると、社会復帰の中でミスマッチを起こすと話す。

刑務所とかの中で提供されているものが、もう決まりきった作業内容で、で、番号で呼ばれて、それやってるかを刑務官の人が見てるみたいな状況だと思いますけど、地域で実際に

生活していく中では、決まりきった作業以外のことも出てきますし、そこで周りの人と協力しながらとかっていう作業ももちろん出てきますし。そこで上司とか担当の人とかに、ちゃんとできない部分はどやったらいいとか、何時のいつ頃まで何やったらいいとか、聞きながらやっていかないといけない部分もありますし、そういうところが刑務所の中でトレーニングされてくるかっていうと、なかなかそこまではトレーニングされてこない部分があるので[S-8(37)]。

同様にセンター職員の S-1 は「刑務所の中では私語がだめ。でも、社会の中で困ったら自分からコミュニケーション取らないといけないのに」[S-1(49)]と指摘した。

サブテーマ 1.7 パワーゲーム

医師の S-2 は、刑務所内は「パワーゲームが前提」[S-2(30)]であり、「そこから出て社会になじむまでにすごい恐怖があったり、おののきがあたりする」と話し、それが社会復帰の妨げになると指摘した。

受刑者について「おまえより俺と、けんかになったらどっちが強いみたいな世界で生きてきた人たち」[S-2(20)]であると話す。

「いつも虐げられてきた人間で、いつも社会の中でこうやってタコ殴りされてきた人たちだから。ここで医者、白衣着た人間なんかになんかに弱み見せてたまるもんか」[S-2(18)]と、医師の支援を受け入れる難しさを語る。

そして薬物依存症の治療の中で、

目の前の人間をなめていいのか。こいつをじゃあ自分に利用していいのかみたいな思いの中で生きてきた方が、そのものをちょっと転換して、別の人間関係になるかも、仲間同士の人間関係になるかもみたいなことをわかってもらう[S-2(21)]。

ことを目指していると語る。

テーマ2 釈放時における当事者の困りごと

サブテーマ 2.2 衣服

刑務所では入所時の服装のまま、出所することになる。その結果、冬に薄手の服で出所せざるをえない場合や、中には体型が変わり、洋服のサイズ自体が合わない場合もある。女性の支援を多く担当するというセンター職員 S-9 は、洋服を差し入れた経験をこう語る。

20 キロやせたっていう方もいらっしゃいますね。服とかも、差し入れしてくれる人がいると持ったりするんですけど。差し入れする人もなくて、着の身着のままの人とかだと、服、季節が変わってて、夏服しかないとか、その用意を代理で買ってきてやらなきゃいけないとか、そういうこともありました[S-9(4)]。

サブテーマ 2.3 当座のお金

センター職員の S-8 は、釈放時には当座のお金が不足することが多いと言う。

初期費用ある人はいいいけど、買い物とかそれも。服買うお金も、例えば収納ケース買うとか、引越しと同じなので、出所日って。なので収納ケース買ったり、服買ったり、いろんなも

の、日用品買ったりするのに、報奨金だけでは足りない場面が多いんですよね。で、受け入れてくださる事業所さんから前借りするとか、生活保護も申請してすぐ申請とおらないので、暫定期間みたいなかたちになるので、そこはお金が出ないんですよね。その間に、でも、服は必要だし、日用品は必要だしっていうところで、そこを融通利かして、事業所さんに頼み込んで、前借りさせてくださいみたいな、本人に念書を書いていただいたりとかってのやりしてはいますね。最初のお金がないっていう課題がちょっと[S-8(69)]。

S-8によると、出所時に施設に入所する人であっても、最低でも3～5万円必要な場合が多いと言ふ[S-8(69)]。しかし、釈放時に当事者が持つ報奨金は「1万4000円くらいあればいいみたいな感じ」であり、多くの人は6000～7000円しか所持していないという。

また更生保護施設職員S-4は、借金を持つ当事者もあり、多重債務を抱える人もいるため、弁護士と連携して法律相談を行っているという[S-4(43)]。

サブテーマ 2.5 携帯電話がつくれない

住居の確保や就労のために、携帯電話は重要なツールであるが、S-4は「ケータイ4、5本飛ばしちゃってる」人もいと話し、当事者が携帯電話を料金延滞していたことによって新しい携帯電話を作ることができないケースについて語った[S-4(44)]。

自立準備ホーム職員S-5も「みんな困るのはケータイ」と話す。

うちだと、みんな困るのはケータイと、とりあえずのお金だったり、保証人問題ですかね、(中略)自分の名前でケータイが作れないときどうするみたいなので[S-5(34)]。

またS-5によれば、携帯電話については、NPOなどが貸し出しサービスを行う活動も進んでいるという。

サブテーマ 2.7 家族との関係

仮釈放の際には、身元引受人を家族が担うことが多い。しかし、必ずしも家族との関係が良好であるわけではない。医師のS-3は薬物依存の治療に家族が必ずしも協力的ではないことを語る。

大体家族が引受人になってるけれども、入所前に仲よかったんですかって聞くと、あんまりよくないみたいだから。でも、もう家族と言うしかない仕組みになってるんで、家族がやりますよね。僕は引受人会の講師とかも何回かやったことあるんですけど、家族はもう医療機関がやってるような家族教室にがっかり入ってるっていう家族はそんな多くないので[S-3(25)]。

家族がフルタイムの仕事を斡旋し、本来必要である治療が後回しになってしまうこともあると話す[S-3(27)(28)]。

またS-4は子どもが児童相談所係属の施設にいる場合、児童相談所との連携が必要になってくるという。しかし出所後すぐに子どもと生活すると、当事者が向き合うべき「自分の問題も見えてこなくなる」とS-4は考えており、「やり取りは毎日じゃなくて、安定した段階まで、お手紙とかでやりましょう」などと、児童相談所と相談し、段階的な家庭復帰を展望しているという[S-4(46)(47)(48)]。

サブテーマ 2.8 身元引受人、緊急連絡先

家族を頼れない人も多くいる。センター職員S-1は刑務所での服役を複数回繰り返すと、「身寄り

もはがれていく」[S-1(36)]と話す。

釈放後に家を借りる際や、病院での入院の際には、連絡先の記入が求められる。自立準備ホーム職員 S-5 は連絡先がない場合は、「同舟を頼らないといけない」つまり、刑務所内の受刑者を頼らざるを得なくなる当事者もいるという。受刑経験のある当事者に限らず、福祉を頼る際には「人を頼らなくても暮らせる仕組み」が必要であると S-5 は考えている[S-5(35)]。

だけど家借りるときの保証人のことだったり、病院で入院しなきゃとか何かのときに、連絡先をどうするみたいなときに、やっぱ同舟を頼らないといけないとか、よくわからない何か、遠い親戚とかいうよくわかんないおじさんが出てきたり(中略)そことつながっていかないと生活ができなくなっていくっていうのが、もう少し整備されるといいのかなって思いますかね。だから人を頼らなくても暮らせる仕組みみたいなのが、受刑者関係なくできていくといいなっていうのは思います[S-5(35)]。

サブテーマ 2.9 住まい

センター職員の S-8 は、「居住先確保というのは課題づくし」[S-8(25)]。と話す。当事者が出所後に住居を確保しようとしても、契約する条件が「ないないづくし」の場合がある。

緊急連絡先とかそういうのがないと。家族との関係性が切れてるっていう方もみえますし。初期費用が捻出できないとか。携帯電話がないとか、連絡先として書くところがないとか、身分証すらないっていうことも多々ありますし、通帳もないとかいうこともあるので、じゃあ、アパート契約するのに必要なものがないないづくしでできないよねっていうことにもなったりするので[S-8(22)]。

その場合、S-8 の所属するセンターでは、定住先ではなく保護観察所と提携しながら、当事者には一時保護施設(シェルター)に入居し、「そこから生活を立て直す」ことを提案するという。S-8(23)

しかし、一時保護施設が当事者の希望とミスマッチを起こす可能性もある[S-8(24)]。更生保護施設職員 S-4 は、定住先の支援を行っており、「どこに住むかってすごく大きいこと」[S-4(115)]と住まいの重要性を語った。S-8 と同様に、S-4 も当事者に対して、まずは更生保護施設を利用し、段階的にアパートなどの定住先に移るよう提案すると話す[S-4(117)]。しかし施設への入居を拒否する当事者もあり、支援者からすると「安全」なシェルターではなく、暴力をふるうようなパートナーのもとに帰る選択をする場合もあり、「住むところによって全然支援も届かなくなる」と語った[S-4(116)]。

またセンター職員 S-8 は、もし当事者が一時保護施設を望まない場合、「難しいだろうな」と思いながら、アパートを探す場合がある。しかし、当事者は刑務所内にいるため、物件の内覧が出来ず、「(当事者が)思っていたところと違うと後からなったり」と、住まいのミスマッチが起きる背景を話す[S-8(21)]。

サブテーマ 2.10 就労

医師 S-3 は「もう働かなきゃ食えないという状態で出しちゃう」ため、本来治療が必要な当事者も「治療よりも働くことを優先する」ことになっていると指摘する。

とにかくお金ですよ。もう働かなきゃ食えないという状況で出しちゃうわけですから、それは治療より働くのを優先するってことになりがちだろうなと思うので、とにかくお金、お金というか、生活の衣食住の保障ができるといいなというふうには思います[S-2(54)]。

同じく医師の S-3 も、釈放後に「仕事が前提」となっていることを指摘する[S-2(53)]。
就労については、複数の支援者が指摘していたため、サブテーマ「5.3 就労を急ぐことの弊害」で詳しく扱いたい。

また出所直後の就労の困りごととして、S-6 はこのように話す。

出所時考えることって、お金のことと住むこと、あと仕事のことなんでしょうけど、だけど危険じゃない仕事っていうか、そこに就くのが難しいですね[S-6(31)]。

また S-6 は仮に「危険じゃない仕事」につけたとしても、就職先で「わからない」と言えないことが、就労の継続を困難にするのではないかと話す。

わからないことを、わからないから教えてほしいって言えないのに、そんな人にこういう仕事をありますよって言って与えても、聞けないから失敗もするだろうし、叱られれば、どういう反応するかはそれぞれでしょうけど、(中略)うまくいかなければ本人のせいっていうふうにされて、また自信なくしてっていう連続だから、そこをちょっと変えられたらいいなと思いますね[S-6(38)]。

センター職員の S-8 も同様に、「相談できない」部分が、就労での困難をより増大させるという。

地域の中でいろいろ、お金の管理とか、仕事がなかなか、福祉事業所での仕事がなかなかうまくいかないみたいなことにぶつかったときに、すぐあきらめてしまうとか、失踪してしまうとか。あと、そういうやるせない気持ちがなかなかうまく伝えられずに、怒りみたいなかたちでほかの人に当たってしまうみたいな方がたくさんみえて[S-8(28)]。

テーマ 3 特に手厚い支援が必要なケース

テーマ 3 の「手厚い支援が必要なケース」では、支援をおこなうにあたり相対的により多くの配慮を要するケースとして、「支援を拒否するケース」「重大事犯のケース」「医療が必要なケース」「福祉の支援を受けられる前提がないケース」「障害のあるケース」「支援の枠に当てはまらないケース」という 6 つのサブテーマが抽出された。テーマ 2 でも触れたように、これらは相互に関連しあっており、また重複した場合、さらに困難は増していく。それぞれについて説明をおこなう。

サブテーマ 3.1 支援を拒否するケース

まず 1 つ目は、支援を拒否するケースである。地域生活定着支援センターの職員によると、本人も同意しているという申し送りでセンターに来所されているにもかかわらず、いざ支援をしようとすると、ご本人が支援を拒む場合がある[S-1(2)]。そしてその背景には、福祉的な支援をこれまで受けてきたことがないために、そのイメージがわからない状況があるという[S-1(3)]。

今回の調査の枠組みとかを考えたときに、そういう、そもそも福祉のサービスを受けたことがないとか、そもそも人に頼ったことがないとかというような経験、生きづらさを折り重ねた人が刑務所に至っていて[S-1(5)]。

センター職員によれば、支援において最も苦慮するのは、福祉的支援だけでなく、他者から助けられた事がなく、ゆえに他者を信頼できない人だという。

一番難しいのは、人を信頼できないという人の支援が一番難しかったですね。だから多分、幼少期からの経験で、そういう助けられた経験がないとか、虐待をされてきたとか、(中略)相談を、SOSを出したんだけど、そのときに、それを受ける側がうまくそれをキャッチできなかったり、無理に対応したことで、それがトラウマとなってとかですね。そんなものを、いろんなものを折り重ねて生きていてる人たちが刑務所にはたくさんいて、なので、単純な支援をするしないというよりも、人を信頼できないとか、そういったとこの難しさがある[S-1(8)]。

S-1は福祉の支援を受けるかどうか「イエス、ノーの二択があったときに、イエスのほうのイメージができず」「ノーしか選択肢がない」状況の人がいるのではないかと話した[S-1(10)]。

センター職員のS-8も、支援が必要に見えても、福祉の支援の馴染みのなさや、人の手を借りることへの抵抗から、支援を拒否するケースがあると語った[S-8(19)]。

S-4も、支援を必要とする人ほど、助けを必要とする能力である「援助希求性」がない場合が多く、「困っていても大丈夫って言っちゃう人たち」だと話す[S-4(28)]。

医師S-2は、病識がなく医療につながらないケースもあり、仮に更生保護施設の職員が医療が必要だと判断しても、当事者が面談を希望しないとそもそも診察ができないのだと話した[S-2(4)]。

サブテーマ 3.2 重大事犯のケース

二つ目は「重大事犯のケース」である。

センター職員S-1は、性犯罪や放火、殺人などのケースにも、より手厚い支援が必要であると述べた。これらは特に「社会のアレルギーの反応」が多い事犯であると話す[S-1(32)]。そのため、支援先につなぐ際にも複数の策を考えて、専門家との協力体制を築きながら支援を進めていく必要があるという[S-1(29)]。

またセンター職員S-8は、「犯罪の内容によっては、地域に戻れない」当事者がいると話す。例として挙げた性犯罪の場合、被害者が近隣に住んでいると、住んでいた地域に戻ることは困難である。支援の際には市町村や県を超えて、広域に調整していくことも必要であると述べた[S-8(52)]。

更生保護施設職員のS-4は、罪状が放火や薬物の場合、地域との協定によっては更生保護施設で受け入れられないケースもあると話す[S-4(30)(31)]。また、大きく報道された事件であれば、インターネットで検索すると「名前が載っている」ケースもあり、そうすると住居の確保が困難になると話す。家庭裁判所で名前を変えるなどの手続きをする当事者もいる。

サブテーマ 3.3 医療が必要なケース

センター職員のS-1は、出所後に医療が必要なケースには手厚い支援が必要だと考えている。通院は比較的簡単だが、特に入院となると「一筋縄ではいかない」[S-1(30)]と話す。住民票や身元引受人の問題に加え、仮にトラブルがあった際の対応も視野に入れる必要があるという。

医療につなぐときは、そもそも病院どこかっていうこともありますけども、その人の住民票がなかったらどうするかとか、あと、身寄りがいなければ誰が身元引受人になるのかとか、病院からは、出所者だから何かあったとき病院から追い出すから、そのときはあなたに電話していいのかとか、そういうことも整えないと現実的につなげないので、そういう面での難しさ[S-1

(28)】。

また S-5 は、今まで病院の検診に行っていない「未治療」の受刑者もいると話す。

だいたい女の人は少ないけど、未治療の人、治療に乗ってないっていうか、今までちゃんと病院行ったことがないとか、検査受けたことがない人とかもいる[S-5(13)]。

加えて、更生保護施設から紹介された当事者を診断する医師の S-3 は、一度診断したあと、その後のフォローをどこも担保してくれるわけではないと語った。S-3 自体は、薬物依存症の診断をした当事者に対し、更生施設を出た後も治療できるように医療機関や相談先を紹介しているが、「(治療に)つながっていない方が圧倒的に多いんじゃないかな」と予想している[S-3(3)]。

サブテーマ 3.4 福祉の支援を受けられる前提がないケース

サブテーマ 2.4「福祉の支援を受けられる前提条件がない」でも扱ったように、身寄りがなく緊急連絡先がない、住民票がない、通帳がないといった福祉サービスを受ける前提がない場合がある。

その場合は、様々な困難があり、S-1 は住民票がない場合、生活保護を受けられず、また身元保証人や緊急連絡先がない場合、入院することが難しいと話す。

住民票もないとかからスタートするから、じゃあ生活保護どことかってということもあるし、基本的に、これは受刑者の問題っていうよりも身寄りの問題で、身元保証人とかがいなくて、緊急連絡先がいなくて、入院するっていうことが、なかなか難しかったりするんですよね[S-1(28)]。

また、S-4 は住所がないと何もできない[S-4(45)]と話す。緊急連絡先や保証人がいない場合、賃貸の契約が困難だという[S-4(65)]。

サブテーマ 3.5 障害のあるケース

サブテーマ 3.5 では「障害のあるケース」を扱う。

まず聴覚障害のあるケースの場合、センター職員 S-1 は、手話などの面の配慮が必要になっていると話す。[S-1(34)]

また依存症治療を専門としている医師 S-3 は、薬物依存だけではなく、発達障害や知的障害についても併存していないか「併存症の診断はしっかりしたほうがいい」と語った[S-3(17)]。

医師 S-2 もダルクなどの薬物依存の自助グループにつながっても、他の障害があるため、ミスマッチが起こる可能性があるという。

例えば、ダルクが身元引受人になって取ったんだけど、やっぱりこの人合わないみたいな人、実はあんまりちゃんと表現されてないけど、後遺症がずっとあって幻覚があるとか、軽度の知的があると、発達が実は重くて、発達の特徴があったとか、そういう方々をちゃんと見る[S-2(40)]。

ダルクスタッフの S-7 も依存症だけではなく発達障害や知的障害の困りごとを抱えている当事者がおり、どう対応するかを課題としてとらえている[S-7(6)]。

また S-4 も手厚い支援が必要なケースとして、知的障害の当事者を挙げた。S-4 によると「なんで

今まで(障害手帳を)取ってこなかったの？」と疑問に思ってしまうような、ケースもあると話し[S-4(57)]、本人が「利用されたがゆえに犯罪に陥っちゃって」いる場合もあると話す[S-4(60)]。一方で女性の場合は、結婚し子どもを産んで育てているケースもあり、その場合「障害の認定の部分で非常に難しい場合がある」と語った[S-4(64)]。

サブテーマ 3.6 支援の枠に当てはまらないケース

当事者が支援を望んでも、支援の枠から漏れてしまうケースもある。

高齢者や障害者の支援を中心としているセンター職員 S-8 は、高齢者でもなく障害者でもない人の支援先がなかなかないと話す。

居住支援法人さんとかにいろいろ聞くと、(中略)高齢者でもない、障害者の方でもない、そういう困窮されてる方が刑務所から出てこられるっていうときに、刑事司法側もつなぎ先がなかなかないってことで、雑多なかたちで相談が入るということを聞いたりするので、そういったかたちで、高齢者の方、障害者の方以外で漏れていらっしゃる方は一定数いらっしゃるんだろうなと[S-8(4)]。

障害福祉サービスとか介護保険サービスとかにうまくマッチしないけれども、自分はやっぱり福祉の支援を受けたいんだっていう受刑者の方がどうするか[S-8(62)]。

ダルクスタッフ S-6 も、ダルクのような薬物依存症支援につながるためには、「ライセンス」が必要だと話した。

そういう点では、ダルクって条件あるじゃないですか。薬物依存症っていう免許証がないとダルクには来れないし、ギャンブル依存症。やっぱ依存症っていうライセンスを持ってないと来れないわけで[S-6(53)]。

テーマ 4 エンゲージメント

テーマ 4 の「支援者のエンゲージメント」では、支援者が当事者と対する時にどのようなことを心がけているのか、支援の現場でのスキルやノウハウについて述べる。「形式上の工夫」「安心感を与える」「なめる／なめられない」「当事者の問題点を聞く」「正直な気持ちを話してもらえない」「女性の二重の困難」の 6 つのサブテーマが抽出された。

サブテーマ 4.1 形式上の工夫

センター職員の S-8 は面接の際、二人一組での活動を行っていると話す[S-8(9)]。その理由として、管理上の理由と、「言った言わないの問題」を避けるためであるという。

二人一人組の理由は、一人だけだと、言った言わないの問題になるときもありますし、あとは調整が非常に難航する事案が多いので、一人だけで抱え込んでしまうと、職員としては負担感が非常に強いとかってということもありますし、そういう管理上の理由と、あとは、個別の事案で言った言わないってことにならないようにっていうことですかね。S-8(10)

またケースごとに担当者の得意分野が生かせる形にしているという。

あと、V 県、矯正施設 6 カ所あるので、その中には女子刑務所もあったりするので、女性のケースは女性の職員が基本的に担当したりとかっていうこともやったりしています。高齢者のところだと生活保護の方が多いので、生活保護に強い職員とか。あとは、障害者のところだと障害に強い職員とか[S-8(11)]。

サブテーマ 4.2 安心感を与える

S-1 は当事者とのファーストコンタクトの際には「心地よい感情記憶を残す」ことを意識していると話し[S-1(20)]、「いかに本人さんを笑わせるとか、いかにリラックスしてもらうか」を考えているという[S-1(24)]。

刑務所っていう緊張する場面で、福祉ということと経験したことがないような人がぱっと出会ってっていうときに、S-1 って、あいつ何か心地よかったなと。また次、会ってもいいかなとか、あの人だったら、本当に困ってるようなことつぶやいてもいいかなとかですね[S-1(25)]。

医師の S-2 も刑務所から出てきた当事者に「お疲れ様でした」と声をかけると話す[S-2(8)]。医師の S-3 も「大変でしたねと共感的な姿勢を示す」と話し[S-3(5)]。、「病気だから悪いことをしたという、何か善悪みたいな道徳的なことを何か僕らが伝えたいわけじゃないんだと。やっぱり病気として認識してるんですよって」[S-3(6)]と言う。

ダルク職員の S-7 も「一番やっちゃいけないことは、その人を責めてしまうっていうことですかね」[S-7(10)]と語る。

更生保護施設職員の S-4 も「語ることに對しての安全を保証する」と話す。

まず本人が安心して語れる雰囲気を作るってことが大切なので、まずちゃんと嫌なことは言わなくていいですよって言うことと、言いたくないことは言わなくてもいいですけど、いくつかお話を聞かしてくださいっていう、語ることに對しての安全を保証するってところですよ。ここですよ、やっぱり[S-4(50)]。

サブテーマ 4.3 なめる／なめられない

センター職員 S-1 は、15 年前の失敗談として、以前は初対面の面接時に「いかに、なめられないようにするか」に気を付けていたところがあると話した。

「福祉のソーシャルワーカーで、帰り先のお手伝いのために来ました」みたいな説明は口では言うんですけど、自分から醸し出してる雰囲気が、多分ちよつとなめられては困るなっていうような雰囲気をかもし出してたと思うんですよ。つまり、例えば受刑者が面接室に入ってきて、自分は座ったまま会釈するだけとか、どこかしら冷たい態度だったと[S-1(21)]。

刑務官から、面接後の当事者が「S-1 っていうヤツは『最初に言いたくないことは言わなくていいです』とか説明してたけど、あんな雰囲気面接されたら、言いたくないっていう言葉が出てこない」と言っていたことを伝えられ、「本音が出てくるような向き合い方をすべき」と反省したのだという[S-1(21)(22)]。

医師の S-2 は、そうした支援者の「なめられたくない」気持ちは治療的に利用できるものだ話す[S-2(17)]。サブテーマ 1.7 にて前述したように、S-2 によると当事者の多くは、「なめる」「なめられない」といったパワーゲームの世界で生きてきた[S-2(18)(19)]。

だからこそ、S-2 は技術として「時にはパワーゲームみたいなことをやらないといけない局面もある」と語る。

それは技術として、ちょっとぶち切れてあげるっていうか、「もう生活保護受けられんぞ」みたいなことを言ったら、とにかく頼りなさいみたいな。(中略)あなたは治療するしかないんですよみたいなことで一生懸命伝えるみたいな。それは、そういう思いの中でやってるんだよということ。ちょっとそういうふりをしてあげるみたいなね[S-2(16)]。

当事者が慣れ親しんでいるパワーゲームをやっている「ふりをしてあげる」ことで、「頑張ってよみたいな思いがどっかで伝わって」いく局面があるのだと話す[S-2(16)]。

そして「なめる」「なめられない」の世界から転換し、仲間同士の人間関係を築いていくのが、依存症からの回復の姿なのだという[S-2(18)(20)]。そして支援者が感じる「なめられたくない」気持ちは、当事者と共有できるものなのではないかと話す。

だから、すごい自分の中のなめられたくない気持ちとか、なめられることの恐怖感とか、自分がプロとして認めてもらえてないんじゃないかみたいな思いとか、おののきみたいなものがありますよね。(中略)あ、そうかって。自分が今思ってる、相手になめられてるかもしれないっていう恐怖なのかなみたいな思いって、そこは実はご本人と共有できるというか。だから大事な手がかりのような気がしますね、なめられる思いみたいなのは[S-2(21)(22)(23)]。

サブテーマ 4.4 当事者の問題点を聞く

女性を支援する更生保護施設職員の S-4 は、特に被害者がいるケースの場合、当事者に対して「自分の問題点」を面接で聞くという[S-4(22)]。その理由として、「犯罪しても被害者的な心情がある」と話す[S-4(23)]。加害の背景には、実際に「被害者的な部分」もあると S-4 は指摘する。

被害者的な部分に関しては十分寄り添えるので(中略)支援ができるっていうか[S-4(26)]。

サブテーマ 4.5 正直な気持ちを話してもらえない

S-4 は前提として初対面の面談では「本当の気持ちを話してもらえない」と話す。

矯正(施設)の中にいるから、いいこと言わなきゃいけないとか、何か怒られちゃうんじゃないかとか、こんなこと言ったらっていうので、本当の気持ちを話してもらえない[S-4(51)]。

また、当事者に「早く出たい」「何とか受け入れてもらおう」という気持ちが強いと、本人の気持ちよりも「なんでも出来ます」と言ってしまい、提供している支援とのミスマッチが起きてしまう場合もあるという[S-4(56)]。

同様にダルクスタッフの S-6 は当事者が面接中に「本当のことを話しているかわからない」と言い、その背景にはこれまで生きてきた中で本音で話すことがなかったことが多いことを挙げる。

受刑中、収監中、われわれに本当のことを話してるかどうかもわかんないですよ。刑務所の中もそうだし、それから今までの生き方の中で、本音で話すなんて多分したことないでしょうから、大丈夫ですよって言っても、そんなこと信じられるわけないだろうから[S-6(7)]。

また S-6 は、「時間が経たないとわかってこない」と言い、最初の面会では淡々と行うという。出所後に当事者がダルクとかかわり、ミーティングを重ねたりしないと「その人のことが見えてこない」ものなのだと話す[S-6(19)(20)]。

また S-5 は、初対面の受刑者は緊張しており、「その人が精いっぱい頑張った姿」なのだと話す[S-5(12)]。そのため、初対面では「手放せないところ」を聞くのだという。

差し引いたときに、この人の普通ってどんな感じなんだろうなを想像をしたり、頑張っても取り繕えない部分があるわけですね。(中略)話の中でどんなに「頑張ります」って言うってても、そこは手放せないみたいなのところはどこなんだろうなっていうのを聞くようにしたり[S-5(12)]。

サブテーマ 4.6 女性の二重の困難

一般的に男性に比べ、女性の方が頼れる資源が少ない中で、男性に頼らなければならない構造がある。受刑者かつ女性であることによって、受刑者の女性は重複的な困難にさらされている場合がある。

女性の支援をする S-5 は、女性が自立して一人で暮らせるような情報提供をするのだと話す。

男の人にかくまってもらってというか、お金もらって何とか暮らしてたような人が一人になったときに、どうやって暮らせるかなっていうのは想像しながら聞いて、一応こういうサポートがあるよを投げたときに、どんな反応かなっていうところ。で、そういうの知らなかったから、あるんだったらやってみたいっていうなら、受けたとき、そういうことを手伝うかなっていうのを想像したりして聞きますよね[S-5(15)]。

一方で、パートナーのもとに戻る選択を取る女性もいる。

離婚も向こうから突きつけられちゃって離婚もされちゃったし、当てになる男の人もないし、親もだめだしとか、本当に行き場がないならば、いつかはうちで、いろいろ手帳や何や、年金や整うまでは頑張れるかもしれないけど。もう出たらすぐでも迎えにいきたい男の人が一人二人いちゃったりすると、多分全部、手厚くしようと思っても、そっちに持っていかれてしまうんで、何か難しいですね[S-5(19)(20)]。

また更生保護施設職員の S-4 も、暴力をふるうパートナーの元ではなく、シェルターに入ったほうがいいと支援者は考えるが、当事者が施設への入居を拒否し、パートナーの元に帰ろうとするケースもあるという[S-4(116)]。

S-5 は当事者の女性たちの成育歴を聞く中で、「自分軸の人生がないのが当たり前」の人生を送ってきたことに気づいたのだと話す。

どこで生まれてどう育ってみたいなのを一人一人見るんですけど、この生い立ちでうまく、急に出てきたからってなるはずがないっていうか、こんな大変な中を生きてきて、人を頼らざるを得なかったり、男の人を頼らないと、もう暮らせない 10 代の、高校出て飛び出しちゃってとかいう中で、人に頼るとか、人に決めてもらうとか、自分軸の人生がないのが当たり前というかでやってきて。その中で覚醒剤に出会って使って、そこには男の人がいてっていうので、そこから刑務所についていく地続きできたときに、出てきたから自分で、「あなたの人生だよとか、どうしたい？」って言われても、そらわかんないよねっていうのは接してて思うところではあ

るんですよ[S-5(23)(24)]。

S-5によると女性たちは、「声の大きい人の言うことを聞くみたいなのが多分ずっと染みついてきていて、そこに暴力があったりとか怖い思いしてきて、もう言うこと聞いたほうが早いとか楽みたいなのを多分身につけてきてしまった」[S-5(24)]と話す。そこに刑務所経験が重なると「もう何も考えないほうがいい」と当事者は感じるようになるという。「でも、それでも生きていかないといけないのは大変よね」とS-5は話した[S-5(26)]。

テーマ6 刑務所／刑務官に改善してほしいこと

テーマ6「刑務所／刑務官に改善してほしいこと」では、「情報共有」「外部との接触を増やす」「福祉的視点」「保護上移送の充実」「医療アクセス」「刑務官に改善してほしいこと」の6つのサブテーマが抽出された。それぞれについて説明を行う。

サブテーマ6.1 情報共有

改善してほしい点として、情報共有が挙げられた。

センター職員S-8は、いくつかの点で支援者にとって刑務所との情報共有が難しいと言う。

第一に管轄の違いがあり、刑務所が国所有の施設であるため、当事者が在住していた市町村の職員からすると情報共有が難しいと話す[S-8(46)]。第二に、地理的な問題があり、当事者在住の市町村とは異なった地域の刑務所に入ることもあることが挙げられた[S-8(47)]。第三に個人情報の壁もあり、福祉センターの職員が「〇〇さんがP刑務所にいると聞いた」と問い合わせをしても、要配慮個人情報であるために答えてもらえないと話した[S-8(48)]。

S-8は、当事者が刑務所に入る手前から福祉とつながる「入口支援」が進んでいる今、刑務所への入所によって支援が途絶えてしまうのは「非常にもったいない」と語る[S-8(50)]。

刑務所に入る手前の段階の、いろんな地域の関係機関、もっと言えば、逮捕される前から本人につながっている福祉団体とか福祉のセンターが、引き続き、また本人を迎え入れていきたいという気持ちがあれば、本人もまたそこで支援してもらいたいという気持ちがあれば、そこが個人情報っていう意味でも、あるいは市町村と国の施設との連携とか、そこに、間に都道府県が入れるかとかっていう意味でも、連続できる、連携できる体制作りっていうのは非常に課題なのかなっていうふうに思っているところですね[S-8(51)]。

またセンター職員S-1も、支援に必要な個人情報を刑務所から共有してもらいたいと話し、ある性犯罪の重罪を繰り返す人の例を挙げた。刑務所内で処遇プログラムを行ったと聞いたが、「自分の中で何が引き金となってスタートするのか」といった「トリガー」の情報を共有してほしいとS-1は刑務所側をお願いしたが個人情報だということで出してもらえなかったという。S-1は交渉を重ねた結果、2、3時間かけて「保護観察所でプログラムの結構分厚いシートを全部手書きで書き写す」ことになったと話した[S-1(55)]。

刑務所は再犯をさせまいと思ってやって、今度、社会側ではそれをさせまいとして、社会もしてる。で、中でやった、そういうさせないためのエキスがあるとすれば、引き継いだほうがより効果があると思うんですけど、そこが個人情報ってことで出てこない。支える側は2、3時間手書きしてるとかっていう、この非効率さというか[S-1(56)]。

医療情報の共有については、サブテーマ 2.6 でも指摘されているように、当事者が診断書を持っておらず、飲んでいた薬の中身がわからないケースもある。医師 S-3 は刑務所の中での診断の根拠や投薬の内容、投薬や治療を継続した方がいいのかについて、「受刑者が理解していないことがほとんど」[S-3(18)]。であり、刑務所や少年院に電話してなぜ医療情報を出してくれないのか聞いたところ、「刑務所に入っていた烙印を押さない意味もある」と回答されたという。S-3 は一定の納得はしたものの「医療情報はちゃんと伝えた方がいい」と考えている[S-3(20)]。

医師の S-2 は以前は「服薬の中身も教えてくれなかった」と話すが、最近は「紹介状をくれるようになった」と変化を肯定的に語った[S-2(42)]。一方で、更生保護施設には医療情報が伝わっていない場合もあると話す。

更生保護施設職員の S-4 は、医療情報は積極的に聞くようにしていると話した。以前、出所後にすぐ手術を受けなければならないと医師に診断されていた受刑者がいたが、当事者との面接ではその情報が十分に提供されず、受け入れと直前に当事者とのミスマッチが起こったことを話した[S-4(85)]。

サブテーマ 6.2 外部との接触を増やす

センター職員の S-1 は出身地から離れた刑務所に入所する受刑者は、その遠さゆえに面会などが少なくなり「社会とのつながりが途絶えて」しまいがちだと話す。対策として、支援者だけではなく家族や知人などもオンラインで面会できるようになったらいいのではないかと話す。

面会とかっていうのは、社会とのつながりっていうのは希望になるから、もしそういう刑務所の処遇指標の振り分けられる仕組みが変わらないんだとすれば、社会とのつながりをオンラインも使って薄くでも担保できるようにしていくといいだろうなと思います[S-1(68)]。

またセンター職員の S-8 も、外泊などの地域の福祉との連携が必要だと話した。

なかなか刑務所に受刑中の人や、福祉事業所に、じゃあ、一泊、二泊体験利用して、どういうふうな生活なのかっていうのをイメージしていただいて、また受刑に戻られて、出所を迎えて、その福祉事業所を利用していかっていうことが、今、ほとんどできていない状況なので、福祉事業所の方が面接に来ていただいて、うちの事業所はこういうところですよとか、そういう説明でとどまっているんですけども、外出とか外泊とか、あと外部通勤とかっていうんですけど、そういう、受刑していながらの地域の福祉との接点を、もっとリアルに持っていたらいいっていうのは、あるとうれしいなっていう[S-8(41)]。

S-1 はもっと受刑者が外で体験や見学ができるとミスマッチも減るのではないかと言う。

実際働く現場を見に行ってみるとか、今度、住まう施設を見に行くとかいうのができにくいから、そういうのがあると、ミスマッチがもっと減ってくるだろうなと思いますね。塀の外と中をもう少しつなぐようなお試し期間というか、体験トライアルというか[S-1(73)]。

S-8 は受刑者だけではなく、刑務所で働く職員も人材交流があるといいのではないかと提案する。刑務官と地域の福祉の支援者には似通っているところがあり、受刑者と信頼関係を築きながら管理をしていく刑務官と、規則がないなかで信頼関係をつくる福祉の支援者で、人材交流をすることで

「文化の違いが相乗効果を生んで面白いことになるのではないかと話す[S-8(63)(65)]。

サブテーマ 6.3 福祉的視点

医師 S-2 は、受刑をきっかけに知能検査で知的障害が分かり、医療につながった例をあげ[S-1(50)]「その方の今後の人生にとっては、すごくいいことされたな」と評価した。そして同様に刑務所内で、医療や福祉の提案を増やしていけばいいのではないかと話した。

福祉的なものだったり、医療的なものだったり、必要な、必要でないのはある程度見えてるでしょうから、そういうようなことを提案してあげたりしていただくといいんじゃないかな[S-2(51)]

S-2 は「ケースワークの部分は保護観察所に」となっている現状を指摘し、地域定着センターの支援に該当しない当事者の場合、困りごとがあっても「保護観察官の先生に合間を縫って会っていただく」状況にあると話した。保護観察所以外の関係機関、地域の関係機関や民間のサポートでも相談に乗ることができることを、受刑者に情報提供する必要があると話す[S-2(56)]。

S-8 は刑務所の作業に「福祉のノウハウ」を取り入れることを提案する[S-8(42)]。現在、入所する刑務所は処遇指標によって分けられているが、「罪状とか管理しやすさみたいな面だけではなくて、福祉の面から、この人は、じゃあ地域に近いところの刑務所に入ってもらって、地域の事業所さんが連携できるような刑務所と、その刑務所に入ってもらえるといいなとか、そういう視点」が、特に障害者に対しては必要なのではないかと述べた[S-8(43)]。

また介護保険や高齢者福祉の対象でない高齢者については、刑務所と居住支援との連携がより必要だと S-8 は話す。

アパート確保で課題になってくるのが、緊急連絡先とか、携帯電話の問題とか、身分証の問題とか、通帳の問題とかっていうところなので、高齢者に関してはもっと前倒してそういったものが用意できるように、身分証とかも受刑していながらどんどん用意できるようにとか。居住支援法人さんとかの連携っていうのがさらに進められるように[S-8(44)]。

さらに、居住支援法と、地域の居場所づくりの連携が進むと、「体は元気だけど、孤立していて、刑務所の中にまた戻りたい。で、地域と刑務所行ったり来たりみたいな、そういう社会的孤立のスパイラルみたいなのは断ち切っていけるのかな」[S-8(45)]。と話した。

サブテーマ 6.4 保護上移送の充実

もっとあればよいサポートとして、センター職員 S-8 は保護上移送の充実を挙げた。

遠方の刑務所から出所される場合は、保護上移送とかっていうかたちで、出所間際に、地元の拘置所とか刑務所に本人が移送されてきて、そこから迎えに行くってことはあるので、そういった手続きが、調整が円滑に進んでいる方だとそういうふうになるんですけど、出所間際になって帰住先が決まってくるとか、出所間際になって、本人さんが、やっぱり福祉の支援借りたいとかっていうときに、そういった制度が使えるかっていうと、なかなか使えなかったりするので、(中略)出所間際になって、そういう福祉の支援のルートに乗ってきた場合に、臨機応変に対応できるかっていう部分は課題なのかなっていう感じですかね。[S-8(60)]

またセンター職員 S-1 は、社会とのつながりが途絶えてしまうため、そもそも出身地から遠い刑務所に入所させないことが理想だと話した。

これちょっと理想だけど、あんまり出身地と遠くに離すっていうのは、それで多分会えなくなる、社会とのつながりが途絶えちゃうから、社会とのつながりが途絶えて、今度、われわれが出てくるときの応援団がいたとしても、応援団も会いに行けなかったりするんで、なかなか難しいかもしれないけども[S-1(66)]

サブテーマ 6.5 医療アクセス

サブテーマ 2.6 でセンター職員 S-1 が述べたように、刑務所で十分な医療が受けられなかった結果「歯がぼろぼろ」になる受刑者が多くいる[S-1(82)]。

センター職員の S-9 も、医師の診断が下りないことで、福祉サービスの調整が難しかったことを話した。

手帳とか介護保険の申請とか、受刑中に行うときに、お医者さんに診断書ををお願いするんですけど、医師が常駐していないところかもあって、すごい期間が結構遅くなったり、ぎりぎりになったり、書けなかったりみたいな。で、結局、福祉サービス調整ができないまま出てくるみたいなことがあったので[S-9(1)]

センター職員 S-8 も同様に、受刑中の当事者が専門医に診察してもらう機会が少なく、出所後の福祉サービスへスムーズにつながりにくい話す。[S-8(67)]

刑務所の中の医療機能とかっていうのを高めていただく、多様化していただく、多様な病名に対応いただけるような体制を取っていただくっていうのは大事だなと思います[S-8(68)]。

サブテーマ 6.6 刑務官に改善してほしいこと

刑務官に改善してほしいこととして、「高圧的な対応」「障害や依存症についての知識」の 2 つのテーマが抽出された。

6.6.1「高圧的な対応」

まず「高圧的な対応」について説明する。

医師 S-3 は刑務官に改善してほしいこととして、刑務所内での秩序を守る必要に一定理解を示しながらも「理念的に言えば、高圧的な言い方をしない」「フラットな人間関係」を望むと話した[S-3(32)]。

S-1 も社会に戻った時を想定して、自尊感情や自信を下げないような関わり方をしてほしいと話す[S-1(75)]。S-1 は、10 年以上前に参加した会議の休憩時間中、更生保護施設の職員が保護観察官に、「いいタマが入った」などと、受刑者を「タマ」と呼んでいたことに衝撃を受けたと話した[S-1(76)]。

もちろん罪の償いもしないといけない、それも背負って生きていかないといけないけども、かといって余計な自尊感情とか、それが傷になるようなことまでする必要がないと思うし(中略)もうちょっと社会に戻るコミュニケーションとか、そのベクトルでかかわるようなことも必要じゃ

ないかなと思うんですね[S-1(77)]。

S-1によると、そうした自尊心の低下や傷つきによって負い目が生まれ、人を信頼できず、支援にうまくつなげられない当事者がいるのだという[S-1(77)]。

また センター職員 S-1 は当事者の同意を取って福祉の支援を受けようとしていると聞いていても、実際に当事者と話すと「いや、福祉の支援いらない」と言うことが多く、その背景には刑務官が十分に説明せずに、命令をする文化があると話す。

聞くと、刑務官から、おまえは必要だから同意書書いとけみたいな、そういう、ある意味でそういう文化なんですよ。おまえ、必要だからやっとけみたいな[S-1(81)]。

6.6.2「障害や依存症についての知識」

医師 S-3 は、発達障害や薬物依存との関係やそれ自体についての知識を刑務官にも知ってほしいと話す。

S-3 によると、同じ「発達障害」であっても、注意欠陥の ADHD と、自閉症スペクトラムの ASD は「全然違う」と話す[S-3(33)]。

刑務所は「コミュニケーションできないけれど、とにかく言われたことを守る習慣」で秩序を守っていると S-3 は指摘し、ADHD の場合は我慢することが訓練につながる面もあるのではないかと評価しながらも、ASD の場合は「うまく伝わらなくても、ぐっと飲み込んでいくことが治療の逆」であり、「わからなかったら質問する」という ASD に重要なスキルとは逆のことを身に着けてしまうのではないかと話す[S-3(33)(34)]。

また発達障害と薬物依存にも関係があると言い、

発達障害と薬物依存との関係だったり、それぞれの人の、本来はこうするのが治療的と現状ではされてるがってというようなことを、知識を得るということはできるといいなと思います[S-3(37)]。

と述べた。実際に発達障害や薬物依存との関係について講演をすると、「刑務官が勉強にきて、すごく納得されていた」と語り、「刑務所の中でこんなことが起こって大変なんだと、われわれが教えられることなんかもあった」と話す。

医師 S-2 は同様に、刑務官には依存症について知ってほしいと話した。S-2 が当事者から聞いた話として、出所前、刑務官にダルクに行くことを話したら「やめとけ、あんなとこ」と言われたエピソードを語った。

刑務官の先生がおっしゃるので、なかなかそれ、ご本人にとってみたら一番大事な命綱みたいな人たちがそう言うんだから、やっぱりダルクやめようかなみたいな。(中略)一応、法務省なりの方針みたいなものの中では、ダルクは、もちろん社会の更生を支える一つの枠組みみたいなふうには捉えられてるはずなので、そういうような意味合いでの、もうちょっと幅広く、お互いに連携をしていただきながら、勉強しながらっていうのがいいんじゃないかなという気はしますけどね。[S-2(45)]

そして、「悲観していた人たちが、将来ゆくゆく、すごく落ち着く場合がある」と話した[S-2(58)]。

プログラムにちゃんと入ってて、すごくいいかたちの生き方を生きてらっしゃるんだみたいなことを、そういう情報にもふれていただければなという気はしますけどね。[S-2(59)]。

参考資料7 釈放時アンケートのデザイン案(パート1のみ)

意識調査アンケート

はじめに この調査の目的について

- ① この調査は、みなさんから、刑務所での生活について意見や感想をうかがい、今後の施設運営をより良くしていくために行うものです。
- ② これらの質問は、みなさんの知識をテストするためのものではありません。
そのため、ありのままに自分が思ったこと / 感じたことを答えてください。
- ③ この調査の内容を目的以外に使うことはありません。
誰が回答したのかわからないようにするため、名前は書かずに提出してください。
- ④ 答えた内容によって、みなさんが釈放後に不利な扱いを受けることはありません。

回答方法 調査を始める前にご確認ください



この調査には5つのパートがあり、
合計29ページです。



制限時間はありませんが、
調査にかかる大体の時間は、約60分です。



質問をよく読み、あまり難しく考えず、
直感で思ったままに回答してください。



調査に回答している間は、自分の考えに
集中し、他の人とは相談しないでください。



調査への回答をやめたら、
いつでも中止することができます。



わからないことや、確認したいことが
ある時は、職員に質問してください。

ご協力のほどよろしくお願いいたします。

回答者の基本情報

1

1. 回答者の基本情報

1-1 あなたについてお聞きします。

あなたについて、当てはまるものを一つ選んでください。

	男性	女性	その他
ア あなたの性別	☐	☐	☐

	20歳未満	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代	90代以上
イ あなたの年齢	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐

刑務所での生活について

2

2-1 受刑生活に対する安全感についてお聞きます。

あなたが感じたことについて、もっとも当てはまるものを一つ選んでください。

	全く当てはまらない。	あまり当てはまらない。	どちらかというと当てはまらない。	どちらともいえない。	どちらかというと当てはまる。	少し当てはまる。	非常に当てはまる。
ア 安心して生活できた。	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
イ 職員に対して、 身の危険を感じなかった。	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
ウ 他の受刑者に対して、 身の危険を感じなかった。	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐

2-2 食事関係についてお聞きします。

食事に関してあなたが感じたこととして、もっとも当てはまるものを一つ選んでください。

	全く当てはまらない。	あまり当てはまらない。	どちらかというと当てはまらない。	どちらともいえない。	どちらかというと当てはまる。	少し当てはまる。	非常に当てはまる。
ア 食事の量に満足した。	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
イ 食事の質に満足した。	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
ウ 献立の種類に満足した。	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
エ 健康に気を付けた献立だったことに満足した。	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
オ 温かいはずの料理が十分に温かく提供されたことに満足した。	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐

2. 刑務所での生活について

カ 食事に関して感じていたことを自由に書いてください。
特になければ、回答しなくてもかまいません。

例：もっとパンが食べたかった、甘いものが食べたい、美味しかったメニューなど。

2-3 医療関係についてお聞きします。

医療に関してあなたが感じたこととして、もっとも当てはまるものを一つ選んでください。

	全く当てはまらない。	あまり当てはまらない。	どちらかというと当てはまらない。	どちらともいえない。	どちらかというと当てはまる。	少し当てはまる。	非常に当てはまる。
ア 希望どおりの医療（診察）が受けられた。	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
イ 希望する早さで診察を受けられた。	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
ウ 医師から十分に説明してもらえた。	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
エ 希望どおりの治療をしてもらえた。	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
オ 希望どおりに薬を出してもらえた。	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
カ 医療を受けたいと言いだしにくかった。	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐

2. 刑務所での生活について

医療に関してあなたが感じたこととして、もっとも当てはまるものを一つ選んでください。

	全く当てはまらない。	あまり当てはまらない。	どちらかというと当てはまらない。	どちらともいえない。	どちらかというと当てはまる。	少し当てはまる。	非常に当てはまる。
キ 多少調子が悪くても 我慢するしかないと思った。	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐

ク その他、医療で困ったことがあれば教えてください。
特になければ、回答しなくてもかまいません。

例：医師に話を聞いてもらえなかった、専門医に相談したかったなど。

2-4 外部交通についてお聞きします。

外部交通に関してあなたが感じたこととして、もっとも当てはまるものを一つ選んでください。

	全く当てはまらない。	あまり当てはまらない。	どちらかというと当てはまらない。	どちらともいえない。	どちらかというと当てはまる。	少し当てはまる。	非常に当てはまる。
ア この刑務所では、 家族や支援者とのやりとりを維持できるようにしてくれた。	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
イ この刑務所では、 家族や支援者と有意義な交流ができるようにしてくれた。	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
ウ この刑務所では、 家族や支援者と十分な面会ができるようにしてくれた。	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐

2-5 施設の規則（きまり）についてお聞きします。

施設の規則に関してあなたが感じたこととして、もっとも当てはまるものを一つ選んでください。

	全く当てはまらない。	あまり当てはまらない。	どちらかというと当てはまらない。	どちらともいえない。	どちらかというと当てはまる。	少し当てはまる。	非常に当てはまる。
ア 施設の規則（きまり）の内容を理解するのが難しかった。	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
イ 厳しい。	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
ウ 納得のいかない規則があった。	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
エ 職員によって規則に関する対応が違った。	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
オ 受刑している人によって規則の適用が違った。	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐

刑務作業について

3

3-1 刑務作業についてお聞きします。

刑務作業に関してあなたが感じたこととして、もっとも当てはまるものを一つ選んでください。

	全く当てはまらない。	あまり当てはまらない。	どちらかという当てはまらない。	どちらともいえない。	どちらかという当てはまる。	少し当てはまる。	非常に当てはまる。
ア 勤労（はたらくこと）の習慣・意欲を身につけることができる。	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
イ 社会復帰後（出所後）の就職に役立つ。	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
ウ 社会に貢献できる。	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
エ 規則正しい生活習慣が身につく。	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
オ 忍耐力が身につく。	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
カ 共同生活により協調性（ほかのひとと協力したりする力）が身につく。	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐

3. 刑務作業について

刑務作業に関してあなたが感じたこととして、もっとも当てはまるものを一つ選んでください。

	全く当てはまらない。	あまり当てはまらない。	どちらかというと当てはまらない。	どちらともいえない。	どちらかというと当てはまる。	少し当てはまる。	非常に当てはまる。
キ 気がまぎれて良い。	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
ク 体を動かして良い。	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
ケ 健康に良い。	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
コ 時間が早く過ぎて良い。	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐

3-2 刑務の作業時間についてお聞きします。

作業時間に関してあなたが感じたこととして、もっとも当てはまるものを一つ選んでください。

	全く当てはまらない。	あまり当てはまらない。	どちらかというと当てはまらない。	どちらともいえない。	どちらかというと当てはまる。	少し当てはまる。	非常に当てはまる。
ア 丁度よい長さだ。	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐

3-3 作業報奨金についてお聞きます。

作業報奨金に関してあなたが感じたこととして、もっとも当てはまるものを一つ選んでください。

	全く当てはまらない。	あまり当てはまらない。	どちらかというと当てはまらない。	どちらともいえない。	どちらかというと当てはまる。	少し当てはまる。	非常に当てはまる。
ア 単価を上げてほしい。	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
イ 勤労（はたらくこと）意欲があがった。	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
ウ 社会復帰後（出所後）の生活に役立つ。	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
オ お金の使い方を考える訓練になった。	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐

職員・他の受刑者について

4

4-1 職員についてお聞きします。

以下の項目は、あなたが抱く職員への印象にどれくらい当てはまりますか（特定の職員ではなく全体的に見て）。もっとも当てはまるものを一つ選んでください。

	全く当てはまらない。	あまり当てはまらない。	どちらかというと当てはまらない。	どちらともいえない。	どちらかというと当てはまる。	少し当てはまる。	非常に当てはまる。
ア 公平な対応してくれた。 (公平：えこひいきなどをしないで、皆同じように扱うこと)	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
イ 親切に接してくれた。	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
ウ 信頼できなかった。	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
エ ひとりの価値ある人間として扱ってくれた。	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
オ 期待してくれた。	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
カ 必要なときに相談にのってくれた。	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐

4. 職員・他の受刑者について

以下の項目は、あなたが抱く職員への印象にどれくらい当てはまりますか（特定の職員ではなく全体的に見て）。もっとも当てはまるものを一つ選んでください。

	全く当てはまらない。	あまり当てはまらない。	どちらかというと当てはまらない。	どちらともいえない。	どちらかというと当てはまる。	少し当てはまる。	非常に当てはまる。
キ 励ましの声をかけてくれた。	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
ク 理解と関心を示してくれた。	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
ケ 必要なときに助けてくれなかった。	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
コ 誠実な対応をしてくれた。	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
サ 必要なときに必要なだけの対応をしてくれた。	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐

4-2 あなたを一番長く担当した職員についてお聞きます。

以下の項目は、あなたを一番長く担当した職員に対して抱く印象にどれくらい当てはまりますか（特定の職員ではなく全体的に見て）。もっとも当てはまるものを一つ選んでください。

	全く当てはまらない。	あまり当てはまらない。	どちらかというと当てはまらない。	どちらともいえない。	どちらかというと当てはまる。	少し当てはまる。	非常に当てはまる。
ア 公平な対応してくれた。 (公平：えこひいきなどをしないで、皆同じように扱うこと)	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
イ 親切に接してくれた。	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
ウ 信頼できなかった。	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
エ ひとりの価値ある人間として扱ってくれた。	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
オ 期待してくれた。	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
カ 必要なときに相談にのってくれた。	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐

4. 職員・他の受刑者について

以下の項目は、あなたを一番長く担当した職員に対して抱く印象にどれくらい当てはまりますか（特定の職員ではなく全体的に見て）。もっとも当てはまるものを一つ選んでください。

	全く当てはまらない。	あまり当てはまらない。	どちらかというと当てはまらない。	どちらともいえない。	どちらかというと当てはまる。	少し当てはまる。	非常に当てはまる。
キ 励ましの声をかけてくれた。	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
ク 理解と関心を示してくれた。	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
ケ 必要なときに助けてくれなかった。	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
コ 誠実な対応をしてくれた。	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
サ 必要なときに必要なだけの対応をしてくれた。	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐

4. 職員・他の受刑者について

シ 職員に対して、良かったこと、嫌だったこと、印象に残っていることがあれば教えてください。特になければ、回答しなくてもかまいません。

例：優しく相談に乗ってもらった、ひどいことを言われた、など。

4-3 他の受刑者についてお聞きします。

以下の項目は、他の受刑者について抱く印象にどれくらい当てはまりますか。
もっとも当てはまるものを一つ選んでください。

	全く当てはまらない。	あまり当てはまらない。	どちらかというと当てはまらない。	どちらともいえない。	どちらかというと当てはまる。	少し当てはまる。	非常に当てはまる。
ア 親切にしてくれた。	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
イ よく相談に乗ってくれた。	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
ウ 乱暴な者がいて困った。	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
エ 命令する者がいて困った。	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
オ 自分勝手な者がいて困った。	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
カ 仲間はずれにされた。	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
キ かかわり合いにならないようにした。	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
ク うまくかかわることができた。	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐

受刑中の活動について

5

5-1 受刑中の活動についてお聞きします。

各項目について、もっとも当てはまるものを一つ選んでください。

	全く当てはまらない。	あまり当てはまらない。	どちらかというと当てはまらない。	どちらともいえない。	どちらかというと当てはまる。	少し当てはまる。	非常に当てはまる。
ア 自分で考えて行動することができた。	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
イ 自発的に行動することができた。	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
ウ 自分のことは自分で決めることができた。	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
エ 自分の必要なことに合った活動をすることができた。	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
オ 自分の得意なことに合った行動をすることができた。	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
カ 夢中になれる活動があった。	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
キ 意味のある活動をすることができた。	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐

5-2 受刑生活で得られたものについてお聞きます。

以下のそれぞれのことがらについて、今回の受刑生活でどの程度達成できたと思いますか。

	全く当てはまらない。	あまり当てはまらない。	どちらかというと当てはまらない。	どちらともいえない。	どちらかというと当てはまる。	少し当てはまる。	非常に当てはまる。
ア 罪を償えた。	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
イ 自分の問題を見つめなおせた。	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
ウ 被害者に対する謝罪、被害弁償等の気持ちが生まれた。	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
エ 二度と犯罪をしない決意ができた。	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
オ 出所後の生活に役立つ忍耐力が付いた。	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
カ 二度と犯罪をしない方法（生活のしかた、出所後の相談先等）がわかった。	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
キ 家族や支えてくれる人のありがたさがわかった。	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
ク 家族との関係が改善した。	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐

5. 受刑中の活動について

以下のそれぞれのことがらについて、今回の受刑生活でどの程度達成できたと思いますか。

	全く当てはまらない。	あまり当てはまらない。	どちらかというと当てはまらない。	どちらともいえない。	どちらかというと当てはまる。	少し当てはまる。	非常に当てはまる。
ケ 健全な社会生活に役立つ人との付き合い方を学んだ。	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
コ 出所後の生活に役立つ習慣を身に付けることができた。	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
サ 健康になった。	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
シ 不適切な交友関係をあらためる決意ができた。	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
ス 出所後の人生に希望が持てた。	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
セ 出所後の生活設計ができた。	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
ソ 自分に定められた目標を達成することができた。	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐

その他、刑務所での経験や、釈放後の生活について伝えたいことがあれば、自由にお書きください。特になければ、回答しなくてもかまいません。

※ アンケートは以上で終わりです。